

国 士 館 大 学

# 政 治 研 究

第 2 号

---

**論 説**

- 地域主権改革の現状と課題…………… 石見 豊 ( 1 )  
スリランカのカトリック・コミュニティと  
宗教的ナショナリズム…………… 川島 耕司 ( 29 )  
なぜ人間は食べ続けるのか？  
—嗜好と健康—…………… 菅原 安彦 ( 51 )  
エピクロスの帰還  
— ガッサンディにおける哲学的著述の技法について —…………… 中金 聡 ( 71 )  
共和政ローマとキケロ…………… 的射場敬一 ( 107 )  
日米安全保障条約改定 50 周年記念に寄せて  
— 第 34 回国会「日米安全保障条約等特別委員会」  
公聴会公述人の意見陳述を中心に —…………… 三浦 信行 ( 137 )

**研究ノート**

- オルテガ研究の覚え書き ( 2 )…………… 藤本 吉蔵 ( 193 )

**講演会講演録**

- The Governance of London …………… David Hutchinson ( 223 )  
「アメリカとどう付き合うか」前編…………… 斎藤 元一 ( 239 )

**シンポジウム「平等って何だ？」**

- イントロダクション…………… 中金 聡 ( 255 )  
政治学から見た「平等」とは…………… 的射場敬一 ( 259 )  
アメリカの平等について…………… 佐藤 圭一 ( 271 )  
行法学・公共政策論にとって「平等って何だ？」…………… 平石 正美 ( 281 )

---

国士館大学政経学部附属政治研究所

平成 23 年 3 月







# 地域主権改革の現状と課題

石 見 豊

## 目 次

- 1 はじめに
- 2 地域主権改革の分析視角とそれ以前の改革動向
- 3 民主党政権における地域主権改革の分析
- 4 おわりに

## 1 はじめに

2009年9月、政権交代が実現し、鳩山民主党政権が誕生した。民主党は、選挙のマニフェストなどで「地方分権」の語を用いず、代わりに「地域主権」の語を用いてきた。民主党の説明では、「分権」と言うと、国から権限や財源を分けてもらうイメージがある。それらのリソースは元々地方が有するものであるから「地域主権」と言うべきであるという主張である。また、地方分権改革は、自民政権時代から延々と続けてきたが、一向に改革が進んでいない。民主党としては、「地域主権」という新しい看板の下、自民党時代の硬直化した改革の状況とは一線を引きたいというのが「地域主権」の語を用いる実際上の理由といったところであろう。つまり、理念や思想の上から突き詰めて「地域主権」の概念を整理したわけではなく、自民党時代の改革と区別するという政治上の動機により「地域主権」の語を用いたに過ぎないと言ってもよい。その意味では、「地域主権」の語は、政治的な概念であると言える。その証拠に現在民主党が進めようとしている地域主権改革の中身を見ると、自民政権下で設けられた地方分権改革推進委員会で議論され提案された内容を多く見つけ

## 地域主権改革の現状と課題（石見）

ることができる。政権交代が行われたからと言って、前政権時代の全ての政策が変更されるわけではないが、上記のように「地域主権」という新しい看板を掲げているわりには、その中身は自民政権時代（地方分権改革推進委員会）のままである。まず、この点が疑問に思う点である。

次に、自民政権時代の地方分権改革と民主党の地域主権改革で異なる点はないかと考えると、決定的に異なる点が1つある。それは、道州制に関する捉え方である。自民政権時代の分権改革（第2次地方分権改革）では、自民党自体がかなり道州制の導入に積極的な態度を取っていた。それに対して、民主党は道州制の導入に関心がなく、道州制の前に権限委譲などの地域主権改革を進めるべきであるという考え方である。第2の疑問は、なぜ自民党は道州制の導入に積極的であり、また、なぜ民主党は消極的なのかという疑問である。

鳩山前首相は、首相当時、地域主権改革は「1丁目1番地」だと公言していた。つまり、地域主権改革を民主党にとって最重要な改革課題であると位置づけていた。しかし、実際には鳩山内閣も、そして、現在の管内閣も、地域主権改革に本気で取り組んでいるようには見えない。それは、地域主権改革より内閣としてより重要度の高い政策が山積しているからである。鳩山前首相の発言を善意に理解するならば、最重要課題であるという意識は持ちながらも、より緊急性の高い政策の処理に追いまくれ、地域主権改革まで手が回らなかったということではないだろうか。そこで、第3の疑問が浮かぶ。それは、内閣にとって政策のプライオリティ（優先順位）を決める基準とは何で、地域主権改革が民主党にとって最重要な課題になるためには、どのような条件を整えることが必要なのかという疑問である。

小論は、このような3つの疑問に答えるものである。以下の各節において、この3つの疑問について考えることにするが、その前に、次の2つの予備的な考察を行いたい。それは、第1に、最近のわが国の政治学研究の動向を踏まえて、制度改革に対する分析視角などについて整理することである。地方分権改革や地域主権改革も制度改革の一種であるので、政治学における制度改革分析の知見は、地域主権改革の分析に対して参考となる示唆を与えてくれることが予想

できる。第2は、自民党政権下で進められてきた地方分権改革（特に第2次分権改革）の内容について振り返り整理することである。民主党政権の誕生前に何がどこまで議論されていたのかを確認することは、民主党政権での地域主権改革との相違を検討する際の手がかりとなるだろう。次節では、以上の2点について予備的考察を行いたい。

## 2 地域主権改革の分析視角とそれ以前の改革動向

### (1) 制度改革に対する分析視角

ここでは、わが国の政治学研究において、特に制度改革を対象とした既存の研究をレビューし、分析視角などについて整理するつもりである。制度改革の中でも最も代表的なものは、行政改革であろう。第2臨調の中曽根行革を分析した大嶽秀夫の研究は、基本的に政治権力論に基づく政治過程分析である<sup>(1)</sup>。誰がアクターで、改革の過程にどのような影響力を与えたのかを文献資料の整理や改革に関わった人々へのインタビューによって整理するという手法である。ただ、大嶽も中曽根行革に関する2冊目の著作になると、アクター間の権力（影響力）関係だけではなく、改革を進めるための“理念・思想”に関心を持つようになった<sup>(2)</sup>。これは、政治学界において「アイディアの政治学」への関心が高まってきていることと関係がある<sup>(3)</sup>。

一方、行政学では一時期、「機関哲学」の語がしばしば用いられた<sup>(4)</sup>。その意味は、文字通り行政の各部署が独自の“哲学”を持つということである。例えば、財務省主計局には「主計の哲学」があり、主税局には「主税の哲学」があるということである。「機関哲学」は、各部署の長年の歴史を通じて蓄積されてきたものである。これは、わが国の官僚制でとりわけ顕著な割拠性（セクショナリズム）を説明するものでもあり、その意味でわが国の行政学との相性が良いものでもある。しかしそのことより、ここで指摘したいことは、機関哲学が新制度論を受け入れることにあたって、水先案内人的な役割を果たしたということである。新制度論は、従来の法制度論より、「制度」の意味を広く捉

## 地域主権改革の現状と課題（石見）

えていることに特徴がある。慣行や文化なども新制度論では、制度の一部として捉えている。

上記の改革の「理念・思想」への注目や「アイディアの政治学」、「機関哲学」などは、基本的に共通する視角を有していると言える。つまり、政治的アクターの行動や意思決定を説明する際に、各アクターが有する権力やリソースから論じるのではなく、改革の背景となる「理念・思想・アイディア・哲学」の面に注目しているところである。これらの点は広い意味での「文化」と言うことができ、その意味では、政治学研究における文化論アプローチの復権を指摘する声もある<sup>(5)</sup>。

さて、最近の制度改革に関する研究で目立つ分析枠組みは、やはり新制度論に基づくものである。その代表例は真淵勝と言える。真淵は、『大蔵省はなぜ追いつめられたのか』において、1997年の金融監督庁の設置（金融機関に対する検査・監督権限の大蔵省からの分離）と日本銀行法の改正（日本銀行の大蔵省からの独立性を高めることが目的）という制度改革について扱っている<sup>(6)</sup>。大蔵省・日銀改革の政治過程を「政官関係の変貌」（同書の副題でもある）を中心に描いているが、分析の基底には大蔵省が財政と金融を一手に握ってきたという制度配置や「官庁の中の官庁」としての大蔵省の「おごり」などの省の文化・風土面に関心があり、やはり新制度論に基づく研究であると言える。

制度改革に関する分析視角として、これまでのわが国の政治学研究で多かったのは政官関係からのアプローチである。加藤淳子は、1980年代の公的年金制度改革、医療保険制度改革、税制改革について政官関係の視角から分析した。特に、加藤は官僚制が有する政策知識の豊富さに注目し、官僚の優位を実証した<sup>(7)</sup>。

「アイディア」と「専門性」の2つの面から制度改革の分析を行ったのが木寺の研究である。木寺は、制度改革において外部専門家は「アイディア」を提供し、一方、官僚制は「専門性」を提供すると考えた。そして、第1次分権改革と三位一体の改革の成果を比較し、前者では、地方分権推進委員会（分権委）の委員や地方六団体などが外部専門家として、機関委任事務制度の廃止などの



「アイディア」を出し、また、自治官僚たちが分権委の審議などを「専門性」の面で支えたと指摘している。特に機関委任事務制度の廃止と新たな事務分類に関する各省との膝詰め論議では、自治官僚たちが交渉のポイントなどを事前に整理し、それを分権委の委員にブリーフィングしてくれたことが非常に有効であったという。一方、後者の三位一体の改革では、特に交付税改革において、自治官僚たちの協力が得られなかったことを抜本的な改革に至らなかった原因と捉えている。つまり、経済財政諮問会議の民間委員や旧経済企画庁出身者などから成る「竹中チーム」がどれだけ良い「アイディア」を出しても、地方財政に関する専門的執務知識を持つ自治官僚の協力がなければ改革を進めることができないということである<sup>(8)</sup>。

上記でも新制度論について触れたが、笠京子は、歴史的新制度論を用いた欧米の研究者による行政改革研究をレビューし、その特徴や問題点（その限界）などを整理している。歴史的新制度論とは、新制度論の1つのタイプである。新制度論は、論者によって多様な分類があるが、一般的に歴史的新制度論と合理的選択制度論に分類される。前者は、政治アクターの選好やアイデンティティが、制度によって影響を受けることに注目し、一方、後者は、行動論政治学やミクロ経済学を基礎としているところに特徴のちがいがあがる。笠が自身の論文において主張しているポイントは、歴史的新制度論には「曖昧さがつきまとう」ということである。その原因として、歴史的新制度論で想定する「制度」とは、「目的合理的存在ではなく、過去の集積に沿って一定の方向をたどるもの（経路依存 path-dependence）であり、その結果は予測困難で非効率でさえある」<sup>(9)</sup>からである。また、歴史的新制度論は「理論の精緻化には殆ど関心がないように思われる」<sup>(10)</sup>とも指摘している。ただし、ここで取り上げたいのは、以上のような歴史的新制度論の分析枠組みとしての問題点ではなく、「制度」が「利益」や「アイディア」と結び付くという点にある。

笠は、ピーター・ホールによる70年代のイギリスの経済政策の変化に関する研究を取り上げ、上記の制度が利益やアイディアと結び付くというホールの理論的主張に注目した。「制度は、利益やアイデアなど政治行動を動かす原動

## 地域主権改革の現状と課題（石見）

力を代替することはできないが、どのアイデアや利益が広まるかに大きな影響力をもつ<sup>(41)</sup>という。これらのホールや笠の指摘に関心を持っているのは、この制度、利益、アイデアという3要素が、これまでの制度改革をめぐる分析で用いられてきた基本的な枠組みであるからである。上記の内容の繰り返しになるが、政治権力論（政治過程論）に基づく分析では、「利益」が分析の対象であり、その後、改革の理念・思想などの「アイデア」や、制度改革に影響を与える「制度」が注目されるようになった。ただし、制度が制度改革にどのような影響を与えたのかについての因果関係は必ずしも明らかにされているとは言えない。この点については問題が残っているが、これまでの制度改革に関する分析視角としては、利益、アイデア、制度などが挙げられる。政官関係は、「利益」をめぐる関係であり、木寺の着目した官僚制の有する専門性は、「アイデア」との対比で取り上げられているので、こうした点も含めて、制度改革に関する分析視角としては、利益、アイデア、制度の3つで十分であると考える。

### (2) 第2次分権改革の特徴と課題

本項では、民主党の地域主権改革の分析に先立って、自民政権時代に取り組まれてきた分権改革の内容を振り返り、何が改革として実現し、何が実現しなかったのかという点について整理する。民主党の地域主権改革は、自民政権時代の地方分権改革をそのまま継承するものではないが、自民党時代の改革の成果と限界を整理しておくことは、小論が分析の対象とする3つの点（地域主権と地方分権のちがひ、民主党が道州制に消極的な理由、地域主権改革を進めるための条件）を考える上にも役立つと考えられる。

自民政権時代の分権改革と言うと、まず、1995年から2001年まで取り組まれた第1次分権改革が挙げられる。これについては、機関委任事務制度の廃止や必置規制の緩和を中心とする「国の関与の縮減」を目指した改革が繰り返し広げられ、一定の成果を上げた。ただし、実現可能性を重視したため、改革の実現が困難な問題は先送りされた。第1次分権改革の成果と限界を総括し、第2

次分権改革の必要性と具体的な改革課題を示したのが、2001年6月の地方分権推進委員会（分権委）の最終報告である。

第2次分権改革は、この最終報告を出発点とし、そこで列挙された課題に取り組むものであった。そして、その改革の担い手となったのが分権委の後継機関である地方分権改革推進会議（分権会議）であった。分権会議が当初取り組んだのは、事務・事業の見直しであった。社会保障、教育・文化、公共事業、産業振興、治安の5分野について取り上げた。その後、分権会議の審議の中心は税財源の分権化（三位一体の改革）に移っていった。さて、この三位一体の改革についてであるが、財政再建を優先させる財務省と地方分権を優先させる総務省の間で改革の進め方をめぐって対立し、分権会議では調整が不可能になり、より高次の調整能力を持った経済財政諮問会議が、改革の担い手の役割を引き受けることとなり、分権会議の実質的な役割は終わったと言える<sup>(12)</sup>。

そもそも三位一体の改革の改革案の検討を分権会議に「振り付けた」のは経済財政諮問会議であった。上記のように、分権会議が改革の進め方をめぐり対立し、「事実上空中分解したに等しい状況」<sup>(13)</sup>になってからは、経済財政諮問会議もしくは小泉首相自身が改革を推進せざるを得なくなった。三位一体の改革は、経済財政諮問会議や小泉首相のリーダーシップをもってしても、その成果は限られたものであったというのが一般的な評価である。その評価は次の点に基づいている。①国庫補助負担金の改革については、地方側が廃止・縮減を求めた3.2兆円のうち、政府側が受け入れたのは0.4兆円で、わずか12%に留まった。②税源移譲については、「骨太の方針2004」で立てられた3兆円の目標を達成したが、それでも国税（56%）と地方税（44%）の比率を1対1にすることはできなかった。③地方交付税については、地方側が総額の安定的確保を求めたが、目標数値が立てられず、むしろ、政府・与党は総額の大幅抑制（減額）を推し進めた<sup>(14)</sup>。

このように振り返ると、三位一体の改革は失敗とまでは言わないまでも、やはりその成果は極めて限られたものであるとすることができる。ただし、この三位一体の改革の副産物とでも言うべきものを2つ指摘することができる。

## 地域主権改革の現状と課題（石見）

1つは、小泉首相が国庫補助負担金の廃止・縮減についての提案を地方自治体自身に求めたことである。これに対して、全国知事会が中心になり原案をまとめ、それを他の地方五団体が承認するというかたちで地方案がまとまった。地方自治体が結束して「小泉首相から投げられた曲球を見事に打ち返」<sup>(15)</sup>し、地方側が分権改革について主体的に関わった機会でもあった。もう1つは、地方六団体が上記の地方側の案を提出する前提条件として、国と地方の協議の場の設置を求め、これが実現し、政府案の最終決定までに計7回の会議が開かれたことである。この国と地方の協議の場については、民主党政権での地域主権改革においても制度化が目指されたものであり、そもそも地方側がその設置を提案したことは、これまた地方側の分権改革への主体的な関わりの例として重要である。

以上のように第2次分権改革では重要な提案や議論もあったが、全体としてあまり改革が進まなかった印象が強いのは、補助金の縮減問題のように中央各省の強い抵抗が予想される難しい問題が多かったのも原因の一つであるが、もう一つの理由は、平成の市町村合併や道州制構想が第2次分権改革の中で議論され、改革の焦点が分散したことが挙げられる。第2次分権改革に先立つ第1次分権改革でも当初は、議論を混乱させる恐れがある合併のような「受け皿」論は慎重に避けられていたが、分権委が平成の市町村合併に関わるようになったのは、第2次勧告においてであった。さらに、分権委の最終報告において、合併は第2次分権改革の課題として位置づけられることになった。

理念的に考えると、市町村合併と分権は結びつくのか疑問な面もある。総務省の理屈では、国からの権限委譲を進めるためには、財政的にも行政能力的にも安定した相応の規模が求められ、そのためには合併が必要であると説明してきた。しかし、総務省の本音は交付税の減額にあり、そのためには非効率な小規模町村の合併が不可欠であった。分権の意味を住民により近い地方政府（自治体）に権限や決定権を任せることであると考えられる場合、規模の拡大により住民と地方政府（自治体）の距離が遠くなる合併は論理的には分権の考え方と矛盾すると言える。

表1 これまでの地方分権改革の主な経緯

年 月	経 緯
1993（平成 5）年 6 月	衆参両院で地方分権推進に関する決議
1995（平成 7）年 5 月 7 月	地方分権推進法成立 地方分権推進委員会発足
1999（平成 11）年 7 月	地方分権一括法成立 平成の大合併始まる（～2010年3月末までに、 3232市町村から1727市町村に）
2000（平成 12）年 4 月	地方分権一括法施行
2001（平成 13）年 6 月 7 月	地方分権推進委員会最終報告 地方分権改革推進会議発足
2002（平成 14）年	三位一体の改革（補助金廃止・縮減、税減移譲、 地方交付税見直し）を、小泉首相が指示
2003（平成 15）年 11 月	第27次地方制度調査会答申（今後の地方自治制度のあり方に関する答申）
2005（平成 17）年	三位一体改革で3兆円の税源移譲が決着（地方 交付税を減らされただけと批判も）
2006（平成 18）年 2 月 12 月	第28次地方制度調査会答申（道州制のあり方 に関する答申） 地方分権改革推進法成立
2007（平成 19）年 4 月 5 月	地方分権改革推進委員会発足 地方分権改革推進本部発足
2009（平成 21）年	衆院選マニフェストで民主党が「地域主権は1 丁目1番地」と位置づけ、ひも付き補助金の一 括交付金化、「国と地方の協議の場」設置を約束。 政権交代を果たす

出典：内閣府 HP「地方分権関係の主要な経緯（最近20年間）」ならびに、増田寛也『地域主権の近未来図』朝日新書、2010年、p.12を基に筆者作成

## 地域主権改革の現状と課題（石見）

しかしながら、平成の市町村合併は、行政改革の一環として、地方分権の流れとは別に既にも実際的に進められていた。以上のように本来、別の流れで始まった改革ではあるが、合併も地方自治体をめぐる問題であり、分権改革もその動きを無視することはできなかった。そこで、分権委も合併を審議課題に加えることにしたのではないかと思われる。

第2次分権改革では、合併に加えて道州制についても論じられたが、それはいかなる理由・背景によるものか。わが国では、これまでに幾度か周期的に道州制論議の盛り上がりが見られたが、今回は、市町村合併の進展が理由・背景となっている。つまり、合併によって市町村数が減ると、都道府県についてもこれまでのような数は必要ないのではないかという疑問が生じた。また、合併によって指定都市や中核市などが増え、さらには、将来的に都道府県から市町村への権限委譲が進むと都道府県の空洞化が進むことが予想される。つまり、今回の道州制論は市町村合併の延長線上で求められたものと言える。

以上のような第2次分権改革をめぐる状況をまとめると、三位一体の改革のような第1次分権改革の積み残し課題であり、霞が関の中央各省が反対するような難しい改革課題に取り組み、あまり改革を進めることができなかった。また、市町村合併や道州制といった分権改革本来の課題ではないものまで対象とせざるを得なくなり、改革の焦点が拡散したことも本来の分権改革が進まなかった要因と言える。それでは、次にいよいよ小論が分析の対象とする民主党の地域主権改革の中身について検討したい。

### 3 民主党政権における地域主権改革の分析

#### (1) 地域主権と地方分権

ここではまず地域主権の意味、地方分権とのちがいなどについて考えたい。上記のように民主党が地域主権の語を用いるのは、自民政権とのちがいをアピールし、地方分権改革の停滞・膠着したイメージを一新するのが、実際的なねらいであると言える<sup>(16)</sup>。しかし、ここではもう少し理念のおよび概念的な

表2 地域主権に関する民主党のマニフェスト（主要な点）

霞ヶ関を解体・再編し，地域主権を確立する	<p><b>【政策目的】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○明治維新以来続いた中央集権体制を抜本的に改め、「地域主権国家」へと転換する。</li> <li>○中央政府は国レベルの仕事に専念し，国と地方自治体の関係を，上下・主従の関係から対等・協力の関係へ改める。地方政府が地域の実情にあった行政サービスを提供できるようにする。</li> <li>○地域の産業を再生し，雇用を拡大することによって地域を活性化する</li> </ul>	<p><b>【具体策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○新たに設立する「行政刷新会議（仮称）」で全ての事務事業を整理し，基礎的自治体が対応可能な事務事業の権限と財源を大幅に移譲する。</li> <li>○国と地方の協議の場を法律に基づいて設置する。</li> <li>○国から地方への「ひもつき補助金」を廃止し，基本的に地方が自由に使える「一括交付金」として交付する。義務教育・社会保障の必要額は確保する。</li> <li>○「一括交付金」化により，効率的に財源を活用できるようになるとともに補助金申請が不用になるため，補助金に関わる経費と人件費を削減する。</li> </ul>
国の出先機関，直轄事業に対する地方の負担金は廃止する	<p><b>【政策目的】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国と地方の二重行政は排し，地方にできることは地方に委ねる。</li> <li>○地方が自由に使えるお金を増やし，自治体が地域のニーズに適切に応えられるようにする。</li> </ul>	<p><b>【具体策】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○国の出先機関を原則廃止する。</li> <li>○道路・河川・ダム等の全ての国直轄事業における負担金制度を廃止し，地方の約1兆円の負担をなくす。それに伴う地方交付税の減額は行わない。</li> </ul>

出典：民主党「政権政策 Manifesto2009」

## 地域主権改革の現状と課題（石見）

ことを含めて地域主権の意味について検討する。

民主党は、2009年の総選挙の際のマニフェスト（政権公約）において、地域主権改革の目的として、次の3点を挙げている（表2参照）。①明治以来続いた中央集権体制を抜本的に改めること、②中央政府は国レベルの仕事に専念し、国と地方自治体の関係を上下・主従の関係から対等・協力の関係へ改めること、③地方政府が地域の実情にあった行政サービスを提供できるようにすること、の3点である<sup>(17)</sup>。

地域主権の意味について考える場合、次の2つの点を明確にしなければならない。1つは、「地域」の意味である。民主党は「地方」の語を用いなくて、なぜ「地域」の語を用いたのだろうか。「地方」は、「中央」もしくは「国」を前提した対概念である。また、「地方」は、「地方自治体」や「地方（公共）団体」をイメージさせ、政治・行政の主体のみで、市民（住民）を含まない響きがある。「地域」の語は、より意味が曖昧であるが、その分、政治・行政主体のみに限定されず、市民（住民）をも含んだ空間的・地理的概念である。「地方」と「地域」のちがいについては、1970年代の後半に「地域主義」がそれを問題にした。従来の地方自治をめぐる議論で用いられてきた「地方」は、中央地方関係を前提にした政治・行政上の概念であるが、地域主義が唱える「地域」は、行政・経済・文化を含めた広い概念として捉えられた<sup>(18)</sup>。

地域主権の意味について明確にしなければならないもう1つの点は「主権」の意味である。憲法の趣旨からすると、戦後の憲法は「国民主権」を謳っているわけであるから、この点との関係が問題になる。ただし、この地域主権が意味する「主権」は、主に地方自治の世界を念頭においたものであり、地域の住民が自治権（地域の問題を自ら決定し、地域を治める権利）を持っていることを意味している。つまり、住民自治を意味していると言える<sup>(19)</sup>。

これによって地域主権の意味については、かなり明確になったが、次に民主党が進める地域主権改革と自民党政権下での地方分権改革の内容・中身のちがいについて検討したい。上記の第2次分権改革に属する事柄であるが、2006年12月に地方分権改革推進法が成立し、2007年4月から3年間の任期で地方



分権改革推進委員会（分権改革委）が分権推進のあり方について審議することになった。分権改革委は、2007年5月に「基本的な考え方」、同年11月に「中間的な取りまとめ」を発表し、改革の基本的な方向性や取り組むべき改革課題について整理した。そして、2008年5月に第1次勧告、同年12月には第2次勧告が提出された。第1次勧告では、基礎自治体（市町村）への権限委譲、主に市への権限委譲が提案された。また、第2次勧告では、国の出先機関の統廃合を提案した。ここまでは自民党政権時代における改革の動きであった。一方、第3次勧告は2009年10月に提出され、さらに、第4次勧告が同年11月に提出された。この2つの勧告は、政権交代後の鳩山民党政権の発足後に提出されたものであった。第3次勧告では、義務付け・枠付けの見直しや国と地方の協議の場について提案し、第4次勧告では、国と地方の税源配分に関する税財

表3 地域主権戦略会議 名簿（2011年1月25日現在）

	氏名	役職
議長	菅直人	内閣総理大臣
副議長	片山善博	内閣府特命担当大臣（地域主権推進）
構成員	野田佳彦	財務大臣
	枝野幸男	内閣官房長官
	玄葉光一郎	国家戦略担当大臣
	蓮舫	内閣府特命担当大臣（行政刷新）
	上田清司	埼玉県知事
	北川正恭	早稲田大学大学院公共経営研究科教授
	北橋健治	北九州市長
	小早川光郎	成蹊大学法科大学院教授
	神野直彦	東京大学名誉教授
	橋下徹	大阪府知事
前田正子	甲南大学マネジメント創造学部教授	

政改革案について提案した。ただし、この2つの勧告は、確かに政権交代後に提出されたものであるが、基本的には自民政権時代から検討が行われてきたものである。そこで、民主党政権がこれらの勧告についてどう民主党らしい地域主権改革の要素を追加するのが問題である。

民主党らしい地域主権改革の動きを見るためには、2009年11月17日の地域主権戦略会議の設置以後の状況について検討することが妥当であろう<sup>(20)</sup>。地域主権戦略会議の特徴は、それまでの（自民政権時代の）分権推進のしくみでは、専門家で構成される審議会である地方分権改革推進委員会と、閣僚のみで構成される地方分権改革推進本部に分かれていたが、この2つの機関を統合した点にある。つまり、改革のスピードを重視し、2つの機関に分かれているとそれだけ時間がかかる点を問題にし、決定までのスピードアップを目指した。

地域主権戦略会議（戦略会議）は、2009年12月14日の初会合において「地域主権戦略の工程表」（いわゆる原口プラン）が決定された。この原口プランにおいて、地域主権戦略大綱を2010年夏を目途に策定することが示されていた。以後、戦略会議を月1回ぐらいのペースで開催し（表4参照）、2010年6月21日の第6回会合において地域主権戦略大綱（戦略大綱）を決定した（表5参照）。以下、この戦略大綱の中身について見たい。

戦略大綱は、全10項目で構成されているが、「第1」が総論的な部分で、「第2」以下が各論的な部分である。総論部分では、国と地方の関係については、「補完性の原則」に基づくとし、「基礎自治体を地域における行政の中心的な役割を担うものと位置付ける」としている。また、「住民による選択と責任」を強調し、住民自治や「下からの改革」の必要性についても言及した。その上で、「本大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、地域主権改革の一層の推進に向けて、平成24年夏を目途に『地域主権推進大綱（仮称）』を策定」とした。

各論部分については、①義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、②基礎自治体への権限移譲、③国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）、④ひも付き補助金の一括交付金化、⑤地方税財源の充実確保、⑥直轄事業負担金の

表4 地域主権戦略会議の開催状況

回数・日時	主な議事内容
第1回 (2009年12月14日)	○「地域主権」の考え方・改革の主な課題と進め方について ○地方分権改革推進計画(案)について
第2回 (2010年2月3日)	○地域主権改革関連2法案について ○課題別担当主査の指名 ○「地域主権戦略大綱(仮称)」の策定に向けた主な課題の取組状況等
第3回 (2010年3月31日)	○義務付け・枠付けの見直し及び基礎自治体への権限移譲に関する各府省回答状況について ○ひも付き補助金の一括交付金化について ○国の出先機関の抜本的改革について
第4回 (2010年4月27日)	○一括交付金化の検討について ○出先機関改革の論点の報告 ○義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲の取組状況
第5回 (2010年5月24日)	○義務付け・枠付けの見直しと基礎自治体への権限移譲の取組状況 ○一括交付金化の検討について ○出先機関改革の検討状況の報告
第6回 (2010年6月21日)	○地域主権戦略大綱(案)について
第7回 (2010年10月7日)	○出先機関改革について ○補助金等の一括交付金化について ○義務付け・枠付けの見直しに係るワーキング・グループの設置について
第8回 (2010年11月29日)	○出先機関改革について ○補助金等の一括交付金化について ○基礎自治体への権限移譲について

表4 地域主権戦略会議の開催状況（つづき）

回数・日時	主な議事内容
第9回 (2010年12月16日)	○出先機関改革について ○補助金等の一括交付金化について
第10回 (2010年12月27日)	○出先機関改革について ○補助金等の一括交付金化について ○義務付け・枠付けの見直し等について
第11回 (2010年1月25日)	○地域主権改革の今後の進め方について ○出先機関改革について

出典：内閣府 HP

廃止，⑦地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し），⑧自治体間連携・道州制，⑨緑の分権改革の推進の9点を挙げた。ここではそのうち，①と②，④の内容について見てみたい。③については，道州制との関連から次項で触れたい。

義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大は，分権改革委の第3次勧告に対応するものである。政府は，第3次勧告に基づいて各府省に対応を打診し回答があったものを中心に，2009年12月15日，地方分権改革推進計画を閣議決定し，63項目121条項の第1次見直しを行った。その後も第1次見直しで取り上げられたもの以外の義務付け・枠付けの見直しの検討を続け，この戦略大綱において308項目528条項の第2次見直しについての結論を得た旨が示された。これに関する法制上の措置については，平成23年の通常国会に提出することも明記された。

基礎自治体への権限移譲については，第1次勧告に対応するものである。第1次勧告では，61法律350の事務移譲リストが示されたが，これについて再検討し68項目251条項の移譲リストを示した。第1次勧告に対して項目ベースで72%の実施率となっている。これについても平成23年の通常国会に提出する旨が明記された。

ひも付き補助金の一括交付金化は，民主党の地域主権改革の目玉の一つでも

ある。戦略会議の一員である神野直彦氏が関係府省、地方三団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会）からヒアリングを行い、「一括交付金化の基本的な考え方（試案）」をまとめた。戦略大綱は、その試案に基づく議論の結果である。一括交付金化の基本方針としては、「各府省の枠にとらわれず、ブロックの政策目的の範囲で、いかなる政策にどれだけの予算を投入し、どのような地域を目指すのかを、住民自身が考え、決めることができるよう、デザインされなければならない」<sup>(21)</sup>とした。また、一括交付金の対象範囲については、社会保障や義務教育関係などで「基本的に、全国画一的な保険・現金給付に対するものや地方の自由裁量拡大に寄与しない義務的な負担金・補助金等は、一括交付金化の対象外とする」<sup>(22)</sup>とした。ただし、「一括交付金化の対象としないものは、最小限のものに限定する」<sup>(23)</sup>ともしている。今後の進め方としては、投資に係る補助金等については平成23年度以降、経常に係る補助金等については平成24年度以降段階的に実施するとしている。

戦略大綱の主な内容は以上のようなものであるが、これに決着するまでのプロセスにおいても霞が関から多くの注文が寄せられ修正を余儀なくされた。例えば、一括交付金化については、神野氏の試案にあった「地域が『自己決定できる財源』」の語が削除された。これは補助金を維持したい国土交通省からの要請によるものと言われている。一括交付金の対象範囲をめぐっても、試案の「現金給付は国、サービス給付は地方」とする整理の原則が削除され、整理の仕方が曖昧になった<sup>(24)</sup>。

本項では、まず地域主権の意味を考え、次に自民党政権下での地方分権改革推進委員会から政権交代後の民主党政権による地域主権戦略会議の設置に至る動きを振り返り、さらには、地域主権改革の方向性が整理された地域主権戦略大綱の主な内容について見てきた。自民党時代の地方分権改革と民主党政権による地域主権改革のちがいを、小論の分析の視角である利益、アイデア、制度の3点から整理するならば次のようなことが言える。

利益については、まず利益の対象者を明確にしなければならない。つまり、霞が関の各府省にとっては、自民党時代の地方分権改革についても、民主党政

表5 地域主権戦略大綱（構成と概要）

<p>第1 地域主権改革の全体像</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆「地域主権改革」とは、「日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革」</li> <li>◆国と地方が対等なパートナーシップの関係にあることを踏まえ、地域の自主的判断を尊重しながら、国と地方が協働して「国のかたち」をつくる。「補完性の原則」に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体にゆだねることを基本。その中でも住民に身近な基礎自治体を重視</li> <li>◆戦略大綱は、地域主権改革を総合的かつ計画的に推進するため、当面講ずべき必要な法制上の措置その他の措置を定めるほか、今後おおむね2～3年を見据えた改革の取組方針を明らかにする。戦略大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、平成24年夏を目途に「地域主権推進大綱（仮称）」を策定</li> <li>◆総理大臣を議長とする地域主権戦略会議を中心に、より一層の政治主導で集中的かつ迅速に改革を推進。適時に国と地方の協議の場を開催し、国と地方の実効ある協議を行い、改革の推進及び国と地方の改革の効果的・効率的な推進を図る。</li> </ul>
<p>第2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の見直し</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 取組の意義等</li> <li>2 これまでの取組と当面の具体的措置</li> <li>3 今後の課題と進め方</li> </ol>
<p>第3 基礎自治体への権限移譲</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 基礎的な考え方</li> <li>2 具体的な措置</li> <li>3 円滑な権限移譲の実現に向けて</li> <li>4 今後の取組</li> </ol>
<p>第4 国の出先機関の原則廃止（抜本的な改革）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 改革に取り組む基本姿勢</li> <li>2 改革の枠組み</li> </ol>

表5 地域主権戦略大綱（構成と概要）（つづき）

第5 ひも付き補助金の一括交付金化	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 趣旨</li> <li>2 一括交付金の対象範囲</li> <li>3 一括交付金の制度設計</li> <li>4 導入のための手順</li> </ol>
第6 地方税財源の充実確保	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 これまでの取組の実績と成果</li> <li>2 今後の課題と進め方</li> </ol>
第7 直轄事業負担金の廃止	
第8 地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 地方公共団体の基本構造</li> <li>2 議会制度</li> <li>3 監査制度</li> <li>4 財務会計制度</li> </ol>
第9 自治体間連携・道州制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本的考え方</li> <li>2 今後の取組</li> </ol>
第10 緑の分権改革の推進	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 基本的考え方</li> <li>2 具体的取組</li> </ol>

出典：内閣府 HP

権の地域主権改革についても消極的な態度を取り続けることにより、改革を潰し、もしくは改革の進度を遅らせ、自省の権限を温存させることが最大の利益である。この点については、霞が関の行動は、地方分権改革に対しても地域主権改革に対しても一貫している。自民党にとっては、地方分権改革（特に第2次分権改革）に取り組むことがどれほど大きな利益となったのかは不明である。霞が関の各府省を敵にまわし、結局、改革が進展しなかった場合に自民党が被るダメージのほうが大きいと言える。民主党にとっては、地域主権改革は新たな改革への取り組みをアピールする意味では利益があったが、政策には優先順位があり民主党にとっての利益面にも優先順位があった。つまり、民主党にとって取り組まなければならない他の改革課題が山積し、それらの課題のほうがより世論に支持されるとすれば、地域主権改革は民主党にとって必ずしも優先順

## 地域主権改革の現状と課題（石見）

位の高い課題ではなく、また、利益もそれほど大きくないと言える。

アイデアについては明確である。自民党の地方分権改革では、「権限委譲」が基本的なアイデアであり、民主党の地域主権改革では、「下からの改革」が基本的なアイデアであった。自民党は認識しなかったかもしれないが、民主党が「権限委譲」の意味を「国が有する権限を地方に付与すること」であると定義し、自民党時代の地方分権改革を「上からの改革」と位置づけたことにより、少なくともこのアイデアをめぐる議論では、民主党が勝利したと言える。

最後に制度の面から両者の改革のちがいについて見ると、一つ大きく異なるのは、改革の進め方についてである。つまり、民主党の地域主権改革では、専門家と関係閣僚の両者から構成される地域主権戦略会議という推進機関を設置した。自民党政権での地方分権改革における専門家で構成される審議会（分権改革委）と閣僚のみで構成する機関（地方分権改革推進本部）という2本立ての機関を1つに統合した。これは確かに改革を進める制度装置の大きなちがいではあるが、結局は、その制度装置を使う政治の力量に負う部分大きい。その意味では、改革推進の制度装置のちがいは、改革の成果に与える影響は直接的なものではないと言える。

### **(2) 道州制をめぐる自民党と民主党の主張のちがい**

次に小論が掲げる2番目の「問い」である「なぜ民主党は道州制に消極的なのか」という点について考えたい。なぜ民主党が道州制に消極的なのかについて考える前に、なぜ自民党は道州制に積極的なのかについて考えたい。道州制論は、これまでの戦後の歴史の中で幾度か周期的な盛り上がりを見せ、しかしながら、結局実現することなく今日に至っている改革構想である。第2次分権改革の概要を振り返った部分でも述べたが、第2次分権改革において、道州制が論じられたのは市町村合併の延長線上においてであった。それはその通りであるが、自民党がかくも積極的に道州制問題に関わったのか、その明確な理由は分からない。多分理由は一つではなく、複数の理由や背景が重なり合って、



積極的に関わらせることになったのではないと思われる。その複数の理由・背景とは、例えば、道州制論は上記のようにこれまでも幾度も議論され、それなりに議論が成熟してきており、地方分権改革や市町村合併がある程度目途が付いたこの機会に道州制についても実現させようという空気が醸成されたというのが一つの理由である。また、市町村については、明治の大合併や昭和の大合併、そして、平成の大合併により、時々の社会経済情勢に対応してその規模が拡大されてきたが、都道府県については、1890（明治23）年の府県制の創設以来ほとんど変化が見られない。21世紀に入り、情報・交通インフラが高度に発達した今日、都道府県制度の再編が求められたというのがもう一つの理由である。さらには、国の出先機関と都道府県との二重行政の無駄が論じられ、両者を統合するものとして道州制が目指されたというのも一つの説明である。最後に、なかなか進まない分権改革の起爆剤として道州制が構想されたという見方もできる。以上のように理由・背景は一つではないが、このような複数の理由・背景の合算の結果として自民党を道州制推進に向かわせることになったと言える。

その反対に、なぜ民主党は道州制に消極的なのか。残念ながらその答えも明確ではない。推測の域を出ないが、民主党の中には、地域主権改革の進め方について「原理主義的」な思想があるように思われる。それは、道州制のような受け皿論は後回しにして、まず、国から地方への権限移譲を優先すべしという思想である。そこで、道州制については、全く批判しているわけではなく、優先順位が遅いということである。受け皿論を後回しにする点では、第1次分権改革における分権委の改革推進戦略と似ている。道州制に対しては消極的な半面、民主党が非常に強い関心を示しているのが、国の出先機関の廃止についてである。分権改革委の第2次勧告では統廃合であったが、民主党は政権交代前のマニフェストの時点から原則廃止を掲げていた。地方主権戦略大綱においても、その方針は変わらず原則廃止を貫いた。ただし、各府省に対して出先機関の自己仕分けを命じた点については批判の声もある。つまり、各府省に任せたら「お手盛り仕分け」になる危険性が強いからである。以上のような出先機関

## 地域主権改革の現状と課題（石見）

廃止を求める強い姿勢を考え合わせると、民主党の地域主権改革の進め方としては、権限移譲や出先機関の廃止をまず進め、その上で道州制への再編という道筋が考えられていたと言える。

このような道州制や出先機関問題に対する自民党と民主党の対応のちがいについてであるが、利益、アイディア、制度の分析視角に基づいて見ると、何が見えてくるのか次に考えたい。まず、利益についてであるが、自民党が道州制を推進する利益は上記のようによく分からない。繰り返しになるが、一つの理由によるものではなく、複数の理由・背景を総合的に考慮した上で利益があると判断したと言える。一方、民主党にとっては、権限移譲や出先機関の廃止を優先するほうが、自民党とのちがいもアピールでき、一貫した党の方針を主張できるという利益がある。アイディアについても説明が難しい。民主党については、受け皿論の棚上げというアイディアがあったと言える。自民党については、道州制論推進の明確なアイディアはなく、（理念的な議論より）実務的な必要性が論じられたと言える。制度については、自民政権では、自民党内に道州制推進本部を設置し、また、渡辺善美道州制担当相の私的諮問機関として「道州制ビジョン懇」（会長：江口克彦，PHP総合研究所社長）などが設けられ、道州制推進の制度装置が整えられた。こうした制度装置の設置が道州制推進論にはずみを付けることになった。

### （3）地域主権改革を進めるための条件

はじめにも述べたが、鳩山首相（当時）は地域主権改革を「1丁目1番地」と評し、民主党および鳩山内閣にとって最重要な改革課題であるとの認識を示した。しかしながら、実際には、「政治とカネの問題」や普天間基地の移設問題など山積する他の政治課題に振り回され、地域主権改革に集中する余裕がなかった。その状況は、現在の管内閣についても同じである。また、鳩山内閣では、政治主導を明確に打ち出し、霞が関（官僚制）との対決姿勢を強く示していたが、管内閣では、政治主導の旗は掲げながらも、霞が関との協力関係を築くという姿勢を示している。政と官が、良い意味での協力関係を確立するこ

とは必ずしも否定するべきことではない。ただし、地域主権改革の現実を考えると、各府省の官僚たちは、これ以上の地域主権（地方分権）改革を進めることに強い抵抗を示しており、霞が関との協力関係の確立が、結局、管内閣が官僚制に取り込まれることになり、地域主権改革の実現を難しくすることが懸念される。最近、予算編成や事業仕分けをめぐる、各省の政務三役（大臣、副大臣、政務官）が、各省の利益代表になりつつある状況（自民政権時代におけるように）を見ていると上記の懸念は現実的なものに思える。

さて、このような実際の状況に対して、今後、地域主権改革をさらに進めるための方策について次に試論的に考えてみたい。ここでは、小論が設定する利益、アイデア、制度を「分析視角」というより、今後の発展可能性を模索する一つの手がかりとして用いるつもりである。まず、利益についてであるが、現在、民主党(管内閣)が最も懸念していることは内閣支持率であろう。つまり、地域主権改革の推進が、世論に支持され、内閣支持率の上昇につながるようであれば、民主党政権は今以上に本腰を入れて地域主権改革に取り組むことが予想される。そのような状況になれば、民主党のみならず、各党が地域主権（地方分権）について積極的に論じ、大きな政治の風が吹くことになる。それでは、世論の関心を喚起するためにはどうすればよいのか、これについて考えなければならない。実は自民党時代の地方分権改革についても言われてきたことであるが、「分権」と言っても、その意味や長所が一般市民（国民、住民）には分かりにくい。市民には、集権であろうと分権であろうと、国や地方自治体といった政府が担うことであり、自分たちの生活には直接結び付かないというイメージが強い。特に、義務付け・枠付けの見直しなどの技術的な問題になると、「小難しくて」市民の関心は薄い。そこで、世論の関心を喚起するためには、一般市民に興味を持たせるよう、分権改革で市民の生活がどう変わるのかについて分かりやすく説明することが必要である。

次にアイデアの面から見ると、民主党が掲げる「下からの改革」という点をさらにアピールし、「市民のための改革」である点を強調すべきである。その点では、「シビル・ミニマムの思想」や「地方の時代」に相当する地域主権

## 地域主権改革の現状と課題（石見）

の理念を明瞭に表現する“キャッチフレーズ”が必要である。いかんせん地域主権の語では、キャッチフレーズとして分かりにくい。

最後に制度についてであるが、地域主権戦略会議という改革推進の制度装置は良いとしても、それを支える事務局機能の充実が必要である。現在の戦略会議の事務局機構は、その前の分権改革委事務局がそのまま改称したものである。分権改革委事務局は、3人の次長が総務省2人(旧総務庁,旧自治省から各1人)、財務省1人の出向者で、局員についても地方自治体や民間企業からの派遣職員も少数はいるものの、大半は各府省からの出向者で構成された。これらの出向官僚たちは、やはり親元の府省の利益に反するような行動はできず、各府省がこれ以上の地域主権（地方分権）改革の進展を望まない場合、彼らに積極的な役割を期待することは望めないだろう。民主党が掲げる政治主導の地域主権改革を実現するためには、やはり自前の事務局機構を持つことが必要である。その際、自治体や民間企業、労働組合、研究者なども有力な人材を提供すると思われるが、やはり霞ヶ関の文化や慣習を熟知した官僚の力が、各府省の官僚たちと交渉する場合には必要になる。そこで、小泉内閣の構造改革の際に協力したような「脱藩官僚」の協力があれば、戦略会議の事務局は非常に強化される。各府省の利害に取り込まれない自由で情熱溢れる官僚たちを戦略会議事務局にリクルートする制度構築が必要である。

## 4 おわりに

小論では、民主党政権が掲げる地域主権改革に関して、地域主権と地方分権のちがいが、なぜ民主党は道州制に消極的なのか、地域主権改革をさらに進めるための条件という3つの「問い」を設定して、それに対して、最近の政治学研究（特に制度改革に関する研究）の動きをレビューして出てきた利益、アイデア、制度という3つの分析視角から特徴や問題点、課題などを明らかにしてきた。

3つの「問い」に対して、利益、アイデア、制度という分析視角によって

きちんと説明できたところもあるし、まだ説明が不十分なところもある。特に、民主党が道州制に消極的な理由、一方、自民党が積極的な理由については推測の域を出ていない。これらの点については、分析視角をさらに精緻化するとともに、実証の努力を今後も続けていきたい。

最後に一つ指摘して小論のまとめとしたい。2000年に実現した第1次分権改革は、機関委任事務制度の廃止を中心とする成果を残し、社会一般の評価も高いものである。ただし、この改革が実現するまでには、かなり長い時間を要した。1995年の地方分権推進法の制定および分権委の設置のみに始まるものではなく、戦後の長い議論の歴史の上に実現した改革である。大きく困難な制度改革を実現するためには、時間と議論の積み重ね（成熟）が必要であり、また、タイミングや政治力も必要である。時間に限って言えば、官僚制には継続性があるが、政治の場合、選挙や支持率、党内の力学などに左右され、政権の寿命のほうが官僚制より短いのが一般的である。つまり、時間の要素は、官僚制にとっては「強み」になるが、政治にとっては「弱み」になる。官僚たちが時間かせぎをして、改革に反対するか消極的な対応をしている間に政権交代が生じ、または首相が交代して、改革が挫折することが多いからである。その点を考えると、政権交代にも関わらず、「地方分権」から「地域主権」へとという看板やアプローチの変更はあったものの、改革が継続した意味は大きい。今後、少しずつ改革や議論を積み重ねていくことが最も重要と言える。

## 注

- (1) 大嶽秀夫『自由主義的改革の時代：1980年代前期の日本政治』中央公論社、1994年
- (2) 大嶽秀夫『「行革」の発想』TBSブリタニカ、1997年
- (3) 代表的なものとして、近藤康史「比較政治学における『アイディアの政治』：政治変化と構成主義」（日本政治学会編『年報政治学 2006- II 政治学の新潮流：21世紀の政治学へ向けて』木鐸社、2007年）
- (4) イギリスのピーター・セルフが用いた概念。ピーター・セルフ（片岡寛光監訳）『行政官の役割』成文堂、1981年、pp.99-108。真淵勝が自らの本の中で紹介している。

地域主権改革の現状と課題（石見）

真淵勝『官僚』東京大学出版会，2010年，p.41

- (5) 伊藤正次『「文化理論」と日本の政治行政研究：その限界と可能性』（『季刊行政管理研究』行政管理研究センター，1998年6月）
- (6) 真淵勝『大蔵省はなぜ追いつめられたのか：政官関係の変貌』中公新書，1997年
- (7) 加藤淳子「政策知識と政官関係」（日本政治学会編『年報政治学 1995 現代日本政官関係の形成過程』岩波書店，1995年）
- (8) 木寺元「地方制度改革と官僚制：外部専門家のアイディアと行政官の専門性の視座から」（日本政治学会編『年報政治学 2008- II 政府間ガバナンスの変容』木鐸社，2008年）
- (9) 笠京子「歴史的新制度論と行政改革」（『季刊行政管理研究』行政管理研究センター，2002年6月），p. 30
- (10) 同上，p. 35
- (11) 同上，pp. 35-36
- (12) 2004年7月に任期満了し解散した。
- (13) 西尾勝『地方分権改革』東京大学出版会，2007年，p. 178
- (14) 同上，pp. 195-197
- (15) 同上，p. 186
- (16) 民主党の考える地域主権改革に関する解説書としては，原口一博『民主党が日本を変える！地域主権改革宣言』ぎょうせい，2010年。第2次分権改革および地域主権改革の流れについては，宮脇淳『創造的政策としての地方分権：第2次分権改革と持続的発展』岩波書店。宮脇は，分権会議による審議を第2次分権改革の「前期」と捉え，分権改革委による審議を「中期」と捉えている。この流れからすると，民主党による地域主権改革は「後期」として捉えられることになり，地域主権改革も第2次分権改革の中に位置づけられることになる（上記の書でそのように明示されているわけではない）。
- (17) 民主党「政権政策 Manifesto 2009」p. 19
- (18) 玉野井芳郎『地域分権の思想』東洋経済新報社，1977年
- (19) 白藤は，民主党の「地域主権」概念の定義の不明確性を批判し，その明確化の必要性について主張した。「地域主権」概念が不明確なのは地域主権推進一括法案においても見られたと指摘している。また，民主党のいう地域主権とは，地域住民による「自己決定と自己責任」の意味で，「住民主権」と言うべきであると指摘した。白藤博行『「地域主権」の改革と法理：真正地方自治改革に向けての創造的批判』（渡名喜庸安・行方久生・晴山一穂編『「地域主権」と国家・

自治体の再編』日本評論社，2010年），p. 56

- (20) 地域主権戦略会議は，閣議決定により設置された機関で，地方分権改革推進法は未改正のままであったが，戦略会議の発足により分権改革委の機能は実質的に終了した。宮脇は，戦略会議は分権改革委を「事実上上書き」と表現している。前掲，宮脇『創造的政策としての地方分権』p.125
- (21) 望月達史『『地域主権戦略大綱』について』（『市政』2010年8月），p.13
- (22) 同上，p. 13
- (23) 同上，p. 13
- (24) 鎌田司「3頭立ての馬車を乗りこなせるか国と地方の協議の場で主導権を」（『市政』2010年8月），p. 17





## 【論 説】

# スリランカのカトリック・コミュニティと 宗教的ナショナリズム

川 島 耕 司

### 目 次

- はじめに
- 1 カトリック・コミュニティと教育
  - 2 仏教復興運動と全セイロン仏教徒会議
  - 3 私立学校の国有化
  - 4 カトリック・アクション批判
  - 5 2つのナショナリズムとカトリック・アイデンティティ
- おわりに

### はじめに

1983年から続いたスリランカ内戦は2009年5月に終結した。しかし民族的分断は根深く、シンハラ・タミルの和解は非常に難しいように見える。多くの人が主張するように、少なくとも憲法13次改正に基づく分権化は不可欠であると思われるが、道筋すらみえないというのが現状である。逆にタミル人地域への軍隊の大量配置、恣意的な逮捕や拷問といった権侵害、北部や東部などでの仏教施設の建設や地名の変更などによって進む「シンハラ化」が民族的な不信感を高めているといわれる<sup>(1)</sup>。

民族的和解を妨げるおそらく最も根本的な要因はシンハラ・ナショナリズムというイデオロギーである。スリランカはもともとシンハラ人の国であり、かつ仏教徒こそ真のシンハラ人であるとする意識は根強い。そしてそのシンハラ人は常に外国的なものからの脅威にさらされているとみなされてい

るのである。このイデオロギーは現在でも民衆レベルにおいてだけでなく、政府高官の言動にもしばしば現れる。2011年2月4日の独立記念日にもラージャパクサ大統領自身が自らをドットゥギヤムヌ王にたとえる演説を行った<sup>(2)</sup>。よく知られているように、タミル王エララを打ち破ったこの古代の王はシンハラ・ナショナリズムを喚起する際に使われる典型的な歴史的人物である。

しかし、シンハラ人のすべてがシンハラ至上主義者（Sinhala supremacist）であるわけではない。シンハラ人のなかにはタミル人へのより公正な政策を望む人々も多い。問題は、民衆の懸念、苦情、不安、あるいは恐怖といった心情を、政府とつながり、メディアに影響力をもつ有力な人々が利用しているという状況であるともいわれる<sup>(3)</sup>。そしてそうであるならば、多数派、つまり総人口の約7割を占めるシンハラ人仏教徒の心情をより深く知り、そうした心情がどのように政治的に利用されているのかを詳細に明らかにする必要があるであろう。

ところで、スリランカ人口の7.6%がキリスト教徒で、そのうち約9割はローマ・カトリックを信仰している<sup>(4)</sup>。シンハラ・ナショナリズムの高まりのなかで、カトリック教徒と仏教徒の間にはいくつかの対立が発生した。本稿ではこうしたカトリック・コミュニティとシンハラ人仏教徒との関係を歴史的に考察する。スリランカのカトリック・コミュニティに関しては、R. L. スティラットの研究などがよく知られている。しかし従来の研究はカトリック側の社会や文化の変容に焦点を当てることが多く、マジョリティであるシンハラ人仏教徒の側のカトリック・コミュニティへの対応という点は必ずしも十分には考察されてこなかった。特に1950年代から60年代にかけて主に「カトリック・アクション」への批判という形でかなり激しい反カトリック的な動きが発生したが、これはほとんど研究対象にはなっていない。本稿では、この動きの背景と経緯、あるいはそこで語られた言説を中心に、当時のシンハラ人民衆の心情やシンハラ・ナショナリズムのあり方を考えてみたい。

## 1 カトリック・コミュニティと教育

カトリック信仰はポルトガル時代にスリランカに伝えられたが、17世紀から18世紀にかけてのオランダ時代にはプロテスタントが優遇され、カトリックは迫害を受けた。その結果、統一的な教会組織の形成は困難となり、統合されたカトリック・コミュニティとしてのアイデンティティはほとんど形成されなかった。イギリス支配が始まったころには、カトリック信仰の多くは保持されたものの、さまざまな異質な集団が併存するにすぎなかった。しかしこうした状況は1830年代にヨーロッパ人宣教師たちが活動を始めると大きく変わった。宣教師たちは統一された教会組織をつくり、学校制度を整備した。カトリック共通の巡礼地も形成されるようになった。こうしたなかでカトリック教徒たちは一つの統合されたコミュニティに属するという意識をもち始めた<sup>(5)</sup>。

また、カトリック信仰のみが真実の宗教であり、救済はその信者のみに約束されているのだという教えが広まっていった。その結果、非カトリック的であるとみなされた活動、たとえばデーウァーレ（神祠）やウィハーラ（仏教寺院）への出入りや非カトリック的儀礼への参加が制限されるようになっていった<sup>(6)</sup>。非カトリックとの結婚も否定されるようになった。こうしてスリランカのカトリック信仰はある意味でより純化されたものになった。しかし、それは同時に他の宗教的コミュニティから切り離され、相互により排他的なものとなっていく過程でもあった。

さらに、よく知られているように、これと同様の展開は仏教徒の間でも起き、宗教的対立を促す要因となった。キリスト教宣教師たちの活動への危機感から仏教復興運動が起こったが、その過程でキリスト教は敵対する宗教であるとする認識が広がり、同時に仏教の優越性が主張されるようになった。また、西洋のオリエンタリストの影響で「純粋な仏教」という観念が広がっていった。パーリ語仏典が重視され、伝統的な民衆の宗教的実践が軽視される風潮も広がった<sup>(7)</sup>。スリランカのムスリムの間でも19世紀後半以降に同様の過程が進行し

スリランカのカトリック・コミュニティと宗教的ナショナリズム（川島）

た<sup>(8)</sup>。こうしたなかで、さまざまな宗教的コミュニティ間の境界はますます堅固に、そして排他的になっていった。

その結果、カトリック教徒と仏教徒の間にはいくつかの対立が発生するようになった。おそらく最もよく知られているのが、1883年にコロンボのコタヘーナ地区で起こった暴動である。これはこの年のイースターの日曜日に約2千人のカトリック教徒が仏教徒たちを襲ったことから始まった。このとき仏教徒たちは音楽をとまなう宗教的行進をカトリック大聖堂へ向けて行っていた。コタヘーナでの暴動の後、各地で数日間にわたって両者の間で暴力的な対立が続いた<sup>(9)</sup>。こうした衝突はその数年前からすでに発生していたが、その後も何十年にもわたってさまざまな宗教集団間で発生することになった<sup>(10)</sup>。

宗教的コミュニティ間の対立には教育を巡る動きも関連していた。植民地下のスリランカにおいて近代的な学校制度を最初に本格的につくったのはプロテスタントのミッションであった。他のコミュニティはこの点において出遅れ、プロテスタントの教育における影響力は過度に大きくなった。カトリック教徒の学校建設も進まず、1860年になっても彼らが運営する学校は41校のみであった。しかしその後、カトリックの学校は急速に発展し、プロテスタントの学校をしのぐようになった。これは一つには1869年にカトリックの学校にも多くの政府助成が与えられるようになったためであった。カトリックの外国人修道女や修道士も教育の発展に寄与した。こうしてカトリックの学校は、イギリス国教会系のトリニティ・カレッジやローヤル・カレッジのようなエリート校にはおよばないものの、本格的な英語教育を行い、多くの優れた学生を生み出した<sup>(11)</sup>。カトリックの学校は、こうしてビジネスや官吏などの高位職へと多くの人材を輩出するという役割を果たすとともに、カトリック・アイデンティティを強化する機能をも果たした。イギリス植民地下においてはプロテスタント、特にイギリス国教会の信者がイギリス人支配者により優遇されやすかったといわれる。しかしカトリック教徒の多くが高い教育を受けて自らの社会的、経済的地位を上昇させたことも事実である<sup>(12)</sup>。

カトリック教会が運営する学校施設は、多くの政府助成を得て、1931年ま

では広範囲なネットワークを形成した。カトリック教徒の数が比較的多い地域のみでなく、仏教徒やヒンドゥー教徒がきわめて優勢な地域にも多くのカトリックの学校が設立された。そのため、非カトリックの生徒もカトリックの学校で教育を受けなければならないという状況も生まれた。後にもみるように、仏教復興運動のなかで学校の設立はかなりの程度試みられたが十分ではなかった。仏教徒やヒンドゥー教徒は学校を設立するための十分な組織や資金をもたなかった。寺院の収入がコミュニティの社会的向上のために使われることも減多になかったといわれる<sup>(13)</sup>。少なくとも人材や資金の面で西洋との強いつながりをもつキリスト教系の学校に比べ、不利な条件にあったことは間違いない。さらにそれは、植民地政府が基本的に教育をキリスト教系の教育機関に委託し、自ら宗教的に中立的な学校をつくろうとしなかったためでもあった。政府が自ら設立した学校も、キリスト教の強い影響下にあった<sup>(14)</sup>。こうしたなかで、後述するように、植民地主義によって歪められた教育システムを正し、社会的、経済的上昇を果たさなければならないと多くの仏教徒たちは考えるようになった。1960年代を中心とする反キリスト教、あるいは反カトリックの動きの原因の一つにはこうした教育における仏教徒の不満があった。

## 2 仏教復興運動と全セイロン仏教徒会議

ただ、キリスト教による仏教批判や布教活動に対抗する動きはすでに19世紀後半に本格的に始まっていた。この仏教復興運動と呼ばれる運動を支えた中心的な組織は在家仏教徒による団体であった。19世紀末から20世紀初めにかけて精力的に活動したのが、アメリカ人の神智学徒ヘンリー・スティール・オルコットによって設立された仏教徒神智協会 (Buddhist Theosophical Society) やアナガーリカ・ダルマパーラの大菩提会 (Mahabodhi Society) であった<sup>(15)</sup>。また、20世紀初めには仏教団体を中心に大規模な禁酒運動が行われた。これは、非仏教的、非シンハラ的であるとみなされた飲酒の習慣の拡大や酒税によって利益を得ようとする植民地政府への抗議運動であった。

スリランカのカトリック・コミュニティと宗教的ナショナリズム (川島)

仏教徒たちは仏教徒による学校設立にも力を入れた。19世紀末には特にオルコットの指導の下に、外国人の神智学徒などによって多くの仏教徒学校が運営された。よく知られた神智学徒であったリードビーター (Charles Webster Leadbeater, 1847-1934) はその代表である。彼はイングランドの生まれで、神智協会への入会后、インドに向かった。彼はその後コロンボのアーナンダ・カレッジの校長となった<sup>(16)</sup>。ウッドウォード (Frank Lee Woodward, 1871-1952) はスリランカ南部のゴールにあるマヒンダ仏教徒学校の校長となった。彼はケンブリッジ大学卒業後に東洋哲学を学びはじめ、それを契機として神智協会に入会した人物である。ウッドウォードは校長職を務めるかたわらパーリ語文献の翻訳を行った。英語で仏教の入門書を書いたことでも知られている<sup>(17)</sup>。

こうして仏教徒神智協会を中心に多くの仏教徒の学校が設立され、その数は1906年までには200以上になっていた。またD.B. ジャヤティラカによって1898年に設立されたコロンボYMBAもまた仏教徒の教育に力を入れた。ジャヤティラカはアーナンダ・カレッジやダルマラージャ・カレッジという仏教徒の代表的な中等教育校の校長をも務めた人物で、神智協会が運営する諸学校を統括する立場にもあった。さらにコロンボYMBAは学校での仏教教育の普及にも尽力した。この組織が関わる学校はその後も増え続け、1966年までには3千校にもなっていた<sup>(18)</sup>。

20世紀前半を中心に仏教復興を志向した団体の一つが全セイロン仏教徒会議 (All Ceylon Buddhist Congress) である。この団体は、各地の仏教徒協会を取りまとめた組織であり、S. W. R. D. バンダーラナーヤカが創設したシンハラ至上主義的な団体であるシンハラ大協会 (Sinhala Maha Sabha) もその傘下に入っていた<sup>(19)</sup>。この全セイロン仏教徒会議は、G. P. マララセーカラ (G. P. Malalasekera) の総裁在職中 (1939年から1957年) に急成長した。マララセーカラはパーリ語と仏教文明の教授で、ペーラーデニヤ大学の東洋研究学部の学部長を務め、後に世界仏教徒会議 (The World Buddhist Congress) の総裁にもなった人物である<sup>(2)</sup>。

全セイロン仏教徒会議の主要な機能の一つは政府に対する圧力団体として働

くことであった。この団体はポーヤ日（満月の日）を休日にした運動の中心的勢力の一つでもあった。またバー、食肉売り場、映画館、社交クラブの閉鎖などを求める運動も行った。さらに、外国に仏教ミッションを送ることに熱心であった。イギリス、ドイツ、アメリカなどにある仏教寺院を支援することもこの団体の活動の一つであった<sup>(21)</sup>。

ところで、全セイロン仏教徒会議の圧力団体としての活動のなかでおそらく最もよく知られているのは、この団体が1954年に設立した仏教調査委員会（Buddhist Committee of Enquiry）、通称仏教委員会（Buddhist Commission）を設立し、その報告書を提出したことであろう。この報告書の英語版は『仏教への裏切り』（*Betrayal of Buddhism*）として出版された。執筆者は7名の仏教僧と同じく7名の在家仏教徒であった。仏教僧の多くはピリウェナと呼ばれる仏教僧院の教師たちであった。在家仏教徒のうちの少なくとも3名もよく知られた教育者であった。その一人は前述のマララセーカラであった。P. de S. クララトネという人物はアーナンダ・カレッジの校長や仏教徒神智協会系の学校の統率責任者という地位にあった。また、カトリック攻撃を精力的に行った人物として本稿において後に触れることになるメッターナンダ（Lokusathu Hewa Mettananda, 1894-1967）も在家仏教徒委員の一人であった。メッターナンダもまたアーナンダ・カレッジの校長職を務めていた。彼のナショナリストとしての名声は1945年から1955年の校長在職中に高まっていったといわれる<sup>(22)</sup>。

仏教委員会の報告書によれば、「3人の偉大な王」の後、特にポルトガル、オランダ、イギリスによる植民地時代に、スリランカの仏教は衰退し、常に危機的で絶滅寸前の状態にあった。報告書は仏教衰退の大きな原因は二つあるとした。一つは仏教が歴史的に享受してきた王権からの保護を失ったことである。それゆえ仏教の復旧のためには国家による十分な保護が必要であり、仏教施設法令（Buddha Sasana Act）が必要だと主張した。仏教衰退のもう一つの原因として批判されたのが、キリスト教系の学校が支配する教育の現状であった。イギリス植民地時代には、特に英語教育においては、政府からの助成金を受けた私立学校のみでなく、公立学校もまたキリスト教の影響下にあった。そのため、

スリランカのカトリック・コミュニティと宗教的ナショナリズム（川島）

多数派である仏教徒の生徒の入学はより難しく、入学できたとしても布教活動にさらされるというリスクを負うことになった。こうした状況は1947年の無償教育法令の制定によって多少は改善されたが、十分ではない。それゆえすべての学校の国有化が必要であると主張された<sup>(23)</sup>。そしてこの私立学校の接収と国有化という政策は、次にみるように、1956年のシンハラ・ナショナリズムの政治的勝利の後に実現することとなった。

### 3 私立学校の国有化

仏教僧や在家仏教徒でつくられた仏教委員会の主張の一つであった私立学校の接収と国有化は1960年に成立した法律の下で執行された。政府から助成金を得ていた私立学校は少数のエリート校を除き、すべて政府に接収され、国有化された。この国有化には、キリスト教の影響を排除するという目的だけでなく、適切な宗教教育を授けるというより積極的な目的もあった。当時の教育行政に関する代表的な専門家であったジャスーリヤはこの国有化によって「あらゆる子ども」が自らの宗教に関する教育を受けることができるようになったと記している<sup>(24)</sup>。

国有化は次のように行われた。まず、政府から助成金を受けていた学校のうち、グレードⅢとして分類される小学校および小学校直後（post-primary）の教育はすべて国有化された。より上級の学校であるグレードⅠとグレードⅡの助成校もまた原則的に国有化された。こうして国立の学校は1960年代初めには8000校以上になった。しかし、グレードⅠとグレードⅡの学校のなかには、政府からの助成を辞退し、私立校として存続し続けたものも63校あった。そのためエリートや富裕な人々は、その後もこうした少数の私立学校で有利な教育を受け続けることができた。この国有化の影響を最も受けたのはカトリック、特に貧しいカトリックの人々であった<sup>(25)</sup>。国有化されず存続し続けた私立学校は、「しばしば法外に高い授業料」をとったり、「婉曲的に寄付と呼ばれる課金」を徴収したりすることによって維持されていくことになった<sup>(26)</sup>。



1961年に政府に提出された『国民教育委員会の最終報告書』(*Final Report of the National Education Commission*, 以後『教育報告書』)は、こうして残された特権的な私立学校を強く非難しているのだが、それはそうした私立学校には「教育における多数派への差別 (discrimination against the majority)」があるからだとして記している。この『教育報告書』によれば、植民地支配の下で、多数派コミュニティは非常に不利な状況に置かれた。つまり、1867年まではキリスト教系の学校のみが認定され、1858年まではキリスト教徒のみが官吏に採用された。そして「この多数派の人々への差別は、さまざまな形で現在まで続いている」と主張された。たとえばこうした植民地主義の影響は、奨学金受給者の75%は非仏教徒であることにも現れている。また、表1にあるように、大学への入学においても仏教徒への「差別」があるとしている。『教育報告書』によれば、大学進学レベルの理系教育は、マータラ、ゴール、クルネーガラ、アヌラーダプラ、ハンバントタなどの仏教徒が人口の9割以上を占める地域において「極度に不適切」であった<sup>(27)</sup>。表2にあるように行政組織への採用に関しても非仏教徒が優遇されていると考えられた。これらの部局は職員任用における「差別」の典型例としてあげられたものである<sup>(28)</sup>。

表1 大学入学者の宗教別割合 (パーセント, 1960年)

	医学部	理学および工学部	総人口に占めるコミュニティ人口の割合
仏教徒	40.3	43	74
ヒンドゥー教徒	26.2	33.6	10
カトリック教徒	15.2	12	7
その他のキリスト教徒	14.7	10	2
ムスリム	2.7	1.4	7
合計	99.1	100	100

出典: *Final Report of the National Education Commission, 1961, Sessional Paper XVII-1962* (Colombo: Government Press, 1962), p. 145. 合計部分は川島が加筆。

表 2 公職における宗教別人員割合（パーセント，1961 年中期）

	会計事業局	灌漑事業局	教育事業局	公共事業業務局	総人口に占めるコミュニティ人口の割合
仏教徒	19.6	29.3	32	35	74
ヒンドゥー教徒	46	33.8	23.6	28.4	10
カトリック教徒	23.8	18.5	16.6	7.3	7
その他のキリスト教徒	9	15.3	25	18.7	2
ムスリム		2	2.8	5.1	7
合計	98.4	98.9	100	95.5	100

出典：Final Report of the National Education Commission, 1961, Sessional Paper XVII-1962 (Colombo: Government Press, 1962), p. 146. 合計部分は川島が加筆。

この『教育報告書』が主に批判の対象にしたのはキリスト教徒であったが、タミル人コミュニティへも批判の矛先が向けられた。たとえば、1959年の「セイロン大学委員会」の報告書を引用し、大学教育を受けるタミル人の割合は320人に1人であるが、シンハラ人の場合は、3212人に1人であるとしている。そしてさらに、こうした「差別」は問題の漏洩や特定の「言語的およびコミューナルな配慮」によってなされる「偏った採点」にあるとしている。言うまでもなく、こうした批判はタミル人コミュニティへの批判を強化し、後述するいわゆる「シンハラ・オンリー」政策の実現を後押しすることになった<sup>(29)</sup>。

ところでこうした教育や公職採用における「差別への補償」は、当時の国際連合が推奨していたことでもあった。『教育報告書』によれば、国連は1949年に出された「差別の主要な類型と原因」という文書のなかで、差別は通常は少数派に向けられるのであるが、植民地的習慣が残る国々などでは少数派が多数派を差別する事例があると記した。『教育報告書』はさらに、差別への補償に触れた国連の1957年の文書を紹介している。その文書は次のように記している。「かつて恵まれない階級であった人々に特別の便益を与え、処遇の不平等性を補

償することはおそらく必要だろう。彼らは非常に長期にわたりその犠牲者であったのだ」。当時のスリランカにおける「多数派コミュニティへの差別」を糾弾する動きがこうした国連の主張によってさらに強化されたことは間違いない<sup>(30)</sup>。

#### 4 カトリック・アクション批判

カトリック教徒に対してはすでに植民地時代から「脱国民化された」人々であるという批判がなされていた。外国の習慣に従い、外国人の宣教師に管理され、外国人の教皇に忠誠を誓うからという理由によってである。全セイロン仏教徒会議の総裁を務めた前述のマララセーカラは、1940年に、カトリックのシンハラ人は雑種にすぎないと述べている<sup>(31)</sup>。

独立後も、キリスト教徒やタミル人の教育や公職採用における優越した状況が批判されるなかで、カトリック・コミュニティを明確な標的とした激しい批判がなされた。これは、カトリック教会の世界的な動きであるカトリック・アクションと呼ばれる活動を批判するという形で、スリランカにおけるカトリックの優越した地位などを批判したものであった。

このカトリック批判を行ったおそらく最も重要な人物は前述のL.H.メッターナンダである。先に触れたように、彼は仏教委員会の一員であり、当時の在家仏教徒の運動において明らかに中心的な役割を果たしていた。現在でも彼はしばしばスリランカの新聞などで賞賛されている。たとえば、2009年にはスリランカの代表的英字新聞『デイリー・ニュース』紙は次のように書いている。「この国の大多数の人々の社会的文化的解放へとつながったスリランカ独立後の時期、つまり1956年の転機は、L.H.メッターナンダの計り知れない貢献によって初めて可能になった」。他の新聞は、彼を「教育者、ヒューマニスト、ナショナリスト、仏教復興運動家」として紹介した後、彼の名は「深い敬意の念を呼び起こす」とも記している<sup>(32)</sup>。

メッターナンダは仏教徒国民軍(Bauddha Jatika Balavegaya、以後BJB)と称する団体の指導者でもあった。彼のカトリック批判は、このBJBが発行した

スリランカのカトリック・コミュニティと宗教的ナショナリズム（川島）

200 ページほどの『カトリック・アクション——平和と友好への脅威、セイロン・カトリック・ユニオンへの返答』という冊子のなかで明快に述べられている。カトリック・アクションとは、19 世紀から 20 世紀への世紀転換期に生まれた世界的な運動であり、「司教や司祭の指示のもとで実行されるあらゆる形の組織化された活動を含む包括的な名称」である。この運動の目的は、「社会と文化のキリスト教化への平信徒の関与」であり、その背景には、19 世紀から始まる科学や産業の発達による「非人間的な影響」があったとされる<sup>(33)</sup>。この運動がスリランカで初めて一般に明確に知られたのは前述の『仏教への裏切り』の出版以後であった<sup>(34)</sup>。

BJB の『カトリック・アクション』と題する冊子はカトリック・アクションへの強い不信感を表明したのだが、それは筆者としてメッターナンダ自身の名前が記されている序言のなかの次のような文章からも明らかである。「以下のページに明記された事実は、カトリック・アクションが宗教の仮面をかぶり、人々の生活や仕事の場へと静かに、そして着実に侵入し、セイロンをある外国勢力の植民地にしようとする計画をもっていることを示すことになる」。この「ある外国勢力」とはローマ教皇を中心とするカトリック教会のことであり、「その究極的な目的はローマ教皇のより大きな榮譽のためにあらゆる人種を従属させること」であるとまで主張されている<sup>(35)</sup>。

BJB はさらに、カトリック教会がいかに排他的で非寛容、非民主的であるかを述べている。BJB によれば、カトリック教徒にとっては、教皇の臣下であることが第一であり、国家の市民であることは二の次である。カトリック教会の究極の目的とは国全体のカトリック化であり、カトリック教徒たちは政党、軍隊、行政、あるいは私企業の主要なポストに入り込み、その地位を利用してカトリックを優遇し、支配的影響力を行使しようとしている<sup>(36)</sup>。こうして BJB によれば、カトリック・アクションは、「信者の宗教的利益の促進」などという罪のないものではなく、「非カトリック世界に対する現代の十字軍」なのであり、その目的は「バチカンのグローバルな野望とローカルなカトリックの物質的利益」なのであった<sup>(37)</sup>。

BJB が強調したことの一つは、軍隊への「キリスト教徒の浸透」であった。BJB によれば、陸軍の 75%以上の参謀職、海軍の 95%、空軍の 60%がカトリック教徒であり、このような圧倒的な占有率はカトリック教徒が仏教徒などの非カトリック教徒を差別しているからである。同様に、「公益事業委員会」でもカトリック教徒やタミル人は優遇されている<sup>(38)</sup>。また財務省 (General Treasury) では 34 の幹部職のうち 24 は非仏教徒で占められており、高位の書記官の大多数も非仏教徒である。さらにこうした「仏教徒の苦情」が表明されないのはマスメディアがカトリック側についているからだとして BJB は述べる。タイムズ・グループは「戦闘的なカトリック・アクションリスト」によって経営されている。別の代表的な新聞社であるレイクハウス社の複数のシンハラ語新聞は、仏教徒や読者をだましている。同社の英字新聞は「仏教僧やシンハラ語教師やアーユルヴェーダ医師をあざ笑っている」のであった。そしてこれは、同社を創設した偉大な愛国者 D. R. ウィジェワルダナの死後、この新聞社がキリスト教徒である義理の息子に引き継がれたからである。BJB はメッターナンダ自身の講演を引用してそう主張した<sup>(39)</sup>。

すでにみたように、カトリック・コミュニティはすぐれた学校のネットワークを作り上げ、強い影響力をもっていた。そしてこうしたなかで多数派である仏教徒たちは差別されていると主張する人々は多かった。メッターナンダと BJB はそれをより進め、カトリックの優位性の一因は、カトリック・アクションという意図的な活動の結果であり、その活動は現在も続いている、そしてその目的はカトリック教会のグローバルな野望にあると述べたのである。このように、このカトリック・アクション批判は一般の人々の不平等感のみではなく、外国による支配という不安や恐怖に訴えることで、シンハラ・ナショナリズムの排他性や戦闘性をより強化し、公職等からの非仏教徒排除の動きをさらに加速させる役割を果たしたと言えるかもしれない。

メッターナンダが当時よく知られた人物であったことを考えると、メッターナンダのカトリック批判にはかなりの影響力があったのではないかと思われるい

スリランカのカトリック・コミュニティと宗教的ナショナリズム（川島）

る。実際、彼が望んだことの多くはその後実現した。カトリック教徒の多くが軍や官吏や出版界から締め出され、カトリック教会は世俗政治への関与を避けるようになった<sup>(40)</sup>。たとえば軍隊における仏教徒の優位はその後急速に実現した。表3および表4から明らかなように、1960年代に新たに任命される士官に関して劇的な変化が生じた。シンハラ人仏教徒が急増し、タミル人、あるいはキリスト教徒の割合は大きく減少した<sup>(41)</sup>。こうしたなかで、1962年1月にはクーデター未遂事件が起こった。キリスト教徒が中心となったこの事件が軍隊からの非仏教徒の追放をさらに加速したとも考えられる<sup>(42)</sup>。

表3 セイロン軽歩兵正規軍における士官任官数のエスニック集団別割合（パーセント）

	1949-51, 1954	1956-60	1963-69
シンハラ人	55	44	96
タミル人	18	32	4
バーガー	20	8	0
ムスリム	7	12	0
不明	0	4	0
合計	100	100	100

表4 セイロン軽歩兵正規軍における士官任官数の宗教別割合（パーセント）

	1949-51, 1954	1956-60	1963-69
仏教徒	34	40	89
キリスト教徒	59	36	7
ヒンドゥー教徒	0	8	0
ムスリム	7	12	0
不明	0	4	4
合計	100	100	100

出典：Donald L. Horowitz, *Coup Theories and Officers' Motives: Sri Lanka in Comparative Perspective* (Princeton, N.J.: Princeton University Press, 1980), p. 69.

## 5 二つのナショナリズムとカトリック・アイデンティティ

ところで、このようにカトリック教徒、あるいはキリスト教徒一般に対して激しい批判がなされていた1950年代から1960年代にかけての時期は、シンハラ・タミル間の関係が急速に悪化しつつあった時期でもあった。「シンハラ・オンリー」政策を掲げたS. W. R. D. バンダーラナーヤカはシンハラ人の排他的な民族感情を煽った。彼はタミル語を公用語化すれば「25年以内のシンハラ人の消滅」につながると訴え、1956年の総選挙で圧倒的な勝利を収めた。政権獲得後、バンダーラナーヤカは一転してタミル人指導者セルワナーヤガムとの間でタミル人居住地域への分権化などに関して合意した。いわゆるバンダーラナーヤカ・セルワナーヤガム協定である。しかし今度は野党がシンハラ人の恐怖を煽った。統一国民党のダッドリー・セーナナーヤカはこの協定が成立すれば「セイロンはインドの一州になる」とまで述べ、この協定阻止のために命をかけると言明したのである。逆に、1965年には統一国民党政権下でセーナナーヤカ・セルワナーヤガム協定が合意されたが、野に下っていたスリランカ自由党は、成立すれば国の分断につながるとして反対した。独立後のスリランカにおいては主要な政治家たちによるこうした民族的なせり上げ（ethnic outbidding）が盛んに行われ、民族的な対立はますます激しく暴力的なものになっていった<sup>(43)</sup>。

1950年代後半には2つの反タミル人暴動が起こった。1956年には、シンハラ語公用語化政策に反対し、非暴力の抗議運動であるサティヤグラハを行っていたタミル人たちが攻撃された。これをきっかけに反タミル人暴動が各地に広がり、少なくとも150人のタミル人が殺害された。1958年にも、北部や東部のタミル人居住地域において自動車のナンバープレートにシンハラ文字を表記する政策が強行されたことから対立が生まれた。その結果、反タミル人暴動が再び発生し、300人から400人のタミル人が殺害されたとされている<sup>(44)</sup>。こうして激しくタミル人とシンハラ人が対立するなかで、カトリック教徒と同様に

スリランカのカトリック・コミュニティと宗教的ナショナリズム (川島)

植民地時代から多くの公職などを占有していたタミル人の影響力もますます低下した。タミル人たちは1956年には、官吏高位職の3割、書記職の5割、技師と医師の6割、軍隊の4割、労働者の4割を占めていたが、1970年にはそれぞれ、5%、5%、10%、1%、5%へと急減した<sup>(45)</sup>。

このように少なくとも1950年代から1960年代にかけてのシンハラ・ナショナリズム運動のなかでは、明らかに二つの方向性をもつ動きが顕在化した。一つは反キリスト教、特に反カトリックという形で行われた宗教的ナショナリズムといえるものがある。もう一つは反タミルの言語的、あるいは民族的ナショナリズムである。その後対立がさらに深刻化し、内戦へと展開していったのは、言うまでもなく言語的ナショナリズムの方であった。言語的な相違を基礎とするシンハラ・タミルの対立が、明らかに民族的せり上げという政治的な過程を経てより深刻なものとなっていった<sup>(46)</sup>。

ところで、仏教復興運動のなかで、政治と仏教は明らかにより親密な関係になり、政治家たちは次のようなことを行うようになった。まず、独立以後のすべての首相はキャンディの仏歯寺を訪れるようになった。また、政治家たちは仏教教団の指示を求め、仏教徒たちに何を行うかに関して競い合っていた。さらに仏教教団の長であるマナー・ナーヤカたちが政治的使節として国連などに送られていた。そして、首相の公式訪問に際しては仏教僧の祝福が与えられ、その際にはしばしば、ブッダのダルマを広めることが世界平和へのセイロンの最大の貢献であると添えられた<sup>(47)</sup>。こうしたなかで、シンハラ人仏教徒の影響力拡大を望む人々はさらなる仏教の地位向上を求め、仏教の国教化を要求した。彼らは法体系もまた「仏教的正義概念」に基づくべきだと主張した<sup>(48)</sup>。その結果、1972年に改正された憲法のなかでは、仏教には「最高位の位置」(the foremost place) が与えられることになった。

こうしてシンハラ人仏教徒の支配が確立し、シンハラ・タミルの紛争が深刻化していくなかで、カトリック教徒たちの政治的行動やアイデンティティも大きく変わった。その変化の一つはカトリック・アイデンティティの断片化である。スリランカのカトリック教徒たちが一つの集団として共通の利益を求めて



主張するという機会はますます減少した。カトリック教会が選挙において信者たちに投票先を指示することもなくなったといわれる。また、シンハラ人カトリック教会内におけるカーストの問題も統合されたアイデンティティの形成を難しくした。カースト意識は非常に強力で、一つの教会が一つのカーストに結びついていることも多く、その場合、内部構造はカーストに依存しているといわれる<sup>(49)</sup>。

もう一つの重要な変化は、カトリック・コミュニティ内部でタミルとシンハラの分断が起こったことである。1983年の反タミル暴動においてはシンハラ人のカトリック教徒もタミル人の襲撃に参加したといわれる。北部ではカトリック・コミュニティと武装勢力であったタミル・イーラム解放のトラは密接な関係にあった。多くのタミル人聖職者や平信徒たちは内戦をスリランカ国家からの解放の戦いであるとみなしていたという。シンハラ人にとっても「シンハラ人であること」は明らかにカトリック教徒であることよりも重要になった。マリアやアントニーといった伝統的なカトリックの名前が子どもにつけられることはますますなくなり、シンハラ的な名前がつけられるようになった。カトリック教徒と仏教徒間の結婚も増加した<sup>(50)</sup>。また教会の祭りには、長く仏教的伝統であると考えられてきた太鼓や踊りなどをともなうペラヘラ祭りの要素を取り入れ、また民族服や国旗も使用されるようになった。さらに第二バチカン公会議の決定を受けて、礼拝はシンハラ語、タミル語、英語で行われるようになった<sup>(51)</sup>。

## おわりに

1950年代から1960年代のスリランカでは、シンハラ人民衆の反タミル感情が盛んに煽られ、民族的対立はますます激しくなっていった。しかしこの時期は同時に、仏教徒の側から激しくキリスト教批判、特にカトリック・コミュニティへの批判がなされていた時期でもあった。少なくともこの時期のシンハラ・ナショナリズムの言説には、二つの大きな特色があったと思われる

る。一つは、「多数派への差別」という言葉に象徴される不平等感の表明であり、もう一つは「外国による支配」という不安や恐怖に訴える手法である。一つ目の「差別」、あるいは「多数派への差別」という少数派非難の言説を支える根拠は十分にあった。多数派、つまりシンハラ人仏教徒たちが植民地下において特に教育制度の点で不利益を被っていたことは明確な事実であった。また国連において当時植民地主義と差別の問題が提起されており、特に多数派への差別に触れられていたことは、スリランカにおけるシンハラ人仏教徒の主張への追い風となった。こうしたなかで、シンハラ人仏教徒がその圧倒的に優勢な政治的権力を用いて自らの不平等感を解消しようと試みたのである。

二つ目の特色である不安や恐怖を煽る主張も各所でみられた。有力な政治家たちは「シンハラ人の消滅」や「インドの1州になる」といった政治的扇動を行った。また、1954年の仏教調査委員会の報告書は仏教は「絶滅寸前」の状態にあると記し、その原因の一つであると考えられたキリスト教系を中心とする私立学校の接管と国有化を訴えた。報告書の執筆者の一人であったメッターナンダとBJBによれば、この国有化の提案はこの委員会の最も重要な提案であった<sup>(52)</sup>。彼らの過激なカトリック批判もたんなる不平等感のみでなく、外国による支配という仏教徒の不安や恐怖の感情に訴えたものであった。カトリック・アクションという世界的に行われていた「社会と文化のキリスト教化」を目指す運動はシンハラ・ナショナリズムを煽ろうとする勢力にとっては好都合なものであった。

ところでこの頃このように激しくキリスト教、特にカトリックが攻撃されていたにもかかわらず、その後のスリランカにおいては主に言語的な区分によるシンハラ・タミルの対立がより深刻化、そして暴力化した。逆に宗教的ナショナリズムはかなりの程度背景へと後退した。民族的せり上げという概念を用いれば、言語、あるいは民族的コミュニティ間においてせり上げが行われ、宗教的コミュニティ間においては大きくはなされなかったということである。こうした展開の違いが生じた原因は十分には明らかにされていないように思われる。また、1990年代ごろから、スリランカではキリスト教徒への仏教徒から

の人権侵害が頻発するようになった。これは主にペンテコステ派などの新興のキリスト教団の急速な発展が原因であるが、カトリック教会もまた攻撃の対象となった。こうした近年の反キリスト教的な動きがカトリック・コミュニティにどのような影響を与えてきたのかという点も今後の課題になり得るように思われる。

### 注

- (1) Minority Rights Group International, *No war, no peace: the denial of minority rights and justice in Sri Lanka* (London, January 2011), pp. 3, 12-14, 30, <http://www.minorityrights.org/download.php?id=921> (2011年1月20日にアクセス)。
- (2) 'Sri Lankan president foreshadows further economic hardship', World Socialist Web Site, 12 February 2011, <http://www.wsws.org/articles/2011/feb2011/sril-f12.shtml> (2011年2月16日にアクセス)。
- (3) International Crisis Group, *Sri Lanka: Sinhala Nationalism and the Elusive Southern Consensus. Crisis Group Asia Report N°141* (Brussels, 7 November 2007), pp.27-28. [http://www.crisisgroup.org/~media/Files/asia/south-asia/sri-lanka/sri\\_lanka\\_sinhala\\_nationalism\\_and\\_the\\_elusive\\_southern\\_consensus.aspx](http://www.crisisgroup.org/~media/Files/asia/south-asia/sri-lanka/sri_lanka_sinhala_nationalism_and_the_elusive_southern_consensus.aspx) (2011年2月16日にアクセス)。
- (4) Ministry of Finance and Planning, Department of Census and Statistics, *Statistical abstract of the Democratic Socialist Republic of Sri Lanka 1994* (1995), p. 50.
- (5) R. L. Stirrat, 'Catholic Identity and Global Forces in Sinhala Sri Lanka', Tessa J. Bartholomeusz and Chandra R. De Silva (eds), *Buddhist Fundamentalism and Minority Identities in Sri Lanka* (Albany, NY: State University of New York Press, 1998), p. 149.
- (6) デーウェアレやウィハーラに関しては、鈴木正崇『スリランカの宗教と社会-文化人類学的研究』春秋社、1996年、140-141頁を参照。
- (7) R. L. Stirrat, 'A Catholic Shrine in its Social Context', *Sri Lanka Journal of Social Sciences*, 2, 1, 1979, p. 89; Stirrat, 'Catholic Identity', p. 150; リチャード・ゴンブリッチ, ガナナート・オバーセーカラ『スリランカの仏教』島岩訳, 法蔵館, 2002年, 330頁。
- (8) 川島耕司「スリランカのムスリム・コミュニティ——近代化とイスラーム」『政経論叢』国士館大学政経学会, 140号, 2007年, 7頁。
- (9) John D. Rogers, *Crime, justice and society in colonial Sri Lanka* (London: Curzon,

- 1987) , pp. 176-180; 川島耕司『スリランカと民族——シンハラ・ナショナリズムの形成とマイノリティ集団』明石書店, 2006年, 46-47頁。
- (10) Stirrat, 'Catholic Identity', p. 148.
- (11) R.L. Stirrat, *Power and Religiosity in a Post-Colonial Setting: Sinhala Catholics in Contemporary Sri Lanka* (Cambridge: Cambridge University Press, 1992), pp. 17-18.
- (12) Stirrat, 'Catholic Identity', p. 163; Stirrat, 'A Catholic Shrine', p. 89-90.
- (13) K. H. M. Sumathipala, *History of Education in Ceylon, 1796-1965* (Dehiwala: Tisara Prakasakayo, 1968), p. 349.
- (14) Stanley Jeyaraja Tambiah, *Buddhism Betrayed? Religion, Politics, and Violence in Sri Lanka* (Chicago: The University of Chicago Press, 1992), p. 37.
- (15) Donald K. Swearer, 'Lay Buddhism and the Buddhist Revival in Ceylon', *Journal of the American Academy of Religion*, 38,3 (1970), p.257.
- (16) *Daily News*, 1 November 2002, Friday, 01 November 2002, <http://www.dailynews.lk/2002/11/01/fea06.html> (2011年2月5日にアクセス); Australian Dictionary of Biography-Online Edition, <http://adbonline.anu.edu.au/biogs/A100030b.htm> (2011年2月5日にアクセス)。
- (17) Australian Dictionary of Biography-Online Edition, <http://adbonline.anu.edu.au/biogs/A120636b.htm> (2011年2月5日にアクセス)。
- (18) Swearer, 'Lay Buddhism', pp. 266-7.
- (19) Tambiah, *Buddhism Betrayed?*, p. 13.
- (20) Tambiah, *Buddhism Betrayed?*, pp. 13, 31. この世界仏教徒会議は現在でも存在している。2010年11月17日の創設60周年記念大会において、仏教復興などに果たした功績を称え、ラージャパクサ大統領に最高位の賞を与えた。*Colombo Page, Sri Lanka Internet Newspaper*, 17 November 2010, [http://www.colombopage.com/archive\\_10C/Nov17\\_1289970326CH.php](http://www.colombopage.com/archive_10C/Nov17_1289970326CH.php) (2011年2月16日にアクセス)。
- (21) Swearer, 'Lay Buddhism', p.271.
- (22) Tambiah, *Buddhism Betrayed?*, p. 31; *The Sunday Times Online*, 11 March 2007, [http://sundaytimes.lk/070311/Plus/018\\_pls.html](http://sundaytimes.lk/070311/Plus/018_pls.html) (2011年2月16日にアクセス)。
- (23) Tambiah, *Buddhism Betrayed?*, pp. 33-37. 「三人の偉大な王」とは仏教をアショーカ王から授けられたデーワナーンピアティッサと、前述のドゥトゥギヤムヌ、そしてポロンナルワ時代に国を統一したバラークラマパーフ1世であるとされた。
- (24) J.E.Jayasuriya, 'Current Educational Trends and Controversies in Ceylon',

- International Review of Education*, 8, 3-4, (1963), p. 299.
- (25) Tambiah, *Buddhism Betrayed?*, p. 65; Jayasuriya, 'Current Educational Trends', p.298.
- (26) *Final Report of the National Education Commission, 1961, Sessional Paper XVII-1962* (Colombo: Government Press, 1962), p. 139.
- (27) *Final Report of the National Education Commission*, pp. 144-5.
- (28) なぜこれらの部局が選択されたのかは明らかではないが、恣意的に選択された可能性は排除できない。
- (29) *Final Report of the National Education Commission*, pp. 146-147.
- (30) *Final Report of the National Education Commission*, pp. 148-149.
- (31) Stirrat, *Power and Religiosity*, p. 21.
- (32) *Daily News*, 20 March 2009, online, <http://www.dailynews.lk/2009/03/20/fea01.asp> (2011年2月16日にアクセス); *The Nation on Sunday*, 3 December 2006, <http://www.nation.lk/2006/12/03/events.htm> (2011年2月16日にアクセス)。
- (33) John Bowes, 'Service-Learning as a New Form of Catholic Action', *Review of Business*, Sep 22, 1998, <http://www.thefreelibrary.com/Service-Learning+as+a+New+Form+of+Catholic+Action.-a059538865> (2011年2月17日にアクセス)。
- (34) The Bauddha Janatha Balavegaya, *Catholic Action: A Menace to Peace and Goodwill, A Reply to the Catholic Union of Ceylon* (Colombo: The Bauddha Pracharaka Press, 1963), p. 118 (以後, *Catholic Action*)。この冊子は、BJBによって書かれたことになっているが、監修者は明らかにメッターナンダであると思われる。セイロン・カトリック・ユニオンとはカトリックの平信徒でつくられる団体である。
- (35) *Catholic Action*, Foreword, p. 7.
- (36) *Catholic Action*, pp. 93, 119.
- (37) *Catholic Action*, p. 117.
- (38) *Catholic Action*, pp. 119, 120, 124, 151.
- (39) *Catholic Action*, pp. 134, 161, 162.
- (40) 澁谷利雄『スリランカ現代誌——揺れる紛争, 融和する暮らしと文化』彩流社, 2010年, 58頁。
- (41) Donald L. Horowitz, *Coup Theories and Officers' Motives: Sri Lanka in Comparative Perspective* (Princeton, N. J.: Princeton University Press, 1980), pp. 69-74.
- (42) このクーデター未遂事件の背後には、悪政、特にシリマウォ・バンダーラナーヤカの統治能力への不満があったと考えられている。明確な動機は明らかでは

ないが、首謀者たちの不満は、仏教復興の動き、仏教徒の優遇政策、シンハラ語の公用語化、中流階級の利益を軽視する政策、あるいは私立学校の国有化などに向けられていた。彼らの多くは裕福な家庭の出身で、名門校を出ており、英語を話し、西洋化された人々であった。またほとんどがマイノリティ、つまりタミル人、バーガー、シンハラ人キリスト教徒に属していた。首謀者の圧倒的多数がキリスト教徒（特にカトリック教徒）であったことから、キリスト教徒の不満が背景にあるとする見方は根強い。Horowitz, *Coup Theories and Officers' Motives*, pp. 26-29. ジェヤラージは、告訴された24名のうち3名は仏教徒で残りはキリスト教徒であり、また12名がシンハラ人で、6名がタミル人、残りの6名がバーガーであったとしている。D.B.S. Jeyaraj, “Operation holdfast”: The attempted coup d’etat of Jan 1962’, transCurrents.com, 27 November 2009, [http://transcurrents.com/tc/2009/11/operation\\_holdfast\\_the\\_attempt.html](http://transcurrents.com/tc/2009/11/operation_holdfast_the_attempt.html) (2011年2月17日にアクセス)。

- (43) Neil DeVotta, ‘From ethnic outbidding to ethnic conflict: the institutional bases for Sri Lanka’s separatist war’, *Nations and Nationalism*, 11, 1, (2005), pp. 149-152.
- (44) DeVotta, ‘From ethnic outbidding’, pp. 149, 151; 川島『スリランカと民族』226, 227頁。
- (45) DeVotta, ‘From ethnic outbidding’, p. 151.
- (46) 民族的せり上げという概念については De Votta, ‘From ethnic outbidding’ を参照。
- (47) Swearer, ‘Lay Buddhism’, p. 270.
- (48) Swearer, ‘Lay Buddhism’, p.274.
- (49) Stirrat, ‘Catholic Identity’, pp. 151, 162.
- (50) Stirrat, ‘Catholic Identity’, pp. 152, 155, 156.
- (51) 瀧谷『スリランカ現代誌』58-59頁。
- (52) *Catholic Action*, p. 129.

## 【論 説】

# なぜ人間は食べ続けるのか？

——嗜好と健康——

菅 原 安 彦

### 目 次

- 1 はじめに
- 2 古代・中世の食生活
- 3 健康を維持するために
- 4 嗜好の発展 — 近世
- 5 現代 — 大国の出現
- 6 新しい食の方向
- 7 終わりに

## 1 はじめに

人間は食べる，生命を維持するために。だがその欲求を満たした後も食べ続ける。食べ貯めて後の活動のために使うのだろうか，それともさらなる饑餓に備えるためなのであろうか。それもある意味では理由として認められるだろう。しかし人間は基本的な欲求を満たした時，嗜好をおぼえる。そしてそれによって食べ続ける。嗜好を満足させるために食べ続けるとすれば，必ずしも身体が欲求しているわけではない食品を摂取することになる。身体が本当に欲していないものも取り入れることになるとすれば，それが余分な栄養となり，体内に蓄積されることになる。無用なものが体内に長時間存在することになれば，身体活動に不都合，つまり病を引き起こす可能性も高くなる。言い換えると嗜好に偏向した食生活を続けると病気に悩まされる可能性が高くなるということである。そこで人間は食べるもの，食べ方に注意を払うようになる。それが健康を維持するための基本的な慣習として，各社会に根付き，さらに栄養学，食

なぜ人間は食べ続けるのか？（菅原）

養生という形で広く伝搬・伝承されるようになる。

人間は食のために狩猟採取に依存した期間が10年以上、その後農業耕作に食の供給を依存するようになって1万年。その中で次第に生産が増え、多少の余剰ができ、地域の食を賄うことのできる時代が長く続いた。人口の急激な増加、都市化に伴い、食の生産を産業として行い、飛躍的に生産量も増加するようになってから200年ほどしかたっていない。このような歴史の中で人間は空腹を満たそうとしながら、嗜好を満足させたいという欲求と健康も維持したいという欲求の2つを、どのように折り合いをつけさせてきたのだろうか。そして今、地域差はあるが、満足できる量の食物を得ることの出来る人口は増えてきた。そのような満たされた中で人間が向かうのは、より嗜好を喜ばせるものへか、それともより安全で健康につながる方向へであろうか。はたまたその両方へであろうか。そしてその2つの方向性は食料の生産、および供給にどのような影響を与えてきたのだろうか。また今後どのような形で食の供給はなされていくのであろうか。本論では2つの欲求に関連した食の活動に関する過去と現在をヨーロッパ、アメリカを中心に振り返りながら考察していきたいと思う。

## 2 古代・中世の食生活

Let your food be your medicine, and your medicine be your food.

Hippocrates (460 - 400 BC)

(己が食事を薬とせよ、そして己が薬を食事とせよ)

西洋医学の父と呼ばれている古代ギリシャのヒポクラテスの言葉である。この言葉が表すように、いつの時代も人間は食べることによって生命を維持し、活力を得、病を予防、又は克服してきた。つまり食物、食事によって体力、健康をコントロールしてきたのである。現在のように特別の薬やサプリメントといったものは多用せず、日々の営みを続けていた。それではどのようなものを人々は食べてきたのだろうか？



狩猟採取社会において人間は狩りに出て獲物を得、木の実や果実を採り、それを食べて生きてきた。その社会の構成員は、労働力の度合いにより分配の量は変わったかもしれないが、生命を維持する程度の食料を得ていた。10万年もの間の狩猟採取生活の中で人間は、多大な犠牲を払いながらも食べられるもの、食べられないもの、身体に良い物、悪い物、美味な物、まずい物、身体の調子の悪い時に食べるもの、避けるものなど様々なことを学び、それを知識としてその社会の中で伝承していったものと考えられる。

やがて農耕社会に移行し、定住するようになると、食するものを自分たちが作るようになる。この時点で主に食べられるものが明確になってくる。つまり自分たちが作っているものが食べられるものであるから、狩猟採取社会におけるような食べられるものと食べられないものを見極めるための労力を少なくすることができる。そのかわり人々は食糧の供給を絶やさないようにするために働くことになる。そして余剰が生まれ、平等な分配が問題となる。分配をめぐるいろいろな争いや不和も出てくる。そこでその分配のために政治が生まれる。いくら政治を司る人が優秀でも、真の意味での平等は難しく、結果的に、持てる者と持てない者が出現してくる。それが身分という形に発展していく。その身分の違い、財力の違いに従い食べるものが異なってくる。食べられる量のみならず、食材も料理の仕方なども異なってくるのである。

一方その地域で採れる収穫物は、そこで暮らす人々にとって共通の食材となる。共通の食材を使い料理し、それを共同体の人間が食する。上述した身分の差による食事の内容の違いはあるが、その目的はその共同体を構成する人々が長期間にわたり、肉体的、又は精神的にも健康に活動を続けることである。ひいては暗黙ではあるが共同体そのものが存続し続けるために料理し、食べるということになるだろう。言い換えると身分の差はあるが社会ではそれ自体が存続するために、その構成員である人間を出来るだけ健康で長期間活動させる目的で、食事に関する営みが続けられ、発展してきたということなのである。それではどのようにその目的にかなうべく人間は食に関する営みを続けてきたのであろうか。

なぜ人間は食べ続けるのか？（菅原）

人間は行動を起こす場合に指針なり規範となるようなものが必要となる。食材を選んだり，料理する場合においても例外ではない。中世において指針の一つとなっていたのが，当時用いられていた世界観である。それが下の図1の「存在の大連鎖」（グリーコ 2006）である。

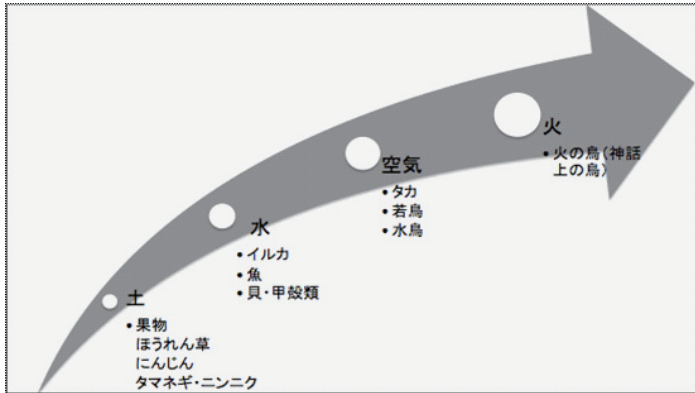


図1 存在の大連鎖

万物は神の創造物であるという考えから，それぞれに秩序を与えるため序列をつけた。万物を土，水，空気，火の4元素の大きなカテゴリーに分割し，動植物(神話的な生き物も含む)をその中に配置した。この世界観はヒエラルキーであり，最下位に土，その次に水，次に空気，最上位に火が位置づけされている。それぞれのカテゴリーに属した動植物間でも上下関係があり，上に位置するものはより高貴な食材とされ，それに見合う身分の人間に食されるものとされた。各カテゴリー間の動植物の中で最下位の土に属するものは土の中から生まれてくる植物である。その中でも最下位に位置するのはタマネギ，ニンニク，エシャレットのような地下に鱗茎，つまり葉のようなものを何枚も重ねているもの，次に多少上位に位置するのがニンジン，カブなど根茎を食べるもの，それより高貴なのが地面から出た部分を食べる葉物(キャベツ，ほうれん草など)，このカテゴリーの一番上位にあるのが地面より高い所に実を結ぶ果物である。

続く水のカテゴリーでは水中で動かない貝類が最下位，次に魚，水面を飛び

出すイルカ、鯨は上位に位置している。続く空気のカテゴリーは動物であるが水に住む水鳥が最下位、地面を這う鶏、次に小鳥、さらに高く飛ぶタカや鷲の順に高貴さが増していく。最後の火のカテゴリーは架空の竜や不死鳥などがあげられていおり、実際の食材とはなりえない。

存在の大連鎖には含まれていない身近な食材がある。それは四つ足動物の肉である。土に属するものでも水に属するものでもなく、空気でもないが、家禽類よりは低い位置で、水鳥よりは高貴な、つまり水と空気の間差し込まれることになった。そしてその中で序列が付けられた。高貴なものから仔牛、ヒツジ、ブタの順になっているが、当時四足動物の肉は固すぎるとされ、高貴な人々の胃が消化するには不適切と考えられていた。

このような世界観による食材の価値を用いて、身分の高いものはそれに応じた食材を選び、相応の食事をしていたのである。しかし商人や労働者、農民たちは好んで序列の中で低いものを選んで食べていたのではないだろう。経済的な理由で必然的にそのような結果になったものと考えられる。しかし上流階級の者は、土のカテゴリーに属する野菜を多くとる食事は農民の身体に必要なものだと考えていた。逆に農民が高貴なものを食することは身体に悪いとさえ考えていた（グリーコ 2006）。

このように食材に序列をつけ、それを社会的階層毎にふさわしいものとそうでないものに分類することによって、その土地で産出されるものに対する需要を調節したとも考えられる。このような指標があることによって需要に対する偏りをあまり出さずに、食材をうまく分配することができたとすれば、それは人間が社会を存続させるために作り上げたひとつの文化の形だろう。しかしこのような身分の違いとそれからくる食事の差異は、生存のために必要な十分の量の食材が確保される前から社会の中に根付いていたのである（グリーコ 2006）。つまり社会の存続とは構成員全員をさすのではなく、漠然とした集団の形態だけだったようである。

### 3 健康を維持するために

食事は養生の一つの手段である。前章の冒頭に挙げたヒポクラテスの言葉にあるように、人間にとって食事はその活動を維持させ、不都合が生じた時に回復させてくれるものである。それではどのようにして人間の身体の活動をとらえられていたのだろうか。またどのようにして身体に活力を与えることができると考えられていたのだろうか。

古代では人間の身体は胆汁、黒胆汁、血液、粘液を有し、それがバランスよく流れていくことが健康につながると考えられていた。そして食物の中に同質のものを認め、それを体内に取り入れることにより、それぞれの適切な体液に変化させることができるとされていた（マッツィーニ 2006）。言い換えると食事をするということは食物を体内に取り入れ、うまく消化させ、体液に変化させることである。そのためには食物を消化しやすくすることが必要になる。消化しやすくするためには熱を加える、つまり火通すという儀式、調理が必要になる。ヒポクラテスの時代から加熱が健康を促進するための方法と考えられていた。消化しやすくすること、それが基本的な食による養生として捉えられていた。

物理的に熱を加え消化しやすくする方法以外に、食材の特性を把握して組み合わせるという方法も考えられていた。これにより取り入れられた食物が胃の中でさらに消化され易くなるというのである。つまり食材自体にも消化し易さの特性を見出し、それを組み合わせることにより、さらに消化されやすくなるための温度にするのである。その特性とは基本的に熱、寒、乾、湿である。例えばガチョウは「寒・湿」、牛肉は「寒・乾」、タンは「熱」もあれば「寒」もある。寒の食材の特性を相殺するためには「熱」を組み合わせねばならない。そこで登場するのがスパイスである。ここでいうスパイスとは刺激性のある外来のものを指す。コショウ、シナモン、ターメリック、クローブ、クミンなど多くのスパイスは「熱・乾」の性質を持ち、「寒・湿」の食材を加熱すること

ができることとされ、13世紀から17世紀初頭まで、医師によって進められた。例えばコショウは健康を維持し、胃を丈夫にしてくれるものであり、ガスを発散させ、排尿を促し、悪寒を直し、食欲を湧かせるものとされている（フランドラン2006）。つまりスパイスを加えることによって熱寒の調整を行い、体内で消化しやすくするというものである。その考えから発展したのがソースの使用である。適度な加熱状態にするためにスパイス入りのソースで食材を中和していった。そのため古代から健康食や薬としてスパイスやそれを使ったソースが用いられたのである。

ここまで食材についてのみ考察をすすめてきた。しかし食べるという行為は味わうという行為も伴う。上述したスパイスやソースの使用が消化を助けるだけのためならば、手間がかかるだけで、日常では省かれてしまい、今日まで継承されてはこなかったであろう。存続した理由はスパイスやソースが食材に風味を添える役割をするということからだろう。

風味にもそれぞれ段階がある。酸味<sup>えぐみ</sup>を最下位にし、熱を加えることにより最高位の辛味<sup>(1)</sup>まで一段階ずつ改善される。言い換えると熱の作用によって風味が改善されるのである（フランドラン2006）。そうすれば味がさらに良くなり、食欲を増進する可能性が高くなる。つまり人間は喜んで食べたもの、つまり好きな食べ物や美味だと思って食べるもののほうをよりよく消化する。そのために自分にあった食物を選び、喜びを持って食べられるものを見分けなければならない。そのために舌という道具が与えられた（ジャンピエ 1560, フランドラン（2006）より抜粋）としている。

選び取るという行為は当時の食卓でも実践されていた。食事は大皿料理で、各自座った席の前に置かれた料理を自分にあった分だけとりわけて食べるというものだった。自分の好きなものを自分にあった量だけ食べるということは単に快樂のためだけではなく、自分の体調に合わせ、身体が欲するものを選ぶということでもある。身体が欲するということは間接的に消化できそうなものを選ぶということにつながり、医学的意味をもつようになる。またそれを喜びを持って食べることができるならば、さらに消化を助けるということになる。つ

なぜ人間は食べ続けるのか？（菅原）

まりこのような土壌の下、嗜好の追及は消化を助けることにもなり、ひいては健康にもつながるといふ考えにいたる道が開られていったのである。

これにより味を良くする工夫が盛んになされるようになる。すると喜びを持って食するために、人間、特に裕福な人々はさらに珍しい食材へと駆り立てられていき、その都度、様々な形で調理、加熱された食物を食卓に上らせた。ヤツメウナギやネズミイルカ、野獣肉などがその例であろう。料理に風味を付けることで嗜好を喜ばせるだけでなく、医学的に奨励されるべきことだということが食を快適に且つ冒険的にする活動に勢いを与えていった。つまり嗜好が医学的な承認を得、それが高じて喜びを与える食物、および食事が身体に良いという論理が生まれ、栄養学や食養生と実際の食の距離が大きく離れていく時代に突入するのである。

#### 4 嗜好の発展 — 近世

17世紀初頭までは裕福な階級は忠実に上述したような医学、栄養学に従い、食生活を続けていた。消化に良い物、又は消化が良くなるように調理したものを食し、歯ごたえのある野菜や肉などは胃がより丈夫と考えられていた農民に与え、自分たちは柔らかいもの、特にパンの場合は小麦から作られたものを好んだ。また「乾」と見なされる牛肉などは茹でて「湿」の性質を持たせ、「湿」の性質を持つ肉は焼いたり、炙ったりして「乾」の性質を掛け合わせた。

しかし17世紀から18世紀にかけて変化が起こった。新大陸などからもたらされる新しい食材やスパイスを得て、裕福な層が健康予防や古い栄養学に対してあまり気を遣わなくなってきたのである。つまり嗜好が一人歩きし、今までともに歩んできた健康への気遣いというものを忘れていった。ルイ14世に代表される飽食の社会的なディスプレイはそれを示す顕著な例だろう。ルイ14世はベルサイユを宮殿として使用し、連日の宴を催し、外交の場とした。このように食のモデルを提示することによりフランス料理がヨーロッパ各地に広まる下地をつくったとされる（辻 1982）。また彼は日常を儀式化し、夜10時に

グラン・クヴェールと呼ばれる夕食をとった。これは全廷臣のみならず平民も入室を許され、ルイ 14 世の食事を見物する、つまり儀式化したショーであった。彼は大食漢でその量は通常の人間の 8 人分ともいわれる（本城 1985）。そのなかでスパイスを通常の 2 倍使用するなど、嗜好という点においてはあまり洗練されていたかどうか疑問であると同時に、消化というものを考慮に入れた組み合わせを忘れ去ってしまった徴候が見て取れる。一方大勢の観衆が王の食事を見ることで嗜好を発達させる要因が育成され、栄養学や食養生を忘れさせるのに十分な印象を与えることができたのではないだろうか。このようなショーから流行はつくられた。つまり王の行動により貴族の間では料理に興味を持つことがファッションとなった。ひとつの例としては王がサラダを好み、王室の菜園で様々な野菜を育成すると、貴族間でも自宅で野菜を育てることが流行した。現代ではテレビ・雑誌などで料理のモデルを取り入れる機会を得るように、王である権威とそれが食しているという事実が、見る人々にとって模倣すべき形態になったといえよう。つまり貴族、および見物していた一般の民衆もまた嗜好中心に食事を捉えるようになってきたと考えても不思議ではないだろう。何故ならば自分が病気だったり、家族や知人が病気でなければ、人間は健康のことにあまり気を遣わないものであるから、見物していた人々は経済的な余裕があれば、嗜好に従い食事というものを考えていくようになるのは当然であろう。

食は人々の舌を楽しませるための活動となり、社会的エネルギーを吸い込み、巨大化した産業になっていった。フランスではルイ 15 世が料理好きだったこともあり貴族の間で料理をすることがファッションになったり、また革命後、地方からやってくる革命議員たちの食を賄うための外食産業が必要となったのも、この流れに拍車をかける要因になった。また王政復古のもとでの政情、治安不安により政府要人、国王を含め貴族たちが自分の家を知られることをいやがって自宅で人を招く食事を避けるようになり、外食をするようになったこともその流れを推し進める原因としてあげられるだろう。一方フランス革命以後行き場を失った料理人の供給がその需要とうまくかみ合い、フランスにおける嗜好を追求する活動は発展させていくこととなる。

なぜ人間は食べ続けるのか？（菅原）

ヨーロッパの他の多くの国でもフランスの影響を受けていった。19世紀には最盛期を迎えたパリを中心としたレストランに、外国人旅行者たちが訪れるようになる。外国人たちはそこで食べ、サービス、雰囲気など様々なものを感じ、また経験する。自国へ戻り、その経験を基に料理を含めたレストランでのサービスを参考に商売を始める。それがフランスの料理文化の伝搬となる。客を輸入し、文化を輸出するという文化の貿易を始めたのである。輸出したものは料理やサービスだけではない。フランス人料理人もイングランド、ドイツ、イタリアなどの王室を含めた諸外国の貴族、富裕層に雇用された。特にイングランドではフランス人シェフを雇うことが上流階級のステータス・シンボルともなった。このようにして嗜好を追求するフランス料理は国際的にも名声を得て、諸外国にまで輸出されることになった。つまり嗜好追求が国際的にファッションとなったのである。またそのファッションは以前のごく限られた一部の富裕層の間だけに留まらず、様々な国で裾野を広く中産階級まで下ろし、浸透していきつつあったのである。

嗜好を追求する活動が大きな力になったことは否めないが、健康に関して全く無視していたわけではない。飽食が続けば消化器が疲れ、消化不良を起こすことが考えられる。脂質や糖分を多くとれば糖尿病にもなるだろう。しかし歩み始めた嗜好の追求の道を引き返すことはなかった。そこで時は多少前後するが、フランス革命前に疲れた胃を癒す店が出現した。マタイによる福音書にある「疲れた者は誰でも私のもとにきなさい。休ませてあげよう」をもじって「胃の疲れた者は誰でも私のもとへきなさい。休ませてあげよう」という張り紙を店の壁に貼り、スパイスなどの入ったブイヨンを出し、またヒツジの足もホワイトソースを付けて出した店である。こってりした油脂の多い食事に飽きた人々を相手にしたこの店は建築物や絵画を修復する人をも意味するレストラトゥール（*restaurateur*）と呼ばれ、やがてレストランへと発展していった。つまり食べ過ぎたら、胃を休めるという、日常的に健康食をとるのではなく、違和感があったらその対処を行うという方向へ変わってきたのである。

近世は裕福な層を中心として古代からの医学・栄養学から離れ、嗜好を追求



する道を歩み始めた時代であった。そしてその道を明るく照らすように食に関する産業がフランスを中心に興隆した。フランスに革命がおこると社会階層の差が縮まり、イギリスでは産業革命がおこると中産階級が勃興し、経済的に裕福な層が増えてきた。他のヨーロッパ諸国も中世のような狭い世界ではなく、広い世界との交易により経済的に豊になる層が増えてきた。このことは食に対する市場が広がり、嗜好を追求する層が一部階級に属する人間のみではなくなってきたことを意味する。その結果、料理の技術だけでなく、サービスの仕方を含めた食へ工夫に関心が多く集まるようになる。そうすると食材もさらに吟味されるようになり、種類や量の需要も高まる。また中世に8千万人だったヨーロッパの人口は18世紀には1億8千万人に急増した。それに対応すべくヨーロッパの各国では裕福層が農地を買い占め、資本主義的な集約農法を始め、生産性を高めていった。また植民地からスパイスや食材も獲得し、中世と比較すると比べものにならないほどの品物が入手可能になってきていた。人口を満足させる食料の生産を達成しながら、嗜好を満足させるための環境が整備されてきたのである。しかし空腹を満たすために十分食えることが健康につながるということ以外、食養生という考えはこの流れの中で表面に現れなくなっていた。

## 5 現代 — 大国の出現

20世紀のヨーロッパは2度の世界大戦を経験し、時折食糧危機にも襲われた。社会的階層の幅はさらに狭まり、家庭の構成員が料理を担当するようになってきた。今まで使用人が行ってきた料理を各家族の主婦が行うようになった。料理を行うためには知識が必要である。以前その知識は母親から口頭での伝承という形をとって授けられた。しかし中産階級の母親は家政の管理には長けていたが、料理に関しては無知であることが多かった。一方核家族化が進んだ家庭でも伝統として伝えられるべき料理法に関する知識を有していないことが多かった。特に産業革命以降、共同体の崩壊した地域をもつイギリスでは学校に

なぜ人間は食べ続けるのか？（菅原）

おける料理法の講座が設けられるようになった。しかしその内容は、野菜は1時間半煮なければならないなど必ずしも適切なものとはいえなかった。しかし中産階級が料理をするという活動に参加し始めたということは、食を考える層が増えたということでもあり、食事がより一般的になったことをも意味する。そうすると労働をする彼らにとって、食事によって日々の活動を維持するための健康な身体を作るという目的が再び生まれてくるのである。そしてこれは労働者階層との共通のテーマでもあった。

第二次世界大戦後ヨーロッパ各国は戦勝国であっても疲弊し、食糧不足に見舞われていた。戦場となった国土から食料を生産するには時間がかかった。しかし同じ戦争に参加していたが、戦地から遠く離れていたため国土は荒れることもなく、食料を今までと変わりなく産出する国があった。それはアメリカである。肥沃で広大な大地をもつアメリカは農業製品生産において恵まれた条件を備えており、入植した当時を除き、飢えを知らない国であったばかりか、本国イギリスより良い食生活をしていた。独立戦争までにはアメリカ白人の身長は現在のもの<sup>(2)</sup>と同じ、黒人奴隷でもヨーロッパ農民、労働者より背が高かった（リーヴェンスタイン 2006）。このことから理解できるようにアメリカ人は食料に関して質量ともに恵まれた環境に暮らしていたのである。

彼らの食事の内容はパンと大量の肉が特徴であった。小麦の生産は盛んに行われ、白いパンが食べられ、さらに肉の量は多く、パンの7-8倍の量ともいわれている。一方野菜は本国のイギリスの伝統を引き継ぎ、くたくたになるまで火を通した食方で、長い間この調理法が続いた。現在も野菜に関しては他の国と比べ消費量は少ない（ミルストーン、ラング 2009）。

アメリカは食において豊かさの象徴であった。彼らは祖先が豊かさと自由を求めてこの土地にやってきた時から、十分に食べることを目標にしてきた。入植から二百年過ぎた19世紀前半には輸送と農業技術の改善により、生産性がさらに上がった。また地域の中で循環していた農産物は流通が改善されると都市部に住む人々に入手可能になった。広大な国土で生産される多くの種類の食材が市場に並ぶようになったのである。当然食べるものが豊かになれば格に

改善が見られる。また健康上の問題も浮上してくる。顕著な症状が肥満であり、その原因は当然、食生活に求められた。そうすると社会的に食改革運動がおこるようになった。たとえばS・グラハム (Sylvester Graham) はアルコールの害を説き、さらに肉やスパイスの摂取も悪と見なし、菜食主義的生活を求めた。また精製した小麦粉を使用する白いパンも攻撃の対象となり、この運動の支持者たちは健康食品の店を設立し、「グラハム粉 (全粒粉)」を製造、後に商業製品化するまでにいたる。グラハムは単に宗教的な禁欲主義を説くのではなく、神経系統に過度に刺激を与えるものは心身に悪影響を及ぼすという科学的な観点をもち、プロテスタントの教義を具体化したことが特徴である。つまりこれまで嗜好に従い続けた食を、再び栄養学や医学に向けさせたのである。

グラハムの活動は1853年に彼が亡くなると勢いを失ってしまう。しかし20世紀初頭にコーンフレークで有名なケロッグ兄弟 (J. H. Kellogg and Will Keith Kellogg) 等が彼の遺志を引き継いだ。多くの病気は腸内で繁殖する細菌が原因であるという新しい理論を主張し、裕福な層や有名人、そしてマスコミの注目をひきつけた。またH・フレッチャー (Horace Fletcher) は咀嚼の効能や食事の量を減らすことを提唱したが、その主張のなかでも特に受け入れられたものは食事の量を減らすという提言であった (リーヴェンスタイン2006)。

このような食事レベルの下方修正への動きに賛同者が増えてきたのには、別の社会的背景があった。家庭内で食事をする際、それを手助けする召使いの減少、それに伴う召使いの質の低下より、それまで行っていた洗練された宴会の準備やサービスなどができにくくなってきていた。食材を入手することはできてそれを十分に供することが不可能になってきたのである。このような物理的な理由が、それまでの食に関する活動の維持が難しくなってきた中流階級を特に引きつけたといえる。

国家的に見ると1917年に食料省長官に任命された後のフーバー大統領 (Herbert Hoover) は第一次世界大戦の食糧確保のために小麦、肉の消費制限のキャンペーン<sup>(3)</sup>を行った。これにより食料の調達に支障は出ず、国内での食

なぜ人間は食べ続けるのか？（菅原）

糧の配給という事態にはならなかった。結果的に国民は食の下方修正を受け入れ、その生活を受け入れることができると証明したのである。

さらに大きな出来事は禁酒法である。これにより社交場として的高级レストランは壊滅的被害を受け、それに伴い嗜好の追求のための欲求が行き場を失ったかたちになった。アルコールが嗜好の追求にどの程度寄与してきたかは明確には表せないものの、作り手も食べ手も欲望に対する想像力が低下することは否めないであろう。そこで昇華されるはずだった欲望とそれに伴うエネルギーは新しい行き場をみつけなければならなかった。ちょうどタバコの値段が上がるから禁煙を決断する人が多いように、高級レストランで飽食していた人々のエネルギーが、それが困難になると言うことで健康へ向いていったとしても不思議ではないだろう。

このような状況で、さらにアメリカにおける食生活を変えたのがビタミンである。現在では我が国でもビタミンに対する信仰が高いが、アメリカがその先駆けとなっていた。ビタミンはエネルギーレベルを向上させ、血液中の毒性を除去してくれる物質として、ビタミンを含有する食品や投入された食品が支持された。1930年代後半にビタミンは丸薬や飲料のかたちで商品化され、医師の処方箋なしでも販売された。現在のサプリメントの先駆けとなる。つまり食が満たされた後で、また栄養補給を行うのである。

第二次世界大戦後なると核家族化が進み、働く女性も増えてくるに従い、家政をいかに簡便にしていくかに関心が移っていった。女性が外で働いてもその分男性がすべて家政を肩代わりするわけではない。そうすると食材の使いやすさ、料理の簡単さに関心が寄せられるようになり、健康と嗜好の追求への興味は減少した。食品業者は調理しやすいように加工したものや調理済みの食品をパッケージ化する技術の開発を進め、それらが市場に出回った。スーパーマーケットに缶詰をはじめとする加工された食品が並び、人々はそれを購入し、食べるようになった。言い換えるとどこへ行ってもパッケージ化された食品を買えば、同じ味のものが食べられるようになったのである。嗜好は画一化された枠に囚われ、それを発展させるためには、新製品を待つだけ、つまり他から与

えてもらうにだけなってしまった。

画一化された加工食品は長い間店頭に並び、変色を防ぐなどの処理を行わなければならない。そのため保存料、着色料などが添加された。その毒性に対して政府は発ガン性の有無の実証を義務づけた。食が豊かに供給される時代になって、中世に逆戻りしたかのように安全性が問題になるようになってきた。饑餓から逃れ、十分な栄養を食物からとれるようになるのが一つの目標であったはずなのに、食材を人間の手で加工し、毒性のある物に変えてしまったのである。

一方食べ過ぎによる栄養過多は様々な病気を引き起こすと考えられ始め、これまで食べていたものから原因となる物質、たとえば砂糖やコレステロールを含む食材を避けるようになる。消費者は階級を超えて食の安全に気を使い始めるようになってきている。

アメリカは食に恵まれた理想の国とされていた。しかし入植後3世紀以上経過した今、恵まれているからこそ作り上げてしまった問題を抱え、その問題と解決策を世界に発信している。しかし世界にはその豊かさに追いついていない国々もある。食欲を満たした人間が、その食欲を満たすことを目的としている人々に、彼らが目指しているものを身体に悪いと言って目の前から簡単に取り上げられるだろうか。肉が食べたくてアメリカに移民してきた労働者に肉ではなく同じ栄養があり、安価な豆類を食べる。そうすれば身体にも良いし、余ったお金でもう少し生活が向上すると豆類の消費を奨励した状況に似ている。これは勿論受け入れられなかった。つまり抵抗する強い嗜好が存在するのである。満たされた人間は嗜好を押さえることができるかもしれない。しかし求めてきた嗜好が満たされていない人間にとってはその嗜好を捨て去ることは困難であろう。健康と嗜好の追求はこの例からいうと対立関係を呈している。つまり生きるためだけでなく、健康のためだけでなく、喜ぶためにも人間は食べているということなのである。

アメリカでは豊かな食生活を続けてきたことによる弊害を矯正する運動が起こり、その後社会の変革に伴い、料理に利便性を重視するようになった。それ

なぜ人間は食べ続けるのか？（菅原）

によって健康や嗜好の追求は押しやられてしまった。利便性は食の安全性という新たな問題を生み、また栄養過多の問題も生まれ、健康への関心が再び高まってきた。一方嗜好はその枠の中で追求されているものと思われる。

## 6 新しい食の方向

古代から中世、現代に入っても食糧問題は存在し、基本は十分食べるため食糧の確保であった。69億の世界人口に対し十分な量の食料は生産しているが、偏りがあり8億5千万人は十分な食料を得られていない（ミルストーン、ラング 2009）。一方満たされている国では食の安全性が問われている。これまでは生産を増やし、供給するという考えが主流であったが、90年代以降健康になるための食料の生産を目指すという考え方が台頭してきた。これがライフサイエンスと呼ばれるものである。遺伝子組み換え、バイオ食品などの農産物を生産し、消費者の健康を図るものである。一方生態系に従った食料の生産をめざし、供給するエコロジーを重要視するものもある。土地の特性を知り最適の作物を生産し、それを食することにより健康を図るものである。今までの農業の工業化による大量生産とは反対の立場をとる（ラング、ヒースマン 2009）。この考え方のどれを社会が採用していくのかは今後注目する所である。

このように健康を重視した考え方が台頭してきて、満たされていない人々への供給とともに、食は再び養生の方向に向かってきているのである。アメリカが嗜好から健康、健康から利便性へとパラダイムシフトしたことにより、世界、特に西側諸国に画一化した食事のモデルを提供した。それはパッケージ化した調理済みの食品だったり、マクドナルドに代表されるようなファーストフードであったりした。各国とも自国の文化というフィルターを通しアメリカ文化を受け入れていった。しかしそのパラダイムはアメリカをはじめとして栄養過多という問題を生み出し、世界を健康志向へと回帰させた。つまり養生としての食へと人々の目が向いてきたのである。このようにともに歩むべき2つの欲望が、一時別れ、再び近づいてきたといえるだろう。

## 7 終わりに

健康と嗜好は食が満たされた時にその関係が話題となる。本論は先ず古代、中世と食が満たされた人々を対象にその関係を論じてきた。対象となる社会層は上流階級だけであったが、時代を追う毎にその裾野を広げ、中産階級もその仲間に入ってきた。そして人間は食欲を満たしながらも健康を考えていった。ただし人間は時には理由を付けて、また都合の良いように解釈して嗜好に従って食を求める。17世紀以降の嗜好追求の傾向がそれにあたるであろう。その後二つの世界大戦も含み様々な社会変化経験し、食が満たされることが一時的に困難になることもあった。しかし再び嗜好と健康を考えられる時機が到来した今、食の安全な供給とともに健康により注目が集まってきている。

食材についていえば、中世では嗜好が求めるものを模倣し、様々なものを混ぜ込んで販売した。例えば白いパンへのあこがれから石灰を入れたり、基準の重さをみたくために泥や砂を混ぜ込んだりもしていた (Hammond 2005)。それを法律を作って取り締まるのが政治であった。こういった取り締まりは食の安全を守るためには不可欠であり、当然である。しかし食べ過ぎによる健康への害はどうであろうか。例えば脂質の恒常的な多量摂取は肥満を引き起こす。肥満によって引き起こされる様々な病気への責任は誰にあるのだろうか。2003年に判決が出たアメリカ、ニューヨークでのマクドナルドの肥満裁判では、肥満症、糖尿病、冠状動脈心臓病などをマクドナルドのハンバーカーを食べることによって引き起こされたとして訴えたアメリカ人に対して、食の選択は個人の責任という理由で訴えを退けている。つまり自分の健康を守るのは自分の責任だということである。一件当然のようであるが、直接ではないにしろ健康に害を与える可能性のある食品が合法的に、それも手軽に入手できるということは、殺人を引き起こす可能性のある銃がたやすく入手できる環境と似ているのではないだろうか。しかしこの判決により食に関して各個人が十分に注意を払わなければならないようになったのは事実である。今後この環境をより安全な方向に

なぜ人間は食べ続けるのか？（菅原）

変えていくために、いかに政治が関わっていくか考えなくてはならない時が来つつあると思われる。

ヒポクラテスが食の大切さを説いて以来、食べることの目的のひとつは常に身体を整えるというものだったが、時としてその目的は第一の目標にはならないこともあった。しかしいま再び大きな関心に向けられるようになってきたのである。それでは嗜好はどうであろうか。時代は世界的経済の低調さを反映して、中国などの一部の国を除いて一時の嗜好追求の勢いを失っているかのように見える。しかし食肉などの動物性脂質への需要は増大している。嗜好もグローバル化の恩恵を受けながら着々と底上げがなされて、ブラジルや中国などや発展途上国の都市部では従来の食習慣が変化してきている（ミルストーン、ラング 2009）。今まで動物性食品を多く消費する傾向があった先進国が健康食に向かい、経済的に余裕の出してきた発展途上国において動物性食品の消費量が増大し始めている。つまり経済的要因が嗜好の追求に関わってくるのである。

嗜好追求の行き過ぎが健康問題を起こしかねないのは明白である。その対策としては教育や国をはじめとする規制も考えられるだろう。また健康を守るために様々な情報が提供されている。その中には医学的、科学的に立証されたものもあれば、そうでないものもある。それらを有効に活用するには情報を選択するという能力が必要であろう。しかしその前に我々はなすべきことがあるのではないだろうか。それは自分達の判断力をもう少し磨くということである。人間は味によって食物を判別し、そしてその価値を判断する。それが養生食であれ、何であれ舌に喜びを与えるものが身体に良いものと中世では考えられていた。時代は変化しても人間はあまり変わってはいない。つまり今でも自分にあった食を人は判断できるのである。そのための道具が「舌」である。食が健康と嗜好とともに発展するとすれば、「舌」が両者を結びつける最も有効な道具でもある。様々な情報も利用しながら、選り分けるといふ「舌」の感覚を呼び起こし、養っていくのが我々人間にとって必要なことではないだろうか。食が喜びをもたらすものであり続けるためには。



注

- (1) 風味の段階：酸味⇨渋み⇨酸味⇨無味⇨甘み⇨脂味⇨鹹味⇨苦味⇨辛味
- (2) 2001年の調査では177.3cm, 黒人男性は176.5cm(年齢20-29)
- (3) “meatless Mondays, wheatless Wednesdays, and when in doubt, eat potatoes”「月曜日は肉なし, 水曜日は小麦なし, 迷ったらジャガイモを食え」

参考文献

- 辻静雄 1982, 木村尚三郎・志垣嘉夫編「概説フランス史：第六章 各時代のフランス料理」有斐閣選書
- 本城靖久 1985, 十八世紀バリの明暗：新潮社
- グリーコ・A 北代美和子訳「中世末期とルネサンスにおける食と階級」(食の歴史Ⅱ第27章) 藤原書店, 2006年
- , 北代美和子訳「栄養学からガストロノミーへ, あるいはグルマンディーズの解放」(食の歴史Ⅲ第37章) 藤原書店, 2006年
- フランドラン・J・L 北代美和子訳「14世紀, 15世紀, 16世紀の調味と料理, 栄養学」(食の歴史Ⅱ第28章) 藤原書店, 2006年
- ミルストーン・E, ラング・T「食料の世界地図」丸善, 2009年
- ラング・T, ヒースマン・M「フードウォーズ」コモンズ, 2009年
- レーヴェンスタイン・H 鶴田知佳子訳「あふれる豊かさの危険」(食の歴史Ⅲ第47章) 藤原書店, 2006年
- Hammond, Peter (2005) “Food & Feast in Medieval England” Sutton, Stroud



## 【論 説】

# エピクロスの帰還

——ガッサンディにおける哲学的著述の技法について——

中 金 聡

### 目 次

はじめに

- 1 人文主義の遺産
- 2 運動の原子論的解釈
- 3 魂の不死をめぐる
- 4 エピクロス主義的正義論
- 5 宗教・政治・哲学

### はじめに

ヨーロッパ哲学史上のガッサンディ (Pierre Gassendi, 1592-1655) は、同時代人のデカルトあるいはホブズの影響に隠れた存在である。しかし、一世代のちのボイル、ロック、ニュートンらは、いずれも『アリストテレス主義者にたいする逆説的論考』(*Exercitationes paradoxicae adversus Aristoteleos*, 1624) や『形而上学探求、ルネ・デカルトの形而上学およびかれの答弁への疑問と再駁論』(*Disquisitio metaphysica seu dubitationes et instantiae adversus Renati Cartesii metaphysicam et responsa*, 1644) のようなガッサンディの論争的な著作から原子論哲学や懐疑主義的認識論をまなぶことによって、近代の科学と哲学の礎を築いた。諸学を支配しつづけてきたアリストテレス主義——デカルト哲学ですらその権威の呪縛から完全には解放されなかった——をしりぞけ、「新哲学」(実験科学) に形而上学的な基盤をあたえようとしたガッサンディは、「たとえわれわれにとっては偉大な学者でないとしても、同時代人たちにとっては偉大な学者、それもきわめて偉大な、すなわちデカルトに匹敵するその好敵手」であっ

エピクロスの帰還（中金）

た。ただし A・コイレはこの評価に重要な留保を付している。

ガッサンディが樹立しようとした自然学の体系は、古代の原子論にもとづくいまだ定性的なものであった。古代の原子論を刷新ないし再生させることによって、かれは近代科学に哲学的な基盤を、存在論的な基盤を提供することができた。しかし近代科学は、ガッサンディがその統合のしかたを知らなかったもの、すなわち自然の原子論と数学化とを統合したのであり、ガリレオとデカルトの伝統があらわしているのはまさしくそれであった。この二つの潮流の統合こそが、数学的自然学というニュートンの総合を生み出したのである<sup>(1)</sup>。

ガッサンディは独創を誇るタイプの思想家ではなかった。かれが畢生の仕事とさだめたのは、古代ギリシアの哲学者エピクロスの思想を甦らせること、あるいは「近代（すなわちポスト中世）版のエピクロス」<sup>(2)</sup>をつくりあげることである。その成果は、さして長いとはいえないかれの生涯の最後の十年間に『エピクロスの生涯と流儀』（*Vita et Moribus Epicuri*, 1647）、『ディオゲネス・ラエルティオス第十巻注解』（*Animadversiones in decimum librum Diogenis Laertii*, 1649）、『エピクロス哲学集成』（*Syntagma Philosophiae Epicuri*, 1649）<sup>(3)</sup>、『哲学集成』（*Syntagma Philosophicum*, 1658）の四作品となってあらわれたが、この構想自体は最初の著作『逆説的論考』を出版した直後にすでに芽生えている<sup>(4)</sup>。その意味では、ガッサンディ哲学全体がエピクロス主義復興のためにくりかえされた試行であり、アリストテレス主義の批判やデカルトとの論争も、いわばその過程で生じた副産物ないしエピソードとさえいえるのかもしれない。コイレが指摘するのは、このエピクロス主義へのこだわりが桎梏となって、近代自然科学の形而上学的根拠づけという課題が十分にはたされなかったということであろう。

エピクロス主義復興計画の意図と最終目標はいまなお明確でないが、総じて近年のガッサンディ研究は、エクス司祭でもあったこの哲学者の全営為をキリスト教と機械論的哲学との和解に捧げられたものとみなし、そのために「エピクロス主義に洗礼をほどこす」こと、あるいは「キリスト教化されたエピック

ロスの倫理学体系」の構築が試みられたとする傾向にある<sup>(5)</sup>。その根拠のひとつにあげられるのは、エピクロス研究四部作を発表順に並べて読むとき、ガッサンディの熱が次第に冷めていくようにみえることである。異教の哲学に向けられてきた無神論、利己主義、快樂主義、知的探求の軽視などの伝統的な非難の無理解をただしてエピクロス弁護に徹した『生涯と流儀』の著者は、そのわずか二年後の『注解』になると、エピクロス主義の本質的要素——世界の永続性、人事に無関心な神々、摂理の否定、魂の可死性——を「誤り」とみなすようになる。そして『哲学集成』にいたってはそれらの教義の論駁自体が目的であるかのような言辞が散見され、もともとガッサンディはエピクロス主義者でなかったとする解釈に言質をあたえるまでになっているのである<sup>(6)</sup>。

エピクロス批判の意図については、『集成』の「序文」にこう弁明されていた。「ストア派とエピクロス主義者は、ひとたびその誤りが除去され、アリストテレスのきわめて重大な誤りが論駁されるのと同じやりかたで論駁されるなら、価値あるもの、まなぶにあたいする多くのものをもっている。それこそがわたしの試みようとする仕事である」[001:5A]。この「誤り」と目されるものの多くがキリスト教と両立しえない教義であることは事実であり<sup>(7)</sup>、またこれらの解釈の裏づけとなる文言が残されたテキストに多々みられること、そしてガッサンディ自身のテキスト以外にかれの思想を理解する手がかりがないことも否定できない。だが問題は、そこから整合的に導かれるガッサンディ像が、著者であるかれ自身が同時代の読者に理解させたいと願ったかれの姿以上のものではないという点である。それが仮に「キリスト教的エピクロス主義者」であったのなら、われわれが問うべきはむしろ、ガッサンディはなぜ自分をそのように理解させねばならなかったのか、またそのためにかれがどのような方法を用いたかである。それに着目するとき、残されたテキストから浮かびあがってくるのは、神学者ならぬ哲学者ガッサンディであり、「キリスト教的エピクロス主義者」を装う真正エピクロス主義者であるように思われる。以下ではそのような視点から、ガッサンディのエピクロス主義復興計画について考察することにしよう。

## 1 人文主義の遺産

近代におけるエピクロス主義の復興も多分にもれず、久しく忘れ去られてきた古典古代の文物を発掘したルネサンス人文主義の所産であった。紀元前一世紀ローマのエピクロス派詩人ルクレティウスの『事物の本性について』(*De rerum natura*)の写本がポッジョ・ブラッチョリーニによりドイツのある修道院で発見され、イタリアに持ち帰られたのは1417年（出版は1473年）のことであり、1430年にはトラヴェルサーリが三世紀の伝記作者ディオゲネス・ラエルティオスの『主要哲学者の生涯と意見』(*Bion kai Gnomon ton en Philosophiai Eudokimezanton*)をラテン語に訳している。それらはエピクロス研究の中世的・キリスト教神学的封印を解き、その感化の跡の著しい無数の書物を生み出したが、初期人文主義者たちがエピクロス主義に寄せる関心の焦点はもっぱら快樂主義倫理学にあった<sup>(8)</sup>。キリスト教のおしえに反する教義の最たるもの、すなわちエピクロスの無神論的な原子論形而上学が真剣な哲学的議論の俎上にあげられるには、近代自然科学革命の余波が諸学におよんで正統キリスト教神学との軋轢がもはや抜き差しなくなるまで、そしてガッサンディによるエピクロス主義のトータルな復興計画が緒につくまで、なお二世紀を要したのである。

ディオゲネス・ラエルティオスの第十卷「エピクロス伝」を解説したガッサンディの『注解』は、エピクロスの哲学をめぐる古代および中世の言説を細大もらさずあつめ、全三巻1800頁近くにわたって詳細な文献学的考証を加えた人文主義的研究の精華ともいべき作品であり、ホップズもそれを完成させた著者の労をねぎらった[006:522A]。しかしガッサンディ自身はできばえに満足せず、残る生涯をそのさらなる彫琢に注いだ。こうしてできあがった『哲学集成』は、エピクロス哲学の注釈の域をはるかに越え、古今の哲学諸学説の膨大な引照にもとづいてエピクロス主義哲学を体系的に再構成する試みとなったが、ガッサンディはその出版を待たずに没した。『集成』が陽の目をみたのは、

弟子たちによって師の没後に編纂された六巻本全集 (*Opera omnia*, 1658) においてである。

しかし『哲学集成』は浩瀚な『注解』のたんなる縮約版でもさらなる増補版でもなかった。エピクロス哲学の「規準論」<sup>カノニカ</sup>「自然学」<sup>フィジカ</sup>「倫理学」<sup>エティカ</sup>を模した『注解』の三部構成こそ踏襲し、内容上もかなり重複するものの、実質的には別作品である。二著の相違はまず体裁面に明らかであった。『注解』では全巻のはじめにディオゲネス・ラエルティオス「エピクロス伝」全文がギリシア語原文とガッサンディによるラテン語訳を並記して掲げられていたが、『集成』はそれを省き、かわりに全体の総序にあたる「哲学一般について」(*De Philosophia universe*) という文章が加えられている。また『注解』の第一部が「エピクロスの哲学」(*Philosophia Epicuri*) と題してエピクロスの哲学方法論のみを説明するのにたいして、『集成』第一部は、エレアのゼノンからデカルトまでの論理学史と、懐疑主義色の濃いガッサンディ自身の認識論を展開する「論理学提要」(*Institutio Logica*) からなっている<sup>(9)</sup>。もっとも大きな変更がほどこされたのは自然学の部で、天体および自然現象論が大半を占めていた『注解』とは異なり、『集成』では人間および動物の魂にかんする生理学的考察が大幅に増補されている。最後の倫理学の部は修正が比較的少ないが、『注解』の末尾に収められていたエピクロス『主要教説』(*Kyriai Doxai*) のラテン語訳と注釈が『集成』ではすべて割愛されている。

この改訂作業は、ガッサンディ哲学が近代科学の形而上学的根拠づけに必要なかぎりまでエピクロスの哲学教義を選択的に受容する過程、あるいはエピクロス主義色を漸次払拭していく過程と考えられている。たしかに『哲学集成』でのエピクロス主義批判は、魂の可死性や宇宙の創造者としての神の否定などの主張にまでおよんでいるため、エピクロスの哲学教義でいまだ生けるものとしては、懐疑主義的認識論、原子論形而上学、快樂主義倫理学しか残っていないようにみえる。たとえガッサンディの営為のうちに古典の注釈から包括的な哲学史の叙述へと関心を推移させた後期人文主義の成立をみることができたとしても<sup>(10)</sup>、『集成』でエピクロス離れに拍車がかかっているのは見紛いような

エピクロスの帰還（中金）

い事実である。

一方、ガッサンディが終生変わらぬ信仰の持ち主であったことは、著作に散りばめられた告白がこれを確証している。すでに『アリストテレス主義者にたいする逆説的論考』の「序文」には、「つねにわたしは、自分自身と著作とを唯一の聖なるカトリック教会、使徒の教会、したがってローマの教会の判断にゆだねる者である。わたしはこの教会の乳飲み子であり、その信仰のために全身全霊をあげてわが生涯をついやす用意ができています」[003:101B]とあり、晩年をその完成に捧げた『哲学集成』でも、冒頭近くで特定の哲学学派をひいきしないという宣言のあとにこうつづいている。「わたしが堅持するのは、父祖からうけとった唯一の正統なる宗教だけである。つまりカトリックの、使徒たちの、ローマの宗教である。それ以外についてはこういっておこう、わたしはつねに理性を権威のまえにおく者だと」[001:29B-30A]。そのような信仰者にとって、エピクロスの悪名高い無関心な神——神々は至高の存在であるからこそ人間のおこないにも行く末にも無頓着である——のおしえは、エピクロス主義のうちなる生けるものを救出するためにも拒絶されねばならなかった。

神は原因であり、世界に配慮して摂理によって世界を統括するが、それは一般に世界そのものためであり、またわけても人間のためである。……このもっとも重要な点を立証することは、エピクロスそのひとを論駁することになる。これは他の何にもまして、かれが見誤っていたもっとも深刻な論点にかかわるからである [001:311A]。

にもかかわらず、ガッサンディのカトリシズムをある種の強いられたもの、または隠れ蓑にすぎないとする説は根づよい。この「リベルタン・ガッサンディ」を強調する解釈によれば、哲学者の熱烈な信仰告白の真意は、些細な「異端」のみかけによって背後にひそむラディカルな「自由思想」「無神論」「唯物論」を隠匿することにあつた<sup>(41)</sup>。1624年公刊の『逆説的考察』が、「いかなる意味において最大の善が快樂にあり、また人間のおこないや徳の報いがどのようにこの原則にもとづくかを示して、快樂にかんするエピクロスの教義を説く」[003:102]はずの第七巻の完成をみることなく未完におわたしたのは、同年に



ソルボンヌの神学部教授たちによって発せられたアリストテレス哲学攻撃の禁令と無関係ではないだろう。ガリレオ裁判（1632年）に象徴される自然哲学受難の時代の到来は目前に迫っていた。『哲学集成』で増補された自然学の部では、魂は可死か不死かの問題をめぐるエピクロスの弁護とも非難ともとれる晦渋な議論が延々とつづく。だがこれにしても、前世紀の第八回ラテラノ公会議以後という文脈を考慮する必要がある。公会議の決定を受けて1513年にローマ教皇レオ十世の名において公布された勅令は、人間の魂が個々に不死であることをカトリック教会の教義とさだめ、それが信仰のみならず自然理性によっても知られうることを「全力をあげて」論証するべくキリスト教徒の哲学者たちに要求していたのである<sup>(12)</sup>。

このような神学—政治的にデリケートな同時代史的状况を後景にするとき、ガッサンディの著作の多くが古典古代のテキストの注釈という体裁で著されたことには十分な理由があると考えられる。キリスト教が哲学するうえでの標準環境となった17世紀ヨーロッパ社会でいわくつきの異教の哲学を正当化しようとしたガッサンディは、12世紀のイスラム世界で膨大なアリストテレス研究書を著した「注釈者」アヴェロエス（イブン・ルシュド）と比較可能である。アヴェロエスの時代のアラビア社会では、啓示宗教がいわば社会の「法」と化し、哲学する者には著作で哲学が啓示の内容と矛盾しないことを示すだけでなく、むしろ啓示の意味を哲学によって積極的に開示する義務が課せられていた。そこで哲学者たちによって開発されたのが、古代のテキストへの注釈という形式に託して哲学的真理を伝える一方、啓示にたいする説明責任を「エクソテリック公教的」なおしえによってはたすという著述の技法であった<sup>(13)</sup>。ガッサンディ作品につきまとうあいまいさや両義性も、人文主義研究をつうじてかれが獲得したこの哲学的著述の技法の効果であった可能性がある。その場合、『注解』を特徴づける夥しい引用や煩瑣な文献学的考証、あるいは叙述の対話篇的構造は<sup>(14)</sup>、それ自体がエピクロス哲学の説く真理をその危険な含意ともども伝えると同時に、古のテキストに加えた注釈であることを口実に、異端の嫌疑や迫害の危険を最小化する哲学者の手段として理解されねばならない。この著述の

エピクロスの帰還（中金）

技法は、『注解』と執筆時期が重なる『運動について』（*De Motu*, 1642）や『形而上学探求』においても確認できるように思われる。それぞれケプラー＝ガリレオの慣性法則とデカルトの合理論形而上学の批判的検討という体裁を借りながら、そこでガッサンディが実際に展開するのは、物体の運動と魂の可死性にかんする危険なエピクロス主義的見解なのである。

『哲学集成』では、同じ哲学をこんどは自分の名を冠して語るだけに、その著述は『注解』にさらに輪をかけた慎重なものとなるはずであろう。いまやガッサンディは、エピクロス主義という異教徒の哲学によって啓示宗教を説明する責任をみずから負う。その著述には論理の破綻や矛盾する主張の並存のような混乱が以前にもまして多くなるが、それも著者の真意をテキストの背後というよりは表層に——曖昧な表現、本筋と無関係な脱線、あるいは議論の配列に——隠さなければならなかったためと考えることができる<sup>(15)</sup>。『集成』には熱烈な信仰告白に先だって真理への愛を告白するつぎのような一節がある。

哲学者は利益や栄光をもとめたりはしない。その熱意は、もっぱら真理を探求し尊重することに存している。……哲学者が論考に用いるのは裸の理性であり、簡明で開かれていて疑いの余地のない実験であって、これが幾度となくくりかえされる。哲学者が瞑想や探求や冒険に倦み疲れることはけっしてない。意固地ではなく、信義のためとあらば意見を翻すことも辞さないが、それも蓋然性で劣る意見は避けてまさる意見を受け入れるのに敏であろうとすればこそである [001:10A]。

そのような哲学者は「誠実さへの真摯な愛」、「平静かつ用意周到ゆえのうるわしい穏やかさ」に秀でており、「無垢で、万人に善きことをなし、誰にも害をあたえないよう全力をつくす」[001:10B]<sup>(16)</sup>。ラディカルで危険な真理の探究者であるがゆえのこの節度と社会への配慮こそが哲学者のあかしとみるガッサンディは、みずからも著述の技法によってそれを実践していると考えられる。以下にその実際をみることにしよう。

## 2 運動の原子論的解釈

1641年、ガッサンディはプロヴァンスで公開実験をおこない、航行中の船の帆柱から落とした球が停泊時と同じように真下に落下することを確認した。この実験結果から慣性運動系の相対性を導いた『運動について』は、実験科学の威力をまざまざと示したのみならず、ガリレオ告発によってデカルトが1644年の『哲学原理』(*Principia Philosophae*)まで公表を見合わせたケプラーの慣性法則を正確に定式化した最初の出版物となった。これがきっかけとなり、コペルニクスの地動説をめぐる論争にも終止符がうたれることになる。

のちに慣性原理を物理学の第一法則とさだめたニュートンにしたがうなら、静止している物体は永遠に静止しつづけ、運動する物体は永遠に等速で一直線上を運動しつづけるのであり、物体の運動の原因は物体外部の力によってもたらされるのでなければならない。そこには、事物の運動に最初の衝撃をあたえる第一起動者としての神を想定することによって、機械論哲学と創造説とを結合する余地が残されていた。しかしガッサンディは、この最初の力が何かの問題に言いおよんだところで、唐突に「運動物の内的原理」(*principia mobilis interna*)なるものを持ちだす。それは「受動的にして能動的でもある力をもっており、運動する物体はこれによって運動しつづけるといってよいが、この力が起動者によってあたえられるとはいえない。むしろそれは喚起されるのである。運動以外に起動者によってあたえられるものはないというべきなのは明々白々である」[003:499A]。この「原理」は、すべての物体の運動は究極において原子にそなわる「重さ」(*gravitas*)に由来するとしたエピクロスの説に対応する。ガリレオですら想像しなかった重力なき無限の空間と時間のなかでは物体は直線運動すると主張したときにも、おそらくガッサンディの脳裏には、虚空を垂直に落下する原子の「雨滴」[RN:2.216-224]というエピクロス主義的なイメージがあったのだろう<sup>(17)</sup>。

しかし神の想定を無用にするこの原理の含意は積極的に展開されない。「喚

エピクロスの帰還（中金）

起される」(*excitata*)という表現で神の存在を暗示したのち、議論はむしろ逆コースの様相を呈して、聖書の記述を根拠にコペルニクス地動説をすら否定するにいたる。とはいえ、『運動について』がガリレオ裁判から間もない時期の著作であることを考えるなら、著者の真意は、コペルニクス信奉者たちの言と断って紹介される主張——聖書の天動説は「容易に理解できることばと一般に受け入れられた語りかた」で、実在を「現象するがまま、一般人に知られ経験されるとおりに」記述したもの——にこそあるとみるべきだろう。ガッサンディはコペルニクス説が真理でないから採用しないと述べていない。もっぱらそれが「信仰篤き人びとのあいだで重きをおかれていない」からだというのである [003:519B]。

つぎに『哲学集成』第二部「自然学」をみると、冒頭からエピクロス主義とは相容れない神の存在証明が論じられる。ガッサンディによれば、神への信仰は万人が自然的にもつものではない。人間がそれを獲得するのは、他者の証言（権威）によってか、啓示（聖書）によってか、あるいはこの世界に秩序をもたらした原因をたずねる自然理性の推論によってである。「自然学(*physiologia*)とは、事物の本性一般を観照することにより、その神秘の大きさ、多様性、性質、美、調和から、最高の知恵と力と善たる神的意志(*numen*)が存在し、宇宙はこれによって支配されていると推論するものである。……それゆえわれわれの自然理性は、この神的意志の卓越性と仁恵にたいしては崇敬の念が示されるべきこと、それこそが真の宗教であることを承認する」[001:128B]。

『集成』の哲学的課題は、この主意主義的な神の観念と「原子こそが万物の第一にして普遍的な素材であると主張する」エピクロスの立場との統一であるようにみえる。ガッサンディは先駆者としてアネボニユマス（十二世紀のスコラ神学者コンシュのギョームの別名）を引きあいに出し、つぎのようなキリスト教的原子論哲学を展開する。

この理論を推奨するべく、われわれはまずこう宣言する。原子が永遠であり創造者をもたないとする考えは拒絶されるべきであり、原子が数のうえで無限であり、ありと

あらゆる形態をまとめて発生するという考えもまたしかりである。いったんこれを拒絶するなら、つぎのことがみとめられようであろう。原子は物質の根源的形態であること、神ははじめから原子を有限なものとして創造し、それをこの可視的な世界へと形成したこと、最後に、神は原子にたいしてさまざまに変形することを命じ、また許したのであり、そこから要するに宇宙に存在するすべての物体が構成されているということが……。……つぎにわれわれはこう宣言する。原子が力能を、すなわち本性的にそなわる自己運動力をもつという考えは拒絶されるべきである……。するとつぎのことがみとめられよう。原子は、神が原子の創造時に植えつけた運動し活動する能力によって運動し活動するのであり、神は万物を掌握し保持しているのであるから、原子の能力は神の同意とともに機能するのだ、と [OO1:280A]。

これはプラトンのデミウルゴス説とレウキッポスらの原子論とを統合するためにアリストテレスが考案した解決案にまで遡り（『形而上学』[1071b3-72a18]）、原子を含む万物の創造者たる神を「第一原因」とし、エピクロスが原子の「重さ」にみとめた運動力（*vis motrix*）を「第二原因」とする運動理解を帰結する<sup>(18)</sup>。だがたとえ神が原子にその運動力をあたえた第一起因であることをみとめても、『運動について』で物体の運動が外部から「喚起される」と主張したガッサンディがここで強調したいのは、「第一原因」よりもむしろ「第二原因」、すなわち原子そのものに内在する運動の自律的な源泉であるとも考えられる<sup>(19)</sup>。事実かれは先のキリスト教的原子論「宣言」の直前で、エピクロスのいう原子の「重さ」を原子の「内在的」で「譲渡不可能」な属性とみなし、原子は内的原因によって運動する——ただし並行に「落下」しているのではなく、それぞれに空間のある方向にむかって横切っていく——と明言しているのである [OO1:273B]。

同じ「作用の原理について、すなわち事物の原因について」（*De Principio Efficiente, seu de Causis Rerum*）と題した章——「自然学」第一篇のちょうど中程に位置する——の第八節にいたって、ガッサンディは万物の制作者としての神を第一起因とするそれまでの運動観とはうってかわり、物質の自律的な自己運動性にかんするエピクロス主義的な議論を展開し始める。アリストテレスの原子論批判によれば、デモクリトスやレウキッポスは原子と

空虚とを万物の質料とみなして運動の質料因と起動因の区別を知らず、それゆえ運動の作用原理を説明できない（『形而上学』[985b3-20]）。これにたいしてガッサンディは、事物を構成する原子そのものの自己運動性が事物の運動の作用因であるがゆえに、質料原理と作用原理とは事実上区別されないといい。その前提となるのは、「もろもろの物体における活動の真の原理は物質的（*corporeum*）でなければならない」[OO1.334A-B]ということである。運動の原因をたずねて因果系列を無限に遡上し、最終的に「不動の動者」に行き着いたとしても、事物を動かす最初の物質的な衝撃は依然として説明されない。しかるに「いかなる事物もそれ自身の作用因にはなりえない」というアリストテレスが示唆するのは、天体を含むあらゆる事物を神が物理的にではなく「道徳的に」、すなわち「命令」によって（*nutu*）動かすということだが、これはあくまで「隠喩的行為」と考えるほかない[OO1.334B]。たとえ神そのものではなく、神があらかじめ事物の目的としてさだめた形相を運動の原因と考えたとしても、結論は同じである。「この力はその形相を象<sup>かたど</sup>った者に由来するのだ、と仮に誰かがいっても、やはりそれは真理ではない。というのは、この行為主体とその行為——それは主体とは別物になる——はともに外的なものであるが、活動する力以上に形相における内的なものは存在しないからである」[OO1.335B]。

こうして運動の第一原理を原子の自己運動性に帰すかにみえたガッサンディは、同じ節の末尾近くで「原子はそれ自身の能動性によって、原子がはじめにその創造者から受けとった力と協調しつつ自己運動する」[OO1.337A]と述べ、ふたたび神と原子の二重原因説を示唆する。だが、この「あらゆる物質のある種の開花」（*quasi flos totius materiae*）<sup>(20)</sup>が事物の運動にかんするかれの最後のことばでないことは、直後にガッサンディが「喜び」とともに引用するルクレティウスのすぐれて自然主義的な詩行が如実に物語るだろう。

まず原子そのものが動く。ついで原子の小さな集合からなるあのいわば原子の群にもっとも近い物質が、原子の眼にみえない打撃をうけて動く。この小さな物質そのも

のは、つぎにまたやや大きな物質に運動をおこさせる。こうしてこの運動は原子からおこり、徐々に大きくなり、その結果、われわれの感覚にもわかる程度にあらわれてくる [RN:2.132-139]。

### 3 魂の不死をめぐる

これと同じ錯綜した議論の構造は、魂が不死であるか可死であるかの問題を論じるさいにもみられる。デカルト『省察』(*Meditationes de Prima Philosophia*, 1641)に「第五論駁」を寄せたガッサンディは、それへのデカルトの「答弁」にも納得できず、さらに「再論駁」を加えて一著『形而上学探求』にまとめた。主たる争点は、デカルトの合理論形而上学が絶対確実な知をもとめて実在直観を唱えるのにたいして、ガッサンディがカルネアデスの懐疑主義論法にうったえ、自然理性が感覚経験から推論によって引きだす結論はどこまでいっても蓋然的真理でしかないがゆえに、「現象の真理」にとどまらなければならないとするところにある。だがガッサンディの究極の疑問は、デカルトが「思惟するワレ」の存在は証明しても、その本質については何も証明しておらず、精神の作用が延長をもたない非物質的存在によるものでなければならない理由がいまだ明らかでない点にあった。

わたしは精神が非物質的であると信仰によって考えます。自然の光に照らしてみるとこの問題はあまりに曖昧なものになってしまうために、わたしには自分が精神の本質を知っているなどはとても主張できません。……精神は肉体にやどっているのに、その精神がなんらかの物質的な相のもとにおかれることもなしにどうしてある実体をあらわしたり理解したりできるのか、……つまりいかなる相のもとでなら精神が精妙な物体以外のものとして表象されるのか、それが明らかではないのです [OO3:369A]。

両者の論争は物質が思惟できるかどうかの問題に帰着するはずだが、少なくともこの問題にかんするかぎり、ガッサンディは物質的な精神が知覚の感覚映

エピクロスの帰還（中金）

像からいかに複雑で抽象的な観念でも形成できることを示唆していた<sup>(21)</sup>。しかし、そこに精神の本質とその作用の物質性を主張したエピクロスの唯物論的な立場をみるデカルトに、ガッサンディはこう反論する。「あなたはおっしゃるのです。わたしの提起することがらが誤っているか、さもなければ、宇宙にかんするわたしの意見やデモクリトスとエピクロスの意見にたとえ合致しないとしても、わたしが誤りと呼ぶものが真理であるかのどちらかだ、と（この問題についてわたしはかれらと何も共有してはしません。事物の物質的な本性や物体の本質にかんしては、むしろあなたのほうがかれらと共通する意見を、実際わたしに推論できるかぎりでは大いに共通する意見をおもちなのですが）」[OO3:378A]。この主張は真摯ではない。自然理性の推論は、精神と身体を精妙か粗大かのちがいはあれともに原子でできた物体とみなす唯物論的な立場を、それゆえ魂は解体可能であり不死ではないとする無神論的立場を明らかに支持しているからである<sup>(22)</sup>。しかしこの危険なエピクロス主義的含意は、デカルト形而上学の矛盾摘発という文脈によって露骨な表面化を封じられている。

一方、『哲学集成』で注目すべきは、人間の魂の少なくとも一部は非物質的かつ不死であることの論証がまがりなりにも試みられることである。ガッサンディはルクレティウスのやりかたにならって（『事物の本性について』[RN:3.94-176]）、魂のなかに人間が生物一般と共有する感覚的な部分（*anima*）と人間に固有の理性的な部分（*animus*）とを区分することからはじめる。感覚的な部分がかんばら外界から感覚器官をつうじて映像（*Phantasia*）を形成する想像作用をになうのにたいして、理性的な部分は想像力と区別される知性をにない、自己認識や普遍の認識を可能にする [OO2:440B-441B]。ルクレティウスと異なるのは、感覚的な部分が物質的であるのにたいして、理性的な魂は神が無から創造した非物質的なものとされる点である [OO2:442B]。ガッサンディによれば、そこに自然を超越した神の主意主義的な力をみとめることができるのであり、魂は神によって個別に創造され、感性的部分が身体の形相となり、理性的部分は個人人格の形相をなしている [OO2:444]。これを受けた「自



然学」第二篇の最終章「魂の不死性について」(*De Animorum Immortalitate*)では、非物質的な魂が同時に不死であることが信仰、自然学、道徳の三つの観点から証明される。第一の信仰による証明は、もし魂が可死であるとする、肉体の死後にもたらされる究極の幸福と不幸の受け皿がなくなってしまうというものである [OO2:627B]。第二の自然学的証明によれば、非物質的なものは分解することがなく、解体を知らないものは不死である [OO2:628A]。第三の道徳的証明はこうである。たしかに神にあっては善人は善をもって報いられ、悪人は悪をもって報いられるが、現世にあってはかならずしもそうではない。それゆえ来世において神の真の裁きが実現するために、肉体の死滅後も魂は不死であると考えられねばならない [OO2:632A-B]。

理性的魂をめぐるエピクロス唯物論と明らかに矛盾する議論は、ガッサンディ哲学における世界の「機械化の限界」を示しているようにみえるし<sup>(23)</sup>、ガッサンディ自身もこの説明が聖書のおしえと矛盾しないことを強調する [OO2:257A]<sup>(24)</sup>。その一方で、魂の不死証明の論拠と称せられるものがいずれも陳腐で常套的であることも否定できず、自然学的証明に添えられたキケロの引用 [OO2:629B]——「すべての点においてあらゆる民族が合意していることは自然の法とみなされねばならない」(『トゥスクルム荘対談』[1.30])——は、この証明がそもそも合理的な根拠にもとづいていないことを示唆したものと受けとることもできる。それゆえこの議論も『形而上学探求』と同じく、魂の不死性のもっぱら信仰によって、すなわち「神学者のやりかた」[OO2:627B]でしか証明されないという結論を暗示していると考えてよいだろう。

エピクロス主義に忠実な自然主義的靈魂論は、たとえばつぎのような議論にあらわれている。外界の知覚をになう魂の感覚的部分が対象である物体とそれを受容する身体的器官を必要とするのにくらべ、普遍を認識する魂の理性的部分の知性活動は感覚器官を主体としては必要とせず、またそのかぎりではたしかに不滅であるともいえる。だが「真の人間の知性 (*vero Humanus Intellectus*) ……は、それが人間的であるかぎり、というのは身体に繋がれているかぎりということだが、想像作用の助けによって映像があたえられるのでなければ、何

エピクロスの帰還（中金）

ごとも理解しない」[002:456B]。神のごとき純粋な知性体ならぬ人間の知性においては、普遍の認識は自然の事物から感覚の想像作用をつうじてあたえられる表象を必要とする。それゆえ魂の理性的部分そのものは非物質的かつ不死であるとしても、その作用は感覚的部分に依拠しており、身体器官の死滅とともに死滅せざるをえない。この議論の唯物論・原子論的な含意は、物体の運動を論じた箇所できのうのようにさりげなく明らかにされている。

人間の魂が、非物質的なものであるにもかかわらず、おのれ自身の肉体にはたらきかけてこれを動かすという事実については、づぎのようによいにかえることにしよう。人間の魂は、知性あるいは精神、それゆえ非物質的なものであるかぎり、知性的あるいは精神的、すなわち非物質的な活動以外の活動を引き起こすことはない。そして、感性的で動物的で物体を動かす力のそなわったもの、すなわち物質的なものである場合にかぎって、物質的な活動を引き起こし、あるときにはおのれ自身の身体を動かし、あるときには介入によって他の身体をも動かすのだ、と [001:334B]。

以上は、異端の嫌疑がかかることを恐れたガッサンディが「二重真理」を弄し、魂の不死性を信仰の真理として説きながら理性の真理としては魂を可死と考えていたという嫌疑に説得力をあたえる<sup>(25)</sup>。ラテラノ公会議以後という思想環境についてガッサンディが明瞭な自覚をもっていたことは、『注解』および『哲学集成』に残された若干の文言——われわれは「神によって創造された理性的で非物質的な個別の魂がそれぞれの人間にはあり、……それが死後も存続し、あるいは不死のままであろう」とおしえられており、「人間的ないし理性的魂の不死性を自然理性によって証明する」使命を課されている [A:554=002:627A]——から明らかである。だが、この問題に関連する「学者たち」として列挙されたなかに、公会議勅令の直接の標的であった『靈魂不滅論』(*De immortalitate animae*, 1516)の著者ポンポナッツィの名はない<sup>(26)</sup>。魂の不死証明の可能性を信仰に残して異端告発を回避する哲学的戦略自体は、アヴェロエス主義のみならず、スコラ神学の信仰主義フィデイズム（スコトゥス）やトミズム（カイエタヌス）にもみられる。ポンポナッツィがとくに危険視されたのは、魂の

不死性にたいする合理的な反対証明を引きだすにあたり、教会にとっての権威であったアリストテレスに依拠したためである。ポンボナッツィによれば、『靈魂論』の一節「魂は表象像がなければ何も理解しない」[431a16-17]は、魂の知性的部分は主体としては (*ut subiecto*) 物質から独立しているが、客体としては (*ut obiecto*) 物質に依存するがゆえに、自然哲学的には可死的であるという結論をみちびく<sup>(27)</sup>。『集成』の靈魂論は明らかにこの議論に多くを負っているが、典拠が明示されないことは、ガッサンディにとってポンボナッツィが二重真理論者ではなかったことを意味するだろう<sup>(28)</sup>。つまりこの沈黙は、魂の可死証明に真理を帰し、迫害回避の方便として魂の不死を語ったパドヴァの自然主義者への賛同を示すと同時に、教会の眼から隠すのである。

#### 4 エピクロス主義的正義論

ガッサンディが『哲学集成』の完成を待たずに死去したため、その第三部「倫理学」は、『注解』の倫理学の部（執筆は1642年—1646年）をほぼ再録するかたちで全集版に収められた。ただし、『注解』巻末に付されていたエピクロス『主要教説』全文のラテン語訳と注解は、編者となったソルヴィエールとモンモールにより『集成』から削除され、全集第五巻に「人文主義雑録」(*Opera humaniora ac miscellanea*)として別途まとめられている[005:127-66]<sup>(29)</sup>。さしものガッサンディ信者たちも『注解』の偏執狂的なまでの文献考証には辟易したのであろうが、この判断が古典の引用・翻訳・コメンタリーに託された注釈者の意図を見えにくくしてしまったのはたしかである。とくに『主要教説』の私訳に意味の明確化をはかって補われた文言は、ガッサンディのエピクロス解釈の特徴を示して興味ぶかい<sup>(30)</sup>。正義を論じた命題31~33 [DL:10.150]の訳をみてみよう（ガッサンディによる挿入はゴシック体で表記する）。

エピクロスの帰還（中金）

権利、すなわち自然の正義とは、人びとがたがいに害をあたえたり受けたりしないことから得られる利益、あるいは、自然に導かれて各人が望むように安全に暮らすべく、一致した誓約によって提案された利益をあらわす符合である [A:1748]。

生き物のうち、たがいに害をあたえたり受けたりしないことについての契約を結ぶことができないものにとっては、正も不正も存在しない、すなわち正と不正の分別がない。このことは、たがいに害をあたえたり受けたりしないことについての契約を結ぶかないか、あるいはそれを欲しない人間の種族の場合も同じとみなされるべきである [A:1750]。

正義はそれ自体で（また、こちらでは正であるがあちらでは不正にあたるという場合にも）存在するものではない。むしろ孤立した人間に見いだされないのはたしかなのだから、厳密にいうと正義とは、時と場所とを問わず、人間相互の交渉にさいして、たがいのあいだで加害も被害もなくすための一種の契約である [A:1753]。

総じてガッサンディによる補足の結果、「たがいに害をあたえたり受けたりしないこと (*to me blaptēin allelous mede blaptēstha*) から得られる利益をあらわす符合 (*symbolon*)」というエピクロスの「自然の正義」(*phuseos dikaiōn*) 概念は、正義を人間のさだめた約束事コンヴェンションとみなすコンヴェンションナリズムの相貌を鮮明にする。この理論にしたがって、正義を伝統的な魂のことがらとしてではなく対他者関係の規制の問題に限定してみるならば、相互危害を禁止する契約以前は「人間は人間にとって狼である」(*Hominem esse homini lupum*) [A:1754] と考えるほかない。このプラウトゥスの一句は、ホップズ『市民論』(*De Cive*, 1642) のデヴォンシャー伯宛献辞にも引用されているが<sup>(31)</sup>、これがたんなる暗合でないことについてはガッサンディ自身の証言がある。

この獣じみた状態こそが自由と考えられるものである。その代償がきわめて高くつくというのもここでは無理はない。というのは、つい最近述べられたように、そこではあらゆるものが平等な権利をもって各人のものとなるため、何かを自分のために使用することは誰にもできず、かえって別の誰かがそれを自分のものにしてしまい、そのかぎり、生死をかけた永遠の闘争が存在することになるからである [A:1463=002:755A]。

「つい最近」(*non multo ante*)という表現は『市民論』初版を念頭においてのことである。当時、都合四度目の大陸滞在中であったホッブズは、前回のパリ訪問時(1634—35年)に知己を得たガッサンディのもとに足繁く通い、たがいの著作の構想について情報交換をしたものと推測される<sup>(32)</sup>。ホッブズによれば、「自然は各人にあらゆるものごとにかんする権利をあたえた」。万人が自己保存を目的としてあらゆるものを使用する平等な権利をもっているのだとすれば、「集合して社会をなす以前の人間の自然状態は戦争であったこと、それもたんに戦争というだけでなく、万人にたいする万人の戦争であったことは否定できない」<sup>(33)</sup>。人間がそのような状況から脱出して自然的な自由の実質を手にするために必要な条件をホッブズとともに探求していたガッサンディは、そのさしあたりの答えについてもホッブズと共通の展望をもっていたといっよい。「真の自然的な自由がより真実に経験されるのは、各人が社会の法(すなわちかれ自身の法、あるいはかれ自身の便宜のために定立された法)にしたがうかぎり、その他のあらゆることがらにおいて各人がおのれの欲するいかなることをもなし、また、公共の権力によって保護されているがゆえに、誰にも奪えないかれ自身の財にたいして各人が権利を有しているような社会においてである」[A:1463=002:755A]。

ガッサンディはエピクロス主義の正義論にまつわる誤解をただすことから始める。誤解の典型は、プルタルコスが要約するエピクロスの高弟コロテスの主張にみられるもので、いわば正義と法の実証主義的同一視である[A:1464=002.755B]。

法やしきたりをさだめ、都市が王によって支配されるとか、アルコンによって統治されるように国制を確立したひとたちは、人びとの生活を大きな安定と平穩の状態に導き、騒がしい混乱から解放したのである。もしこれらのものが取り去られようものなら、われわれは野獣のように生きていくことになるだろうし、行きずりの誰もが、相手かまわず出会った者をほとんど貪り喰わんばかりになるのだ(『コロテス論駁』[1124D])。

エピクロスの帰還（中金）

プルタルコスはこのことに反論して、パルメニデス、ソクラテス、ヘラクレイトス、プラトンのおしえにしたがえば、たとえ法がなくても自然的正義、理性、神々によって人間は何をなし何を避けるべきかがわかるという。もちろんガッサンディはこれに同意しない。エピクロスにもとづくなら、相互危害禁止契約の締結に先行して正と不正の区別を可能にする普遍的な基準の存在は否定されるからである。だが『主要教説』37によれば、法とは異なり法に理論的に先行する正義がなおも存在する。

法的に正しいとみとめられる行為のうち、人間相互の交渉の必要という点からそれら共同で関与すれば利益になるという確証のあるものは、万人にとって同じであるかどうかにかかわらず、正の保証をもっている。だが法を制定しても、相互の交渉の点から利益にならないのなら、そのような法はもはや正の本性をもたない。正という意味での利益はさまざまに変わりうるとしても、正にかんしてもたれている先取観念 (*praenotion*) としばらくのあいだ適合しているのなら、それによって何ほどか有益なのであり、とにかくそのあいだは正である。…… [DL:10.152, A:1762-63]

この定義にしたがうなら、正義とは「人間相互の交渉の必要という点から利益になる」ものについての「先取観念」 (*prolepsis*)、すなわち経験および記憶とその蓄積から形成された一般的概念ないし「正しい臆見」 (*doxa orthe*) [DL:10.33] であり、すべての法はそれとのつきあわせにより妥当性を吟味されねばならない。エピクロス主義者にとって正義とは、相互危害による秩序の解体を防ぐことが利益になるという集合的な感覚の表現である。「先取観念」としての正義はつねにある特定の社会の相関物であり、自然法のような超越的で普遍妥当的な規範とは異なるが、集合的利己心の表現という本質においては不変とみなされる。『主要教説』36に曰く、「一般的にいえば、正義あるいは正しいことはすべてのひとにとって同一である。……しかし、地域それぞれの特殊性やその他さまざまな条件があるために、同じことでも結局は万人にとっての正義あるいは不正なことではなくなってしまう」 [DL:10.151, A:1761]。

この正義論を歴史的な文脈において説明するために、『注解』および『集

成』では二人のエピクロス主義者の作品からいっさいの論評を排して長々しい引用が連ねられている。まずガッサンディはルクレティウス『事物の本性について』第五巻を取りあげ、集合的利己心としての正義が人類発展の各段階で暗黙の合意や明示の契約によって確立されてきた過程を解説する[A:1532-35=002:789B-790B]。原初の人類は「共同の幸福を考えるとすらできず、相互のあいだに習慣や法を実施する術も知らなかった。……誰もがおのれの力をふるい、自分勝手に生きることしか知らなかった」[RN:5.958-961]。乏しいながらも生存を維持するには十分な自然のめぐみによって幸福な生を享受していた人類にとって、唯一の恐怖の源泉は、野獣の歯牙にかかって非業の死をとげることであったとされる。やがて定住し、動物の毛皮や火の使用をおぼえ、婚姻の規則をさだめて「穏和」になりはじめた人類は、弱者（女性と子ども）を保護する必要から「たがいに害をあたえたり暴力を受けたりしない」(*nec laedere nec violari*) [RN:5.1020] 合意を結び、友情 (*amitia*) をあらわしあうようになった。この合意は、たとえ大多数の者が固くまもったとしても完全なる「和合」を生じさせるものではなかったが、しかしそれがなければ人類はとうに絶滅していただろうとルクレティウスはいう。ついでこの原初社会のなかに王が生まれ、財貨や土地の分配がはじまるとともに、吝嗇、羨望、野心のような人類最初の悪徳がこの世に生みおとされた。さらに万人が権力をもとめて闘争する無秩序で暴力的な内乱期が訪れ、そのなかから僭主が登場した。すると、「ある人びとが統治者の制度をつくり、法を制定して、ひとにすすんで法をまもるようおしえるようになった」[RN:5.1143-1144]。この法がさだめる処罰の恐怖によって、人類はようやく「共同の平和」(*foedera pacis*) を確立するにいたる。

ついでガッサンディは、コロテスと並び称されるエピクロスの高弟で学園の後継者となったヘルマルコスを取りあげる。ポルフェリオス『禁忌について』には殺人を禁じる法の由来を説明したヘルマルコスの系譜学<sup>ゲネアロギア</sup>が記されており、その該当箇所 [DA:1.7.1-12.7] がギリシア語テキスト原文とガッサンディ自身によるラテン語訳を並記しながら、やはり延々と引用されている [A:1535-

エピクロスの帰還（中金）

43=002:791A-794B]。いにしえの立法者たちが殺人を冒瀆とみなし特段の処罰をさだめた理由として、ヘルマルコス是人間の自然的な「親近関係」(*oikeiosis, conciliatio*)——これは人間の本質的な共同性を意味する以前に、まず生き物のおのれ自身との関係をあらわし、自己保存を正当化する概念であることに注意しよう<sup>(35)</sup>——と、殺人は「人間的生の一般的構造にとって利益にならない」という信念をあげる。エピクロス主義者にとって正義はそれ自体において選択にあたいする徳ではなく、あくまでも「たがいに害をあたえたり受けたりしないことから得られる利益」への集合的関心であった。ヘルマルコスはそれを明確に各人の「理性的計算」(*epilogismos, ad considerandum quid vtile foret*)が、すなわち何が相互に利益となるかについての人びとの思慮が一致した結果とみなす。

明文化されたものと不文のものを問わず、今日まで残っておのずと伝承されていくいかなる法も、もとは力によって確立したのではなく、その使用者自身の合意があってはじめて確立したのである。というのも、そのような慣習を一般化した人びとを多数者から分かちつのは、身体の力や全般的な勢力などではなく、かれらの思慮であったからである [DA:1.8.1-2]。

賢明な立法者はこの正義にかんする合意にしたがって立法する。正義に加えて法をそなえた強制的社会が必要とされる理由は、おのれにとっての真の利益を理解しない者が存在して、共同体の存続を危うくするからである。「その後、法の利益を理解した人びとは、そのようなふるまいを控えるのにさらなる理由を必要としなかった。ほかの人びとは、これを十分認識することができず、相互に殺しあって喜ぶのを控えるのに大いなる処罰をもってした。そうした禁令がそれぞれ今日にいたっても機能するのは明白である」 [DA:1.7.3]。「もし万人がひとしく利益を見抜き、心にとめることができるのなら、さらにそのうえ法など必要としないであろう。各人はすすんで禁じられていることは避け、命じられていることをおこなうだろう。……処罰の脅しは、利益を理解できない者向けである」 [DA:1.8.4-5]。



エピクロスのコングヴェンションリズムをルクレティウスおよびヘルマルコス  
 の議論によって補填するならば、政治社会の形成と統治権力の存在理由を  
 人びとの自発的な合意から引き出す近代社会契約論の原型思想をエピクロス  
 主義の正義論にみることは十分可能であろう。だが、わけてもホッブズの理  
 論との相違があることも明らかである。たとえば、ホッブズにとって人間相  
 互の関係はすでに「自然状態」においてすら暴力的であり、生を脅かす恐怖  
 の源泉であるのたいして、ルクレティウスにとって人間同士がたがいに脅  
 威となったのは、人類が少なくとも一定の文明状態を獲得したのちのことで  
 ある。そして前社会的な人間生活も、野獣に襲われて命を落とす不断の恐怖  
 にさいなまれるがゆえに、心の<sup>アタラクシア</sup>平静を幸福の基準とするエピクロス主義の観  
 点からすれば、これを人類の「黄金時代」とみなすことはできない<sup>(36)</sup>。また、  
 主権者への授権を内容とした相互信頼契約によって自然状態から一挙に政治  
 社会の成立をもくろむホッブズとは異なり、ルクレティウスの場合は、立法  
 の権威をそなえた主権を成立させる契約に先立って、少なくとも家族や族長  
 たちのあいだで「たがいに害をあたえたり暴力を受けたりしない」暗黙の合  
 意がすでに確立されており、明示的な契約もそれを前提とすることが示唆さ  
 れている<sup>(37)</sup>。さらに、正義を個人の快樂計算が社会へと拡大されたものと説  
 明するヘルマルコスの系譜学は、エピクロス主義を社会契約論よりも功利主  
 義に近づけて理解することに道を開くはずである<sup>(38)</sup>。ではそこにガッサンディ  
 に特有のエピクロス主義的な政治理論の成立をみることができるのだろうか。  
 最後にこの問題を考察しよう。

## 5 宗教・政治・哲学

エピクロス主義的正義論を引用によって提示したガッサンディは、ついでそ  
 れを「各人に各人の権利をあたえること」(*tribuendi cuique suum ius*) という  
 法学的な正義概念の観点から再構成することを試みている。ガッサンディによ  
 れば、自然状態における人間の理解には、「絶対的に、あるいはかれ自身にし

エピクロスの帰還（中金）

たがって (*absolute seu secundum se*), つまりかれがひとりの人間であるように」考えるやりかたと、「比較において、あるいはかれが他者と関係しているように (*compare, seu prout refertur ad alios*), つまり社会の一部分であり一部となることを欲するよう」考えるやりかたとがある。

この第一のやりかたでは人間は孤立したものとして、また純粋な自然状態にある (*quasi solitarius, & in purae naturae statu*) もと解されている。……自然は人間が生存できるように、自己を維持し保存するための能力を人間に授けた。また自然は、人間の保存に欠かせず、保存へと導く有益なあらゆるものを使用する権能を授けた。さらにいえば、この能力そのものが第一の自然権 (*ius naturae primum*) なのである。したがって、この能力を行使する機会あるごとに、われわれは自然の一権利を、また実際、第一次的な、つまり自然の最古の贈り物たる自然権を行使していると判断される [A:1543-44=002:794B-795A]。

他方、第二の考えかたでは、「人間は自然によって社会的な動物 (*sociabile animal*) にできている」 [A:1544=002:795A]。これは第一の考えかたと矛盾するように見えるが、ガッサンディによればそうではない。おのれの内なる野獸的な性格を飼い馴らして、次第に他者と協調していく能力もまた人間に自然的にそなわったものだからである。政治社会とはそのような陶冶を経て「変容した自然」 (*naturae modificatae*) のことをいうのであり、一連の相互協定 (*pactus mutuis*) によってもたらされる。

……これらの契約ゆえに、つまり社会が創設されたあとでは、まずかの能力 [一次的な自然権] が放棄されると同時に強化された。なぜならそれは、他者の力づくの暴力から保護されることになったからである。それゆえ、あるものが契約に依拠するかぎりにおいて (*quatenus a pactis dependens*), そのあるものは二次的な権利 (*secundarium ius*) と呼ぶことができる。しかるのちは契約そのものが発効し、ある程度までこの権利をあたえてくれるのであるから、この契約こそが権利 (*Iura*) と呼ばれる。実際この権利は、たとえ二次的な権利であるとしても、にもかかわらず自然の権利と呼ぶことができる。それはやはり自然に由来しており、自然の意図に一致するからである [A:1544=002:795A]。

ガッサンディの社会契約論では、政治社会の成立に少なくとも二つの契約が関与すると考えられている<sup>(38)</sup>。第一は、人びとが「たがいに害をあたえたり受けたりしない」ことで合意する（狭義の）社会契約である。第二は、各人が自然権を主権的統治者に向けて放棄する統治契約であり、これによって各人の財産は所有権として法的に保障される。ただしガッサンディによれば、この主権的権威への権力委譲はあくまで便宜上要請されるにすぎず<sup>(39)</sup>、立法の権力が君主ないし主権団体によって独占されるようになったのちも、人びとはある種の権力を保持しつづける。「人びとの同意が明示的に……あるいは暗黙的に関与したことは理解しておかねばならない。権力を譲渡して権力をおのが身に受けることになったのも、自発的にしたことであつたからである」[A.1546=002:796A]。

ここにはすでにホッブズを超えてロックの自由民主主義的な政治理論を先取りするものがあるといえそうだが、それが古典的なエピクロス主義とは無縁な要素の混入によって可能になったことも明らかである。たとえば一次的自然権と二次的自然権の区別、とくに二次的自然権の観念には、すでにキリスト教神学的な負荷があつた。一次的自然権が原初の無垢の人類に対応するのだとすれば、二次的自然権は伝統的に人間の墮落と救済に関係づけられ、神によってさだめられたがゆえに全人類にとっての絶対的義務を含むものとして構想されてきたからである<sup>(40)</sup>。

エピクロス主義の伝統からの逸脱はこれにとどまらない。そもそもエピクロスの哲学は、「隠れて生きよ」(*lathe biosas*) [U:551] のモットーに象徴される本質的な非政治性によって古代においてすら異端的であり、社会および政治思想としてはしばしば「荒涼たる砂漠」<sup>(41)</sup>にたとえられてきた。しかしガッサンディによれば、「エピクロスはなんの留保もなしにこういつたのではなく、もっぱら「なんらかの事情が介在しないかぎり」(*Nisi si quid intervenerit*) という条件つきでいつたのである」[A:1478=002:762B]<sup>(42)</sup>。この「事情」をガッサンディは国家存亡の危機と解釈する。たしかに人間の最高の幸福は私的生活においておのれの「心の平静」を追求することに存するが、国家が騒乱の

エピクロスの帰還（中金）

渦中にあるときにはこの幸福追求そのものが不可能になるだろう。それゆえエピクロスの命題「隠れて生きよ」は無条件ではなく、国家を防衛する市民の義務の発動が要求されないかぎりには、快樂を追求し苦痛を避けながら平穩に生きるべし、という仮言命法の意味で理解されなければならない [A:1356-57=002:703A-B]。ここではエピクロス哲学の拡大解釈がすでに「心の平静」そのものにおよんでいることに注意しよう。哲学に専心する個人的な観照的生活のなかにエピクロスが見いだした平安は、活動的生活の渦中にあっても獲得できるとガッサンディは主張する。「エピクロスは心の平静と苦痛の欠如が純然たる無感覚のようなものでよいとは考えなかった。かれがそれに期したのは、生の諸活動が平穩かつ悦ばしくなしとげられるような状態であった」 [A:1382=002:716B-717A]。「魂が平静だと称せられるのは、閑暇に生きているときとはかぎらない。むしろ、とりわけ偉大で卓越したことがらに取り組みながら、内に興奮はなく、平常心を保っているときもそうなのである」 [A:1384=002:718A]<sup>(43)</sup>。

これらのエピクロス主義解釈がどのような意図のもとになされているかは、かならずしも明確でない。ただ、ガッサンディの主たる典拠になっているキケロとセネカのエピクロス理解は正確でなかったこと、またそれがいわば意図的な誤解であり、当時のローマ社会にエピクロス主義を移植するにあたって、そのきわめてラディカルな「自然」の哲学を希釈する必要に由来していたことを指摘しておきたい<sup>(44)</sup>。宗教と政治の問題をめぐって哲学者が示すアンビヴァレンスについては、ガッサンディ自身が初期のエピクロス研究でより率直な見解を披露していた。神々に犠牲を捧げアテナイの公共祭祀に参列したエピクロスの敬虔さ [DL:10.120] を論評した箇所である。

かれが出席したのは、市民法と公共の安寧がそれを要求したからである。魂はそこからならぬ知恵も得ないがゆえに、かれはそれを非難していた。……内面のかれは自分自身の法に依り、外面は人間社会を義務づける法に依っていた。かくしてかれは、自分自身への責務と他者への責務とを同時にはたしていたのである。そしてわたしは、

ことばにおいてもおこないにおいても、これほど称賛にあたいするものはないといいたい。……世にいうごとく、哲学者の感情は少数者とともにもあり、おこないは多数者とともにもある。これは知恵の一端なのである [005:202B]。

のちに『哲学集成』で摂理をみとめず自然を哲学の至高原則にしたエピクロスの不敬度を明言するとき [002:808B]、ガッサンディがほかならぬエピクロスのふるまいを模倣していた可能性は否定できない。しかし、『注解』や『集成』の著述の技法にこめられた意図を解さないガッサンディ主義者たちの広報活動をつうじて、ガッサンディ哲学の通俗化は確実に進行したのである。

ガッサンディの哲学は早くからイギリスで注目をあつめ、とくにエピクロス主義関連作品はラテン語オリジナルの公刊から時をおかずに英訳された<sup>(45)</sup>。遺著『哲学集成』も例外ではなく、ごく一部分とはいえ「自然学」の部が早くも1659年に出版され<sup>(46)</sup>、やや遅れて「倫理学」の部が——ただし直接には弟子フランソワ・ベルニエの『ガッサンディ哲学の要約』(*Abregé de la Philosophie de Gassendi*, 1684)にもとづく——独立の一卷として『幸福、徳および自由にかんする三講話』(*Three Discourses of Happiness, Virtue and Liberty*, 1699)のタイトルで出版されている。これが十七世紀に俗語で読めたガッサンディの著作のすべてであったことは、イギリスでのガッサンディ哲学の需要の高さをたしかにうかがわせる。

だが、『主要教説』のコメンタリーやルクレティウスとヘルマルコスの引用を割愛したために『注解』や『集成』の結構が失われた点では、『三講話』も英訳書の例外ではなかった。省かれずに残されたのは、たとえばエピクロスの快樂主義と「自然のもっとも賢き制作者のかの狡知」とが矛盾しないとするつぎのような一節である。「あらゆる行為は、たとえ自然的であるような行為ですら……それ自体ではうんざりするものであるから、かの制作者は快樂のある種の魅力でどんな行為にも興趣を添えた。だから、特定の行為が必然的になればなるほど、制作者はその快樂が増すことを意欲したのである」[A:1353=002:701B=HVL:90]。『三講話』がベルニエのかかなり恣意的なガッサ

エピクロスの帰還（中金）

ンディ理解を反映している証拠はこれにとどまらない。しばしばエピクロスとガッサンディが後年の功利主義思想の先駆者としてあつかわれるようになったのも<sup>(47)</sup>、師の倫理学を要約したベルニエのつぎのような一節に負うところが大きい。

……適切に言えば、正あるいは自然的衡平とは、利益（Utility）ないしは利得によって際立つもの以外のなにものでもない。すなわち、共同の合意によって、人間がたがいに害をあたえたり受けたりしあうことなく、安全のうちに生きようにとさだめられた利益のことであって、この安全こそがほんとうの善であり、それゆえ万人にたいして自然的に望まれるものなのである [HVL:315]。

これはエピクロス主義の哲学ではない。少なくともエピクロスとルクレティウスにとって、心の<sup>アタラクシア</sup>平静をおびやかす不安の最大の源泉は死の恐怖であり、また死後に魂を見舞う神々の処罰や怒りのようなまやかしでそれをさらにおおる<sup>レリギオ</sup>宗教であった。心の平静はただ哲学によって得られるのであり、法がもたらす社会の平和は哲学に必要な閑暇を確保する手段にすぎなかった——「法は賢者たちのために存在する。賢者が不正をしないためにではなく、不正を被らないために」[U:530]。富、名誉、権力その他のいかなる外的な善によっても確保できない真の安全は、人間相互の危害禁止の合意によっても保証されない。「その他すべてにたいしては、安全を確保することができる。しかし死にかんしては、われわれ人間はすべて城壁のない都市（*polis ateichistos*）の住人である」[U:339]<sup>(48)</sup>。国家もその法によって保証される権利も、死という究極の条件のまえでは所詮もろくも崩れる「城壁」（*teichos*）でしかなく、原初の無垢の人類を保護していた「世界の壁」（*moenia mundi*）[RN:1.73] のはかない代用品にすぎない。そしてガッサンディもまたこのすべてを承知していたことをうかがわせる証拠が、『主要教説』13に付された補足に残っている。

天上のことと地下のこと、総じて無限の宇宙で生じるあらゆる事象が気にかかったままでは、いくら人間同士の関係で安全が確保できても無益である。ただそのひと自身によってもっとも安全なひとでなければ、安全といっても根拠はない [DL:10.143,

A:1721]。

### [テキストにかんする注記]

引用頻度の高い作品は以下の略号を用いて表記し、本文および注のかっこ [ ] 内に頁・コラム、巻・章・節あるいは断章番号を示す。その他の古典古代の作品の引用・参照にさいしては *The Loeb Classical Library* に依拠し、同様にして出所を示す。いずれも邦訳書のあるものは適宜参照したが、引用の前後関係から若干変更した箇所があることをお断りしておく。

OO. Pierre Gassendi, *Opera omnia*, Faksimile-Neudruck der Ausgabe von Lyon 1658 in 6 Bänden mit einer Einleitung von Tullio Gregory (Stuttgart-Bad Cannstatt: Friedrich Fromman Verlag, 1964).

A. Pierre Gassendi, *Animadversiones in decimum librum Diogenis Laertii*, 3 Vols. Reprint Originally Published: Lugduni: G. Barbier, 1649 (New York: Garland, 1987).

HVL. Pierre Gassendi, *Three Discourses of Happiness, Virtue and Liberty*, Collected from the Works of the Learn'd Gassendi by Monsieur Bernier, Originally Published 1699 (Whitefish, MT: Kessinger Pub Co., 2003).

DL. Diogenes Laertius, *Lives of Eminent Philosophers*, 2 Vols, trans. R. D. Hicks (London: Heinemann, 1950). 加来彰俊訳『ギリシア哲学者列伝(全三冊)』(岩波文庫, 1994年)。

U. *Epicurea*, hrsg. Hermann Usener (Leipzig: Teubner, 1887; Dubuque: Brown Reprint Library). 出隆・岩崎允胤訳『エピクロス——教説と手紙』(岩波文庫, 1959年)。

RN. *Titi Lucreti Cari, De rerum natura*, 3 Vols, ed. Cyril Bailey (Oxford: Clarendon Press, 1947). 樋口勝彦訳『物の本質について』(岩波文庫, 1961年)。

DA. Porphyre, *De l'abstinence*, introduction par Jean Bouffartigue et Michel Patillon (Paris: Les belles letters, 1977).

### 注

- (1) Alexandre Koyré, "Gassendi: le savant," *Pierre Gassendi 1592-1655: Sa vie et son Œuvre* (Paris: Albin Michel, 1955), p. 61 and 69.
- (2) W. R. Johnson, *Lucretius and the Modern World* (London: Duckworth, 2000), p. 80.
- (3) 『エピクロス哲学集成』はもともと『注解』に補論として付されたエピクロス哲学の三部門の簡潔な要約であり、のちに独立の単行本として出版された。
- (4) Cf. Howard Jones, *Pierre Gassendi 1592-1655: An Intellectual Biography* (Nieuwkoop: Graaf, 1981), p. 25.

- (5) Cf. Margaret J. Osler, *Divine Will and the Mechanical Philosophy: Gassendi and Descartes on Contingency and Necessity in the Created World* (Cambridge, NY: Cambridge University Press, 1994), p. 48; Lisa T. Sarasohn, *Gassendi's Ethics: Freedom in a Mechanistic Universe* (Ithaca, NY: Cornell University Press, 1996), p. 74.
- (6) Cf. Monte Ransome Johnson, "Was Gassendi an Epicurean?" *History of Philosophy Quarterly*, Vol. 20 No. 4 (2003), pp. 344-45.
- (7) ガッサンディによれば、エピクロスが神的なものの本性を誤って理解したのは「悪意」からではなく、異教徒ゆえの「無知」が原因である [OO1:290B]。
- (8) たとえばロレンツォ・ヴァッラの『快樂について』(*De voluptate*, 1431) はその嚆矢である。ルネサンス期イタリアのエピクロス主義ブームについては、Howard Jones, *The Epicurean Tradition* (London and New York: Routledge, 1992), chap.6; Alison Brown, *The Return of Lucretius to Renaissance Florence* (Cambridge, MA: Harvard University Prss, 2010), chap. 1 を参照。
- (9) 「論理学提要」[OO1:91-124] は、ラテン語版のまま『エピクロス哲学集成』との合本で1660年にロンドンで出版された。それが近代経験論、とりわけロックの観念の理論にあたえた影響については、Emily and Fred S. Michael, "The Theory of Ideas in Gassendi and Locke," *Journal of the History of Ideas*, Vol. 51 No. 3 (1990) を参照。なお今日では *Pierre Gassendi's Institutio Logica (1658) : A Critical Edition with Translation and Introduction* (Assen: Van Gorcum Ltd, 1981) として英語で読むことができる。
- (10) Cf. Lynn Sumida Joy, *Gassendi The Atomist: Advocate of History in an Age of Science* (Cambridge: Cambridge University Press, 1987), pp. 15-17.
- (11) Cf. René Pintard, *Le libertinage érudit dans la première moitié du XVIIe siècle* (Paris: Boivin, 1943), pp. 127-208; Olivier René Bloch, *La philosophie de Gassendi: nominalisme, matérialisme et métaphysique* (The Hague: Martinus Nijhoff, 1971), pp. 485-87.
- (12) この勅令公布は、アクィナスによって論駁されたアヴェロエスの自然主義的アリストテレス解釈を復活させ、人間の魂を個々に不滅とする定説への疑問を提起したピエトロ・ボンポナッツィの学説が直接の機縁になっていた。Cf. Emily and Fred S. Michael, "Two Early Modern Concepts of Mind: Reflecting Substance vs. Thinking Substance," *Journal of the History of Philosophy*, Vol. 27 No. 1 (1989), pp. 31-32.
- (13) Cf. Leo Strauss, *Philosophy and Law: Contributions to the Understanding Maimonides and His Predecessors* (New York: State University of New York Press, 1995), p. 59.



- (14) たとえば『集成』第三部「倫理学」の最終章第三節「いかにして宿命は偶運や自由と和解せられるか」(*Quomodo Fatum cum Fortuna ac Libertate conciliari possit*) [OO2:840A-847A] は、デモクリトスの必然性論とエピクロスの自由意志論との「想像上の対話」のかたちを借りてガッサンディがホッブズと自分の立場のちがいを説明したものである。Cf. Sarasohn, *op. cit.*, p. 48 and 138. だが『注解』にもまったく同じ内容がみえる [A:1592-1646]。対話の一登場人物に不穏な思想を語らせるのは、むしろ古典古代以来の典型的な著述の技法に属している。
- (15) 『注解』から『集成』にかけて議論の神学化が強まったのは、ガッサンディの感化を受けたホッブズが『市民論』で無神論的唯物論を率直に表明しはじめ、それへの非難が自分にまで遡及することを恐れたためという見方については、Lisa T. Sarasohn, “Motion and Morality: Pierre Gassendi, Thomas Hobbes and the Mechanical World-View,” *Journal of the History of Ideas*, Vol. 46 No. 3 (1985), pp. 370-71 を参照。ただし『集成』の倫理学の部は、論理学と自然学の部にはないある種の率直さによって際立っている。これは、ガッサンディ自身の死によって『注解』改訂作業が途絶したために、その第三部のほぼ完全な再録となったからだと考えられる。Cf. Pintard, *op. cit.*, pp. 41-42.
- (16) 「かれが懸念しているのは、神学……に仕えるために哲学にお呼びがかかるようなことがあってはならないということである。神学が哲学に課すたぐいの内職は、神学自身に価値あるものをもたらさないばかりか、哲学を不純なものにしてしまい、一学問学科としての哲学を効果的に破壊するとかれは明言している」。Veronica Gventsadze, “Atomism and Gassendi’s Conception of the Human Soul,” *Epicurus: His Continuing Influence and Contemporary Relevance*, eds. Dane R. Gordon and David B. Suits (Rochester, NY: RIT Cary Graphic Arts Press, 2003), p. 97.
- (17) その一方で、ガッサンディの原子論的・機械論的な慣性理解では「加速度」が説明できなくなる。Cf. Carla Rita Palmerino, “Galileo’s Theories of Free Fall and Projectile Motion as Interpreted by Pierre Gassendi,” *Reception of the Galilean Science of Motion in Seventeenth-Century Europe*, eds. C. R. Palmerino and J. M. M. H. Thijssen (Boston: Kluwer Academic Publishers, 2004).
- (18) Cf. Osler, *op. cit.*, p. 191.
- (19) Cf. Antonia Lolordo, *Pierre Gassendi and the Birth of Early Modern Philosophy* (Cambridge: Cambridge University Press, 2007), pp. 143-44.
- (20) ブロックはこれをテレビジョンとカンパネッラのアニミズム的自然哲学の影響に帰している。Cf. Bloch, *op. cit.*, pp. 228-30.

- (21) デカルトの第六省察への反論三第 11 項の目次タイトルは、「ここで提起された抽象的な概念形成過程から、精神の物質的本性を、あるいはむしろ精神の肉体からの分離不可能性を、分離可能性と同様に推論することができる」となっている。
- (22) ベールの引用するアルノーのことばを参照。「たしかにデカルト氏の『形而上学的省察』にたいするあの哲学者の反論の書が、信仰の固くない若者にあの有害な謬見を吹き込むおそれが大いにあることはみとめざるをえない。ガッサンディ氏はそこで知力のありったけをふるって、理性にとどまるかぎり、われわれの魂が身体と区別されるのは微細な物体が粗大な物体と区別されるようなものにすぎない、と考えさせない確固たる証拠はひとつもないことを示そうとしたからだ」。野沢協訳『歴史批評辞典Ⅲ』（法政大学出版局〈ピエール・ベール著作集第5巻〉、1987年）、280頁（「ポンボナツィ」の項の注G）。
- (23) Cf. Osler, *op. cit.*, p. 71; Sarasohn, “Motion and Morality,” pp. 363-80.
- (24) この前後は主張の真摯さが疑われる箇所であり、「物質の開花」[OO2:250B] という表現も再度登場する。
- (25) Cf. Bloch, *op. cit.*, pp. 476-81. 一方、デカルト批判に力を発揮した懐疑主義こそガッサンディが自然理性によっては魂の不死性を証明できないとみなす真の根拠であり、『集成』の議論に後退と混乱をみるものに Lolordo, *op. cit.*, pp. 233-39, 244-47 がある。
- (26) 『注解』ではアヴェロエス、ドゥンス・スコトゥス、フランシスカス・マイロニウス、オッカムのウィリアム、カイエタヌス（トマソ・デ・ヴィオ）、アントニオ・ミランドゥラヌス、トマス・ガルピウス、フォルトゥニオ・リチェティが列挙されていたのが [A:555]、『集成』の対応箇所ではスコトゥスとカイエタヌスだけになり、削除された名前はすべて別の箇所であげられている [OO2:256A-B]。ちなみにガッサンディは、メルセンヌのルネサンス自然主義者批判をつうじてポンボナツィの思想に通じていた。Cf. Osler, *op. cit.*, pp. 96-97.
- (27) Cf. Pietro Pomponazzi, “On the Immortality of the Soul,” *The Renaissance Philosophy of Man*, eds. Ernst Cassirer, Paul Oskar Kristeller and John Herman Randall, Jr. (Chicago and London: The University of Chicago Press, 1948), pp. 319-20.
- (28) ポンボナツィによれば、魂の不死性の教義それ自体は真理ではなく、多数者の徳を涵養するためにいにしへの宗教的立法者たちが発明したフィクションにすぎない。Cf. *ibid.*, pp. 363-65.
- (29) Cf. Joy, *op. cit.*, p. 80.
- (30) Cf. Bloch, “Gassendi and the Transition from the Middle Ages to the Classical Era,” *Yale French Studies*, No. 49 (1973), p.51; Gianni Paganini, “Hobbes, Gassendi and the

- Tradition of Political Epicureanism,” *Der Garten und die Moderne: Epikureische Moral und Politik vom Humanismus bis zur Aufklärung*, hrsg. Gianni Paganini und Edoardo Tortarolo (Stuttgart-Bad Cannstatt: Frommann-Holzboog, 2004), pp. 123-25.
- (31) Thomas Hobbes, *De Cive: The Latin Version*, ed. Howard Warrender (Oxford: Clarendon Press, 1983), p. 73. 本田裕志訳『市民論』(京都大学学術出版会, 2008年), 4頁。Cf. Olivier René Bloch, “Gassendi et la théorie politique de Hobbes,” *Thomas Hobbes: Philosophie première, théorie de la science et politique*, sous la dir. de Y. C. Zarka et J. Bernhardt (Paris: PUF, 1990), p. 345; Paganini, *op. cit.*, pp. 126-27.
- (32) Cf. Gianni Paganini, “Hobbes, Gassendi et le *De Cive*,” *Materia actiosa: Antiquité, Âge classique, Lumières. Mélanges en l’honneur d’Olivier Bloch*, édités par Miguel Benitez, Antony McKenna, Gianni Paganini et Jean Salem (Paris: Honoré Champion, 2000).
- (33) Hobbes, *op. cit.*, p. 95 and 96 [1.10, 12]. 邦訳, 41, 44頁。
- (34) 「親近関係」はゼノンおよびクリュシッポスに由来する [DL:7.85]。エピクロス派のヘルマルコスが古ストア派起源の概念を用いた意図については, Paul A. Vander Waerdt, “Hermarchus and the Epicurean Genealogy of Morals,” *Transactions of the American Philological Association*, Vol. 118 (1988) を参照。
- (35) Cf. David J. Furley, *Cosmic Problems: Essays on Greek and Roman Philosophy of Nature* (Cambridge: Cambridge University Press, 1989), chap. 17.
- (36) そのように理解するかぎり, 前社会的な状態から社会状態への移行には人間本性の根本的な変化がともなわざるをえなくなることは, エピクロス研究者たちによってもみとめられている。Cf. Phillip Mitsis, *Epicurus' Ethical Theory: The Pleasures of Invulnerability* (Ithaca: Cornell University Press, 1988), p. 106; A. A. Long, *From Epicurus to Epictetus: Studies in Hellenistic and Roman Philosophy* (Oxford: Oxford University Press, 2006), p. 195.
- (37) Cf. Long, *op. cit.*, pp. 196-97.
- (38) Cf. Bloch, “Gassendi and the Transition from the Middle Ages to the Classical Era,” p. 52; Sarasohn, *Gassendi's Ethics*, p. 158.
- (39) 「多数者全員が一堂に会して何かを決定したり, 個々に (あるいは部族ごとに) 意見を表明したり一票を投じたりするのは不都合が生じるであろうから, これを理由に, 多数者はみずから自由意志によって, 権力を少数の人びと, ないしはあるひとりの人物に委譲する」 [A:1464=002:755B]。
- (40) Cf. Richard Hooker, *Of the Laws of Ecclesiastical Polity*, ed. Arthur Stephen McGrade

(Cambridge: Cambridge University Press, 1989), p. 97 [1.10.13]. R・シュティンツィンクは二つの自然権の関係をつぎのように説明している。「人間本性から生じる権利は二重である。一次的自然権 (*jus naturale primaevum*) は人間と動物とに共通する自己保存の自然的な欲望 (*instinctus*) であるが、墮落によって腐敗してしまい、それ以後は理性による修正を必要とするようになった。これが第二の自然権を生みだし、一次的自然権にとってかわった。二次的自然権 (*jus naturale secundarium*) とはすなわち、人間知性 (*mens humana*) から出来た権利のことである。……正義概念 (*notitia justitiae*) は正と不正とを区別する人間精神の力であり、神の恩寵をつうじて、腐敗した自然にたいする救済策として人間に貸しあてられたものである」。Roderich Stintzing, *Geschichte der deutschen Rechtswissenschaft*, erste Abt. (München und Leipzig: R. Oldenbourg, 1880), S. 302.

- (41) Cf. Cyril Bailey, *The Greek Atomists and Epicurus: A Study* (New York: Russell and Russell, 1928), p. 520.
- (42) この解釈はセネカ『閑暇について』(*De otio*) の一節 [3.2-3] を典拠としている。
- (43) ガッサンディのいう活動の渦中の「心の平静」を観照的生活の最善の幸福にたいする「次善」の幸福とみる解釈として、Sarasohn, *op. cit.*, pp. 73-74 を参照。
- (44) Cf. Leo Strauss, *Natural Right and History* (Chicago and London: The University of Chicago Press, 1953), pp. 154-55. 塚崎智・石崎嘉彦訳『自然権と歴史』(昭和堂, 1988年), 168-70頁。なおこの点については、中金聡「快樂主義と政治——レオ・シュトラウスのエピクロス主義解釈について」、『政治哲学』第9号(2010年)も参照。
- (45) 『エピクロス哲学集成』の「倫理学」の部は、1654年にウォルター・チャールトンの序文を付して『エピクロスの道徳』(*Epicurus's Morals*) として英訳されており、また1660年に出版されたトマス・スタンリーの大著『哲学史』(*The History of Philosophy*) 第三巻第13部「エピクロス」は、原著者名を伏せたまま『エピクロスの生涯と流儀』の最初の二章(伝記的記述)と完訳に近い『エピクロス哲学集成』を合わせたものとなっている。
- (46) *The Vanity of Judiciary Astrology, Or Divination by the Stars, Lately written in Latine, by that Great Schollar and Mathematician the Illustrious Petrus Gassendus; Mathematical Professor to the King of France, Translated into English by a Person of Quality* (London: printed for Giles Calvert). これは「自然学」第二篇第六章「天体の運行について」(*De effectibus siderum*) [002:713-52] の英訳である。

- (47) 功利主義史に占めるガッサンディの位置については, Emily and Fred S. Michael, “Gassendi’s Modified Epicureanism and British Moral Philosophy,” *History of European Ideas*, Vol. 21 No. 6 (1995); Frederick Rosen, *Classical Utilitarianism from Hume to Mill* (London: Routledge, 2003), chap. 2 を参照。
- (48) これはヴァチカン所蔵の十四世紀写本のなかから 1888 年に発見された『エピクロスの勧め』(*Epikourou Prosphonesis*) と題する 81 の箴言(一部『主要教説』と重複し, また弟子のメトロドロスの文章が混入している)のひとつであり, ガッサンディは知らなかった。

\* 本稿の一部は平成 21 年度科学研究費補助金(基盤研究(C))による成果である。



## 【論 説】

# 共和政ローマとキケロ

的射場 敬一

### 目 次

はじめに

- 1 キケロの国家論
    - 1.1 『国家について』の舞台
    - 1.2 国家論
  - 2 混合政体としてのローマの形成
    - 2.1 ローマの建国
    - 2.2 共和政下の身分闘争
  - 3 混合政体としての共和政ローマと世界征服
    - 3.1 地中海世界の制覇と混合政体
    - 3.2 征服戦争と混合政体の破綻
- 結びに代えて

### はじめに

キケロ（Marcus Tullius Cicero, 106-43 B. C.）は、生涯の好敵手となるカエサル（Gaius Julius Caesar, 100-44B.C.）より少し前に生まれた。カエサルが名門貴族の出身であったのに対して、キケロは、ラティウム地方の騎士の家に生まれた。ギリシアに遊学してストア派の哲学を学ぶほか、弁論、修辞学を修め、さらにローマ法の発展に重要な役割を果たしたスカラエウォラのもとで法律を研究した。キケロは若くして法廷弁護士としての名声を確立し、これを足場として政治の世界で活躍することになった政治家である。祖先に高官をもたない「新人」（homo novus）として初めて、まさに雄弁の力で、前64年には執政官にまで昇りつめた。

執政官の職にあったときに貴族カティリーナ（Lucius Sergius Cateilina,

共和政ローマとキケロ（的射場）

108-62 B.C.)による国家転覆の陰謀を未然に防いだ功績で、「祖国の父」の称号と栄誉を受けた。共和政の擁護者を自認し、軍人政治家であったカエサル、ポンペイウスと徒手空拳で争い、そしてカエサル亡き後は、アントニウスを弁論によって批判した。

キケロが、政治哲学者としての仕事をしたのは、晩年のことである。晩年という言葉には語弊があるかもしれない。カエサル亡き後、オクタヴィアヌス・アントニウス・クラッスによる第二次三頭政治が始まるのであるが、キケロは政敵アントニウスによって殺されたからである。カエサルが暗殺された翌年のことである。

『国家について』(De res publica) や『法律について』(De legibus), 『義務について』(De officiis) というキケロの政治哲学の主要な著作は、学問的というよりは、政治的なものであった。キケロが執政官をやめた後、前60年にはカエサル・ポンペイウス・クラッスという軍人政治家たち、つまり、将軍たちによる第一次三頭政治が成立する。その後の政治状況は、文民政治家キケロが雄弁によって政治に関与することの意味を奪っていた。雄弁によって元老院やフォルムで政治的影響力を行使することができなくなっていたのである。そこでキケロは、文章を綴り書物を公刊することで、現状を変えようと試みたのである。この小論で取り上げる『国家について』の執筆の開始は、前54年の5月頃であると言われている<sup>(1)</sup>。公刊されたのは前51年頃である。

この小論は、キケロの国家論とその中核をなした「混合政体論」の位相を、共和政ローマの歴史の中に位置づけることで明らかにしようとする試みである。

## 1 キケロの国家論

### 1.1 『国家について』の舞台

キケロの『国家について』は、プラトンの『国家』などの対話篇をモデルに、第三ポエニ戦争で活躍した小スキピオ (Publius Cornelius Scipio Aemilianus Africanus Minor, 185-129 B.C. 小アフリカーヌス)<sup>(2)</sup>を中心に行われた対話を再



現する形式で書かれている。スキピオは、優秀な軍人として活躍しただけでなく、ギリシア哲学を学び、自由な教養人の集まりであるスキピオ・サークルを作り、会合を重ねていた。この対話が行われた時は、前129年に設定されている。

対話は、ローマで二つの太陽が観察されたことから始まっているが、それよりももっと大きな問題は、現状の政治的な混乱ではないのかと、スキピオの友人の一人で、第三次ポエニ戦争にも出征し、前140年の執政官を務めたラエリウスが次のように問題提起をする。

「二つの太陽がみえた理由は尋ねるが、一つの国家の中に二つの元老院と、すでにほとんど二つの国民が存在する理由を尋ねないのは、なぜであるか。というのは、あなたがたも見て知っているように、ティベリウス・グラックスの死と、すでにそれ以前に彼の政策のすべてが一つの国民を二つの党派に分けたからだ。さらにスキピオを中傷し嫉視する者たちは、端緒はプブリウス・クラッスとアッピウス・クラウディウスによって開かれたが、これらの人が死んだ後も、メッテルスとプブリウス・ムーキウスを指導者として、相も変わらず元老院の一部をあなたがたから離反させている。」<sup>(3)</sup>

「ティベリウス・グラックスの死」というのは、前133年、護民官になったグラックス兄弟の兄ティベリウス・グラックス (Tiberius Sempronius Gracchus, 162-132 B.C.) が、彼の改革に反対する元老院の保守派によって殺されたことを指している。ティベリウス・グラックスは、征服戦争の結果、無産化していた市民に国有地を分配して自作農を再建するための土地改革に着手していた。大土地所有者であった元老院議員たちの反対は大きく、改革の継続のため、前例を破って護民官になろうとしたティベリウスを、翌132年、葬ったのである。彼の仲間も暗殺された。この改革と事件によって国民は二分され、血で血を洗う争いの、まさに「内乱の一世紀」の幕開けとなった。

この対話がなされたという設定の前129年前後は、グラックス兄弟を中心とする改革派と、これに対抗する保守派によって国民が二分され、国政が混乱の

共和政ローマとキケロ（的射場）

きわみに陥っていた時期であった。この対話篇の主人公である小スキピオそのものも、この年に不審な死を遂げている。その状況は、キケロが『国家について』を執筆した前50年代後半の、ポンペイウスとカエサルとがはげしく対立していた状況に酷似していた。

そもそもグラックス兄弟の改革が意図したのは、ローマが相次ぐ征服戦争で急激に拡大し、世界大の国家にまで膨張したことから生じた社会的矛盾、社会問題の解決であった。都市国家ローマが、世界国家にまで拡大した様をギリシアの歴史家ポリュビオス（Polybios, 200?-118? B.C.）は、「人の住むかぎりのほとんど全世界が」、「わずか53年にも満たない間に征服され、ローマというただひとつの覇権のもとに屈するにいたった」（『歴史』第1巻第1節）<sup>(4)</sup>と述べている。

ローマが建国以来ずっともめていた隣国ウェイイをようやく征服したのは、前396年のことである。それが、わずか200年もたたない前218年になると、キサルピアからシキリアに及ぶイタリア全土を占領し、西部地中海の覇権をめぐってカルタゴと決戦を交えようとするまでになっていた。ポリュビオスが「53年にも満たない間に」世界を征服したというのは、第二ポエニ戦争への動きが始まる前220年頃から、ローマがマケドニア王権を倒し東地中海世界を手中にいられた前168年までのことである。前146年には、二つの町がローマの軍門にくだった。カルタゴとコリントである。一世紀以上にわたるポエニ戦争に終止符をうち、西地中海世界を手に入れ、いまひとつは、東地中海世界のギリシアのポリスの吊鐘にはかならなかった<sup>(5)</sup>。地中海経済の覇者であった二つの国をたおし、ここにローマの地中海世界平定という大偉業はほぼなったのである。都市国家ローマが、短期間に世界国家にまでその規模を拡大したのである。

地中海世界の覇者となり世界「帝国」となったローマであるが、しかし、国家形態はギリシアのアテナイやスパルタと同じく都市国家のままであった。都市国家は、武装自弁の中小土地所有農民をその中核とする戦士共同体である。だが、相次ぐ征服戦争によって世界帝国の規模にまで膨張した政治空間は、ローマの社会と政治に軋みを生み出していた。小規模な政治共同体の諸価値と諸制

度を保持しながら、この広大な空間を統治しようとする企ては、その政治体制にきびしい試練を課すものであった。伝統的な国家体制、*res publica* は、解体の危機に瀕していた<sup>(6)</sup>のである。

何よりも深刻だったのは、中小農民の没落である。相次ぐ征服戦争は、一方では中層農民の没落・無産化を、他方では、貴族による国有地の占有による大土地所有制の成立をもたらした。ローマの軍団の中核が、武装自弁の中層農民層ただだけに問題は深刻だった。護民官になったグラックス兄弟（兄ティベリウスは前133年、弟ガイウス Gaius Sempronius Gracchus は前123, 122年）は、ローマの軍団を再建するために没落した無産市民に土地を再配分し、農民層を再建しようとしたのである。グラックス兄弟の改革の失敗は、共和政ローマの政治に民衆の自由を大義とする民衆派（*populares*）と元老院の権威を守ろうとする門閥派（*optimates*）の深刻な対立を生み出すことになった<sup>(7)</sup>。内乱の一世紀は、ここから始まったのである。

グラックス兄弟の母は、大スキピオの娘である。大スキピオの長子の養子になったのが小スキピオである。小スキピオとグラックス兄弟とは、それゆえ、狭いサークルの一員であったが、その立場は、全く正反対であった。小スキピオは、この改革に反対の立場であり、キケロもそれは同じであった。

## 1.2 国家論

ローマの国家は、理念的には平等な *civis*（市民）からなる集合体としての *civitas*（国家）であり、それを政治的に象徴するものとして、*res publica*（国家）という言葉が用いられていた<sup>(8)</sup>。*res publica* の原義は「共通の事柄」を意味していたが、それは、キケロの「国家 *res publica* とは国民のもの *res populi*」（『国家について』*De res publica*, 1.25, 以下、数字だけで章と節を示す）<sup>(9)</sup>であるという言明と対応している。

*res publica* で国家を意味するときには、それは、王なき支配を意味したし、王政への嫌悪を意味していた。キケロもこの『国家について』の第2巻でローマの歴史をたどるなかで、「不正で過酷な支配者」（2.24）<sup>(10)</sup>であった、七代目

共和政ローマとキケロ（的射場）

の王「タルクイニウスが追放されたとき」、「王の名称に対する憎悪がローマ国民をとらえた」(2.30)<sup>(11)</sup>と述べている。つまり、res publica としての国家とは、本来は、王なき統治としての共和政国家を意味していた。それは、今後は二度と王を出現させないという意味であり、また同時に、もろもろの階級を結束させる国制上の信念をも指していた。したがって、res publica は、近代になると republic という英語になり、王国に対する対概念として共和国を意味するようになったのである。

しかしながら、小スキピオことキケロは、プラトンやアリストテレスの国家論の枠組みを取り入れて、res publica を共和政とは同一視しない。すなわち、res publica の中には、王政もあれば、貴族政もあるし、民主政もあるという立場をとっている。「一人の王、あるいはわずかの貴族、あるいは国民全体によって正しく公平に運営されるとき、それが国家、すなわち国民の「物」」(3)<sup>(12)</sup>なのである。それが、「国民の物」としての国家でないのは、「正しく公平に運営」されていないときである。

「一人の者の残忍な行為によってすべての者が抑圧され、国民を作り上げる一本の法の絆、集合体の合意と結合が失われるとき、そのとき誰がそれを国民の物、すなわち国家と呼ぶことができようか。」(3.31)<sup>(13)</sup>

つまり、「残忍な行為によってすべての者が抑圧」するような王は、もはや王とはいえず、僭主なのである。そういう僭主によって統治されている場合には、例えばディオニュソスに支配されていたシュラクサイのように、それは国家と言えないとキケロは言う。

「ティマイオスがギリシア諸都市の中で最大、世界の都市の中でもっとも美しいというあの有名な都、一見に値する城塞、町の奥深くまで達しその護岸堤防を洗う港、広い大通り、柱廊、神殿、城壁は、ディオニュソスの支配下ではそれが国家として成り立つことを可能にすることができなかった。なぜなら、何一つ国民の物ではなく、国民自体が一人の者に属していたからである。だから、僭主が存在するところには、

わたしが昨日述べたような欠陥のある国家ではなく、いま理論上の帰結として、およそいかなる国家も存在しないというべきである。」(3.31)<sup>(14)</sup>

キケロにとって国家 *res publica* が、政治的秩序を示す中立的概念ではなく、価値的な概念を示すものであることは、このギリシア人のポリスすなわち都市国家シュラクサイを、僭主ディオニュソスの支配ゆえに国家ではないと言い切っているところに見て取れるだろう。キケロにとって、「国民の物」つまり国民のために存在する政治共同体だけが、そして、「正しく公平に運営」されている政治共同体だけが「国家」(*res publica*) と言うに値したのである。それは、国家を私物化し、恣意的な支配をしようとするポンペイウスやカエサルのような将軍たちに対する明らかな批判である。

さて、「国民の物」であるような「国家」とは、どのように形成されるのだろうか。

そもそも国民とは、たんなる人びとの寄せ集めではないという。国民とは、「法についての合意と利益の共有によって結合された民衆の集合」(1.25)<sup>(15)</sup>なのである。このような民衆の集合体としての国家は、「ある一定の場所に住居のための居住地を設け」、そして、次に「神殿や共同の空間(広場や道路)」を作ることで「町または都市」と呼ぶものを形成することで作られる。ギリシアのポリスの形成がそうであったように、ローマの国家形成もまず都市の形成によってなされた。国家が、何よりも都市国家であったということを、このキケロの国家についての説明は示している。

そして、空間としての都市の形成の次に必要なのは、統治機構の形成である。「国民の物であるすべての国家は、永続するためには、ある審議体によって治めなければならない」(1.26)<sup>(16)</sup>。キケロの言う「審議体」とは、支配を行う集団、つまり、政府のことである。その審議体の構成員の数によって政体は決まるというのである。

審議体は、「それは一人の者に、あるいはある選ばれた市民に委ねなければならないか、あるいは民衆およびすべての者がそれを引き受けなければならない

## 共和政ローマとキケロ（的射場）

い」のである。「国政の全権が一人の者にあるとき、わたしたちはその一人の者を王と呼び、その国家の政体を王政と名づける。」(1.26)<sup>(17)</sup>審議体が、「選ばれた市民にあるとき、その国は貴族の裁量によって治められる」のであり、貴族政である。そして、最後に「国民に全権がある国」は、民主政なのである(1.26)<sup>(18)</sup>。

このように政治の実権を握っている人の数で政体を分類するのは、プラトン、アリストテレス以来の伝統である。「王は敬愛によって、貴族は思慮によって、国民は自由によって、わたくしたちの心を捉えるので」、「どれがもっとも望ましいか選びだすのは困難である」(1.35)<sup>(19)</sup>という。

しかしながら興味深いのは、「もしも単一のものを一つ選ぶなら、私は王政を是認するだろう」(1.35)と、王政を最善のものとしていることである。この王政が一番優れているという理由を、家政を引き合いに出しながら説明している。家政においても一人で支配するのが最も優れているのだから、「国家においても同様に一人の者による支配が、公正であるかぎり、最善である」(1.39)<sup>(20)</sup>と言う。

王政のような一人支配が優れているということについて、船長や医者 of 事例を出しながら、さらに説明している。船に乗っているときなど平穏な場合、軽い病気のと看などは、「何事も恐れないあいだは気ままに過ごす」けれども、「航海」していて「突然波が逆立ち始めたとき、また病人は病気が重くなったとき」などは、「ただ一人の者に助力を懇願」(1.40)するのではないかというのだ。つまり、「多勢よりも一人の船頭または一人の医者に、船または病人を任せたほうが適切である」(1.40)<sup>(21)</sup>と。

共和政ローマにおいてもこのことは、当てはまるという。平時においては、最高権力者としての執政官がケントゥリア民会で選出され、同僚制（二人体制）によって統治を行っている。しかしながら「わが国民は重大な戦争においては同僚制を廃して、一人の者にいっさいの命令権を委ねることを望ん」でいる。その「権限の大きさ」から、非常時に選出される一人の執政官は、「独裁官（dictator）」(1.40)<sup>(22)</sup>と呼ばれている。これは、まさに危機状況においては、

王政のような一人支配がふさわしいことなのだという。

このような一人支配としての王政は、「公正であるかぎり、最善である」けれども、容易に「専制あるいは権力の一人占めを望み、国民を抑圧して支配する者」つまり「僭主」(1.33)<sup>(23)</sup>に転落する可能性を秘めている。ローマ王政の最後の王、「不正で過酷な支配者（タルクイニウス・スペルプス）」(2.24)<sup>(24)</sup>が「追放されたとき、…王の名称に対する憎悪がローマ国民をとらえた」(2.30)<sup>(25)</sup>のである。

キケロにとっては、ローマの民衆がカエサルに象徴される一人支配を望んでいること、それがなぜ支持されるのかを認めながらも、それが容易に最悪の支配体制、僭主政に滑り落ちることを示しているのである。

「この王がわずかでも不公正な支配に転じるやいなや、彼はただちに僭主となるが、彼よりも忌まわしく醜悪な、神々にも人間にも厭わしいいかなる動物も考えることができない。彼の姿は人間であるにせよ、性格の残忍さにおいてはもっとも恐ろしい野獣をしのぐのである。事実、自己と自己の市民にあいだに、いや、すべての人類との間に、いかなる法の共有も、いかなる人間的な結合も欲しない者を、誰が正当に人間と呼ぶことができようか。」(2.26)<sup>(26)</sup>

明らかに最後の王タルクイニウス・スペルプスに託しながら、今まさに王になろうとする野心を隠さないポンペイウスやカエサルに対する痛罵である。そして、王による支配の危うさを民衆に警告しているのである。

同様に貴族政の問題も指摘する。「特定の者が富、血筋、あるいはなんらかの勢力によって国家を支配するとき、それは党派」(3.13)<sup>(27)</sup>なのであり、貴族政ではないという。なぜなら、「徳ではなく、富が国家を支配し始める」からであり、「富、名声、勢力は、思慮を失い、その生活や他人に対する命令において節度を欠くとき、恥辱や向こう見ずな傲慢に満ちているからである」(1.34)る。このような「もっとも富める者が最善の者とみなされる国の姿より醜いものは何一つない」(1.34)<sup>(28)</sup>のである。つまり、このように「全体が党派の支配

共和政ローマとキケロ（的射場）

下にある」ような政治共同体は、もはや「国家と呼ぶことはできない」(3.31)<sup>(29)</sup>。

よって、キケロは、王政、貴族政、民主政のそれぞれの長所を活かしたローマの混合政体が一番望ましいというのである。

「最初の三つの種類の中で王政が私の考えでははるかに優れているが、他方、最初の三つの国家の様式から均等に混ぜ合わされたものは、王政そのものにまさるだろう。なぜなら、国家には若干の優越した、王者に似たものがあり、若干のものが指導者たちの権威に分け与えられ、若干の事柄が民衆の判断と意志に委ねられるのがよいと思われるからである。この体制は、まず、自由人があまり長く欠くことのできない一種の大きな公平と、さらに、安定をそなえている。なぜなら、あの最初の種類は容易に反対の、欠陥のあるものになるため、王から専制支配者が、貴族から党派が、国民から群衆と混乱が生じ、また種類そのものがしばしば新しい種類になるからである。だが、このことは結び合わされ適当に混ぜ合わされた国家の体制においては、指導者たちに大きな欠陥のないかぎり、ほとんど起こらない。各人がその地位に確固として配置され、真逆さまに落ち込む陥穽がないところでは、変革の原因があるわけではないからである。」(1.45)<sup>(30)</sup>

王政的なものを執政官が、<sup>コンスル</sup>貴族政的なものを元老院が、そして、民主政を民衆が代表し、それがきちんと機能するときには、ローマは公平さと安定を備えることになる。よって、「王から専制支配者が、貴族から党派が、国民から群衆と混乱が生じ、また種類そのものがしばしば新しい種類になる」ような政体の循環は起こらないのである。

キケロが共和政の危機においてだした処方箋は、伝統的な混合政体への回帰という、実に保守的なものであった。進行している現実を無視して混合政体を理想とするキケロの国家論が、ある意味で時代錯誤であったことを明らかにするために、キケロから離れてローマの歴史に立ち返り混合政体論を考察してみたい。



## 2 混合政体としてのローマの形成

### 2.1 ローマの建国

伝承によればローマは、前753年、伝説の王ロムルスによって建国された。それは奇しくもギリシア世界において都市国家ポリスが形成されたのと時を同じくする。ローマの建国は、「アッティカでアテナイが生まれた集住（シュノイキスモス）のごときもの」<sup>(31)</sup>であった。つまり、伝説の王ロムルスは、ギリシアポリスの形成と同じように散在していた民衆を一か所に「集住」させることで市民団を形成し、その市民団の居住地としての都市の建設を行ったのである。そのことを象徴するものとして、都市城壁の建設があった。

リウィウスによれば、「ロムルスはまず自分が育ったパラティウムを城壁で取り囲」<sup>(32)</sup>（『ローマ建国以来の歴史』*Titi Livi Ab Urbe Condita*, 1.7 以下数字だけで章と節を示す。）み、そして、「まわりの土地を次から次へと城壁で囲い込みながら拡大を続けた。」(1.8)<sup>(33)</sup>ロムルスは、都市ローマに集めた民衆を「三〇のクリア *curiae* に分け」(1.13)<sup>(34)</sup>た。クリア (*curia*) は市民団の最小単位であり、十のクリアが集まって一つの部族（トリブス）を構成した。プルタルコスによれば、ロムルスは、「三部族を設けて、一つはロムルスに因んでラムネンセス、一つはタティウスに因んでタティエンセス、一つはルケレンセスと名づけた。」<sup>(35)</sup>。このようにローマの市民団は、おそらく三つの「部族」（トリブス）<sup>(36)</sup>が集まって形成されたと思われる。このように一国の市民団がクリアや部族（トリブス）などの下部単位に分けられ、それに基づいて国家が編成されるというのは、古代ギリシアやローマにおいて等しく行われていたことなのである<sup>(37)</sup>。

クリアの原義が「保護・世話・後見」<sup>(38)</sup>ということからも明らかなように、クリアは、特別な世話役としてのクリア長 (*curio*) のもとにあり、クリア長はクリア成員の「遺言および養子縁組を監督」していた。それは、市民に、「防衛共同体への加入をゆるしそれとともに土地所有を許」<sup>(39)</sup>すことであった。つ

共和政ローマとキケロ（的射場）

まり、クリアは何よりも市民団の下位の行政的区分であった。そして、それぞれのクリアはクリアの祭司（*flamen curialis*）を持ち、共同の祭祀を行っていた。

プルタルコスによれば、「ローマ市が建設されると、まず第一に、ロムルスは丁年に達した大衆を軍団に分けた。各軍団は歩兵三千と騎兵三百からなっていた」<sup>(40)</sup>というように、その軍事力の担い手は市民であった。戦士の招集もクリアごとに行われ、各クリアから歩兵百人（「百人隊」、*ケントゥリア centuria*）を出し、貴族の騎兵十名（「十人隊」、*デクーリア decuria*）を出した。クリアは軍事的区分としても機能していた<sup>(41)</sup>のである。現代の戦史研究者のゴールドワーシーも「ローマの軍団の起源は市民軍」<sup>(42)</sup>としており、ギリシアでそうであったように、ローマにおいても貴族だけでなく、武装を自弁する財力を有した独立自営農民が軍事力の担い手であった。市民は、国家財政の担い手であるのは当然として、最も重要な市民の仕事は軍務であった。というのは市民団しか武器を担う権利と義務を持っていなかったからである。市民団は同時に「戦士団」<sup>(43)</sup>であった。

武装自弁の独立自営農民に軍事力の基礎をもつローマにおいては、「力の源泉」は民衆であり、ローマが大きくなるには人口が必要であった。それゆえロムルスは、ローマ建国の当初から近隣部族の民衆が逃れて来れるような「避難所（*アシムール*）」を作り、「自由民も奴隷も区別なく、近隣部族から人々が群れとなって集まって」**(1.8)**<sup>(44)</sup>来れるようにしたのである。

このようなローマの力としての民衆を統御するために「ロムルスは民衆を集めて会議を開き、法体系を整備した」**(1.8)**<sup>(45)</sup>のである。この民衆の集会が「クリア民会と称される集会」<sup>(46)</sup>である。ローマの国制のもう一つの柱である元老院については、リウィウスは、「ロムルスは力に思慮を与え」るために、「百人の元老院議員を選出した」**(1.8)**<sup>(47)</sup>と言う。同じくプルタルコスも「最も優れたもの百人を相談役に指名し、その人びとをパトリキウスと、その集まりをセナトウス（元老院）と称した」<sup>(48)</sup>と述べている。元老院は、クリアの長老が集まって作られていた。

この王政の諸制度についてまとめておこう。

ローマはまず、30のクリア、そしておそらく3つの部族（トリブス）で構成されていた。30のクリアが集まって、クリア民会と称される集会が形成されたが、この民会の主な権限の一つは、市民が王に対して最高権限を与えることであった。ローマ市民は、王を立て、その王に軍事権を委ねた。国家において「思慮」的な部分を代表するものとして、王権を補佐する元老院があった。元老院はクリアの長老が集まって形成していたのである。王は、クリアに編成された市民戦士を招集し、戦争または平和に関する決議案を提案したが、クリア民会は「同意の印に武器をぶつけあう」<sup>(49)</sup>ことによって承認したのである。王権はそれほど強いものではなく、元老院によって補佐されると同時に制約されてもいた。

ローマの歴史家リウィウスとプルタルコスを素材に、建国時の王政ローマを見てきたのだが、ここに見られるのは、武装自弁の戦士を市民とする市民共同体としての国家である。そして、その政体は、王が終身の「執政官」であることを除けば、明らかに「混合政体」の様相を呈しているのを見て取ることができる。

## 2.2 共和政下の身分闘争

前509年、<sup>パトリキ</sup>貴族たちは、最後の王を追放してローマを共和政にした。王政打倒を主導した<sup>パトリキ</sup>貴族は、自分たち以外の市民を<sup>プレブス</sup>平民として政治から遠ざけ、政治権力を独占し、世襲貴族による支配を行おうとした。それが共和政の実体であった。王政を廃したことで、混合政体が貴族政へ変わったようなものである。政治的地位の低下に反発した<sup>プレブス</sup>平民が<sup>パトリキ</sup>貴族と争うのは当然のことである。それゆえ共和政樹立直後から<sup>パトリキ</sup>貴族と<sup>プレブス</sup>平民の対立が激化し<sup>(50)</sup>、この後、権利の平等と政治的平等を求めて、数百年にわたって身分闘争が繰り返された。

前494年、<sup>パトリキ</sup>貴族の圧制に不満を抱く<sup>プレブス</sup>平民層が、新都市建設のためローマ近郊の聖山に立てこもった。外敵からの攻撃に弱い地点にローマは位置していた。さらにローマは、その軍団を武装自弁の市民軍に負っていた。それゆえ、平民の「市外退去」(secessio)は、ローマ軍団の空洞化を意味し、ローマの存立そ

共和政ローマとキケロ（的射場）

のものを危うくするものであった<sup>(51)</sup>。元老院は妥協し、<sup>プレブス</sup>平民二人からなる護民官の設置を認めた。護民官は、文字通り元老院貴族から<sup>プレブス</sup>平民の利害を守る存在であった。護民官の「身体不可侵」権と、「コンスルに対抗して平民を擁護するための特権」(2.33)<sup>(52)</sup>、すなわち元老院の決議や<sup>コンスル</sup>執政官をはじめとする公職者の決定に対して拒否権を行使すること<sup>(53)</sup>が許されたのである。

負債を抱えていた<sup>プレブス</sup>平民は債権者の<sup>パトリキ</sup>貴族との訴訟にさらされていたが、その訴訟はほとんどが貴族の権益擁護に終わっていた。貴族が慣習法の知識を独占し悪用していると考えた<sup>プレブス</sup>平民は、裁きの公正さを求めて法の明文化と公開を求めて戦った。前450年に十表の成文法（翌年、二表追加）が制定されるに至った。最初のローマの法典、十二表法（Lex duodecim tabularum）である。一連の闘争の主要な担い手は<sup>プレブス</sup>有産平民層であった。彼らは、軍の主力として従軍し、集中的に戦争の災厄を蒙るだけに、債務問題から無産者に転落する危険を切実に感じ、すでに進行している負債問題の解決を強く求めたのである。負債による無産者の増加が市民団の防衛力低下を招き、市民団の存立を危うくすることは、<sup>パトリキ</sup>貴族も認める場所であったので、<sup>プレブス</sup>平民の法明文化の要求を受け入れたのである<sup>(54)</sup>。この十二表法の制定によって、<sup>パトリキ</sup>貴族と<sup>プレブス</sup>平民とは、市民権保有者として法の前に平等な市民団となったのであるが、<sup>パトリキ</sup>貴族は、追加二表によって<sup>プレブス</sup>平民との間の通婚の禁止の規定を盛り込んだ<sup>(55)</sup>。しかし、前445年には、護民官の一人カヌレイウスの提案によって<sup>パトリキ</sup>貴族と<sup>プレブス</sup>平民との間の通婚権が認められた<sup>(56)</sup>のである。

前387年、ローマは思いもかけぬ大災厄にみまわれた。ローマ人は全兵力をくりだして市の北方で迎え撃ったが、はじめて接した異民族の長剣の前に大敗北を喫し、カピトルの丘をのぞく全市が掠奪されて焼かれた<sup>(57)</sup>。ローマはガリア人による掠奪後の窮乏の中で城壁修築や続発的戦争を行わなければならない、いきおい<sup>プレブス</sup>平民に過重な負担（公課・軍役）がのしかかり、負債や土地に関する古くからの問題が深刻化した。「暴力と平民の悲惨さが日を追って増大し」、平民は貴族から債務の「返済を強いられ」(6.34)<sup>(58)</sup>でも、「家財からは与えるものが何もなくだったので、判決をうけ〔債務者への〕帰属が宣言された者たちは、

評判と身体で債権者を満足」<sup>(59)</sup>させるしかないような状況であった。かかる状況は、<sup>パトリキ</sup>貴族と<sup>プレブス</sup>平民の両階層間の社会対立を再燃させずにはおこななかった<sup>(60)</sup>。前377年、護民官ガイウス＝リキニウス Gaius Licinius とルキウス＝セクスティウス Lucius Sextius による<sup>プレブス</sup>平民に対する救済案が拒否されたのを契機に、10年におよぶ身分闘争が起った<sup>(61)</sup>。前367年、それまで護民官として苦闘をつづけたリキニウスとセクスティウスの二人の提案により、劃期的な法案が成立した。ローマ身分闘争史上の画期をなすと言われるリキニウス＝セクスティウス法 (Leges Liciniae-Sextiae) である。<sup>プレブス</sup>平民の借財問題については借財の切り捨てではないが、債務者に有利な返済方法を定めた。貴族による共有地の占有については、だれも500 ユゲラ (約125ヘクタール) 以上を占有してはならぬとし、そこに放牧する牛、馬、羊の頭数までも制限した<sup>(62)</sup>のである。そして、この法によってこれ以後二人の執政官のうち一人は必ず<sup>プレブス</sup>平民たることとされ、<sup>プレブス</sup>平民に最高の政務官への道が開かれたのであった。

しかし実際に執政官に就任したのは<sup>プレブス</sup>平民の最上層の家柄に限られ、これ以後は旧来の貴族ではなく、<sup>コンスル</sup>執政官を出す<sup>プレブス</sup>平民の最上層と<sup>パトリキ</sup>貴族から成る<sup>ノビリス</sup>名門という新しい支配層が共和政末期までローマの政治を支配したのである。

<sup>パトリキ</sup>貴族と<sup>プレブス</sup>平民の身分闘争は、前287年の独裁官ホルテンシウスによるホルテンシウス法 (Lex Hortensia) の制定によって終わりを告げた。この法律によって、平民会の議決は、元老院の承認を経ずとも直ちに法律となる<sup>(63)</sup>ことになり、<sup>パトリキ</sup>貴族と<sup>プレブス</sup>平民の法制上の不平等は消滅した。

ローマの国民すなわち平民は、人身の自由をもっていたが、身分闘争前には<sup>パトリキ</sup>貴族に比べて私法的に低い地位にあり、實際上政治的権利も与えられていなかった<sup>(64)</sup>。身分闘争によって<sup>プレブス</sup>平民は<sup>パトリキ</sup>貴族の譲歩を勝ち取り、私法的にも公法的にも平等な権利を勝ち取っていった。貴族が譲歩し続けたのは、この時期の近隣諸種族との戦争のゆえであった。「ローマの軍団の起源は市民軍」<sup>(65)</sup>なのであり、その戦いの担い手は、<sup>パトリキ</sup>貴族だけでなく、武装を自弁する財力を有した<sup>プレブス</sup>独立自営農民もそうであった。平民は、「コミュニティを防衛するために戦う」という義務をはたすことを通じて、都市における政治権力を獲得し、拡大させ

共和政ローマとキケロ（的射場）

ていった」<sup>(66)</sup>のである。

ローマがギリシアと決定的に違っていたのは、貴族と平民との間の身分闘争が、ギリシアのように民主政対貴族政の争いという体制選択にならなかったということである。保守的ではあるが平民に妥協したり譲歩したりできる元老院のしたたかさが、ローマの身分闘争を、元老院階級と一般民衆すなわちポプルスとの間での権力均衡をめぐる争いにしたのである。執政官、元老院、民会というローマを支える三本の柱のうち、その中核をなしたのは元老院である。ローマの拡大も、元老院の「堅忍不拔でしかも柔軟な国政指導力、さらには自分たちこそ国家ローマを支えているのだという自負心、使命感」<sup>(67)</sup>があったればこそであった

だが、S・P・Q・R（Senatus Populus que Romanus）すなわち「ローマの元老院と国民」というローマ軍団の連帯旗の標し<sup>しる</sup>が簡潔に示しているように、まさにローマは、この元老院と「国民」（populous）によって支えられていたのである。この標しはあらゆる軍需物資に刻印されていた<sup>(68)</sup>。まさしく政治のプロとしての元老院に対して、私法的にも公法的にも平等な平民がいたこと、そのような政治体制を長い身分闘争によって形成したことが、ローマの強さの源泉となっていたのである。すなわち元老院と国民すなわち平民の連合こそが隣国を圧倒するローマの力の基盤だったのである。

### 3 混合政体としての共和政ローマと世界征服

#### 3.1 地中海世界の制覇と混合政体

身分闘争の終結からほどなくして、共和政ローマは、カルタゴと衝突して前264年からシシリーを主舞台に第一ポエニ戦争をくりひろげ（前264-241年）、シシリーを海外属州とした。ついで前218年からは第二ポエニ戦争（前218-201年まで）が戦われ、ハンニバルによってイタリア各地を蹂躪されたが、小スキピオの祖父大スキピオ（Pubilius Corneliss Scipio Africanus Major, 235-183 B.C.）の活躍によってカルタゴの将ハンニバルをザマの戦いで撃破す

ることに成功した。その功績で、大スキピオは、大アフリカヌスと呼ばれた。前149年に始まる第三ポエニ戦争で、前146年、カルタゴを包囲の末に陥落させた。その時の将軍が、この大アフリカヌスの息子の養子であった、小スキピオである。その戦功で、小アフリカヌスと呼ばれるようになった。ローマは、カルタゴを滅ぼして西地中海の覇権を握ったのである。

一方、東方に対しては、二度のイリュリア戦争（第一次、前229-228年、第二次、前219年）でアドリア海の対岸に力を伸ばしたのち、マケドニアのフィリッポス五世と闘い（第一マケドニア戦争、前214-205年、第二マケドニア戦争、前200-196年）、更にシリアのアンティオコス三世と衝突した（シリア戦争、前192-189年）。第三マケドニア戦争（前171-167、対ペルセウス）のピュドナの戦い（前168年）で東地中海世界を平定した。前148年、マケドニアをローマ領に編入すると共に、前146年のコリントの破壊で東方の戦いには終止符が打たれた。ここに、地中海を内海とする統一的な支配体制が確立した<sup>(69)</sup>のである。

ギリシア人の歴史家ポリュビオスは、「ローマの勃興と世界支配を冷静な眼で観察し著した」<sup>(70)</sup>のだが、その理由を次のように書いている。

「人の住むかぎりのほとんど全世界が、いったいどのようにして、そしてどのような国家体制によって、わずか53年にも満たない間に征服され、ローマというただひとつの覇権のもとに屈するにいたったのか、史上かつてないこの大事件の真相を知りたいと思わないような愚鈍な人、あるいは怠惰な人がいるだろうか。」（第1巻第1節）<sup>(71)</sup>

ポリュビオスのいう「53年」というのは、第二ポエニ戦争への動きが始まる前220年から、ローマがマケドニア王権を倒した前168年の第三マケドニア戦争までのことである。この第三マケドニア戦争の後、アカイア連邦内のローマへの敵対勢力として選び出されたギリシアの要人およそ1000人がローマに護送された。ポリュビオスもそのうちの一人だった。

キケロの『国家について』が、プラトンの『国家』などの対話篇をモデルに、

## 共和政ローマとキケロ（的射場）

第三ポエニ戦争で活躍した小スキピオのサークルでの前 129 年になされた対話という形式で書かれているということ、第一章で紹介した。この通称スキピオ・サークルは、キケロの創造物ではなく実在し、ギリシア文化への関心を核にしたローマのエリートたちの親睦団体であった。小スキピオとの知遇を得ていたポリュビオスも、そこに自由に出入りしていたのである<sup>(72)</sup>。

「人の住むかぎりのほとんど全世界」という表現には、世界をギリシア中心に見るギリシア人ポリュビオスの世界観がよく現れているが、それほどローマの地中海制覇の衝撃は大きかったのである。ポリュビオスは、ローマの強さの秘密を、ギリシアのポリスとは異なるその政体のあり方に見ていた。それは、貴族政でもなければ民主政でもない、まさに貴族と平民の連合としての混合政体である。

「さてローマには国家を動かす力として、本書でもすでに言及してきた三つの部分が存在していた。その三つの部分によって、国家のあらゆる分野がきわめて公正かつ適切に組織され運営されていたため、当の国民自身でさえだれひとりとして、はたしてこの国が全体として優秀者支配制なのか、それとも民主制なのか、はたまた独裁制なのか、はっきりと断言できなかったのである。だが人びとがとまどったのも無理はない。なぜなら執政官の権限に目を向ければ、この国は完全に独裁制であり王制であると思えるのだが、元老院の権限に注目すれば、これが優秀者支配制に見えてくる。ところが民衆の権限に着目すれば、今度は明らかに民主制だと映ったのである。」（『歴史』第 6 卷 11 節）<sup>(73)</sup>

つまり、ローマの政体は、執政官に代表される王政的原理と、元老院に代表される貴族政的原理、そして、民会に代表される民主政的原理のそれぞれがところを占め、うまく機能している混合政体であり、それが世界制覇をなしえるほどの強さをローマが発揮した秘密だと、ポリュビオスは見えていたのである。

ポリュビオスは、執政官については、次のように述べている。執政官は、平時においては、ローマにとどまり国政にかかわるあらゆる職務の指揮をとる。護民官を除くすべての役職者が執政官に従属し、執政官の命令に服している。



執政官は、「外交使節を元老院に招じ入れ」、「緊急の案件を元老院の審議に上程し、そこで決議されたことを実行」に移すのである。その他国家活動にかかわる事柄についての決議案を準備し、民会を招集する。そこでの可決事項が、執行されるようにとりはからう<sup>(74)</sup>。

さらに戦時においては、執政官は「戦争の準備と遠征軍の指揮全般について、無限定に近い権限をもつ。」軍団の副官を任命するのも、兵役名簿を作製し、適当な人物を兵士として選びだすのも、彼の権限である。そして、遠征には財務官を同行させているので、戦争に必要な費用を望むだけ引き出すことができる<sup>(75)</sup>。このような強大な権限ゆえに、「国家のこの部分だけを見た人が、ローマというのは純粹に独裁制かあるいは王制の国家だと断言しても不思議ではない」(『歴史』第6巻12節)<sup>(76)</sup>のである。

次に元老院<sup>セナトウス</sup>について見てゆこう。元老院は、「国庫の管理権所有者であり、収入と支出の両面にわたる財政全般が元老院の裁量にゆだねられている。」<sup>(77)</sup>

元老院の管轄に入るものは、「イタリア域内で起こった犯罪のうち国家による捜査が必要なもの、すなわち〔同盟への〕背信、謀略、毒殺、謀殺」である。さらに「イタリア域内の一個人あるいは一都市が調停、戒告、援助、軍隊駐留を要請してきたときには、そのいずれの場合も元老院が対処」<sup>(78)</sup>する。

「イタリア域外の住民に対して使節を派遣する必要が生じたときも、その目的が紛争の調停であれ、また勧告、要求、〔譲渡を申し出られた都市や領土などの〕受け取り、宣戦布告であれ、元老院がその任務を担当する。逆に外国から使節が来たときにも、それをどのように処遇すべきか、どのような返答を与えるべきか、そのすべてが元老院の裁量にまかされている。」(『歴史』第6巻13節)<sup>(79)</sup>

このように対外的な関係において広範な権限を元老院は有しているので、執政官が遠征でローマを留守にしているときに逗留している外国人の目には、明らかに貴族政に見えるのである。

最後に民衆についてであるが、その権限の最大のものは、「名誉を授けることと刑罰を与えること」ができるということである。これこそが、国家を結束

共和政ローマとキケロ（的射場）

させる手段なのだが、その二つを民衆が保持しているということである。さらに、彼らは裁判権まで持っていた。

「被告人が高位の官職を経験した人物の場合には、たいてい民衆が裁判官を務める。そしてなにより死刑相当の裁判で判決を下せるのは民衆だけである。」（『歴史』第6巻第14節）<sup>(80)</sup>

民会には、投票単位の区別によりクリア民会（<sup>プレス</sup>平民会）、ケントゥリア会、トリプス民会（地区民会）の三種があり、このうち市民に対する死刑裁判を扱う権限をもつのは、財産の多寡に応じた193のケントゥリアごとに投票するケントゥリア民会であった。

法を制定する権限ももっていたが、民会を招集し、ここに法案を提出するのは執政官や法務官であり、出席者に意見陳述は許されず、法案の賛否を答えるだけであった。

「もっとも重要な機能として、和平と開戦についての審議を行う。加えて同盟締結と休戦決定と条約締結について、そのひとつひとつを批准し発効させるか否かを決めるのも民衆である。」（『歴史』第6巻第14節）<sup>(81)</sup>

したがってこれらの点を見れば、ローマの国制では民衆が最大の比重を占めているから、この国は民主政の国だということも、これまた無理のない結論なのである。つまり、ローマは、執政官、元老院、民会がそれぞれ重要な権限をもち、お互いが牽制しあいながらも均衡している混合政体の国家であった。

### 3.2 征服戦争と混合政体の破綻

ポリュビオスは、このような混合政体がローマの強さの原動力だとしたが、しかし、この伝統的な混合政体の変質しはじめるのは、ハンニバルをイタリア半島に迎えての第二ポエニ戦争時からであった。

執政官の職務は軍事の指揮権であり、戦争における司令官であったから、対

外戦争の継続は、執政官のローマの不在をもたらした。執政官をはじめとする政務官の任期が1年と限られており、毎年その顔ぶれが交代するためにその政策を長期展望の中で実行することは難しい。それに対して、元老院は、執政官などの政務官を務めた人から選ばれ、その任期は終身であったので、「長期的視野に立ってローマの舵取りをする」ための恒常性を持っていたのである<sup>(82)</sup>。

継続する戦時体制のなかで全能を誇る元老院は、護民官を手なづけ、国事に協力させた<sup>(83)</sup>。護民官は、<sup>プレブス</sup>平民の利益擁護というその性格をしだいに喪失し、「元老院の走狗」<sup>(84)</sup>となり、「元老院の承認」が民会議決に圧力を及ぼすことさえ許容するようになった。さらに、元老院の法廷である査問会（クワエスティオ）の増設を承諾することによって、元老院が<sup>プレブス</sup>平民から司法権の本質的要素を徐々に剥奪するのを放置した<sup>(85)</sup>のである。

都市国家を運営していく行政組織の1年任期、限られた数の政務官の制度では、広大な支配領域をおさえてゆけなくなる。そこで単なる諮問機関だったのに、その一身に実質上の権限を集中させてきた元老院がますます前面にでてきたのである。しかしその目は都市国家的な枠から抜け出すことができず、都市国家的な諸制度を再編成することができなかった<sup>(86)</sup>。

ローマの征服が進むと、有力者たちはローマ国民の公有地となった征服地を占有し、自分のものとしていった。リキニウス・セクスティウス法などによる、こういった傾向に歯止めをかけようとする試みも、十分な効果をあげることはできなかった。征服がイタリアの外におよび莫大な富が流入してくるにつれ、土地集中の傾向はますます激しくなった。外地でふところを増やした有力者たちは、イタリアの中小農民の土地をも自分の所領に兼併していったのである。このような土地集中の傾向に対して、中小農民は太刀打ちできなかった<sup>(87)</sup>。彼らは度重なる戦争に駆り出され、経済力を弱められていたのである。当然のことながらそれはローマの軍事力の低下を招いていた。ローマの軍団は、武装自弁の農民つまり中堅農民層によって支えられており、その農民層が、戦争の長期化もあって経済的にも没落していたからである<sup>(88)</sup>。

戦争の長期化と地理的な拡大は、有産市民だけを正規兵として動員するとい

共和政ローマとキケロ（的射場）

う市民軍の伝統を変えさせた。それまでは無産市民は、必要な資格財産額に達しなかったので、非常事態のさいのみ招集され、国費で武装され、軍団に加わらず不正規兵の隊形で戦闘するならわしであった<sup>(89)</sup>。戦闘範囲が、ヒスパニア、シキリア、バルカン半島、アフリカへと地理的に拡大したことで、「長期の海外遠征は、生業に縛られない兵士の徴発を要求したのである」<sup>(90)</sup>。このようにローマの軍隊が、無産市民から構成されるようになると、その性格を変えるようになる。これらの兵士たちは、戦闘のさまざまな貢献に対する報酬を期待して、ローマではなく「将軍に忠誠を誓う」ようになった。すでにかれらは「傭兵根性」を身につけていた<sup>(91)</sup>。将軍は、募兵の時からかれらに望みの物を約束している場合もあったし、そうでなくともそれを調達してやる義務を当然のごとく負っていると考えていた。こうして「将軍と兵士たちとの間にパトロン関係が形成」されるようになっていったのである<sup>(92)</sup>。つまり、軍隊が、ローマの軍隊から将軍の軍隊へと変質しはじめていたのである。

イスパニアのヌマンティア戦争では、小スキピオが、無産市民から徴募した義勇兵と庇護民からなる軍隊を指揮しているのがみられた。ティベリウス・グラックスが知っていたのは、まさしくこのヌマンティアの軍隊であった。ローマは市民共同体であり、それは、戦士共同体であることによって担保されていた。つまり、「国家 *res publica* とは国民のもの *res populi*」であるためには、ローマの軍団の再建が不可避であり、そのために、没落した無産市民に土地を再配分し、農民層を再建しようと、グラックス兄弟は企てたのである。このような兄弟の共和国再建の企てを打ち砕いたのは、自らが大地所有者であり、「既得権益を侵害されることに反対する元老院の貴族たち」<sup>(93)</sup>であった。元老院は、ローマの混合政体の一翼を担っていた中小農民層（平民）の没落を放置しただけでなく、その再建を自らの既得権益のために妨害した。

前107年、執政官になったマリウス（Gaius Marius, 156-86 B.C.）は、軍制改革を行い、無産市民をも徴兵の対象とし、それを志願兵として採用することにしたのである。無産市民よりなる軍団兵は、将軍によって武装を整えられ養われ、退役後の土地と戦利品の分配をあてにしていた。「軍団はプロレタリアイ

で構成されるようになり、軍団兵は職業軍人と化した<sup>(94)</sup>のである。やがて、無産市民の志願兵が、従来の兵役義務を負う市民からの召集兵よりも重要性を増し、将軍と募兵の間には保護者と被護民の関係が生じた。ここにローマの軍隊は、ローマのために戦う市民軍から将軍「個人の庇護関係と支持勢力とで」作られた将軍の「私兵軍」<sup>(95)</sup>へと変質していったのである。

マリウス、スラ、ポンペイウス、カエサル、クラッスス、アノトーニウス、オクターウィアヌスなどの将軍たちの政争は、このような私兵を使った軍事的対決へと発展した。この時期は国内の内乱状態にもかかわらずローマの版図が著しく拡大したが、それは、将軍たちが国内の政争を闘うための軍隊と富と名声を求めて対外戦争を積極的に進めたためである<sup>(96)</sup>。かれらは、「自分たちの軍隊」によって個々の政治的野望を実現しようとし、「旧き貴族政的・共和政的世界を破壊」<sup>(97)</sup>していった。この抗争のなか、最終的にはポンペイウスやカエサルは軍事力を背景に元老院の権威を奪っていったが、この元老院の没落こそが、共和政の終幕を意味するものとなった。

## 結びに代えて

キケロが活躍したのは、ローマが地中海世界の覇者となり、都市国家から世界「帝国」になった後の矛盾が「内乱」を生み出し、まさに共和国が断末魔の苦しみにもがいていた時代である。小さな都市国家であったローマは、ギリシアの歴史家ポリュビオスの言うように、短期間に「人の住むかぎりのほとんど全世界」を「征服」<sup>(98)</sup>することができた。それは、まさに、エンニウスの「ローマの国はいにしえの慣習と人によって立つ」という言葉が示すように、共和政の混合政体とそこで活躍した政治家によってこそ、ローマの栄光はあったというのが、キケロの立場である。

「国がそのような慣習をもなかつたなら、人のみがかくも多く、かくも広遠に支配する国家を建設することも、そのように長く維持することもできなかつただろうし、

## 共和政ローマとキケロ（的射場）

またこれらの人が指揮しなかったなら、慣習のみがそうすることはできなかつたろう。したがって、私たちの記憶以前に父祖の慣習そのものが優れた人びとを用い、卓越した人が昔の慣習と祖先の制度を保持したのである。」（第5巻第1節）<sup>99)</sup>

確かにキケロの言うように、「卓越した人が昔の慣習と祖先の制度（＝混合政体）を保持した」ことが、ローマに地中海制覇の偉業を成し遂げることを可能したのかもしれない。しかし、問題は、このような世界大の国家になったにもかかわらず、その統治は、依然として小さな都市国家の統治構造（＝混合政体）によってなされていたことである。そして、元老院とともに混合政体の一翼になった中小農民よりなる市民層の没落を放置しただけでなく、その再建を図ったグラックス兄弟の改革を、当の元老院は、暴力でもって阻止した。グラックス兄弟に反対する元老院は、兄を暗殺し、弟を軍事抗争の中で自殺に追い込んだ。政治的抗争に暴力が露骨に持ち込まれたのである。兄弟の非業の死は、党派抗争を生み出し、ローマを血で血を洗う内乱の渦中に落とし込んでいった。終わりなき内乱の始まりであった<sup>100)</sup>。キケロは、このグラックス兄弟の改革が、国内を二分させた抗争の原因であるというが、キケロが頼りにする元老院こそ混合政体を自ら破壊したのではなかったのか。

キケロは、この内乱の時代の終わりを、そして何よりも共和国の終焉を象徴する政治家であり、政治が暴力によって乗っ取られる最後の舞台に、弁論によって共和国とその自由を護ろうとした闘士であったことは間違いない。キケロが、執政官をやめて間もなくの前60年、将軍政治家であった、カエサル・ポンペイウス・クラッスによる第一次三頭政治が成立した。その状況で、元老院や広場<sup>フォーラム</sup>で政治的影響力を行使することができなくなったと判断した文人政治家キケロは、哲学的著作の執筆に向かう。共和政を守るための論理として頼ったのが、依然として元老院の権威であり、共和政ローマの伝統である「混合政体」であった。キケロは言う。

「もし元老院が国策の指揮者となり、その決議をすべての者が支持するなら、また

そのほかの階級がこの第一階級の政策によって国家が統治されることを望むなら、権限は国民にあるが権威は元老院にあるという権利の均衡によって、あの穏健で協調的な国家体制を維持することができるだろう。(『法律について』第3巻12節)<sup>(101)</sup>

規模の小さな都市国家ローマは、すでに巨大な世界「帝国」にまで膨張していたのである。小規模な政治共同体の諸価値と諸制度を保持しながら、この広大な空間を統治しようとする企てはほとんど不可能となっていた。政治的空間の拡大が要請するものと既存の制度的枠組みとの間の緊張関係は、政治的対立を激化させ、政治を言論による解決の場から、敵対派に対するテロ、そして内乱へと導いていたのである。

一人支配から共和政ローマを救うために、ローマの自由を守るためにという名目でカエサルが前44年、暗殺された。言論の場である元老院議場においてである。その翌年、キケロもまた、第二次三頭政治の立役者、アントニウスによって殺害された。

## 注

- (1) アントニー・エヴァリット『キケロ もうひとつのローマ史』(高田康成訳、白水社、2006年)、269頁。
- (2) 小スキピオは、第二ポエニ戦争でハンニバルを破った大スキピオ(Publius Cornelius Scipio Aemilianus Africanus Major, 235-183 B.C 大アフリカーヌス)の養孫である。小スキピオは、前149年軍団副官としてカルタゴへ向かう。147年、まだその年齢に達していなかったにもかかわらず、特例として執政官に任命され、146年ついにカルタゴを滅ぼし、3回のポエニ戦争をローマの勝利に終わらせた。前134年に再び執政官に任命され、スペインへ出征して、翌年ヌマンティアを落とし、半島支配を確立した。彼は優れた軍人、政治家であったのみならず自由な教養人の集まりである、いわゆるスキピオ・サークルの中心人物であった。「(「国家について」『キケロ選集8 哲学1』(岡道男訳、岩波書店、1999年)、15頁、岡道男による訳注参照)。
- (3) 「国家について」『キケロ選集8 哲学1』(岡道男訳、岩波書店、1999年)、31頁。
- (4) ポリュビオス『歴史1』(城江良和訳、京都大学学術出版会、2004年)、4頁。
- (5) 村川堅太郎・長谷川博隆・高橋秀『ギリシア・ローマの盛衰 古典古代の市民たち』(講談社学術文庫、1993年)、187頁。
- (6) ウォーリン、81頁参照。

共和政ローマとキケロ（的射場）

- (7) Cf., John Serrati, "Warfare and the State" in *The Cambridge History of Greek and Roman Warfare Volume 1: Greece, the Hellenistic World and the Rise of Rome*, ed. by Philip Savin, Hanx Van Wees and Michael Whitby, (Cambridge University Press, 2007), p.496.
- (8) 木村凌二「ローマ帝国とは何か」弓削達編『地中海世界』（有斐閣新書, 1979年）, 133頁。
- (9) 「国家について」『キケロ選集 8 哲学 1』前掲書, 37頁。
- (10) 前掲書, 90頁。
- (11) 前掲書, 95頁。
- (12) 前掲書, 108頁。
- (13) 前掲書, 129頁。
- (14) 前掲書, 129頁。
- (15) 前掲書, 37頁。
- (16) 前掲書, 38頁。
- (17) 前掲書, 38頁。
- (18) 前掲書, 39頁。
- (19) 前掲書, 46頁。
- (20) 前掲書, 53頁。
- (21) 前掲書, 54頁。
- (22) 前掲書, 54頁。
- (23) 前掲書, 44頁。
- (24) 前掲書, 90頁。
- (25) 前掲書, 95頁。
- (26) 前掲書, 92頁。
- (27) 前掲書, 118頁。
- (28) 前掲書, 45頁。
- (29) 前掲書, 130頁。
- (30) 前掲書, 60頁。
- (31) モムゼン『ローマの歴史 I』（長谷川博隆訳, 名古屋大学出版会, 2005年）, 38頁。
- (32) リウィウス（岩谷智訳）『ローマ建国以来の歴史 1 伝承から歴史へ（1）』（京都大学学術出版会, 2008年）, 20頁。
- (33) 前掲書, 24頁。
- (34) 前掲書, 36頁。「市民団の区分は、保護・管理という意味のクリア（おそらく *curare=coerare* [世話する, 命令するなど]）に基づく。10のクリアが共同体を形成し、クリアはそれぞれ100人の歩兵を出す。また10人の騎兵と10人の助言者〔議院〕も出す。共同体が結びあわされ、その各々はもちろん全共同体の部分（*tribus* [部族, 地区]）となる。そして、全共同体の構成単位の数は、そ



- うした部分の数に応じて何倍にもなる。」(モムゼン, 59頁)
- (35) プルタルコス『プルタルコス英雄伝 中』(村川堅太郎編, 筑摩書房, ちくま文庫, 1987年), 230頁
- (36) 部族を意味するトリブスが, そもそも3を意味するトライブからきており, それゆえ部族は3つだったのではないかと推測されている。(モムゼン, 参照) この共同体の三区分が太古に遡るものであることを最もはっきり示しているのは, ローマ人がとりわけ国法において, 一般に「分ける」「区分」に, 「三区分する」「三分之一」(tribuere-tribus) という表現を使っており・・・)」モムゼン『ローマの歴史 I』, 38頁。
- (37) E・マイヤー『ローマ人の国家と国家思想』(鈴木一州訳, 岩波書店, 1978年), 19頁参照。
- (38) モムゼン, 前掲書, 59頁
- (39) マックス・ウェーバー『古代社会経済史』(上原専禄・増田四郎監修, 渡辺金一・弓削達訳, 東洋経済新報社, 1963年), 362頁。
- (40) プルタルコス, 前掲書, 215頁。
- (41) マイヤー E・マイヤー, 前掲書, 20頁。
- (42) Adrian Goldsworthy, *Roman Warfare* (Cassell, 2000, 2002 (paperback edition)), p.27. 『図説 古代ローマの戦い』(遠藤利国訳, 東洋書林, 2003年), 12頁。
- (43) モムゼン, 63頁参照。
- (44) リウィウス, 前掲書, 24頁。
- (45) 前掲書, 23頁。
- (46) アレクサンドル・グランダッジ『ローマの起源—神話と伝承, そして考古学』(北野徹訳, 白水社, 文庫クセジュ, 2006年), 124頁。
- (47) リウィウス, 前掲書, 24頁。
- (48) プルタルコス, 前掲書, 215頁。
- (49) アレクサンドル・グランダッジ, 前掲書, 124頁。
- (50) 長谷川岳男「ローマ小史」長谷川岳男・樋脇博敏『古代ローマを知る事典』(東京堂出版, 2004年), 96頁参照。
- (51) 鈴木一州「ローマ共和政の成立と発展」『岩波講座 世界歴史 2 古代 2 地中海世界 II』(岩波書店, 1973年), 124頁。
- (52) リウィウス, 前掲書, 188頁。
- (53) Cf., Alexander Jakobson, "Popular Power in the Roman Republic" in *A Companion to the Roman Republic*, (edited by Nathan Rosenstein and Robert Morstein-Marx, Blackwell Publishing, 2006), P.392.
- (54) 鈴木一州, 前掲書, 125頁参照。
- (55) J・ブライケン『ローマの共和政』(村上淳一・石井紫郎訳, 山川出版社, 1984年), 190頁参照。
- (56) 吉野悟『ローマ法とその社会』(近藤出版社, 1976年), 26頁参照。
- (57) 村川堅太郎・長谷川博隆・高橋秀, 前掲書, 140頁。

共和政ローマとキケロ（的射場）

- (58) リウィウス, 前掲書, 73 頁,
- (59) 前掲書, 同頁。
- (60) アンドレ・クレリシ/アントワヌ・オリヴジ『ローマ共和政』（高田邦彦・石川勝二訳, 文庫クセジュ, 白水社, 1969 年), 53 頁。
- (61) 鈴木一州「ローマ共和政の成立と発展」前掲書, 135 頁参照
- (62) 村川堅太郎・長谷川博隆・高橋秀, 前掲書, 141 頁。
- (63) 前掲書, 26 頁参照。
- (64) ブライケン, 前掲書, 14 頁。
- (65) Adrian Goldsworthy, *op.cit.*, p.27. 邦訳, 12 頁。
- (66) *Ibid.*, p.34. 前掲書, 21 頁。
- (67) 村川堅太郎・長谷川博隆・高橋秀, 前掲書, 197 頁。
- (68) バーナード・クリック『デモクラシー』（添谷育志・金田耕一訳解説, 岩波書店, 2004 年), 47 頁参照。
- (69) 長谷川博隆「ローマと地中海世界」『岩波講座 世界歴史 2 古代 2 地中海世界 II』（岩波書店, 1973 年), 239 頁参照。
- (70) ポリュビオス, 前掲書, 表紙の帯の惹句。
- (71) ポリュビオス, 前掲書, 4 頁。
- (72) 前掲書, 翻訳者城江良和による「解説」, 410 頁参照。
- (73) 前掲書, 306 頁。
- (74) 前掲書, 同頁。
- (75) 前掲書, 同頁。
- (76) 前掲書, 同頁。
- (77) 前掲書, 307 頁。
- (78) 前掲書, 308 頁。
- (79) 前掲書, 同頁。
- (80) 前掲書, 309 頁。
- (81) 前掲書, 310 頁。
- (82) 長谷川岳男・樋脇博敏, 前掲書, 76 頁参照。
- (83) アンドレ・クレリシ/アントワヌ・オリヴジ, 前掲書, 108 頁参照。
- (84) 長谷川博隆「内乱の一世紀」『岩波講座 世界歴史 2 古代 2 地中海世界 II』（岩波書店, 1973 年), 285 頁。
- (85) アンドレ・クレリシ/アントワヌ・オリヴジ, 前掲書, 118 頁。
- (86) 村川堅太郎・長谷川博隆・高橋秀, 前掲書, 198 頁
- (87) 坂口明「ローマの農業」弓削達編『地中海世界』（有斐閣新書, 1979 年), 149 頁。
- (88) 長谷川博隆「ローマと地中海世界」, 240 頁参照
- (89) アンドレ・クレリシ/アントワヌ・オリヴジ, 前掲書, 134 頁。
- (90) J・ブライケン, 前掲書, 35 頁。
- (91) アンドレ・クレリシ/アントワヌ・オリヴジ, 前掲書, 136 頁。
- (92) ブライケン, 前掲書, 36 頁。

- (93) 前掲書, 同頁。
- (94) 市川雅俊「ローマの軍隊」弓削達編『地中海世界』(有斐閣新書, 1979年), 167頁
- (95) E. マイヤー, 前掲書, 278頁。
- (96) Cf., Adrian Goldsworthy, *op.cit.*, pp.106-109. 邦訳, 116-120頁。
- (97) ブライケン, 前掲書, 36頁。
- (98) ポリュビオス, 前掲書, 4頁。
- (99) キケロ, 前掲書, 146頁。
- (100) Cf., John Serrati, "Warfare and the State", *op. cit.*, p.496.
- (101) キケロ, 前掲書, 290頁。



## 【論 説】

# 日米安全保障条約改定 50 周年に寄せて ——第 34 回国会「日米安全保障条約等特別委員会」 公聴会公述人の意見陳述を中心に——

三 浦 信 行

### 目 次

- 1 はじめに
- 2 日米安全保障条約—その内容と歴史的経緯
- 3 日米安全保障条約等特別委員会—公聴会公述人意見陳述
- 4 日米安全保障条約の評価—日米世論調査等
- 5 おわりに

## 1 はじめに

日米安全保障条約が改定されてから 50 年が経った 2010 年は、過去に例をみないような重大事件が、次から次へと押し寄せてきた年でもあった。中国漁船が日本の巡視船に衝突した尖閣諸島沖事件<sup>(1)</sup>、メドベージェフ・ロシア大統領の北方領土・国後島への訪問<sup>(2)</sup>などである。これらは、国家の主権を大きく損なった事件であり、驚きを超えて慙愧の念を禁じえない。現政権の外交政策の稚拙さが、日本外交の脆弱性を全世界に露呈してしまった。日本は、国家の最重要事項である安全保障や外交面で、手の施しようのない痛手を負い、重大な岐路に立たされている。日本の将来を見据えたうえで、今後どうすべきかについて、早急に取り組むことが喫緊の課題となっている。

日本が戦後、国際紛争に巻き込まれることもなく平和な生活を享受し、驚異的な経済発展を遂げることができた過程を分析してみると、そこには、いろいろな要因が作用していたことがわかる。そのなかでも忘れてはならないのは、日米安全保障条約の存在である。1951 年（昭和 26 年）、サンフランシスコで、

日米安全保障条約改定 50 周年に寄せて（三浦）

当時の吉田全権がもし、国家の全責任を負って政治判断することなく、日米安全保障条約の調印を渋っていたとしたら、日本の運命は、その後どのような道をたどっていたであろうか。想像を絶するに余りある<sup>(3)</sup>。

吉田首相によって調印された旧日米安保条約は、その後、その内容が、不平等かつ片務的性格<sup>(4)</sup>を帯びていることが問題視されるようになり、岸首相は、主権国家としての望ましい安全保障のかたちを構想することになった。

本稿では、日米安全保障条約改定 50 周年の節目から歴史を振り返り、改定当時、衆議院・日米安全保障条約等特別委員会公聴会（昭和 35 年 5 月 13 日・14 日）を舞台に繰り上げられた公述人の陳述を、国会会議録に基づいて分析する。このことを通じて、日米安全保障条約の成立と改正にいたる歴史的経緯、議論内容およびその意義について検討を加え、もって混乱の極みにある日本の安全保障論議に一石を投じることを目的とする。

## 2 日米安全保障条約 — その内容と歴史的経緯

1951 年（昭和 26 年）9 月 8 日、アメリカ合衆国と日本の間で、日米安全保障条約（以下、旧日米安保条約）が結ばれた。この旧日米安保条約は、日本が独立を許された対日平和条約と同時に調印されたもので、内容は対等なものではなく、著しく不平等かつ片務的な性格をもつものであった。

旧日米安保条約の前文には、「日本国は、武装を解除されているので、平和条約の効力発生の時において固有の自衛権を行使する有効な手段をもたない。無責任な軍国主義がまだ世界から駆逐されていないので、前記の状態にある日本国には危険がある。よって、日本国は平和条約が日本国とアメリカ合衆国の間に効力を生ずると同時に効力を生ずべきアメリカ合衆国との安全保障条約を希望する」<sup>(5)</sup>とある。

ここで想定されたシナリオは、当時の日本が置かれていた東アジアの冷戦構造の現実からして、決して誇大な妄想ではなく、むしろ偽らざる現実認識から発したものであった。巷間、これが占領政策の継続と受け止められたのも無理

からぬことであった。

旧日米安保条約の締結から4年後の1955年(昭和30年)に、重光外相がアメリカのダレス国務長官に対して、旧日米安保条約を対等な条約に改定するよう要求した。しかし、ダレス長官の応答は、「日本が相応の戦力をもち、十分な法的枠組みと改正憲法をもつならともかく、そうでなければ安保改定は時期尚早」<sup>(6)</sup>であった。アメリカ側は、日本に今そのような力量があるのか、と拒絶したのである。その後、1957年(昭和32年)、岸信介首相がダレス国務長官に対して、「不平等な安保条約を直さねばならない」と申し入れた。これに対しダレス国務長官は、重光外相の時とは違って、「安保改定」を原則的に了解した。しかし、「このような大事な問題は国務省や、政治的にだけ決定するわけにはいかない。この問題は国防総省の側の軍事的見解を聞かなければならない」<sup>(7)</sup>、と返答してきた。この問題の解決にあたっては、日米双方が委員を出して「安全保障委員会」をつくり、「1951年に調印された旧安保条約を変えることなく、日本の要望を受け入れるか、または条約そのものを改正しなければならいかを軍事専門委員を入れて研究したい」<sup>(8)</sup>とアメリカ側からの回答があった。この軍事専門家を入れた日米安全保障委員会は、一年有余にわたり作業を行った。

その研究をふまえた検討の結果、以下のような改正要綱が決定された<sup>(9)</sup>。新条約のうち、国会審議で議論の対象となった重要な改正点は、現行の日米安保条約第5条で、すなわち、「日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する」<sup>(10)</sup>との規定であった。これは、アメリカが、日本国を防衛する義務を宣言したことを意味する。

さらに、同条約第6条は、「日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される」<sup>(11)</sup>としている。これは、日本がアメリカに対して正式に施設及び区域を使用する基地を

日米安全保障条約改定 50 周年に寄せて (三浦)

提供する義務を負うことを意味する。また、第 6 条の実施に関する交換公文<sup>(12)</sup>では、基地は日本の安全のみならず、極東における平和と安全に寄与するためにも使用されることが記されている。「合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行なわれる戦闘作戦行動（前記の条約第五条の規定に基づいて行なわれるものを除く。）のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする」<sup>(13)</sup>とあるのは、日本の防衛以外に使用する場合は、日本政府との事前協議の対象となることを確認したものである。日本におけるアメリカ軍の配置と装備における重大な変更も、日本政府との事前協議の対象となることが明記されている。事前協議に関して、「米国政府日本政府の意思に反して行動する意図のないことを保証する」<sup>(14)</sup>という岸首相とアイゼンハワー大統領との共同声明が出されている。

第 10 条第 2 項には、「この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意志を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行われた後一年で終了する」<sup>(15)</sup>と規定されている。つまり、本条約を再検討するにあたり、期限を設定することで時間的猶予を設けたのである。

1960 年（昭和 35 年）1 月 19 日に調印された新安保条約の国会での批准手続きを行うために、同年 2 月に衆議院に安保条約を審議するための特別委員会（日米安全保障条約等特別委員会）が設置された。この審議では、野党が激しく政府を追及し、審議が長期化したため、与党自民党は 5 月 19 日に<sup>(16)</sup>、強行採決に踏み切った。この採決を機に、安保反対のデモ隊が連日国会議事堂をとり囲んだ。機動隊とデモ隊が激しく衝突する中で、一人の女子学生が死亡した。この学生の死によって、安保反対闘争は、一段と勢いを増し、首相官邸の周辺では、安保反対・岸首相退陣を叫ぶ 30 万人にも及ぶデモが繰り広げられた<sup>(17)</sup>。首相官邸にこもっていた側近たちは、デモ隊の勢いを恐れるかのように一人また一人と去り、ついには実弟の佐藤栄作のみが岸とともにあった。首相官邸の警備に自信がないという小倉謙警視總監の警告を無視し、「死ぬなら首相官邸で」<sup>(18)</sup>



というのが岸の心境であった。1960年6月19日午前零時、日米安保条約は自然成立した。

安保条約の自然成立を受けて、1960年6月23日に、日本と米国との間で批准書<sup>(19)</sup>が交換された。岸首相が退陣を表明したのは、新安保条約が自然承認された4日後で、まさに批准書交換日の6月23日であった。岸は、当時の安保闘争を振り返り、「安保改定という至上命令を前にして、国会対策関係者などが連日連夜協議した結果あれ以外にないとの結論に達した」<sup>(20)</sup>。「『やり方に賛成できない』というのであればどんな手段を示すことができたろうか。あのとき会期延長も採決もしかなかったならば、安保改定は廃棄になったであろう。その結果は、単に岸内閣の進退にとどまらず、日米関係に重大な亀裂が生じ、わが国の国際的立場は著しく低下したであろう」、さらに「手続きが異常であるとはだれの指摘を待つまでもなく、全員承知の上で踏み切らざるを得なかったのである」<sup>(21)</sup>と述べている。さらに岸は、「私たちが取り組んできた安保条約の改定は、旧条約と比べて、我が国にとって格段に有利である（中略）、その後の経過や今日の状態を見れば日本国民が深くその成果を享受していることは明らかであろう」<sup>(22)</sup>と当時を回顧している。岸は、このような状況のなかで、「安保改定で一番苦労したのは党内調整であった。その次が日米交渉であった。国会対策の方は、野党が反対するのだからあまり意に介さなかった。デモ隊もたいしたことなかった。党内の足元を固めて対米交渉にどうもっていくのか、ということが最も大きな仕事だった」<sup>(23)</sup>と述べている。いわゆる党内の八つの派閥<sup>(24)</sup>による政権内の対立が、安保改定作業にもきわめて大きな意味もっていたのである。大きな時勢のうねりの中で、日米安保条約は改定されたのである。

岸の言葉を借りるまでもなく、日米安保体制が、冷戦の全期間にわたって、北東アジア地域の安全・安定のために必要不可欠であったことは、衆目の一致するところであった。

### 3 日米安全保障条約等特別委員会 — 公聴会公述人意見陳述

条約改正までの二年有余にわたり、わが国の安全保障に対して多角的な観点から議論が展開された。特に、条約改正の最終段階の 1960 年（昭和 35 年）5 月 13 日と 14 日の二日間にわたり、第 34 回国会で「日米安全保障条約等特別委員会」公聴会が開催され、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約の締結について承認を求めるの件（条約第一号）」、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の締結について承認を求めるの件（条約第二号）」、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約等の締結に伴う関係法令の整理に関する法律案（内閣提出第六五号）」<sup>(25)</sup>が議題とされた。

この特別委員会公聴会では、学識経験豊かにして、しかも本件に関する深い関心と造詣を有している 8 人の公述人より貴重な意見が出された。

13 日の公述人は、評論家の大井篤氏、東大名誉教授・大内兵衛氏、ジャパントイムス社長・福島慎太郎氏、評論家・松岡洋子氏、14 日の公述人は、一橋大学教授・大平善梧氏、京都大学教授・猪木正道氏、中央大学教授・田村幸策氏、元駐英大使・西春彦氏であった。

この公聴会議録を手にとり内容を検討してみると、非常に示唆に富む内容を含んでいることが分かる。50 年前の特別委員会の公聴会に焦点を当てたのは、それぞれの立場からの意見陳述が、日本をとりまく安全保障問題の本質を明確に理解する上で、今なお役立つと考えたからである。日米安全保障条約の何に注目し、それに対してどのような意見を述べ、もって日本の安全保障・防衛・外交の領域に関し、将来に向かって何を伝えようとしていたのかが、如実にわかる貴重な資料である。

なお、発言を引用した箇所には、今日では使われていない用語、表現等も散見されるが、会議録の原文のまま引用していることをお断りしておく。

以下に、公述人8人の意見を順次紹介する。

### (1) 大井篤公述人

大井公述人は、まず、当時の日本を取り巻く東アジア冷戦構造の下で、日米安保条約改定がなぜ必要なのかについて述べている。議会制民主主義に基づく日本とは異なる政治体制が、「侵略性があるとすれば、これは危険なことだと申さねばならないと思います。遺憾ながら、歴史、それから現実に関産側が準備しておりますところ、ときどき彼らの外交的——これはおどしかもしれませんけれども、いろいろな表現の仕方、そういうものの中に、われわれはなかなか安心のできないものがあるわけであります」<sup>(26)</sup>と述べ、それは日本にとって「致命的な脅威」<sup>(27)</sup>となりうるものであり、よって外交的手段を含めた安全保障の確立が必要になると主張している。

さらに、同公述人は、軍事的に見た場合、核保有国が相互に核レベルで対峙した状況のなか、最悪の有事に対処するために日本の防衛がどうあるべきかについて言及する。「今日の、平和は、水爆ロケットが平和をもたらしているのだという感じ方を、私などはさせられるのであります。そこで、われわれが、もし自由主義側が水爆ロケットのもとに団結を固くしていなかったならば、どうということになるだろうかという不安がここに出てくるわけであります。これが、やはり新条約は日本に必要だと思ふ私の意見の、一部のではありませんけれども、理由であります」<sup>(28)</sup>と述べ、「向こうに攻撃の、たとえば攻撃の誘惑心を起こさせ、それがために、日本が火もとになって世界の平和を攪乱するもとを作るようなことになったら大へんだ、こう思うのであります」<sup>(29)</sup>としながら、日米安保体制改定による所謂「拡大抑止」の軍事的な効用を強調している。

次に、同公述人は、外国からの直接的な軍事的脅威のみならず、マキャベリ的な外交上の揺さぶりも、日本の防衛にとって実のところ脅威となりうることを指摘する。「一体、国というものは、エキスパーディエンシーで働くものである。(中略) 国家とか、そういう大きなオーガナイズしたソサエティは、利害、

日米安全保障条約改定 50 周年に寄せて (三浦)

打算というものちゃんと計算して行動をきめるものであります。それが、共産側はこの辺が非常に慎重である。力関係というものを計算する。それから闘争を進めるのには、戦争以外の、武力以外の手段を彼らは持っている。彼らの戦略的ビジョンは西欧側よりうんと広い」<sup>(30)</sup>との認識を示している。

加えて、日米安保条約の改定によって、日本がアメリカの世界戦略に組み込まれることで、結果的に日本が戦争へと巻き込まれるのでは、との見解に対しては、次のように述べている。「私は、戦争に巻き込まれないという観点から、この条約の価値を見るということは不同意」であるとしたうえで、戦争防止を目的とした抑止の観点から、日米安保条約改定の必要性について言及する。「今世界がとっておる抑制、デターレンス、戦争の抑制、阻止とでもいう方法、これはわれわれとして検討すべきだと思うのであります。このデターレンスというものは、戦争をしかけてきたら、あなたは、そのしかけた戦争によって大へんなこととなりますぞということ、そういう心理作用を相手に起こすことによって、戦争を発生せしめようとする誘惑心、意思を抑えるという問題であります。戦争が起きたら防衛するというものではありません。もっと積極的な——積極的といいますか、心理的なものであります、この抑制が今日とられておる戦争防止の方法だろうと思います」<sup>(31)</sup>。積極的に抑止効果を追求することこそが、ひいては世界の安定へとつながると主張する。冷戦構造下における抑止のもつ戦略的意義を強調している。

以上の諸点から、同公述人は、朝鮮戦争などの局地戦争を例証しながら、「アメリカが確実に参画したということで、その後の情勢は、あなた方御承知の通り、今日はいかにあの辺ではあまり砲声もなくなってしまったという情勢、こういう点が、私は抑制というものが成功しているんだという証明になると思います。この反対の事例をどこにあげますか。反対の事例を、私は、残念ながら寡聞にして、あげるができない」<sup>(32)</sup>と述べ、同公述人は、日米安保条約改定が周辺の不安を煽ることを危惧する反対論を一蹴しつつ、日米安全保障条約のもつ抑止効果を、積極的に追求するべきであると結論付けている。

## (2) 大内兵衛公述人

二番目に、大内公述人が陳述した。冒頭、同公述人は、サンフランシスコ条約締結前に、日本の進むべき進路に関する国是をまとめ上げたことを紹介する。第一に、戦争した諸国と同時講和すること、第二に、世界の戦争勢力に対して中立を堅持すること、第三に、いかなる外国にも基地提供しないこと、以上の三点にわたり所見を提示している。

「この三つの原則は、日本が、昭和二十年、戦争をやめたときに、当然に決心しなければならない原則であったのでありまして、そうしてまた、世界の人道主義の原理であります。たまたま昭和二十一年の憲法をもってこれが確定し、そうしてこれが日本国民の意思として表明せられたのであります。そういう意味で、われわれは、新しい日本国憲法をもってりっぱな憲法として守り通さねばならぬ。もし、それを改正するといたしますならば、それも憲法に基づく正当なる手続をもってすべきであると決心いたしました。すなわち、右の三原則は、日本の正義の立場であると同時に、日本国憲法の規定及び精神であるという確信が、われわれの精神であります。われわれは、そういう意味において立憲主義者、そういう意味において民主主義者であります」<sup>(33)</sup>と述べている。同公述人は、日米安保条約に反対の立場から、アジア諸国との同時講和と日本の中立堅持の必要性を強調しながら、外国の軍隊に対して軍事基地を提供することで、日本が法的には独立しながら、機能的には属国化することを危惧する旨の意見陳述をおこなっている。

次に、同公述人は、「サンフランシスコ条約はもちろん軍事協定であり、平和主義に反するが、あれは戦争の結果として、勝利者の命令であるからやむを得ないという点もあった。しかし、今度の条約は、日本の発意であります。そこでその反平和主義が露骨に現われたものと言えます。国民はその点を理解しないのであります」<sup>(34)</sup>と陳述する。さらに、「アメリカとともに持つ日本の軍備は、日本にとっては身分不相応に大きいものであります。言うまでもなく、アメリカは世界最大の軍国であり、予算の60%をもって軍備をいたしております。世界の歴史の上で、こんな国はいまだかつてないのであります。日本の

日米安全保障条約改定 50 周年に寄せて (三浦)

満州事変以後でも四五%の程度でありました。こういう世界第一の軍国主義と手を取って目的を一にすることによって、日本もまた軍国主義となるのであります。日本のような経済的、精神的な弱小国が、こういう大きいかぶとをかぶって世界の舞台に立つということは、たとえて申しますならば、私が横綱を張って土俵に出るのと同じであります。危険どころの問題ではなくして、こっけいであります。決して国民の意思ではありません。国民は心ではこれを泣いておると思います<sup>(35)</sup>と強調する。日米安保条約締結に至る政治プロセスが、憲法の平和主義ならびに民主主義の原則に反していると述べつつ、国民の同意を得ることこそ、優先すべき政治課題であると主張する。

さらに、所謂「地域的集団安全保障」については、世界的な軍備縮小への取り組みと日本の被爆体験とを勘案して、「問題は、戦力の大きさであります。安保条約は、文言上、攻守同盟という形は避けております。しかしながら、日本の歴史的條件、地理的條件、その基地及び兵力そのものの構成から考えますならば、これを侵略的のものとして解するのは、われわれにとってはともかくも、彼らにとっては全くやむを得ないところであります。現にアメリカの飛行機がソ連の国境を越える力を持っておる以上は、それを誤りだと言っても、何とも仕方のないことであります。(中略)要するに、私は、新安保条約は、日本が戦後に持った正しい理想、平和憲法に反するもの<sup>(36)</sup>と断定する。日米安保条約改定が、結果的に日本国憲法の平和主義を、理想から後退させるかもしれないことへの危惧の念を表している。

結論として、同公述人は、「私は、右の意味において、安保条約改定に絶対反対であります。しかし、私は、私と異なった見地から、日本も軍隊を持つがいい、アメリカと協同するがいいという意見があることを、よく承知しております。そして、それも一見識であるということを決して否認いたしません。そして、ことに今日、日本とアメリカとの経済関係、今までアメリカにこうむった恩顧を考えますときには、ある程度これは実際の意見であると信じます。」<sup>(37)</sup>との立場を明らかにしている。

### (3) 福島慎太郎公述人

三番目は、福島公述人である。同氏は、日米安全保障条約の成立の背景に触れながら、「安保条約についても、ふできのところはたくさんある。これ改良したらどうかという議論はありましようけれども、日米の安保体制というものが、全般的に国民に承認されてきたということは、憲法と同じように、今までは事実であったのではないかと私は思っています。平和条約ができ、独立ということになり、これから、再建とか今後の生存という問題を考える日本としては、どういう方向で国の安定をはかっていくか、そういうときに、われわれは、アメリカとの協力によって日本の経済再建をはかっていこう、独立の保全をはかっていこう、大体そういう方式を、その当時は是認したのではないかと思っています」<sup>(38)</sup>との見解を示唆する。日本国憲法と同様に、日米安保条約も国家の安定と経済の再建という観点から、国民は、おおむねその役割に理解を示しているとの認識を陳述している。

次に、日米安保条約をめぐる国内世論の関心が、当初は、日米安保条約改定の必要性議論であったにもかかわらず、改定段階になると、日米安全保障条約不要論へとシフトしていったことを、各新聞社の論調を事例に、次のように述べている。「とりあえず昭和三十二年の夏、岸首相のアメリカ行きの前後から、各社の新聞の、安保条約に関する社説を、一応念のために拾い上げて並べてみたのですが、ほとんど全部が、安保条約改定をしろという議論をしております。そして、その改定点などをあげております。世の中をあげて安保条約改定論が盛んであったことは、ここ三、四年間、間違いがない事実であります。その調子に乗ってかどうか、その支持を受けてかどうか知りませんが、また、そのほかに動機があつてのことかどうか知りませんが、政府は、アメリカとの間に条約改定を取り上げ、どうにかこうにか改定案ができた。当時、少なくとも新聞の社説で取り上げた安保条約の改定点というものは今日の改正案においては一応取り上げられておる、ほとんど全部改定せられておる。そういうことで、安保条約の新しい改正案というものができて、いよいよ最終的な審議ということにかかりますと、議論は一転

日米安全保障条約改定 50 周年に寄せて（三浦）

して、改定論ではなくて、安保条約不必要論になったというのが、現状であろうかと思えます」<sup>(39)</sup>。

また、同公述人は、国会における議論においても、「保守党と革新政党が対立しておる世の中でありますから、安保改定問題というものも、その与野党両党の間において争われている。争われている間にだんだん形が変わってきて、改定論から不要論になるというようなことは、わからないでもございませぬ。しかしながら、問題は、どうやって国の安全を将来に期待していこうか、国民の利益と繁栄を増進していこうかという、国策をきめると申しますか、政治上の態度をきめる問題でございませぬ。政治問題として争われている間に、問題の根本が失われては困るということが、私ども局外者の意見でございませぬ。政治問題と申しまして語弊があるかと思ひますけれども、与野党両党の間の問題と化して、少し俗な言葉で申しますれば、条約改定問題は政治的なフットボールになって、あっちにけられ、こっちにけられている間に、議論の内容が変わってくる。議論の内容が変わることがけしからぬということではございませぬけれども、私どもとしては、扱い方にいささか不安を持つ」<sup>(40)</sup>と苦言を呈している。さらに、「岸内閣に反対するのは自由であります。岸信介さんに反対するのも勝手であろうと私は思う。しかしながら、岸信介に反対する、岸内閣に反対するために、事のついでに、安保条約をその道具に使って、これに反対して目的を達しようということでは、問題の扱い方が違うのじゃないか」<sup>(41)</sup>と述べながら、国政レベルでの議論において、55 年体制下における与野党間の党派利害損得の駆け引きの過程で、旧安保条約改定をめぐる議論をたちどころに政争の具へとおとしめ、よって日本の将来の安全保障や繁栄をどう確保するかという本質的な議論が、結果的に後退してしまっている当時の政治状況を批判している。

くわえて、同公述人は、「政治もしくは外交問題としては、現在、そうしてまた、将来予見し得る国際情勢のもとにおいて、どんなふうにもこの国を立てていくか、どんな方角でこの国を運転していくか、どういう立国条件が、この国の目的のために、国民の利益、国の安全の目的のために適するかということ



考えることが、当然安保条約審議の土台にならなければならないのではないかと思います。くどいようでございますけれども、すべての判断の基礎は、国民の利益、繁栄を前提として、国の安全を保障する方策と、安全度のより高い方に向かっていくという考え方で、判断されなければならない<sup>(42)</sup>と改めて自身の見解を示唆する。「われわれの将来の状況を考えてみます場合に、中共の将来の発展というものは、どうしても勘定に入れておかなければならない。中共の資本蓄積というものは、何十年かの日時をかせば、あるいはさらにそれよりも早く、経済単位として成長するということは、私は当然だろうと思う。日本が自由諸国家群とのつながりを持たず、東南アジアにおける自由諸国群との経済協力とか、そういう面における用意が不足であれば、将来は、いつのことか私は知りませんが、孤立した日本の経済は、中共の経済にのみ込まれてしまうということは、覚悟してかかる必要がある<sup>(43)</sup>」と、東アジアの将来についても言及している。将来予測が困難な国際情勢のもとで、どうすれば日本が、国益や国民の安全といった主権国家に課せられた責務、すなわち国家安全保障をいかに確保するのかが、最大の国民的な合理目的であると強調する。

その上で、同公述人は、冷戦構造のもと最も現実的な同盟関係を構築できる可能性のあるのは、日米関係に基礎においたもの以外には存在しないことを指摘する。「さしあたりは、日米安保体制による安定の確保ということ、われわれの立国の基本にしておるのが現状でございます。これによって、日本の生存のための経済的要件も充足しておる。最近の日本の経済状態がこれを有力に証明していると思います。われわれの世界というものは、究極は国連の充足による安全の保障という時代がくるのでありましようけれども、そこにいけるまでは、当分は、日本は日米安保体制でやるほかはない<sup>(44)</sup>」と述べつつ、最後に、同公述人は、日本とアメリカとの二国間協力関係に基づく日米安保条約の改定こそ、日本の平和と繁栄を維持する近道であると締めくくっている。

#### (4) 松岡洋子公述人

松岡公述人は、冒頭、女性ならびに一般市民としての視点から、「この冷戦

日米安全保障条約改定 50 周年に寄せて (三浦)

緩和の方向へ、平和の方向へということは、私たち日本の女といたしましては、これは言うまでもなく、もう戦争はしたくない、絶対にしてはならないという立場からであることは、これまた申すまでもないことだと思います。それは、私たちが大へんひどい目にあったということで、二度と再びああいうことはしたくない、それからまた、私たちの子供たちにもああいう目には絶対にあわせたくないという、大へんに強い願いからであることは、言うまでもございません。しかし、もう一つ、ここで私たちが今度考え及びましたことは、私たちだけがひどい目にあったから、これは絶対に平和の方向に向かなければならないということだけではなくて、あの戦争によって痛められた実に多くの人々がアジアにいる。その人たちをまた再び痛めつけてはならないという立場を、同時にとらなければならない<sup>(45)</sup>と主張する。日米安保条約改定についての議論に際しては、先の大戦で甚大な戦争被害に遭ったアジア諸国との関係をも考慮に入れるべきである、との意見陳述をしている。

さらに、同公述人は、「アメリカが軍事体制を作る場合に、よその国と同盟する場合に、自分の国が負う義務に見合う義務も相手国は負わなければならない、アメリカにすれば当然なことだろうと考えたのでございます。しかし、それでは、私たち日本人が負わなければならない義務というのは一体どうということなのであろうか、現行の安保には、日本が漸次軍備を増強していくことを期待するというふうに書いてあります。期待するという、ごくやわらかな言葉であったのにもかかわらず、ロッキードまでも生産するようになったこの八年間を振り返ってみますと、これが義務づけられたときには、一体どのような格好になるのだろうかということは、私たちに大へん大きな不安を巻き起こしました<sup>(46)</sup>との考えを示唆する。「私たちと関係のない事柄で私たちが戦争に巻き込まれる危険性<sup>(47)</sup>」にも言及しつつ、日米安保条約改定によってもたらされるであろう軍備増強の可能性については、これに反対する立場を表明している。

また、日米安保条約改定によって想定される事前協議に関連して、「アメリカの言うなりになるということではなくて、日本が日本の独自の立場をとる、

そして、独自の立場をとるということは、外交の問題といたしましては、自分たちのマヌーバラビリティと申しますか、ともかく動ける余地をできるだけたくさんとるといことこそ、これは一国の外交の自主性というのではないだろうか<sup>(48)</sup>と述べつつ、新日米安保条約の実際的な運用面での課題を指摘している。

さらに、同公述人は、「外国の軍隊が駐留しているということは、これは植民地の状態なのである、そして、日本がそうであるから、自分たちもそう思うのだというような言い方があったときに、私もはっとさせられました。つまり、あの平和条約で、もちろん私たちは独立国家になったというふうに考えておりましたけれども、しかし、世界の今まで植民地であった国の人々は、そういったような常識ではものを判断していないということも、これはやはり私たち知らなければならないことなのではないでしょうか。このように、日本がまた一方的に締めつけられていくというようなことになりますと、一体、今後中国との関係はどうなるかということは、これは私たちにとって非常に大きな問題でございます<sup>(49)</sup>と自身の考えを述べつつ、サンフランシスコ講和条約と同時に結ばれた日米安保条約が、日本をして、外国軍が駐留する植民地的な状況へと追い込んだと主張する。さらに、このことが、結果的に、日本の対中国関係に暗い影をおとすことになりかねないとの懸念を表明している。

くわえて、同公述人は、核兵器開発に奔走するアメリカに対して、水爆実験反対といった道義的観点からの見直しを、日本自らが主体的に求めることができずに、その結果として、真の日米友好実現が困難なものになるとしたら、このことは、決して日本の国益にはならないとの認識を示す。結論として、日米安全保障条約改定に反対であるとしている。

##### (5) 大平善悟公述人

大平公述人は、日米安全保障条約改定に賛成する立場から、はじめに、日米安保条約の目的について、次のように言及している。「安保問題の中心点は、第一に日本の安全を確保することである。何を守るか、もしいろいろな論議を

日米安全保障条約改定 50 周年に寄せて (三浦)

いたしましても、日本の安全がより不安定なものになるならば、これは意味をなさないと考えるのであります。日本の安全を確保する。これは国際法的には政治的な独立、領土保全といわれておりますが、日本の安全を守り、日本の基本的な価値を維持し、そのための制度を確保するということが安全保障の目的<sup>(50)</sup>であると明言する。そのうえで、「国家である以上は、自国の生存を全うし、国民の幸福安寧を増強するように努めるのが政治の本務」<sup>(51)</sup>と述べ、議論の前提として、日米安保改定の基本的含意を明らかにしている。

その上で、同公述人は、日本の安全保障をいかに実現するかという点に関して、「この点につきまして安全保障を集団安全保障体制に求めるか、あるいは中立に求めるか、さらにはまた他の陣営に走るという考えすらうかがわれるのでありますけれども、私はこの点をまず最初にはっきりとさせなければならぬ」<sup>(52)</sup>と問題提起している。さらに、それを受けて、「一体日本はどちらの側に立って国際的進路を決定するのかと反問したいのでありまして、大筋において新憲法の線で日本の進み行く方向がきまっていると考えるのでありますから、基本的人権を尊重し、各人の人格の自由を肯定し、福祉国家を健全に育て上げることが目的にあります」<sup>(53)</sup>と述べながら、日本という国家が依って立つべき基本条件を確認している。

日米安保条約改定をめぐる国内議論について、「『らっばもし定まりなき音を出さばたれかその行動の備えをなすことができようか』という文句がございませぬ。どうもらっばの音色がはっきりしていない、これが日本の安全保障に対する欠点」<sup>(54)</sup>と断じつつ、「集団安全保障にかかわるところの有効な、われわれが安心のできる体制が他にあるだろうか、この点を十分に考える必要があるのであります。中立が可能であるか。法律的には可能でありましょう。しかし現実には可能であるかどうか、それがどういうふうな関係にあるか、十分に考える必要があろうと思うのであります」<sup>(55)</sup>と自らの見解を明らかにしている。「安全保障を害するような体制ということは、私は大へん困ると考えるのでありまして、その点におきまして新安保条約が、在日米軍が日本を防衛するという点をはっきりとうたった、これは私は戦争を阻止する意味におきまして有効である。

しかもその前文におきまして日本とアメリカとの関係をこうたっておりません。『民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望』する、新安保条約に反対する方でもこの前文『民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護する』これに反対する方はないと思うのであります」<sup>(56)</sup>と述べながら、新日米安保条約の目指すべき方向性が、現実的にも法政治論的にも妥当なものであると主張している。

第二点目に、同公述人は、事実関係に立脚した安保議論の必要性とそれに即応した施策議論の重要性について、次のように陳述している。「私は安保論議が事実関係に立脚しなければならない、事実を尊重し、それに即応するような政策をとらなければならないと考えておるものでございます。この場合にいろいろな点が注意されなければなりませんけれども、力及び力の制限という問題が大きく浮かぶのでありまして、現在の世界の平和がいろいろな要素によって構成されておるのであります。しかし力の両極化といわれる現象、不安定ながらも力の均衡が保たれておる。相互抑制という形において世界の平和が保たれておるのであります。従ってこの力の抑制という点にいたしますれば、世界は集団安全保障の網が張りめぐらされておるのであります」<sup>(57)</sup>と述べながら、現実の政治においては、集団安全保障措置が一般的であると指摘する。「世界の大勢によれば集団安全保障の網の中に入って自国の安全を守る、これが当然ではないか、こう考えられるのであります。結局公式的なあるいは法理論的な単純なイデオロギーでは問題は片がつかないのでありまして、現在におきましてこの大きな相互抑制から出てくるところの力の均衡を破らないようにする、これが現在において努むべきことではなかろうか」<sup>(58)</sup>と述べつつ、二国間あるいは多国間の違いは別にして、政策として勢力均衡を基盤とする新日米安保体制の必要性について言及している。

第三点目に、同公述人は、新日米安保条約の成立について、新しい条約を作るのではなく、旧条約を改定することで対応すべきであると主張する。「これは新しく条約を作るということではなくして、旧条約を改正するのである、安保反対というのはおかしい。安保体制を根本的にここで研究する必要はござい

日米安全保障条約改定 50 周年に寄せて (三浦)

ましようが、しかし旧条約と新条約とを比較して現行条約よりもよりプラスであるならば、プラス、マイナスを差し引きましてどちらがいいかということを選択すべきことであります。安保反対、安保解消と口で叫ぶことは簡単でございましょう。しかしながら、条約の一方的な破棄は国際法上許されていないのであります<sup>(59)</sup>。同条約の取り扱いについては、国際法の原則や国益等を考慮に入れながら、冷静かつ慎重に検討すべきであるとしている。

そのうえで、「現在の安保条約は期限が定めてございません。大体第四条によりまして、やや暫定的な意味をおおわしておりますけれども、日本とアメリカとの意思が合致しない限り、いわばアメリカがこれを認めない限りは、無期限に続くようになっておるのであります。従ってこれを破棄することは国際法違反となり、また単に破棄を通告するだけでは、日本に基地が残っておりますから、これを完全に撤去してもらうためには事実上の摩擦を生ずるのであります。従って平和憲法の立場からいたしましても、国際紛争を引き起こすことになり、非常に大きな危険も伴うのであります。これは政治的にも法律的にも許されないことだ<sup>(60)</sup>と述べながら、日米安保条約の破棄によって生じらるであろう問題点をあえて指摘している。

他方、日米安保条約改定がもたらす利点については、同公述人は、その第一点目として、新条約によって条約期限が無期限から十年になったことを挙げています。「私は日本の現在の立場から考えまして、過去十年、終戦後われわれは安全に世界の奇跡と称せられるほどの復興を遂げておる。この実績を尊重いたしますならば、今後十年によって日本はますます国力を充実いたしまして、さらによりよき発展を遂げるだろう、(中略)十年後におきましては日本は非常に強い立場に立ち得るのであります。法律的にも政治的にも、新しい安保体制によってそういうことが約束されたのでありますから、私はこの条約の最大の利点といたしたいのであります<sup>(61)</sup>と自らの見解を明らかにしている。第二の利点は、事前協議の制度である。「これは抜け穴であるとか、いろいろ言われておりますが、現在までは単に基地を提供するだけでありました。今度は日米が協議をし、特に在日米軍の配置及び重要なところの装備の変更及び域外出

動について事前協議をするということが、六条実施に関する交換公文に書いてあるのであります。この事前協議によって、今後日本の政府が強い腰をもって、国民の世論の背景によって相手に交渉する機会を与えられたのでありまして、今まではその機会さえなかった<sup>(62)</sup>と述べながら、その意義を強調する。「たとえば黒いジェットが日本に来ましても、通告さえ受けていないわけでありませう。こういう場合が今後は起こらない。日本が強い立場において交渉する機会を与えられた、これだけでも非常な利点でございます。さらに、日本人が一番心配しておるところのミサイル基地が日本に作られやしないかという点であります。重大なる装備の変更ということをアメリカ側が事前協議の対象にしたということ、これは法律的に日本にミサイル基地を置かないということをや彼らが暗黙のうちに認めた<sup>(63)</sup>ことと肯定的に評価する。「日本の安全をよりよくするような安保改定でなければならない。安保改定は事実を尊重し、国際情勢に即応するものでなければならない<sup>(64)</sup>」としている。

最後に、同公述人は、日米安全保障条約の、新条約と旧条約とを比較考量して、新条約の方がプラス効果を望めなれば、しかるべき段階に政治判断すべきであると述べている。「私は条約の承認の問題は、最後の段階におきまして政治的な判断によって大局的に考えるべきものだと思うのであります。外交は相手のあることであり、決して完全なものがわれわれの希望通りに生まれるとは考えられない。しかしプラスとマイナスとを差し引いてよりプラスであるならば、これを大局的な立場から承認すべきである<sup>(65)</sup>」と自身の見解を述べている。さらに、その結論として、「日米提携は現段階において必要であり、わが国の平和と安全を維持するに有効であると認める。ただ、現行安保条約は不適當であるから、これを対等自主的なより改善された新条約に改定しなければならないと主張する。政府は速かに安保改定を実現し、さらに進んで各方面に意欲ある外交策を講ずることを要望する。長く安保問題の一事にかかわり全般の国策を停滞せしめることは、世界の大勢がこれを許さないところである。ここに、国民の足並みを揃えて安保の懸案を解決し、これとともに新しい構造にもとづき、更生日本にふさわしい力強い民主外交を打

日米安全保障条約改定 50 周年に寄せて (三浦)

ちだすことを熱望する」<sup>(66)</sup>と述べながら、速やかな旧条約の改定と日本外交の停滞なき進展を望みつつ結んでいる。

#### (6) 猪木正道公述人

猪木公述人は、旧日米安保条約が、日本が完全占領という状況下で、しかも朝鮮戦争の重要な基地機能を提供してきた歴史的経緯にもふれしつつ、改定によって不平等性ならびに片務性に一定の改善がなされることを、次のように評価している。「たとえば内乱あるいは騒擾に際して米軍は出動できるといったようなきわめて不体裁な独立国らしからぬ条項がなくなったという点。それから米軍の海外出動、核兵器の持ち込み等に対して、現行の条約においては何らの法的な制約がなかった。それに対して、条約の正文ではなくて交換公文においてでありますけれども、とにかく事前協議をする——協議というのは、これは拒否権を含むのかどうかという点は非常に問題でありまして、国際法の通念から申しますと、協議というのは拒否権を含まぬということのようでありますけれども、とにかく全然相談もせぬというより相談をするという方がましであるということは、一応言えるのではないか。それから国連憲章を順守するということが一条、五条、七条において特筆されておる。これも当然とはいえますけれども、前のものに比べて改善ではなかろうかと思うのであります。それから前のものは、御承知の通り無期限であります。これは珍しい条約でありました。ところが今度の場合においては、十年という期限がついておって、その後一年の予告でもって解消ができる。この点も、私は十年は長過ぎると思えますけれども、しかしながら、期限がないよりはましだという大平氏の意見もひとつであると思うのであります。それからさらに米軍が日本の防衛の義務を第五条で負っておるという点も、従来日本が基地提供の義務を負って、アメリカが何らの義務も負っておらぬということを主張しておる向きに対しては改善点としてあげられるかもしれないと思うのであります」<sup>(67)</sup>。

その上で、同公述人は、旧日米安保条約の改定にあたって、その問題点を、以下に二点指摘している。



その第一点目は、同条約第三条「武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる」<sup>(68)</sup>との規定に関連したものであり、日米同盟が本質的に孕む非対称性の問題である。すなわち、「第三条において、バンデンバーグ決議が取り入れられまして、そうして旧条約の前文では単に自国防衛のために漸増的に責任を負うという、言うならば道義的な約束をしておたにすぎないのが、新しい条約におきましては、第三条において明白に自助及び相互援助によって武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を維持、発展せしめるということを条約においてはっきりと約束しておく。この点は憲法の制限においてというそういう前提がついておりますけれども、しかしながら、これが軍事同盟類似であるということをおいなければならぬのじゃないか。しかも、憲法の制限というのは、従来の経過から見まして、非常に憲法の解釈というものが弾力性を持っておるという点で、国民が非常に不安を持っておる。そういう点から考えました場合に、第三条というものが、バンデンバーグ決議を取り入れて、米軍が日本を防衛する義務を引き受けるかわりに、日本も自助及び相互援助ということで、それぞれの能力を維持発展させるという点において、日本が、軍事同盟と明確には言えないにしても、きわめて軍事同盟に近い、あるいは制限付の軍事同盟というものに入ったというふうに言われても仕方がないのではないかというふうに思うのであります」<sup>(69)</sup>と意見陳述している。

第二点目は、新日米安保条約の第五条「日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動する」<sup>(70)</sup>に関連したものである。同公述人は、「旧条約におきましては、第一条におきまして、基地提供の義務を負っておたにすぎませんが、それに反しまして新条約では第五条において日本国の施政のもとにある領域におけるいずれか一方に対する武力攻撃に対して、共通の危険に対処するように行動するということを約束しておく。これはやはり憲法の制限のもとという限定がついておりますけれども、これまた軍事同盟に類する、少なくとも軍

事同盟に類する内容であるというふうにいわなければならないのじゃないか、こういうふうに考えるのであります。この点に関して、いやしくも日本国の施政のもとにある領域に対する攻撃に対しては、こういう規定の有無にかかわらず、自衛権が発動するということを言う人がありますけれども、それは当然であります。当然でありますけれども、もしこういう第五条の条文がなければ、単に自衛権が発動するだけであって、その自衛権の発動の仕方というものは、これはそのときの情勢によって日本国が自主的に決定することができる。ところがこの条項がありますと、これは共通の危険に対処するように行動しなければならぬという義務を負う。そういう意味において、重大なそこに改悪点がある」<sup>(7)</sup>と主張する。有事の際に、日本の自衛権の発動を超えてアメリカの戦略に組み込まれていく危険性を指摘しながら、新日米安保条約に対して批判的な見解の一端を明らかにしている。

次に、同公述人は、新日米安保条約が批准発効したあとの政治的影響について、四点にわたり問題点を指摘している。第一点目は、国益を害するおそれがあることである。「私は率直に申しまして、米国との間の友好は日本にとって必要だ、非常に重要だというように考えておりますけれども、しかしながらその反面において日本が中ソ両国に隣しておるということも、これはまた厳然たる事実でありまして、この中ソ両国というものに対して個人的にどういふ感情を持つかということはこれは別にして、きわめて近くにあるところのこの大国に対して、できるだけそれを刺激しない態度をとる。しかもこの場合において中ソ両国が従来日本との関係においていろいろ歴史的な事情を持っておる、中国に関していえば、満州事変以来日本が一方的に中国に対して侵略をして参りましたし、またソ連に関していえば、シベリア出兵以来の因縁があるし、さらにまた日ソ中立条約にもかかわらず、日本に対して宣戦をしてきたという事情もある。そういったような歴史的な事情を考えました場合において、今日軍事的に非常に弱くなっておりますところの日本としては、きわめて近くにおるところの中ソという二つの大国に対して無用の刺激をするということは、最も賢明ではない態度ではなからうか。これは日本の国家的利益を著しく害するので

はないか」<sup>(72)</sup>と陳述する。日米安保条約改定が、結果として、周辺国をいたずらに刺激し、もって国益を害することになりかねないことを危惧する見解を明らかにしている。

第二点目は、アメリカの世界的な封じ込め政策の一環として成立した新日米安保条約が、周辺国、つまり中ソの伝統的な国益にとって脅威とうつる可能性について言及している。すなわち、「われわれは日本人ですから、日本の立場というもので考えるのは正しいのでありますけれども、外交関係の場合においては、相手側がどう考えるかということを考えないで、ただこちらの主張だけを一方的に主張して、そうして相手側がそれに文句を言えば、それは誤解だというのでは、それでは外交はやっていけない。国家の利益は守られない」<sup>(73)</sup>と述べつつ、イデオロギー的な観点だけではなく、広範な視点から安全保障や外交を考察する必要性を強調している。

第三点目として、周辺国を仮想敵と想定した軍事同盟を結ぶことの危険性について言及する。第二次大戦時の欧州諸国等の事例を紹介しながら、「イデオロギーにおいて、自由陣営に属する、自由民主主義をとるということと、そうして国家の政策として軍事同盟を結ぶということとは、これは区別しなければならぬ」<sup>(74)</sup>との認識を示している。

第四点目は、日米安保条約改定にともなう、経済的な観点からのマイナス効果についてである。すなわち、同公述人は、「経済競争という、こういう新しい経済的手段、イデオロギー的手段をもってするところの、つまり平和的手段をもってするところの戦争というような、——平和的手段をもってする戦争というのは、ちょっと形容も不十分のようですけれども、競争と言いかえてもいいですが、そういうような苛烈な国際競争場裏において、このような条約を結ぶことによって、改定することによって中ソ両国を不必要に刺激するということは、経済競争に耐え抜く場合において、マイナスにはなってもプラスにはならぬ」<sup>(75)</sup>と、非軍事的側面における負の影響を指摘している。

最後に、同公述人は、「私の結論といたしましては、この安全保障条約の改定すなわち新安保条約の国会承認に対しては、反対であるという意見を私は

日米安全保障条約改定 50 周年に寄せて (三浦)

持っております。少なくとも軍事同盟的な第三条と第五条は、これは思い切って修正もしくは削除する必要がある。そういうことをすることによって、現行の安全保障条約というものが決して日本として有利なものではない、満足するものではないということは冒頭に申し述べた通りでありますから、そういうような配慮をすることによって、つまり中ソを不必要に刺激することによって、日本の国家的利益を阻害する、害するということをしないように配慮しながら、安全保障条約の改定を通ずるところの段階的解消に進むのが、日本として最も正しい方針ではなかろうか<sup>(76)</sup>と陳述する。結論として、新日米安保条約の第三条と第五条の削除、ひいては新日米安保条約の発展的解消が日本の安全保障にとって望ましいとしている。

#### (7) 田村幸策公述人

安全保障条約は、所謂集团的自衛権を組織化したものであり、国際法上、それぞれの国家に対して自然権として賦与されたものあることを、田村公述人は、以下のように指摘している。

初めに、日米安保条約の国際法上の位置付けについて、「これは新旧ともそうでございますが、集团的自衛権というものを組織化したもの<sup>(77)</sup>であり、「この権利は、国連憲章の英文では固有の権利となっておりますが、フランス語の正文では正当防衛の自然権という文字が使っております。従って、自然法上の権利でありまして、実定法によって与えられた権利ではない。国家として、国家が生まれてくれば、それだけの事実で、だれから授けられることもなく、当然にその国家に内在する権利である、こういう思想によって立案されておるのであります<sup>(78)</sup>」と述べ、その原則的含意を明確に規定する。「この権利は、人に譲ることもできなければ、人から奪われることもない権利であります。それでありますから、日本が独立国であるということを否認しない限り、日本がこの集团的自己防衛権に基づいて、自分の選ぶ友邦と集団安全保障条約というものを結ぶという権利を否認し得ない<sup>(79)</sup>」としている。したがって、「日本が今の国連憲章の規定であります国連に加盟しない前から、サンフランシス

コ平和条約でもこれが認められておりますし、このサンフランシスコ条約に参加しませんでしたソ連も、日ソ共同宣言でこれを認めておる、こういうことが言えるのであります」<sup>(80)</sup>と述べつつ、国家として安全保障措置を講じることは、至極当然のことであることを明らかにしている。

さらに、この集団的自衛権の性格について、「これは学者の間でも議論もありますし、説も分かれておるのでありまするが、最も権威ある学者の説明によりますると、これは第一には、この集団的自衛権というものを認めるということが、平和を維持する上におきまして、国際社会の全般的利益と終局的には一致するということが一つであります。それから第二の理由は、こういう集団的権利を認めなければ、ただ個別的の自衛権だけでは、世界を支配せんとする一国または国家群に対して、彼らがねらっております犠牲者を一つずつ撃破していく門戸を開くものである、それだから、集団的自衛権というけれども、これは個別的自衛権というものを合理的に表現したものにほかならない、もしくは、非常に個別的な自衛権を賢明にし、かつ、これを先を見通したものにほかならない」<sup>(81)</sup>との見解を示している。

くわえて、国連システム成立以降の国際社会において、「元来、この自衛権という制度は、あくまで例外的な規定でありまして、憲章の規定から申しまして、例外的な権利であります。でありますから、この憲章を起草した者の意図のように、現在の国連が機能を発揮しておってくれば、かりにこういう権利を認めましても、それを実際に発動する場合というものは、きめて希有な場合でなければならぬはずであります」<sup>(82)</sup>との解釈を述べている。しかしながら、「御承知のように、今日の国連は、いわゆる中枢機関であります安保理事会というものが、麻痺されて、半身不随の状態に陥っております。それがために、この例外的な制度であります自衛権というものが、かえって原則的な制度に化してきた」<sup>(83)</sup>との現状認識を明かにしながら、「今日現実の問題といたしまして、世界の平和を維持しておりますものは、国連ではなくて、この集団的自衛権に基づいて作られておる NATO が中心であり、それに、あるいは SEATO とか、全米相互援助条約というものがくっついております。わが安

日米安全保障条約改定 50 周年に寄せて (三浦)

保条約も、そのカテゴリーに入るものである」<sup>(84)</sup>との基本的な認識の枠組みを説いている。

また、同公述人は、日米安保条約が必要とされる要因として、国連常任理事国が侵略行為をおこなっても、拒否権の関係で、決して侵略行為にはならない制度上の問題点を次のように指摘している。「かりに、国連がそれでは本然の姿を取り戻して、いわゆる憲章の起草者が意図したような機能を発揮し得る状態になったといたしましても、なおかつ、現在の国連の制度というものは、五大国の一つ一つに御承知のように拒否権というものを与えておりまして、五大国自身はもとよりであります。五大国が保護する小さな国が、どんな明々白々たる侵略行為をやりましても、絶対にこれが侵略行為にならないのであります。従って、彼らは国連から制裁を受けるということはない」<sup>(85)</sup>。このことは、「第一次世界大戦以後でできました国際連盟が崩壊いたしましたのも、これはやはり大国の侵略でありまして、日本、イタリア、ドイツ、それからロシヤという——ロシヤ(ソ連)が一番しまいにやりまして、これは旧国連(国際連盟)二十年間の歴史において唯一の追放された国であります。日本がついに制裁を受けなかったということは、かえって不幸でありました。イタリアはごく部分的な制裁を受けた。ドイツはそれを見越して先に脱退した。最後に残っておったロシヤ(ソ連)がフィンランドを侵略して、これは国連(国際連盟)から、初めてでありましたが、追放を受けたのであります。こういう大国の侵略であります。現行制度のもとにおきましても、大国が侵略を始めましたら、これはもうどうすることもできない」<sup>(86)</sup>ことを明らかにしている。

よって、「どんな制度を作っても、大国の侵略行為を処理することはできない。国連が大国に対して強制行動をとることは、大戦争を賭せざる限り不可能であること明瞭である。かかる事態に立ち至れば、国連がその目的に失敗したときであって、各加盟国はおのおの最善と認める行動をとるほかない。しかし国連創設の趣旨は、大国が自発的に自己制限を受諾することによって、かかる事態の発生を阻止することにあつた」<sup>(87)</sup>との考えに至ることを説いている。すなわち、「大国が侵略を始めましたならば、国連では手に負えないということ

は、初めから、国連を作った当時からきまっておった。サンフランシスコの国連の制定会議では、アメリカ政府はどういう意見を出しておるかと申しますと、「大国が侵略者になれば、安保理事会は、戦争を防止する力はない。その場合には固有の自衛権が適用され、世界各国は、おのがじ彼らが戦争を行なうかいなかを決定しなければならない。」とあるのでありまして、われわれは、国連の全面的な保護のもとにありまして、なおかつ、日本のような小国、弱国は、どこかの大国の保護を受けなければ、大国がもし日本に侵略した場合はどうすることもできないというのが、国連そのものの姿、ほんとうの姿であります。そういう意味において、われわれがこれに対して、雨の降る前に用意しておくということは、けだし国を守っていく上からは当然ではないか<sup>(88)</sup>との見解を陳述している。

ゆえに、「現在の安保条約は、日本が敵国たる地位を脱却する瞬間に、平和条約と同時に結ばれた関係上、日本に全然発言権がない、降伏文書の継続たる性格を持っております。第一、その起草方法からも一方的でございまして、『何々することを得』『せねばならぬ』ということは一つも書いてありません。みな、『するを得』と書いてあります。向こう様がやれるように、ちょうどポツダム宣言と高じ書き方であります。そういうものを、これを NATO とか SEATO というような、世界的水準の集団安全保障のパターンに引き直したものが今度の条約<sup>(89)</sup>であることを紹介しながら、「この大敗戦から完全に回復いたしました日本の国際的地位というものを、アメリカが力強く、かつ公式に承認したものが、今度の新安保条約と言えるのであります」<sup>(90)</sup>との認識を示している。

さらに、同公述人は、日米安保条約の改定が、冷戦構造の歴史的所産であることを指摘しながら、抑止としての軍事同盟の意義について、以下のように論じている。「スターリンが、封鎖の飢餓戦術によって、西ベルリンを奪取せんとしたことが、NATO を生んだ直接の原因であります。中共が、ホー・チミンを援助しまして、インドシナの共産化を企てたことが、SEATO を生んだ直接の原因であります。スターリンが、武力によって南北朝鮮の統一を企てたこと

日米安全保障条約改定 50 周年に寄せて (三浦)

が、日米安保条約を生んだ直接の原因であります。だから、そういう意味におきまして、この安保条約は、世界的規模において、国際共産勢力の侵略の可能性に対しまして、自由世界の安全を防衛せんとする使命を持っておる意味におきましては、全く同一性格のものであります。だから、日本を仮想敵国といたした中ソ同盟条約と、朝鮮の侵略と、日米安保条約というもの、この三つは、時間的にもそうでございますが、その三者は不可分の因果関係を構成しております」<sup>(91)</sup>。

そのうえで、同公述人は、「日本は、この安保条約を結ぶことによって、戦争に導くとか、戦争に日本が巻き込まれる」という議論に関連して、次のように反論している。「日本人の心理状態に、戦争の傷あとというものが非常に深いのでありまして、何でも戦争に結びつける」<sup>(92)</sup>という社会心理的な傾向を指摘しながら、「世界に四十三ヵ国ありますが、その四十三ヵ国の国全部が、いずれも、ソ連さえいくさを始めてくれなければ、われわれはもう絶対に、永久にいくさに見舞われることはないという確信のもとに立っております。幸いに、フルシチョフ首相は、武力で共産主義を拡張しないとおっしゃっておられるので、はたしてそうであれば、このできた安保条約も、これはもう過去においてそうでございますけれども、将来も長く伝家の宝刀として——これはひとり安保条約でなく、NATO もそうでございますが、これは伝家の宝刀といたしまして、さやにおさまったままこれを使わずに——これが一番大事なのであります。使わぬ、使うようなことがあってはいけない、そのまま抑制力として残っていくということが期待される」<sup>(93)</sup>との見解を示し、日米安保条約改定の意義を説いている。

また、日米安保条約が、周辺国を刺激することで、結果的に報復を受ける可能性が高まるとの安保慎重論に対しては、主権国家として自衛手段を講じることは、当然のことであると主張する。「これを結ぶと中ソ両国を刺激するというのです。それから、刺激したから報復を受ける、こういうことが反対論の一つなのでありますが、私はこれは逆にとるのでありまして、報復などされる、それだからこそ、われわれがこの条約を結ばなければならぬ必要性を、



むしろこれは言っておるものである。これも、日本ばかりではございません。四十三カ国がみなそうであります。ちゃんとアメリカと一緒に結んでおります。ほかのヨーロッパ、アメリカの四十三カ国がソ連や中共を刺激せず、日本ばかり、日本の条約だけがなぜ刺激するのかということが、まず問題なのであります<sup>(94)</sup>と反論する。「ローマを滅ぼしたものはローマ人自身であって、北方の蛮族ではない」<sup>(95)</sup>という教訓を紹介しながら、「日本の国内の分裂というものが、国際政治においては、権力者がこれを利用しないのはうそでありまして、われわれも利用したのですから、あしたに呉佩孚<sup>(96)</sup>をやり、夕べには段祺瑞<sup>(97)</sup>を援助するということを、やるのであります。そういうようなことで、今ちょうどわれわれが対象になっておるのであります。大体刺激すると言うけれども、隣の国が戸締まりをする、けしからぬやつだといってこれを憤慨する者がありとするならば、その人はもし隣の人が戸締まりを怠ったならば、その家に忍び込もうとする意図を抱いているものといわざるを得ないのであります。だから、日本が自衛の措置をとることについて、もしどこかの国が刺激されるとするならば、その国は、もし日本が自衛措置をとらなかったならば、日本に侵略をしようという野心を持っておると言われても、しようがないのであります。それでありますから、安保条約を破棄せよというようなことをおっしゃる国もありますが、そういう国は、安保条約というものがあることが、非常にじゃまになる国なのであります。じゃまにならぬ国は、イギリスもフランスも言わないのですね。だから、これを言うものは、どうしても日本に対して潜在的侵略者である、こういわざるを得なくなるのであります」<sup>(98)</sup>と自らの解釈を示し、日米安保条約改定の正当性を主張している。

また、同公述人は、現行の日米安保条約の第三条、四条、五条についての解釈議論を整理しながら、幾つかの誤解について反論している。その一点目は、「三条の規定には二つの誤解があるのです。今その誤解を、猪木先生自身がお開きになったのであります。その一つは、あの三条の規定によって、日本が軍備を増強する義務を負うたのだという誤解であります。これはソ連の覚書にもあります。それから第二の誤解は、あれによって、自助と相互援助ということがあ

日米安全保障条約改定 50 周年に寄せて (三浦)

るから、日本がこれからアメリカを武力で援助する義務を負うたのだという、二つの誤解であります。これはいずれも誤解であります。何となれば、この条文は NATO にも SEATO にもみんなあります。ところが、たとえば NATO には、アイスランドという国が入っております。これは一兵、一艦、一機持っておらぬ、まる裸の国であります。同じ条文があれば、あの条文で義務を負うということになれば、アイスランドも軍備を作らなくてはならぬ。それからまた、ルクセンブルグなどという国がありますが、こういうものが、軍備を増強したということだけをだれも聞かない。あの条文があるために、軍備を増強する義務を負うたということは、だれも聞かない。日本だけに、あの条文を、そう解釈される必要はない。アメリカは、そういう解釈を迫ってこないと思う。もしそういうことをすれば、ほかの国にもそう言うはずなんです。ヨーロッパの国とかアジアの他の国にやりませんで、日本ばかりに、そういうことを言えるはずはないのでありましょう」<sup>(99)</sup>と述べながら、日米安保条約第三条に関する誤解を論難している。

誤解に対する反論の二点目は、「第二の誤解は、相互援助というのは武力援助—— NATO に関する書物は非常に少ないのでございますけれども、私が読んだ限り、こういうことを書いております。あの条文、三条と四条と五条というのは、大体並んでおります。NATO も、今度の日本の安保条約も、三つ並んでおります。初めは三条で、いわゆる相互援助で、われわれが武力の抵抗に対する能力を維持発展するということと、その次は協議制度、それからいよいよ武力攻撃があった場合、この三つが並んでおります。この三つを、学者はこういうふうに説明しております。三条の規定というものは、まだ非常に朗らかな晴天の日、何ら侵略などの模様のない時代に、きょうは晴天であるけれども、いつまた荒天がくるかわからぬので、あらかじめ用意しておかなければならぬ規定が三条であって、その次の第四条の協議制度に及ぶのですが、これは天の一角に黒雲が現われて脅威がきそうだ、それがきたらどういう態度をとかということを協議するというのが、その次の条項であります。それからいよいよ暴風雨がきたというのが、日本で言えば第五条であります、そういうように配

列がみな同じになっておる。日本ののは、武力攻撃に対して抵抗能力を維持、発展とございますが、それと同じ条文がほかにもあるのであります。そういう意味であって、決してこれによって武力で相手の国を助けるなんという——もしこれが第五条にありましたならば、日本も武力でアメリカを助けなければならぬということも言えるのでありましょう。特に非常に明らかなことは、琉球に攻撃があった場合に、琉球の統治権はアメリカが持っておりますから、これは日本に対する攻撃ではありませんで、アメリカに対する攻撃であります。そうすると、琉球を日本が武力で援助することになれば、これはあるいは日本の本土をアメリカが援助するかわりに、日本は、アメリカの統治下にある琉球を援助するということになると、これは相互的になるかもしれません。それはないのでから——今度はそういう義務を日本は負うてないのですから、これをもって相互援助でないということがわかるのであります」<sup>(100)</sup>。

また、現行の日米安保条約によって、日本がアメリカに対して軍事基地を提供したことが、あたかも日本の主権を差し出しているかの如き議論に対して、批判を加えている。「新条約で、引き続いてアメリカに日本は軍事基地を貸しておるが、それは日本の主権をアメリカに譲渡し、日本人自身が、独立をアメリカに差し上げたようなものだ、独立をすっかり失ったようなものだ、こういう非難がございます。これはいかにも子供だましの議論でございます、イギリスには、六万のアメリカの戦略爆撃機がおりまして、しかも、四つの大きな軍事基地を持っております。そうしてしかも、原水爆を載せて毎日イギリスの上空を飛行しておる。この前の総選挙のときには、労働党から、あんなものをやめてくれというスローガンまでありました。それほどのことをやっておる。フランスには三カ所あります。イタリアには二カ所、スペインにも二カ所ある。こういう国が、主権を失ったとか独立を失ったというようなことを、だれも言いやしない。ところが、日本だけそういうことを言う。どういふものか。こういうことも、まことに私は残念なことだというふう考えるのであります」<sup>(101)</sup>。

最後に、同公述人は、新日米安保条約のカウンターパートナーであるアメリカの国民性について言及しながら、日本の安全保障を実現する上でのその意義

日米安全保障条約改定 50 周年に寄せて (三浦)

を、以下のように説いている。「アメリカ研究の世界的権威者でありますジェームズ・ブライスという人がありますが、この人が、アメリカの国民性の三大特色というものをあげております。その一つはアメリカは自由を熱愛するということ。ある場合には、生命より自由を重んずる。提督ヘンリーの、われに自由を与えよ、しからずんば死を与えよという、この伝統が続いておって、大統領が軍にもものを言う場合、それから日本におりまする部隊長が、部下に言う場合の訓令というようなものを、われわれもよく読むことがあります。それを見ますと、やはり決して愛国、国を守れというようなことを言わないのであります。お前らが犠牲を払って、命を捨ててくれという場合にも、国を守ってくれというようなことは決して言わないのであります。いつも言うことは、自由のために身をささげろ、こういうほど自由を熱愛しておる。第二の特色は、弱者に対する同情の非常に深いということでありまして。言いかえるならば、下敷きになった犬が立ち上がろうとするのを支持してやる、こういう念が非常に強いということでありまして。これも、われわれはやっぱりいろいろな体験を、したこともあります。目撃することが多いので、われわれ自身もこういうことを皆さんとともに感じているのでありましょう。第三は、国際法を尊重する。これは私は自分の教科書にも書くのでありますが、国際法を尊重するということは、条約を守るということでありまして。私ども、こうして非常に弱くなり、小さくなった国でありますから、弱い者いじめをするよりも、弱い者に同情してくれる国と運命をともにしたい。それから、条約を破る国よりも、条約を守ってくれる国とわれわれは生存をともにしていきたい。であります。私が最も高く評価しておりますのは、むしろ、そのことじゃなくて、一番初めの自由であります」と述べながら、アメリカと同条約を結ぶにあたっての妥当性を強調する。同公述人は、「われわれは、あくまで言論の自由が行なわれ、政府を批判する自由が許され、職業を選択する自由が許され、ストライキをやり、デモをやる自由が許されるような国、いつまでもそういう国になっておりたいのであります。すなわち、日本の憲法に書いてありますように、人類多年の努力の成果でありますのですが、この努力の成果を投げ捨てて、またもとのような自

由のない国に戻るということは、絶対にわれわれは避けねばならぬ。その意味におきまして、自由の国と手をつないでこの国の生存を維持していこう、そういう意味におきまして、私はこの条約を支持するものでございます」<sup>(102)</sup>と述べ、陳述を結んでいる。

#### (8) 西春彦公述人

西公述人は、冒頭、当時の国際情勢を勘案して、「安保条約は必要である、しかし、今度の改定は、ソ連、中共などとの関係から見て、大きな危険があるそうである、以上、改定に関する国民の要望は当分これをごままして、現行の安保条約で進むべきである」<sup>(103)</sup>と考えを示唆する。すなわち、対ソ連ならびに対中国関係悪化を回避するためにも、旧日米安全保障条約を改定せず、現状のまま維持する旨の意見陳述をした。

その根拠として、自らがまとめ、岸首相ならびに藤山外相へ宛てた日米安保条約改定に関する意見書を紹介する。その論点は、今回の改定が、対中ソ関係の観点から、外交上の危険性を内包しているというものである。その理由は、以下の通りである。すなわち、「一、根本の点として、ソ連は、元来、安保条約は対日講和条約締結の当時、アメリカが日本に押しつけたものであるとしており、その反面、日本をひどく誹議してはいない。しかし、今回の条約の改定は、完全に日本の自由意思で行なわれるものであるから、新条約の全部についてソ連、中共が日本の責任を問うことになるのは当然覚悟していなければならない。二、具体的点で最も重要視するところは、米軍の基地飛び出しである。それについて日本との協議ないしその同意を要することになれば、アメリカの自由行動はそのためにも多少制限されるでありましょうが、協議を経て飛び出した米軍の行動については、日本もこれに関与したゆえをもって、米国と共同責任を負わされることを覚悟しなければならない」<sup>(104)</sup>と、新日米安保条約の成立にとまなう日本側の責任について言及している。

次に、同公述人は、自身の外交官としての経験をもとに、「三、自分のモスクワでの経験としまして、昭和十一年、日独防共協定が締結された際に、ソ連は、

日米安全保障条約改定 50 周年に寄せて (三浦)

日独の両国を仮想敵国とみなしまして、わが国に対してもほとんど国交断絶にひとしい妨害を加えた。すなわち、当時すでに合意に達していた日ソ漁業条約の改定案に調印を拒絶し、日本大使にはなほだしい侮辱を加え、大使館及び領事館に対し種々の圧迫を加え、多くの領事館は閉鎖のやむなきに至った。さらに、北樺太の石油、石炭利権事業にもひどい圧迫を加え、利権事業は逐次縮小を余儀なくされ、最後には、これを放棄するほかなきに至ったのである。四、今日でも東西の対立は依然解消していない。ソ連は、前大戦中に日独同盟の脅威に苦しめられた体験を忘れないであくまで東ドイツを把握する強硬方針を堅持しておく。かかる際に行なわれる安保改定は、ソ連から見れば、これは日本の軍事提携の強化と見て、これに対処せんとする気配がうかがわれる。それから、それと関連して、ソ連、中共からの対日圧迫の強化も懸念される」<sup>(105)</sup>と述べ、外交上予想される負の連鎖的影響を指摘している。

さらに、有事の際に憂慮されることがらについて、同公述人は、「五、戦争の場合、新条約では、ソ連、中共は、日本をアメリカと共同の敵として侵攻する口実が一そう従来と比して容易となる。六、重大な対外政策は、自国に都合のいい方面ばかりを考えないで、相手国の立場になって、とくとその影響を考究しなければいかぬ。悔いを百年の後に残すことがある。政府側がソ連、中共関係を深く考慮した形跡がないことを憂える。七、アメリカも東西の冷戦緩和に向かって熱意を加えつつあるとき、ソ連にとっては、往時の日独提携を想起させるような安保改定が、日米両国にとって、はたまた世界平和のためから、はたして時宜を得た措置と言い得るであろうか。重大案件の審議にあたっては、常に最悪の場合を念頭に置いて策を練るべきである。日本の国力は戦前と比して著しく低下して今日、一步誤れば千仞の谷に突き落される。安保改定によって種々の危険にさらされるのは、主として日本であって、アメリカではない」<sup>(106)</sup>と述べ、結論として、「八、為政者は慎重の上にも慎重を期し、いやしくも、国家の安全を危うくする行動は、行きがかりや体面にこだわらず断固抑制すべきである」<sup>(107)</sup>との考えを表明している。

くわえて、同公述人は、日米安保条約の改定にともなって、懸念される事

柄について、以下のように述べている。「一、安保改定は、最悪の事態に陥っている中共との関係をわが方みずから救いがたいものにする。二、日本はアメリカと対等の実力的立場に立って基地飛び出しの協議を行なうことができない。それにかかわらず、共同責任を負わされるということになるとすれば、結局、日本は、こういう条約を結ぶ資格、能力なくしてこれを結んだということになるだろう。この点は、日米の共同責任問題とあわせて、条約改定上の致命的な欠点である」<sup>(108)</sup>と述べ、新日米安保条約の問題点を、あらためて指摘する。

そのうえで、「三、わが国の安全は国際信義以上の重大事項である。改定の結果生ずる困難につき、アメリカ側の了解を求めて、交渉を中止することは困難でない」<sup>(109)</sup>とも主張する。さらに、「四、事前協議で日本が反対すれば拒否権行使にひとしいとの説は、国際通念を逸脱し、条約先例にも反する。五、在日米軍に対する共同防衛は、相手国からわが国に対する報復を招く。日本はアメリカではない。困難は戦時ばかりではなく、平時にも及ぶわけである」と、新日米安保条約の成立に伴う危険性を指摘する。同公述人は、「六、安保改定は、日本にとってはあまりありがたみがなく、実力不相応であり、不安、危険を伴って、内外の事態を一そう複雑にする。現行安保条約のもとで日本の安全は過去七年間確保され、経済の復興に大いに寄与した。今外部から日本を侵略する危険が特に増大した事実はない」<sup>(110)</sup>との認識を明かしている。

また、同公述人は、「安保改定こそ不安、危険を誘発するのである。臨時国会の審議過程で、すでに対外関係を悪化させた。アメリカの了解を得て、すみやかに交渉を打ち切った方がいい。(中略)新安保条約が調印されてから間もなく、先ほども話がありましたように、ソ連はわが政府に通告をよこして、新条約を非難し、外国軍隊の駐留する間は歯舞、色丹両島の引き渡しを行なわないと言ってきました。ここに、早くも歴史の歯車が動き出したのであります」<sup>(111)</sup>と述べ、すでに現実の外交面で生じた事象について、危惧の念を明らかにしている。

同公述人がとりわけ憂慮していたのは、日ソ関係の最大の懸案事項であった

日米安全保障条約改定 50 周年に寄せて (三浦)

領土交渉問題への影響であった。すなわち、「日ソ国交回復交渉は領土問題で行き詰まり、ロンドンとモスクワで一年半の歳月を費やし、最後には、鳩山総理が病気を押しモスクワに行かれ、最も困難だった領土問題は、ようやくあの程度の話し合いで共同宣言が調印されたのであります。しかしながら、南千島、すなわち、国後、択捉の問題については、日本の主張には強い根拠があるのであります。もし日本が日ソ両国の関係を悪化せしめないで、善隣関係を進める方向に向かって不断の努力を続けるならば、南千島の問題についても、将来何らかの話し合いを遂げる可能性がないとは決して言えないのであります。また、最後には、国際的解決というような問題も必要となるかもしれません。ともかく、こういうふうにして話し合いが成立すれば、平和条約はいつでも成立し、齒舞、色丹はすぐにも返還されることが期待されておったのであります。しかるにかかわらず、齒舞、色丹に関する最近のソ連の通告のまま新安保条約を批准するならば、少なくとも、今後十年間、領土問題の解決の望みは失われてしまう」<sup>(112)</sup>と述べ、旧安保条約改定を強く牽制した。

最後に、同公述人は、以上の議論をふまえ、日米安全保障条約の改定について「新条約の以上のような長所と短所、すなわち、種々の対外的危険を比較対照いたしまして、新条約は批准を見合わせて、当分現行条約で進むことが、わが国にとって得策である」<sup>(113)</sup>と結論している。

#### 4 日米安全保障条約の評価—日米世論調査等

1960年6月15日、新日米安全保障条約は、国会で承認された。爾来50年の歳月が流れたが、その間、激動の続く東アジアのみならず幾多の国際的変動に耐えつつ、日米安保条約は、所謂「持続と変容」のプロセスを経験し現在に至っている<sup>(114)</sup>。そこで、以下では、日米両国政府ならびに国民が、現段階において、日米安保条約をどのように評価しているかについて、各種世論調査のデータや最近の日米両政府の動向をもとに検証してみたい。

内閣府が2010年1月に実施した世論調査「自衛隊・防衛問題に関する世論



調査」では、日米安保条約に関する興味深い調査結果が示されている。同世論調査の第6項目「日本は現在、アメリカと安全保障条約を結んでいるが、この日米安全保障条約は日本の平和と安全に役立っていると思うか、役立っていないと思うか」との問いに対して、「役立っている」と回答した人の割合は76.4%で、その内訳は「役立っている」31.3%、「どちらかといえば役立っている」45.0%となっている。反対に、「役立っていない」と回答した人の割合は16.2%で、その内訳は「どちらかといえば役立っていない」11.9%、「役立っていない」4.3%となっている。回答者を性別で見ると、「役立っている」とする者の割合は男性で高くなっている。年齢別で見ると、「役立っている」とする者の割合は50歳代で、「役立っていない」とする者の割合は、30歳代、40歳代でそれぞれ高くなっている<sup>(115)</sup>。

また、同調査の第7項目「日本の安全を守るためにはどのような方法をとるべきだと思うか」との問いに対して、「現状どおり日米の安全保障体制と自衛隊で日本の安全を守る」と回答した人の割合は77.3%、「日米安全保障条約をやめて、自衛隊だけで日本の安全を守る」と回答した人の割合は9.9%、「日米安全保障条約をやめて、自衛隊も縮小または廃止する」と回答した人の割合は4.2%となっている。このデータを、平成19年度の調査結果と比較するかぎりにおいては、大きな変化は見られない<sup>(116)</sup>。

さらに、安保条約改定50周年を特集したNHKテレビ特別番組(全4回)では、安保条約を肯定評価する人が、70%以上(NHK独自の調査)であることが報道された<sup>(117)</sup>。

他方、アメリカ側からみた場合、日米安全保障条約はどのように評価されているのか。外務省が米国ギャラップ社に委託して、2010年に実施した世論調査データを見てみたい。同調査の第4項目「日米安保条約の評価」に関する設問のうち、「日米安保条約はアメリカの安全保障にとり重要であると思うか」との問いに対して、「極めて重要である」と回答した人の割合が53%、「ある程度重要である」と回答した人の割合が36%、「あまり重要でない」と回答した人の割合が9%となっている。「極めて重要である」及び「ある程度重要

日米安全保障条約改定 50 周年に寄せて (三浦)

である」と回答した人の割合は、合計約 9 割に達する。アメリカは、「現在の日米安全保障を維持すべきと考えるか」との問いに対し、2009 年では「維持すべき」と回答した人の割合が 87%、「そうは思わない」と回答した人の割合が 6%、「意見なし」と回答した人の割合が 7%であった。また、「日本は防衛力を増強すべきと考えるか」との問いに対して、「増強すべき」と回答した人の割合が 54%であるのに対して、「そうは思わない」と回答した人の割合は 38%、「意見なし」と回答した人の割合は 8%、となっている<sup>(118)</sup>。

以上の調査結果から、日米両国の国民意識のレベルでは、日米安全保障条約を肯定的に評価する意見が多数を占め、日米両国民の圧倒的多数が日米安保体制を支持していることが分かる。

ところで、先ほどふれた日本側の内閣府の世論調査について、一言触れておきたい。この調査結果データから読み取れることは、新日米安保条約の自然承認から半世紀がたち、所謂 60 年改定安保条約に対する肯定的評価の割合が、高水準で定着しつつあることである。最近の同調査の結果を見る限り、日米安保条約に対する評価の推移は、改定当初のそれと比較して、隔世の感を禁じえない。改定当時は、冷戦の真ただ中であり、国内外の諸条件ともあいまって、日米安保条約改定の何たるかを正しく理解することは、甚だ困難であった。

しかし、年月が経過するにしたがって、日本が経済社会的な豊かさを享受し、世界有数の経済大国としての国際的な地位を占めるようになると、日米安保条約に対する国民の評価も肯定的な方向へと変化していった。この間、日米安保条約に反対を唱えていた当時の野党・日本社会党は、非武装中立、自衛隊違憲の党是を変えなかった<sup>(119)</sup>。しかし、当時の日本社会党の支持層のなかには、日米安保条約は日本の安全保障に役立っているとして、自衛隊と日米安保条約の二つの組み合わせによる日本の安全保障政策を肯定する動きも出てきた。それを象徴するのが、平成 6 年(1994 年)の自由民主党、新党さきがけとの連立政権の誕生である。村山富市首相(当時、日本社会党党首)は、防衛庁長官(当時)に玉澤徳一郎(自民党)を据え、今までの党是を変更して、自衛隊の合憲ならびに日米安保条約の堅持を明確にした。国民の大多数が日米安保条約を肯

定的に評価している現実を受け入れ、遅ればせながらそれに追随したともいえよう。このことは、歴史的な視点からみるならば、岸首相（当時）が騒然としたなかで、安保条約改定という政治的決断を下したことが、決して間違っていなかったということでもあり、その政治的遺産が、50年後の今日の日本の礎となっていることを間接的に証明しているともいえるのではないだろうか。

次に、日米政府レベルで、日米安保条約がどのように評価されているのかについて、最近の動向をもとに述べてみたい。

2010年1月19日、日米安保条約署名50周年に当たって、日米安全保障協議委員会の日米両国の外務務大臣、防衛大臣、国務長官、国防長官は、「共同発表」をおこなった<sup>(120)</sup>。それによると、両閣僚は、「日米同盟が、日米両国の安全と繁栄ともに、地域の平和と安定の確保にも不可欠な役割を果たしていることを確認する。日米同盟は、日米両国が共有する価値、民主的理念、人権の尊重、法の支配、そして共通の利益を基礎としている。日米同盟は、過去半世紀にわたり、日米両国の安全と繁栄の基礎として機能してきており、閣僚は、日米同盟が引き続き21世紀の諸課題に有効に対応するよう万全を期して取り組む決意である」<sup>(121)</sup>と述べ、日米同盟の意義を確認しつつ、過去半世紀にわたる発展の源泉が、日米安保条約であると位置付けた。

次に、「日米同盟は、すべての東アジア諸国の発展・繁栄のもととなった平和と安定を東アジアに提供している。あらゆる種類の顕在化する21世紀の脅威や地位及びグローバルな継続的課題に直面する中、日米同盟は、注意深く、柔軟であり、かつ、対応可能であり続ける。この地域における最も重要な共通戦略目標は、日本の安全を保障し、この地域の平和と安定を維持することである。日本及び米国は、これらの目標を脅かし得る事態に対処する能力を強化し続ける」<sup>(122)</sup>と述べ、日米安保体制はアジア太平洋地域の繁栄を下支えするとともに、21世紀の脅威やグローバルな諸課題解決のため協力していくと強調した。

最後に、「日米安全保障条約署名50周年に当たり、閣僚は、過去に日米同盟が直面してきた課題から学び、さらに揺るぎない日米同盟を築き、21世紀の

日米安全保障条約改定 50 周年に寄せて（三浦）

変化する環境にふさわしいものとするを改めて決意する。このため、閣僚は、幅広い分野における日米安保協力をさらに推進し、深化するために行っている対話を強化する」<sup>(123)</sup>と結んでいる。

ところで、1960年に改定された日米安保条約が、2010年に50周年を迎えることを記念して、特殊切手「日米安全保障条約改定50周年」<sup>(124)</sup>（図1参照）が発行された。切手は、当時の署名式のおこなわれたホワイトハウスのイーストルームでの岸信介首相とアイゼンハワー大統領との署名式の風景や日本の国会議事堂とアメリカ合衆国議会議事堂がデザインとなっている。両議事堂は、条約の最終的な承認を象徴する場所として、両議事堂が重なり合ったデザインとなっている。この記念切手の発行日は、同条約が発効した日を記念して2010年6月23日（水）となっている。この特殊切手は、日米両国が、同盟関係に込められた含意とその重要性を一層理解し、そのうえで日米関係をさらに深化させたいとの政治的メッセージを象徴するものと解釈したい。



（図1）特殊切手「日米安全保障条約改定50周年」  
（日本郵便事業株式会社，2010年6月23日発行）

## 5 おわりに

本稿は、はじめにでも述べたように、日米安全保障条約等特別委員会公聴会の議事録をもとに、公述人の膨大な陳述のなかから、重要と思われる部分を抜粋して論じたものである。

8人の公述人の論述は、当時としては、いずれもがすぐれた見識と明確な主張に裏打ちされたものであった。ただ、8人の公述人の安全保障に対する考え方は、それぞれの依って立つ立場や国家観等により、客観的な事実や、歴史的な事実の認定においても解釈が異なっている。しかし、いずれの公述人も、現実的かつ事実関係に基づく要素を加味して論じており、それぞれの立場から時代に対する警告を発している。本稿では、公述人の陳述内容の解釈は必要最小限度にとどめ、可能な限り原文を変更することなく、長文のまま掲載したのは、読者が、公述人の論述を客観的に読み解くうえで支障をきたさないようにするためであったことをお断りしておく。

日米安保条約改定から50年余の歳月が経った。我々は、この日米安全保障条約の半世紀にわたる歴史的現実から、虚心坦懐に、何を学ぶことができるのであろうか。

現在、日本を取り巻く国際環境は急速に変貌を遂げ、大きな変動のうねりが押し寄せている。先行きが不透明な朝鮮半島情勢、軍事力の増強著しい中国、FTAやTPPなどアジア地域で急速に進む経済統合、さらには米国のグローバルな戦略体制にもかげりが見え始めた。

このような状況のなかで、日本の安全保障に対して米国と日本は、どこまで協力を進められるのか、またどのような役割を今後担うのかが問われている。また50年間続いてきた日米安保体制の歴史的変遷過程のなかで、今後、日本がとるべき安全保障政策と米国がとる安全保障政策とが、これまでの戦略的プロセスをどこまで継承していくのか、国際情勢の変化に対応して、開かれた議論が求められている。まさに、小論で紹介した公述人による50年前の歴史的

日米安全保障条約改定 50 周年に寄せて（三浦）

重みのある陳述が、今後の日本の安全保障議論にどのように活用され、活かされるかが重要な要（かなめ）となるに違いない。

## 注

- (1) 2010年9月7日午前、中国漁船が日本の領海である沖縄県尖閣諸島付近で違法操業し、日本の海上保安庁の巡視船に衝突した事件を指す。『読売新聞』2010年9月8日付。
- (2) 2010年11月1日、ロシアのメドベージェフ大統領が国後島を訪問した。これは、ロシアの元首としては、初の北方領土訪問であった。『朝日新聞』2010年11月2日付。
- (3) この点については、以下の代表的な文献を参照。楠綾子『吉田茂と安全保障政策の形成』ミネルヴァ書房、2009年、277頁-286頁。吉田茂『日本を決定した百年 附・思出す俣』中公文庫、1999年、296頁。高坂正堯『高坂正堯著作集』第一巻、都市出版、1998年、146頁-147頁。
- (4) このことは、例えば、第一条で「アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する」との条文規定からも容易に理解できる。奥脇直也編『2010年度版 国際条約集』有斐閣、656頁-657頁。これは、米国の日本防衛義務が不明確であるにもかかわらず、日本が米国に対して基地提供を一方向的に義務付けられた所謂「義務の片務性」を内包したものであった。また条約の期限解除のあり方についての方法も、明確には決められていなかった。詳細は、信田智人『日米同盟というリアリズム』千倉書房、2007年、64頁-71頁参照。
- (5) 奥脇直也、前掲書、656頁。
- (6) 原彬久『岸信介 権勢の政治家』岩波新書、1995年、186頁。
- (7) 同、192頁。
- (8) 同、192頁。
- (9) 岸信介『岸信介回顧録』廣濟堂出版、1983年、360頁。
- (10) 奥脇直也、前掲書、640頁。詳細は、我部政明『戦後日米関係と安全保障』吉川弘文館、2007年、293頁-297頁参照。
- (11) 奥脇直也、前掲書、642頁。
- (12) 同、642頁。この交換公文についての詳細は、坂元一哉「安保改定における相互性の模索」『日米安保体制—持続と変容』（日本国際政治学会編『国際政治』115号、1997年）11頁-26頁参照。

- (13) 奥脇直也, 前掲書, 642 頁。
- (14) 原彬久 (1995), 前掲書, 211 頁。
- (15) 奥脇直也, 前掲書, 642 頁。
- (16) 6月19日にアメリカ大統領アイゼンハワーが、「日米修好百周年」を記念して来日するため、その日から起算して5月19日は丁度1ヶ月前であった。
- (17) 5月10日, 事態打開のために大統領補佐官ハガチーが羽田に到着した。しかし, デモ隊により立ち往生し, ヘリコプターで脱出し, そのまま立川基地から帰国する騒ぎがあった。所謂「ハガチー事件」である。『現代政治学辞典』桜楓社, 1994年, 819頁参照。
- (18) 岸信介, 前掲書, 224 頁。岸首相は, 小倉警視總監からの報告を受け, 自衛隊の出動を検討したが, 赤城宗徳防衛庁長官の反対で断念した。結局, 政府は, アイゼンハワー大統領の訪日延期の要請に踏み切らざるを得なかった。アイゼンハワー大統領は, 極東訪問のため, 12日ワシントンを出発し, マニラに到着していた。
- (19) 同, 224 頁。マッカーサー大使と藤山愛一郎外相との間で批准書が交換された。
- (20) 同, 549 頁。
- (21) 同, 549 頁。
- (22) 同, 636 頁。安保改定の性格に関しては, 以下を参照。原彬久『日米関係の構図』日本放送協会, 1991年。原彬久『戦後日本と国際政治—安保改定の政治学』中央公論社, 1988年。西村熊雄『安全保障条約論』時事新書, 1959年。
- (23) 原彬久 (1995), 前掲書, 199 頁。
- (24) 同, 200 頁。国内政治における当時の権力闘争の詳細については, 原彬久 (1988), 前掲書 338 頁-378 頁参照。
- (25) 『第34回国会 衆議院日米安全保障条約等特別委員会公聴会議録』, 第一号, 昭和35年5月13日, 1 頁。
- (26) 同, 第一号, 2 頁。この公述人の発言は, 旧日米安保条約が米ソ冷戦がいよいよ深化しつつあった1951年9月に, 米国の対ソ封じ込め政策の要石として結ばれたことを考慮したものと思われる。原彬久「序説 日米安保体制—持続と変容」(日本国際政治学会編 (1997) 前掲書), 2 頁参照。
- (27) 『第34回国会 衆議院日米安全保障条約等特別委員会公聴会議録』, 第一号, 1 頁。米国ならびに日本政府は, 「致命的な脅威」を前に, 反共という共通目的の確認に努めた。我部政明, 前掲書, 139 頁-143 頁参照。
- (28) 『第34回国会 衆議院日米安全保障条約等特別委員会公聴会議録』, 第一号, 2 頁。

日米安全保障条約改定 50 周年に寄せて（三浦）

- (29) 同，第一号，2 頁。
- (30) 同，第一号，3 頁。この認識は，岸退陣をうけて誕生した池田内閣によって，アジアでの反共外交として能動的に推進されることになる。吉次公介『池田政権期の日本外交と冷戦』岩波書店，2009 年，13 頁 -23 頁参照。
- (31) 『第 34 回国会 衆議院日米安全保障条約等特別委員会公聴会議録』，第一号，3 頁。
- (32) 同，第一号，3 頁。抑止とは，紛争を武力衝突に至らせないようにするための危機管理政策の一環で，相手国を攻撃する費用と危険が，期待する効果を上回ると敵対者に思わせることで，自分の利益に反するあらゆる行動を，敵対者に取らせないようにする努力のことを指す。詳細は，土山實男『安全保障の国際政治学』有斐閣，2004 年，参照。
- (33) 『第 34 回国会 衆議院日米安全保障条約等特別委員会公聴会議録』，第一号，4 頁。
- (34) 同，第一号，4 頁。土山によると，例えば日本が太平洋戦争から学んだ一つの教訓は，国家目標達成手段として軍事力や軍事組織に頼らないことであり，その規範にしたがえば，憲法第 9 条や集団的自衛権の政府の立場へとつながる。日米同盟は，その規範の上に形成された制度ということになる。土山實男「日米同盟の国際政治理論」（日本国際政治学会編（1997）前掲書），174 頁 -175 頁参照。
- (35) 『第 34 回国会 衆議院日米安全保障条約等特別委員会公聴会議録』，第一号，5 頁。
- (36) 同，第一号，5 頁。塩川は，求められる日本の安全保障のあり方として，憲法前文の「日本国民は，恒久の平和を念願し…平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して，われらの安全と生存を保持しようと決意した」に込められた思いに言及しながら，現実的観点から日米安保の存在をみつめることの必要性を述べている。塩川正十郎「日米安保に憶う」藤原書店編集部編『「日米安保」とは何か』藤原書店，2010 年，15 頁 -16 頁参照。
- (37) 『第 34 回国会 衆議院日米安全保障条約等特別委員会公聴会議録』，第一号，6 頁。
- (38) 同，第一号，6 頁。この時期の日本は，占領後期の産業育成と貿易促進体制のもと，「奇跡の経済成長」ととげ，通商国家として再生の道を歩んだ。信田智人，前掲書，2007 年，87 頁 -88 頁参照。
- (39) 『第 34 回国会 衆議院日米安全保障条約等特別委員会公聴会議録』，第一号，6 頁 -7 頁。
- (40) 同，第一号，7 頁。この日米安保改定交渉と国内政治，とくに政党政治の論理並びに政治的磁場としての国会との関連についての詳細は，原彬久（1988），前掲書，338 頁 -378 頁参照。



- (41) 『第34回国会 衆議院日米安全保障条約等特別委員会公聴会議録』第一号, 7頁。
- (42) 同, 第一号, 7頁。日本の安全保障確立のため、憲法と両立する相互条約を模索し続けた岸首相の政治的リーダーシップは、注目に値する。坂元一哉『日米同盟の絆』有斐閣, 2000年, 203頁-212頁参照。
- (43) 『第34回国会 衆議院日米安全保障条約等特別委員会公聴会議録』, 第一号, 9頁。すでに識者のあいだでは、将来、中国経済が台頭することが予想されていた。ひるがえって、このことは、現在の日米同盟にとって、非常に重要な意味を持ってくる。詳細は、西原正・土山實男監修『日米同盟再考』亜紀書房, 2010年, 202頁-203頁参照。
- (44) 『第34回国会 衆議院日米安全保障条約等特別委員会公聴会議録』第一号, 9頁。この見解は、日米安保をめぐる政治的位相について、「あたかも保守・反保守に共通する安住の地がそこにあるかのような」との分析と相通じる響きを感じる。すなわち、当時の日本にとって、日米安保以外の現実的な選択肢を見出すことは、甚だ困難なものであった。原彬久(1988), 前掲書, 503頁-504頁参照。
- (45) 『第34回国会 衆議院日米安全保障条約等特別委員会公聴会議録』, 第一号, 10頁。
- (46) 同, 第一号, 11頁。松岡氏は、この陳述の中で、バデンバーク決議の内容について触れている。この決議は、米国が自国の安全に影響を及ぼす地域的・集団的防衛協定に参加する際、その協定は、継続的・効果的な自助と相互援助の原則に基づくことを定めたものである。詳しくは、波多野澄雄, 『歴史としての日米安保条約』岩波書店, 2010年, 12頁-18頁参照。
- (47) 『第34回国会 衆議院日米安全保障条約等特別委員会公聴会議録』第一号, 11頁。
- (48) 同, 第一号, 11頁。
- (49) 同, 第一号, 12頁。当時、日米安保改定をめぐる主要な反対意見のひとつは、周辺国への配慮の問題であった。たとえば、改定反対の立場に立つ日本社会党には、過去の歴史への反省を踏まえて、「反安保と日中(関係)は車の両輪であると」との考え方があった。原彬久(1988), 前掲書, 245頁-257頁参照。
- (50) 『第34回国会 衆議院日米安全保障条約等特別委員会公聴会議録』, 昭和35年5月14日, 第二号, 1頁。
- (51) 同, 第二号, 1頁。
- (52) 同, 第二号, 1頁。
- (53) 同, 第二号, 1頁。

日米安全保障条約改定 50 周年に寄せて（三浦）

- (54) 同，第二号，1 頁。
- (55) 同，第二号，1 頁。国際社会にあっては，自力救済が原則であり，安全保障の基礎は，各国の国家安全保障，すなわち個別安全保障にある。しかしながら，その効果が十分に期待できないときは，集団安全保障が，より安定した国家安全保障を実現するための補完的機能を果たすことが求められる。柘山亮司編著『集団安全保障の本質』2010 年，3 頁参照。
- (56) 『第 34 回国会 衆議院日米安全保障条約等特別委員会公聴会議録』，第二号，2 頁。
- (57) 同，第二号，2 頁。
- (58) 同，第二号，2 頁。
- (59) 同，第二号，2 頁。この結果として生まれた改定安保，すなわち現行の安保条約は，基本的には，旧安保条約の構造をそのまま受け継ぐものの，多くの点で，旧条約の不備を解消することに成功した。坂元一哉（2000），前掲書，213 頁－216 頁参照。
- (60) 『第 34 回国会 衆議院日米安全保障条約等特別委員会公聴会議録』，第二号，2 頁。
- (61) 同，第二号，2 頁。
- (62) 同，第二号，2 頁。
- (63) 同，第二号，2 頁。この事前協議の約束によって，米国が核兵器を日本本土に導入することは，事実上，断念せざるを得なくなった。坂元一哉（2000 年），前掲書，254 頁参照。
- (64) 『第 34 回国会 衆議院日米安全保障条約等特別委員会公聴会議録』，第二号，2 頁。
- (65) 同，第二号，2 頁。
- (66) 同，第二号，3 頁。
- (67) 同，第二号，3 頁。
- (68) 同，第二号，3 頁。
- (69) 同，第二号，3 頁。
- (70) 同，第二号，3 頁。
- (71) 同，第二号，3 頁－4 頁。猪木公述人の共同防衛発言について補足すれば，1960 年安保改定は，実質的には「物と人との協力」であったとしても，米国が他の同盟国と結んでいる安全保障条約との関係とで，どうしても欠かせない共同防衛の体裁を，日本の憲法上の制約といかに折りあわせるかという問題であった，との考え方もある。また，その結果として，共同防衛の体裁は，旧条約のような駐留軍協定の色彩が強いのではなくなったという評価もある。坂井一

哉（1988年）、前掲書、267頁-268頁参照。

- (72) 『第34回国会 衆議院日米安全保障条約等特別委員会公聴会議録』, 第二号, 4頁。
- (73) 同, 第二号, 5頁。
- (74) 同, 第二号, 5頁。
- (75) 同, 第二号, 5頁。この点に対しては、日米安保条約第二条（経済的協力）の意義に着目する考え方もある。すくなくとも日本がGATTに正式加盟した1955年以降、日米間には、繊維製品をめぐる深刻な経済摩擦問題が生じていた。米国は、当時、自由主義圏での国際通商の拡大を伴った強い経済が、軍事的強さに付随していなければならぬと考えていた。日米安保条約約定とは、貿易摩擦の回避も含めた日米経済関係の発展という公益を検討した結果でもあった。小野直樹『戦後日米関係の国際政治経済分析』慶応義塾大学出版、2002年、145頁-149頁参照。
- (76) 『第34回国会 衆議院日米安全保障条約等特別委員会公聴会議録』, 第二号, 5頁-6頁。
- (77) 同, 第二号, 6頁。
- (78) 同, 第二号, 6頁。ここで言及された集団的自衛権とは、国連憲章第51条に、「個別的自衛権」と並んで加盟国の「固有の権利」として掲げられたもので、加盟国が集団で他国に対して反撃する権利を意味する。「個別的自衛権」は慣習法上の権利だが、憲章はいうまでもなく「集団的な」権利も付け加え、個別的自衛権同様、それも「固有の」権利であるとしている。本来、自らが攻撃されていないのに、あるいは攻撃される蓋然性が極めて低いのに、攻撃主体たる他国を攻撃するという事は、いわば「他国を防衛する権利」を持つということに等しいという。ところが、国連憲章以前の慣習法では、国家が他国を防衛する権利というものが、必ずしも確立していたわけではなかったため、この集団的自衛権を「固有の」権利というには無理があり、その意味でも、国連憲章によって確立された権利とみるほうが自然であると解釈されている。国際法学会編『国際関係法辞典』三省堂、2005年、453頁参照。
- (79) 『第34回国会 衆議院日米安全保障条約等特別委員会公聴会議録』, 第二号, 6頁。
- (80) 同, 第二号, 6頁。
- (81) 同, 第二号, 6頁。
- (82) 同, 第二号, 6頁。集団安全保障とは、「主権国家からなる国際社会において、ある国が他の国を軍事的に侵略した場合、他のすべての国が侵略国に対して（軍事的）制裁を加え、そのことによって侵略行動をやめさせ、侵略された国

日米安全保障条約改定 50 周年に寄せて (三浦)

の主権を回復し、現状に復帰する仕組み」をさす。もともと国連憲章は、集団的であれ、個別的であれ、自衛権の行使に対して法的制約を課している。したがって、いずれの自衛権の行使であっても、「安保理が国際の平和および安全の維持に必要な措置をとるまでの間」、すなわち国連が本来の集団安全保障の機能を発揮するまでの期間という限定がなされている。国際法学会編、前掲書、453 頁 -454 頁参照。

- (85) 『第 34 回国会 衆議院日米安全保障条約等特別委員会公聴会議録』, 第二号, 6 頁。
- (84) 同, 第二号, 6 頁。ここで再度「集団的自衛権」について補足しておきたい。国連憲章において、「集団的自衛権」が個別的自衛権と同列で併記されているのには、当時、第 8 章で謂うところの「地域的取極又は地域的機関」が強制行動をとるためには、国連安全保障理事会の許可が必要とされたことに対して、ラテンアメリカ諸国が強い懸念を表明したことが背景にあるという。すなわち「集団的な反撃あるいは軍事行動にいま少しの自由を確保したい」との願望に、主要国がこれに応えたという事情があった。そのため、実質的には、このことは「同盟結成の権利」に近いものへと変質し、NATO や WTO (ワルシャワ条約機構) の多くは、この集団的自衛権に基づくものとなった。結局のところ、国連は、一方で集団的安全保障の理念を謳いあげながら、他方では、それと相容れない同盟をも内部に抱えることになった。国際法学会編、前掲書、453 頁 -454 頁参照。
- (85) 『第 34 回国会 衆議院日米安全保障条約等特別委員会公聴会議録』, 第二号, 6 頁。国連は、「国際の平和及び安全の維持に主要な責任」を負うが、安保理常任理事国である 5 大国には拒否権という特別の権限が与えられている。5 大国の寡頭政治を、多数の中小国に押し付けたものとの主張もある。佐藤哲夫『国際組織法』有斐閣、2005 年、77 頁。
- (86) 『第 34 回国会 衆議院日米安全保障条約等特別委員会公聴会議録』, 第二号, 6 頁。引用文のカッコ書きは、引用者。
- (87) 同, 第二号, 6 頁。
- (88) 同, 第二号, 6 頁。
- (89) 同, 第二号, 6 頁。
- (90) 同, 第二号, 6 頁。
- (91) 同, 第二号, 6 頁 -7 頁。冷戦の歴史的文脈と日米安保条約との関係についての詳細は、五十嵐武士『日米関係と東アジア』東京大学出版会、1999 年、103-130 頁を参照。

- (92) 『第34回国会 衆議院日米安全保障条約等特別委員会公聴会議録』, 第二号, 7頁。
- (93) 同, 第二号, 7頁。
- (94) 同, 第二号, 7頁。
- (95) 同, 第二号, 7頁。
- (96) 中国・山東省出身の政治家。袁世凱部下の軍閥曹をかつぎ, 中華民国以後の軍閥混戦のなかで, 直隸派として大きな勢力を築き上げた。日本軍占領下で一時期傀儡政権に参加させられたが, 抗日戦争中の1939年病死した。外務省外交史料館日本外交史辞典編纂委員会編『新版 日本外交史辞典』, 山川出版, 323頁参照。
- (97) 中国の軍閥政治家。安徽省出身。辛亥革命後は, 袁世凱のもとで中華民国陸軍総長, 國務総理などに就任。袁の死後, 北京政府の実権を握るため, 軍閥戦争を繰り返した。1917年から18年にかけて, 日本の寺内正毅内閣の援段政策と結び, 西原借款などの援助を受け, 南方革命派の弾圧を図った。1924年北京で臨時執政に就任。北伐完了とともに勢力を失い, 上海で1936年没した。外務省史料館編, 前掲書, 555頁参照。
- (98) 『第34回国会 衆議院日米安全保障条約等特別委員会公聴会議録』, 第二号, 7頁。
- (99) 同, 第二号, 7頁-8頁。
- (100) 同, 第二号, 8頁。ここで議論されている日米安保条約の第五条と第六条は, 日米それぞれの「関与」と「義務」が, 対称性を有していると理解できる。日本の側から見た場合は, 日本防衛に限定すれば日本は基地という「もの」と「金」を, 米国は軍隊という「ひと」を, 相互に出し合う協力関係が成立している。我部政明, 前掲書, 296頁を参照。
- (101) 『第34回国会 衆議院日米安全保障条約等特別委員会公聴会議録』, 第二号, 8頁。極東有事の際には, 事前協議によって, 日本国内の基地使用について米国の自由裁量は狭められていることになる。その意味では, 日本の主権が損なわれるとの議論は, 当てはまらないことになる。我部政明, 前掲書, 296頁を参照。
- (102) 『第34回国会 衆議院日米安全保障条約等特別委員会公聴会議録』, 第二号, 8頁。
- (103) 同, 第二号, 8頁。旧安保条約のなかに, 日本防衛の義務を明記せず, 米軍が「一方的に」駐留する権利を享受していたことに対しては, 多くの国民が不満を抱いていた。その結果, 日米の「不平等」関係から脱却して, 日本の独立性を高めるべきだとその要求が高まっていた。我部政明, 前掲書, 116頁参照。
- (104) 『第34回国会 衆議院日米安全保障条約等特別委員会公聴会議録』, 第二号, 8

日米安全保障条約改定 50 周年に寄せて（三浦）

頁 -9 頁。

- (105) 同，第二号，9 頁。
- (106) 同，第二号，9 頁。
- (107) 同，第二号，9 頁。
- (108) 同，第二号，9 頁。
- (109) 同，第二号，9 頁。
- (110) 同，第二号，9 頁。
- (111) 同，第二号，9 頁。
- (112) 同，第二号，9 頁。国家の主権との関連で，ひとつ興味深い事実をここで紹介したい。1963 年 8 月 14 日，当時，フルシチョフ首相の書簡を池田首相に手渡すため来日したソ連のミコヤン第一副首相は，日米安保体制の解消を求める旨発言した。これに対して，同年 8 月 18 日，自由民主党は，安保体制に関するミコヤン発言は内政干渉であるとの幹事長談話を発表した。『自由民主党史』1987 年，349 頁 -350 頁参照。
- (113) 『第 34 回国会 衆議院日米安全保障条約等特別委員会公聴会議録』，第二号，11 頁。
- (114) 原彬久（1997），前掲書，1 頁 -7 頁参照。
- (115) 内閣府が，2010 年 1 月に実施した世論調査報告書「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」（<http://www8.cao.go.jp/survey/h20/h20-bouei/2-6.html>）を引用。
- (116) 内閣府が 2009 年 1 月に実施した調査世論によると，「日米安保体制と自衛隊で日本の安全を守る」が 77.3%，「日米安保条約をやめて自衛隊だけで日本を守る」が 2.9%，日米安保条約を止めて自衛隊も縮小または廃止する」4.2%となっている。『防衛ハンドブック 2010』朝雲新聞社，2010 年，875 頁 -879 頁。
- (117) NHK テレビ『NHK 特集 安保条約 50 年』2010 年 12 月 5 日放映。
- (118) 西原正・土山實男監修，前掲書，2010 年，306 頁 -308 頁。
- (119) 日本社会党に関する分析は，以下を参照。原彬久『戦後史のなかの日本社会党 その理想主義とは何であったのか』中央公論新社，2000。また，60 年安保改定をめぐる「五五年体制」については，植村秀樹「安保改定と日本の防衛政策」（日本国際政治学会編，前掲書），28 頁 -30 頁参照。
- (120) 『日本経済新聞』2010 年 1 月 20 日付。
- (121) 外務省ホームページ「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約（日米安全保障条約）署名 50 周年に当たっての日米安全保障協議委員会の共同発表（仮訳）」2010 年 1 月 19 日（<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/usa/>

hosho/ampo50/kh\_1001.html) 引用。

(122) 同。

(123) 同。

(124) 日本郵便「特殊切手『日米安全保障条約改定50周年』の発行 ([http://www.post.japanpost.jp/kitte\\_hagaki/stamp/tokusyu/2010/h220623\\_t.html](http://www.post.japanpost.jp/kitte_hagaki/stamp/tokusyu/2010/h220623_t.html)) 引用。

## 巻末資料

### 1. 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

(日米安保条約)

1960年1月19日 署名(ワシントン)

同年6月19日 国会承認

同年6月23日 批准書交換, 効力発生

1960年6月23日 条約第6号

日本国及びアメリカ合衆国は、

両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的な安定及び福祉の条件を助長することを希望し、国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、両国が国際連合憲章に定める個別的または集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、よって、次のとおり協定する。

第1条(国連憲章との関係)

- ①締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武器の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。
- ②締約国は、他の平和愛好国と共同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

第2条(経済的協力の促進)

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則

## 日米安全保障条約改定 50 周年に寄せて（三浦）

の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによつて、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国間の経済的協力を促進する。

### 第 3 条（自助および相互援助）

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

### 第 4 条（臨時協議）

締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

### 第 5 条（共同防衛）

- ①各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。
- ②前記の武力攻撃及びその結果として執つた全ての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

### 第 6 条（基地の許与）

- ①日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。
- ②前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基づく行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

### 第 7 条（国連憲章との関係）

この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響を及ぼすものではなく、また、及ぼすものとして解釈してはならない。

### 第 8 条（批准）

この条約は、日本国及びアメリカ合州国により各自の憲法上の手続に従つて批准され



なければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

第9条（旧条約の失効）

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生のときに効力を失う。

第10条（条約の終了）

- ①この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたと日本国政府及びアメリカ合州国政府が認めるときまで効力を有する。
  - ②もつとも、この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意志を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行われた後一年で終了する。
- 以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百六十年一月十九日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

岸 信介

藤山愛一郎

石井光次郎

足立 正

朝海浩一郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハーター R

ダグラス・マックアーサー二世

J・グレイアム・パースンズ

※条約第六条の実施に関する交換公文

（日本側往簡）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に言及し、次のことが同条約第六条の実施に関する日本国政府の了解であることを閣下に通報する光栄を有します。

合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行なわれる戦闘作戦行動（前記の条約第五条の規定に基づいて行なわ

日米安全保障条約改定 50 周年に寄せて（三浦）

れるものを除く。）のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。

本大臣は、閣下が、前記のことがアメリカ合衆国政府の了解でもあることを貴国政府に代わって確認されれば幸いです。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

千九百六十年一月十九日にワシントンで

岸 信介

アメリカ合衆国国務長官 クリスチャン・A・ハーター閣下

（合衆国側返簡）

書簡をもって啓上いたします。本長官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日署名された日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に言及し、次のことが同条約第六条の実施に関する日本国政府の了解であることを閣下に通報する光栄を有します。

合衆国軍隊の日本国への配置における重要な変更、同軍隊の装備における重要な変更並びに日本国から行なわれる戦闘作戦行動（前記の条約第五条の規定に基づいて行なわれるものを除く。）のための基地としての日本国内の施設及び区域の使用は、日本国政府との事前の協議の主題とする。

本大臣は、閣下が前記のことがアメリカ合衆国政府の了解でもあることを貴国政府に代わって確認されれば幸いです。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

本長官は、前記のことがアメリカ合衆国政府の了解でもあることを本国政府に代わって確認する光栄を有します。

本長官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

千九百六十年一月十九日

JANUARY 19, 1960

アメリカ合衆国国務長官 クリスチャン・A・ハーター

日本国総理大臣 岸信介閣下

## 2. 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約

（日米安全保障条約（旧））

1951年9月8日 署名（サンフランシスコ）

1951年11月18日 国会承認

1952年4月28日 発効

日本国は、本日連合国との平和条約に署名した。日本国は、武装を解除されているので、平和条約の効力発生の時において固有の自衛権を行使する有効な手段をもたない。

無責任な軍国主義がまだ世界から駆逐されていないので、前記の状態にある日本国には危険がある。よつて、日本国は平和条約が日本国とアメリカ合衆国の間に効力を生ずると同時に効力を生ずべきアメリカ合衆国との安全保障条約を希望する。

平和条約は、日本国が主権国として集団的安全保障取極を締結する権利を有することを承認し、さらに、国際連合憲章は、すべての国が個別的及び集団的自衛の固有の権利を有することを承認している。

これらの権利の行使として、日本国は、その防衛のための暫定措置として、日本国に対する武力攻撃を阻止するため日本国内及びその附近にアメリカ合衆国がその軍隊を維持することを希望する。

アメリカ合衆国は、平和と安全のために、現在、若干の自国軍隊を日本国内及びその附近に維持する意思がある。但し、アメリカ合衆国は、日本国が、攻撃的な脅威となり又は国際連合憲章の目的及び原則に従つて平和と安全を増進すること以外に用いられべき軍備をもつことを常に避けつつ、直接及び間接の侵略に対する自国の防衛のため漸増的に自ら責任を負うことを期待する。

よつて、両国は、次のとおり協定した。

#### 第一条

平和条約及びこの条約の効力発生と同時に、アメリカ合衆国の陸軍、空軍及び海軍を日本国内及びその附近に配備する権利を、日本国は、許与し、アメリカ合衆国は、これを受諾する。この軍隊は、極東における国際的平和と安全の維持に寄与し、並びに、一又は二以上の外部の国による教唆又は干渉によつて引き起された日本国における大規模の内乱及び騒ぎようを鎮圧するため日本国政府の明示の要請に応じて与えられる援助を含めて、外部からの武力攻撃に対する日本国の安全に寄与するために使用することができる。

#### 第二条

第一条に掲げる権利が行使される間は、日本国は、アメリカ合衆国の事前の同意なくして、基地、基地における若しくは基地に関する権利、権力若しくは権能、駐兵若しくは演習の権利又は陸軍、空軍若しくは海軍の通過の権利を第三国に許与しない。

#### 第三条

アメリカ合衆国の軍隊の日本国内及びその附近における配備を規律する条件は、両政

日米安全保障条約改定 50 周年に寄せて（三浦）

府間の行政協定で決定する。

#### 第四条

この条約は、国際連合又はその他による日本区域における国際の平和と安全の維持のため充分な定をする国際連合の措置又はこれに代る個別的若しくは集団的の安全保障措置が効力を生じたと日本国及びアメリカ合衆国の政府が認めた時はいつでも効力を失うものとする。

#### 第五条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国によつて批准されなければならない。この条約は、批准書が両国によつてワシントンで交換された時に効力を生ずる。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で、日本語及び英語により、本書二通を作成した。

日本国のために

吉田茂

アメリカ合衆国のために

ディーン・アチソン

ジョージ・フォスター・ダレス

アレキサンダー・ワイリー

スタイルス・ブリッジス

## 【研究ノート】

# オルテガ研究の覚え書き (2)

藤 本 吉 藏

### 目 次

- 1 プロローグ
- 2 『ドン・キホーテに関する省察』の前段内容  
「予備的な省察 (Meditación preliminar)」についての鳥瞰
- 3 「予備的な省察 (Meditación preliminar)」の内容整理  
—エピローグにかえて—

## 1 プロローグ

『オルテガ研究の覚え書き (1)』(以後『覚え書き (1)』と略記する)で、『ドン・キホーテに関する省察』の前書きたる「読者よ (Lector) ...」の内容俯瞰に努めてきた<sup>(1)</sup>。十全な理解という次元に至っているわけではないが、膨大なオルテガの作品集<sup>(2)</sup>をどうにかこうにか読了した上で、その作業行程中に繰り返し散見された生 (vida), 環境 (circunstancia), 根本的現実 (realidad radical), パースペクティヴ (perspectiva) といった語彙や視点に焦点を当てて、オルテガ思想の礎石を筆者なりに文献主義的な立場で確認したいという目的をもってのことである。特に、その為の主要な資料となるのが、論考項目からみて、「私は私と私の環境である (yo soy yo y mi circunstancia)」<sup>(3)</sup>という命題でスペイン内外の読者に衝撃を与えた『ドン・キホーテに関する省察 (Meditaciones del Quijote)』(1914年)であり、更にその九年後に、パースペクティヴは実在の構成要素の一つ (uno de los componentes de la realidad) であるといった視点に立って<sup>(4)</sup>1921-22に巨り行なった大学での講義録を下に公開をみた『現代の課

題 (El tema de nuestro tiempo)』であろう<sup>(5)</sup>と推断し得たが、先ず前者の内容把握作業にとりかかった次第である。しかも、同作品は、「読者よ …」及び「予備的な省察 (Meditación preliminar)」を前段とし、且つそれを踏まえた上での「第一の省察 (Meditación primera)」で構成されているゆえ、手始めとして、筆者のオルテガ研究入門という意味合いをも兼ねながら、「読者よ …」についての内容把握を開始した。本稿では、そこでの結果を踏まえながら、次の段階として「予備的な省察」の読解を目的とし、更に深くオルテガの世界へ進みたいと思う。

さて、『覚え書き (1)』で吐露した如く、オルテガ作品集の読了作業には、第一に、彼が取り組んだ思考ジャンルが多種多様であることに加えて、ものした作品群は学問的分類乃至整理が容易でない形で執筆されていること、第二に、思索対象の引用文献が多岐に亘る思想家や芸術家、将又心理学者や社会学者が適宜登場すること、第三に、豊富な特殊用語や新造語、更には難解な慣用句 (ideotismo) や隠喩 (metáfora) が鏤められており、読解には多大な困難と時間を要した<sup>(6)</sup>。勿論、それは、筆者の語学力不足や語彙不足が最も大きな要因でもある。「読者よ …」で展開している諸試論の場合、それがオルテガ全集の構造を凝縮したような体をなしている点で、矢張りその解釈には多大な困難が筆者の前に立ちはだかった。

ところで、本稿課題たる「予備的な省察」についての鳥瞰作業にあたって、難解さは然りである。それどころか、「読者よ …」が、全体的にみて、「万物を我々と結びつける衝動＝相互共在の為に不可欠な愛＝理解への熱望」という等置が可能な知的愛 (amor intellectualis) によって、当時スペイン社会が抱えている問題からの同胞の解放という少々粗削りの意志表明で綴られているのに比べて、「予備的な省察」は、次の節で明らかにすることになるが、遙かに多くの隠喩で構成され且つ項目ごとの段落に沿った深遠な哲学的創意に富む内容になっている。そこで、当該箇所を精読作業の進行が鈍り、為に課題を投げ出すことのないように、ノースウエスタン大学図書館訪問の折り<sup>(7)</sup>、衝撃を受けたブレンターノ宛フッサール書簡の一節、即ち「… 私はもう 45 才です。私は

まだ惨めな初心者 (ein armseliger Anfänger) です .... 私に何が望まれるでしょうか ....」<sup>(8)</sup>という碩師の心境、或いは「... 私は世間と州政府に一生懸命注目する野心的私講師 (aufstrebender Privatdozent) ではなかった ...9年間私は実際に何も出版しなかった ... 自分の問題を自身で選び、自らの道を行ったという事実においてそうなのです ...」<sup>(9)</sup>との研究姿勢を座右に備えながら、その難解さに挑むことにした。フッサールに倣い文献を通したオルテガとの直接対話を自らの意識を持って根気強く試みる為である。

但し、本稿でも『覚え書き (1)』と同様の研究スタンスに立って論述した。即ち『覚え書き (1)』では、I.ウオーラストイン (Immanuel Wallerstein) が『脱＝社会学 (Unthinking Sochial Science)』の中で採る "unthinking" という思惟方法<sup>(10)</sup>を念頭におくとともに、更に、E.ベーコンにみる四種のイドラのうち、種族のイドラ (Idora Tribus)、洞窟のイドラ (Idora Specus)、劇場のイドラ (Idora Theatri) に囚われて<sup>(11)</sup>独断的な或いはスピノザでいう第一種認識様式 (primi generis cognitio) つまり受動感情<sup>(12)</sup>に駆られて幼稚で奇形な委縮したオルテガ解釈に陥らないように、そこでの内容の深読みを言い換えれば筆者に都合のよい文節だけに焦点を当てて、前書きだけから排他的にオルテガ思想の幻想を創り上げるような姿勢を回避するように心がけた。そこでの注視は、オルテガが意図する「読者よ ...」という項目の役割、言い換えれば本体『ドン・キホーテに関する省察』の読解或いは最初に計画した『省察』の分析へ挑む読者に対する前書きの位置づけ、についての把握であったとやってよいのである。当然、本稿でも、こうしたスタンスを堅持しながら、「読者よ ...」と「第一の省察」の狭間にあって、「予備的な省察」がどのような役割を担っているかの把握を念頭に置いた。

## 2 『ドン・キホーテに関する省察』の前段内容の鳥瞰

### 「予備的な省察 (Meditación preliminar)」について

マドリードの北西、グアグラーマ山麓にあるエル・エスコリアル修道

院 (el Monasterio del Escorial) を取り巻いている小さな森の一角のラ・エレリーア (Herrería) で、ある春の午後、オルテガの頭に呼び起こされた 15 項目から成る様々な想念 (los pensamientos) を記述している。それは、肺運動の空気のたぎる音或いは心臓の鼓動一つ一つが具体的な意味を持って次の鼓動を保証しているようには思えず不安に駆られる如きざわめきや、それらとは質を異にする、言い換えれば具体的な意味を持たない澄んだ水の流れる音や鳥の囀りといった、彼が佇む心理的状况描写で筆を開始し、オルテガの基本的姿勢を織り込んだ諸項目で成る省察である。しかも、最後つまり第 15 項目の課題に関する思索作業を終えた後、以上の様々な想念が、彼に『ドン・キホーテ』についての試論を書く決心をさせたと吐露して結んでいるのである<sup>(1)</sup>。

それらの想念とは、第 1「森 (El Bosque)」, 第 2「深さと表面 (Profundidad y superficie)」, 第 3「小川とよしきり (Arroyos y oropéndolas)」, 第 4「背景の世界 (Trasmundos)」, 第 5「王制復古期と博識 (Restauración y erudición)」, 第 6「地中海文化 (Cultura mediterránea)」, 第 7「ある大尉がゲーテに述べた言葉 (Lo que dijo a Goethe un capitán)」, 第 8「豹, 或いは感覚主義について (La pantera o del sensualismo)」, 第 9「ものとその意味 (Las cosas y su sentido)」, 第 10「概念 (El concepto)」, 第 11「文化—安定性 (Cultura. — Seguridad)」, 第 12「命令としての光 (La luz como imperativo)」, 第 13「統合 (Integración)」, 第 14「比喩 (Parábola)」, 第 15「愛国心としての批評 (La 茂る小さな林の一角にあるラ・エレリーア (La Herrería) で、ある春の午後, (crítica como patriotismo)」といったタイトルから成る。

さて、そうした課題で何が論じられているかに焦点を当てて鳥瞰すれば、第 1「森 (El Bosque)」についての省察では<sup>(2)</sup>、「... 何本の木が集まれば一つの森に成るのか (?Con cuántos árboles se hace una selva?) ....」<sup>(3)</sup>と自問し、「木々が森を見るのを妨げる (Los arboles no dejan ver el bosque)」というゲルマンの諺 (el adagio) を引き合いに出しながら、森とは本質的に深さを所有すると捉えている。しかもその深さは、自己を顕現しようとするれば、表面というものに変身するように運命づけられているという。森を眺めると、周囲に何十本もの木



がみえる。しかし木々の間の小径を辿ると、先ほどまで見えていた木々とは別  
の木々にとって代わられる。森は、次から次へと見えてくる一連の断片となっ  
て散り散りに解体し続け、本当の森は自分には見えない木々で構成されている  
一つの自然であるという視点の相対化を引き出している。森は何時でも我々の  
居る場所から一寸ばかり先の方にある。森は、いずれの場所から見ても、厳格  
な意味では一つの可能性である。つまり、森は、我々の行為の可能性の総和(*una  
suma de posibles actos nuestro*)であり、それらの行為が実現された瞬間に、そ  
の真正の価値を喪失してしまうと想定しているのである。そして、我々の目の  
前に、直接に存在している森の一部は、その他の部分が我々の目から隠れ、離  
れて存在する為の口実にすぎないのだと結んでいる。

第2の想念「深さと表面 (*Profundidad y superficie*)」<sup>(4)</sup>では、再度、「木々が  
森を見るのを妨げる」という既掲ゲルマンの諺を示しながら、ものを見る場  
合の表面とその表面が多くの見えない部分を隠すという現実(深さ)について  
更に掘り下げて思索している。「目に見える木々の役目は、残りの木々を目か  
ら隠れたものにする事である。そして、目に見える景色が他の目に見えない  
景色を隠しているのだということを我々が完全に悟るとき、初めて我々は森  
の中に居ることを感じとる」<sup>(5)</sup>のである。正にこの意味合いから言って、木々  
が森を見るのを妨げるゆえにこそ、森は実際に存在するといえる。言い換え  
れば、森とは本質的に多種多様の明澄<性> (*claridades*)<sup>(6)</sup>つまり表層 (*las  
superficies*)たる可視性とその下に隠れている深層 (*los profundos*)つまり不  
可触性を所有する。そして深層的なものは、自己を顕現しようとするばどうし  
ても表面というものに変身するように運命づけられている。森というものは、  
それが森である限り、目に見えないものなのだ。

この世の中が内包している様々な運命にもまた、同様に深さの多様性があり、  
いずれもがつまり深層(潜在的世界即ち背後世界)も表層(顕在的世界)も同  
等に尊重されるべきものである<sup>(7)</sup>。そして、各自の偏執と頑迷の為に、これ  
を無視することは、既に「読者よ...」でみた哲学そのものたる知の愛への欠如  
を意味し、(結果的に)世界を矮小なものに、現実を狭隘なものにして、実際

にそうあるものから幾つかの断片を想像上で省略してしまう。

我々が見たり触れたりする物体にしても、その深さ、奥行き (*interioridades*) を構成する第三次元 (*una tercera dimensión*) がある。しかし、人はこの三次元を見ることも触れることもできない。というのは、その物体の表面へ、そのものの内側は決して出てこない。仮に表層を多く薄く切断しても、切断面は必ず何ほどかの厚さ、深さを持ち続けるからである。事物が自己を顕現するのに種々様々な方法をもっていること、だがそれらの事物はそれぞれの秩序の中で一様に明白なものであることが明らかなのである<sup>(8)</sup>。斯くして、「目に見えるものだけが明白なものではない。ある物体の三次元は、他の二つの次元と同じ明澄性を持って我々に与えられるのだ」<sup>(9)</sup>というのである。つまるところ、単なる感覚的機能だけでは、表と裏をもつ全体を把握できない。我々は目でもってものの一部を見るが、そのものの全体を感覚できる形で我々に与えられることは決してない。

第3番目即ち「小川とよしきり (*Arroyos y oropéndolas*)」であるが<sup>(10)</sup>、そこでのオルテガは、森の中で、いつも隠れている性質つまり種類の可能性の寄せ集めを認識しても、森に関する性質の全てを把握したことにはならないという姿勢を示した後、深層性は表象性によって自己を顕現するという変更不可能な宿命を負っているが、どのようにしてその宿命を実現するのかという課題を提示しながら、頭上の木に止まっているよしきりの囀りと足下を流れる小川のせせらぎの音に意識を向けている。

彼には、森の感覚的容量を一瞬間に完全に満たしてしまうような、短い、そして不意に聞こえるこれら二つの音は、それらと交錯している他の諸々のざわめきや音の上に (*sobre una muchedumbre de otros rumores y sonos con ellos entretejidos.*) 際立って響き渡る線或いは点 (*líneas o puntos*) であるにすぎないとみる。注視する二組の音響的性質は、私自身 (即ち主体) の行為によって自己にそれらを (他の音やざわめきから) 区別するように唆し、それぞれに相異なる空間的性質乃至距離を賦与させる。その結果、距離というものは、ある実在する事物の虚像の性質 (*una cualidad virtual*) であり、主体のなす行為の

おかげで、はじめてそれらの事物が獲得し得る性質といえる。その音が遠くにあるのではなく、私とその音を遠ざけるのである。

木々の視覚的距離にしても同様のことを指摘できる。背景の深さ(*profundidad de lontananza*)は、全て自己の協力のおかげで存在するのであり、私(主体)の精神がある感覚と他の感覚との間に設定する諸関係の構造から生じると解し得るのである<sup>(11)</sup>。

想念第4「背景の世界(*Trasmundos*)」では<sup>(12)</sup>、様々な現実を把握する場合、受動的立場で見ると他に、能動的に見るという方法が存在すると指摘している。色彩、音響、快楽や苦痛等の現実の一面を感じ取る前者に対し、それらの背後にある他の諸現実の—科学、芸術、正義、儀礼、宗教、空腹のように我々の中に侵入してくる現実圏とは異なる—姿を把握するのが後者つまり能動的方法である。特に後者の方法は、見ながら解釈し、解釈しながら見ること即ち観察することだというのである。例えば、一つのあせた青い色を見るとき、我々はその色はもっと濃い他の青色であったとして見ている。現実のその色を過去にそうであった色を通して観察するという見方は鏡などにはない能動的な視覚である<sup>(13)</sup>。ある色がさめたりぼやけたりすることは、その色に発生した新たな仮象の性質であり、一時的な深さとしての性質を与える。我々は瞬間的な視覚の中に、その色とその色の歴史を見出すのだ。我々の内面において、そのような凋落と衰退の運動を、一瞬のうちに繰り返すのである。

斯くして、時間・空間、視覚・聴覚といった深さの次元は常に表面的に自己の姿を現わす。それ故、この表面は厳密な意味で二つの価値を有する。一つは表面をそのまま具象的に捉える価値であり、他はこの表面を仮象的な「第二の生命」の中に見る価値である。ここでいう仮象的な価値は、表面は飽く迄も表面でありながらも、深さの方向へ拡大してゆく。オルテガはこれを「遠近法(*escorzo*)」<sup>(14)</sup>と呼んでいるのである。この方法の中に、単純な視覚が純粹に知的な行為と溶け合う境界線を見出すのである。

第5「王制復古期と博識(*Restauración y erudición*)」という課題においては、一冊の本(『ドン・キホーテ』)を観念の森林と譬え、すぐれた意味での遠近法

的作品 (el libro-escorzo por excelencia) であると踏まえた上で、思索を開始している<sup>(15)</sup>。

オルテガによれば、スペインの歴史上で、この著書が持つ深さを認めようとしなかった時期があった。カノバス (Antonio Cánovas del Castillo 1828-97)<sup>(16)</sup> が活躍した 19 世紀の王制復古期である。その時期を、スペイン人にとって個の内省も知性の充実も存在せず、集団的生存において生命が自分自身に向かって縮小し、自分自身を空洞化した時期、言い換えればスペイン国民の生の停止、価値判断の本能の退廃の時代を意味すると省察しているのである。そこでは、計量の体系では最少のものが測定の単位であり、そして価値の体系では最大の価値が測定の単位になる。事物は最も尊敬すべきものと比較することによってのみ、正当に評価されるのだ。諸価値の遠近法において、真に最高の価値を順次に消して行くに従って、その後続く価値が順次に同じ威厳をもって聳え立つようになるという視座に立ってのことである。つまり、オルテガにとって、王制復古期は、偉大なものが偉大なものとして感じられず、完全と崇高の性質は、人々にとって、丁度、紫外線と同じように目に見えなかった。そして、凡庸で軽薄なものが称賛され、その密度を濃くするように見えた。何故なら、遠近法の欠如即ち深さというものについての経験がなかった為である。そして、このような状況の中で、セルバンテスを正当な位置につけることはできないと強調する。彼の作品は、博識によって、遠近法とは無縁の神秘主義作家、劇作家或いは抒情詩人達と混ぜ合わされてしまったと嘆くのである。オルテガの視点では、『ドン・キホーテ』の深さは、全ての深さと同様に、明澄性からかけ離れている。内側のもを読むこと、考察しながら読む方法で、初めて『ドン・キホーテ』の意味はその姿を現すのである。

想念第 6 「地中海文化 (Cultura mediterránea)」<sup>(17)</sup> は、省察という視点について再確認する如き書き出しで始まる。彼にとって、省察とは、様々な表面を放棄し、それよりも更に深い現実へ向かって通じる道を進む運動なのである<sup>(18)</sup>。また省察に当たっては、我々自身の努力によって、自己を支え、己だけを抛り所にして前進する。些細な躊躇いが生じるならば、万事は失敗に帰すという懸

念が付きまとう。思考の群れの中に道を切り開き、色々の概念を切り離し、自身の眼差しを突き通す。こうして明るく照り輝く輪郭を示している観念の風景の中を行き来することができるというのである。

さて、この視座を踏まえて、地中海世界が有する表象的現実と深層的現実、及びその世界に対する歴史的遠近法の誤謬の指摘という本題に取りかかるのであるが、メネンデス・ペラーヨ (Menéndez Pelayo)<sup>(19)</sup>の見解に見る「ゲルマンの霧 (las nieblas germánicas)」と「ラテンの明るさ (la claridad latina)」の設定に疑問を抱くという切り口で論を展開する。オルテガによれば、無論、ゲルマン文化とラテン文化の間には本質的な差異が存在する。前者は深層的現実の文化であり、後者は表層的現実の文化である。しかしそれらは、ヨーロッパ文化全体の相異なる二つの次元といってもよいが、明澄性の差異 (una diferencia de claridad) などというものは両者間には存在しないとみる。また、ギリシャ文化の後、何世紀かの間ローマを含む地中海文化が栄えたものの、ここでは、内陸に背を向け、海の同一性が海岸諸国の同一性の基礎となっていたと捉えている。その点で、ローマは、地中海国家にすぎない、存在するのはラテン文化ではなく、地中海文化である。それ故、地中海世界を分断し、北方の沿岸と南方の沿岸に相異なる価値を与えようとした試みは、歴史的遠近法の誤謬であったという。そして、ヨーロッパというものは、ゲルマン諸族が歴史世界の統一的有機体の中へ全面的に入ってきたときに開始したものだ。そのときになって、アフリカは非ヨーロッパ (異質性 τὸ ἐτερογενές) として誕生した。イタリアもフランスもスペインも、ゲルマン化したのである。ギリシャで生まれた思想はゲルマニアへ進み、ガリレオ、デカルト、ライプニッツ、カントというゲルマン人の頭蓋骨の下で目覚めたとみるのである<sup>(20)</sup>。

「ある大尉がゲーテに言った言葉 (Lo que dijo a Goethe un capitán)」というタイトルで成る第7では、ある特定の文化について語る場合を省察している<sup>(21)</sup>。それは、諸文化の素質の差異は、そのような差異が色々な形となって出てきたところの、ある生理学的な差異というものの存在つまりその文化を生んだ主体の差異を立証するという視点に立ってのことである。とはいえ、科学、芸術、

風俗といった歴史的所産の特定の類型を確立する問題と、それら類型それぞれに対応するところの解剖学的、或いは一般的な意味での生物学的図式を探求する問題とは極めて相異なる問題であるとも思索している。従って、地中海文化を構成する原初的な特徴、その基本的な節度 (*las modulaciones*) の再構成を試みることは有益なことであるが、それらの特徴や節度と、数世紀の期間においてのみ純粹に地中海的であった諸民族へゲルマン諸族が残したものとを混同しないように注意する必要があるという。

こうした点を踏まえて、ラテイズムの明澄性という見解に polemick を集中し、森が様々なざわめきのなかで彼に語る如く、絶対的明澄性 (*una claridad absoluta*) というものは存在しないと思慮している。諸現実それぞれの局面或いは世界がそれ自身の生来の明澄(性)を持っているのである。彼にとっては、ライブニッツ、カントやヘーゲルといったゲルマン的思考は難解ではあるが明快であるという。これに対し、G. ブルーノやデカルトは、難解とはいえないものの、纏まりがなく複雑で、明澄性はみいだせないともてとれる。特に後者の特性は、概観だけの優しさにあり、その下には奇怪、曖昧性、精神的優美さの欠如が隠れているというのである。そしてそのことは、ゲーテが、イタリア訪問の折り、当地のある大尉から、人間は数え切れないほどの事物を頭の中にゴチャゴチャさせておくことが必要であると語りかけられたエピソードが明確に物語ると結んでいる<sup>(22)</sup>。

第8の試論に移ろう。それは『豹、或いは感覚主義について (*La pantera o del sensualismo*)』と題した、造形美術 (*las artes plásticas*) の分野に関する想念である<sup>(23)</sup>。オルテガに従えば、ギリシャ芸術は、具象的な外観の下に典型的且つ本質的なものを探求する芸術である。その彫刻は、理念的なものを潜在させている。逆の方向を目指すローマの芸術は、幻想的模倣という芸術上の意志の下に、具象的なもの、顕在的なもの、個体的なものを大理石の表面に刻みつけた作品群と捉えている。しかも、彼オルテガは、前者が後者に向かい合ったとき、砕けてしまったとみる<sup>(24)</sup>。そしてこの時以来、後になって不当にも写実主義 (*realismo*) と呼ばれるもの、厳密には印象主義 (*impresionismo*) と

名づけられるものが発生したというのである。更に彼は、二千年もの間、地中海諸国は、感覚的なものをそのまま探求するこの印象主義芸術の旗の下に、芸術家達を参集させたと解釈する。ギリシャ人にとっては、目に見えるものは我々の考えるところに従って統轄修正されているのであり、それは理念的なものの象徴にまで上昇したときに初めて価値を持つようになる。しかし地中海人にとっては、それは下降を意味する。なぜなら、感覚的なものこそは、理念の奴隷という鎖を断ち切り、自己の独立を宣言するものだからである。地中海人は、感覚性 (las sensualidad), 外観 (la apariencia), 現前 (la presencia), 現実性 (la actualidad), 表層 (las superficies), 事物が我々の振動した神経の上に残す束の間の印象 (las imprecisiones) を永遠に正当化する。実に彼らは、明晰 (claro) に思考しないが明瞭 (claro) に観察するのである。

ところで、地中海人の網膜とゲルマン人の網膜を比較するとき、双方の思想家間に見出されるのと同じだけの距離を見出す。外観、現前、事物の生きた感覚を重視するセルバンテスの世界とゲーテの世界との比較の場合に然りである。後者の場合は、視覚による思考なのであり、追想された事物についてのリアリストといてよい。言い換えれば、対象となる事物から遠ざかり、それらを純化し、理想化する。前者にあっては、事物そのものではなく、現前する事物の外観を強調するものであり、その点でリアリズムというよりは外観主義 (aparentismo), 現象主義 (ilusionismo), 印象主義 (impresionismo) とでも名づけたほうが適切である<sup>(25)</sup>。

さて、深層の世界も主体に対して外界であるが、豹や猛獣のように、我々の諸感覚の隙間から我々に襲いかかり侵入してくる「現実性 (la realidad)」に対し、「観念性 (la idealidad)」というものは、ただ我々自身の努力にその身を任せる。諸感覚が優勢を占めることは内面的能力が不足している証拠である。省察することは、外界物が網膜を掠めた瞬間、我々の内面のエネルギーでその進入を阻止する。つまりそこでは、単なる印象は思考された後、登録、吸収されるといえるのである。

第9「ものとその意味 (Las cosas y su sentido)」は、網膜、口蓋、指といっ

た器官を通した表面的次元に住む感覚型 (los sensuales) 言い換えれば光の反射する表面 (una reverberante superficie) の人間世界と、概念という器官でもって時間的・空間的深さの次元に住む思索型 (los meditadores) の人間世界<sup>(26)</sup>をとり上げている<sup>(27)</sup>。ここでいう深さとは、そのものの中に、他のものの反映或いは他のものへの暗示としてあるところのものである。反映とは、あるものが他のものの中に潜在的に存在することをあらわす最も明瞭な形態である。あるものの「意味 (sentido)」は、そのものが他のものと共存することをあらわす最高の形態であり、そのものの深さの次元である。ここでは、あるものの物質性を獲得するだけでは充分ではない。その上更に、そのものの持つ意味を、つまり、宇宙におけるそのもの以外の部分が、そのものの上に注ぐ神秘的な影を知ることが必要である。

オルテガにおいては、一般に我々が自然と呼んでいるのは、あらゆる物質的諸要素が入り込んだ相関関係を持つ最大の構造に他ならない。そして自然とは、元来生成を意味する。つまり一つのものが予め思考形成され、潜在的に含有されていた他のものから誕生することを意味している。その中では、一つ一つの事物は他の事物によって豊にされる。結合して、社会、組織、建造物、世の中を作るのである。つまり、もろもろの存在物の限界をはっきりさせ、それらを共に共存出来るように接近させると同時に、相手を消滅させてしまわないように、それらに距離を保たせることを使命とする図式的な性格 (naturalezas esquemáticas) を有する境界 (el límite) が存在するというのである。

第10番目には、「概念 (El concepto)」<sup>(28)</sup>について検討している。ここでは、我々があるものについての概念をもつときを想定し、その場合その概念は、そのものがあるスペクトルの素材 (una materia espectral) の中に注ぎ込まれ、型にはめられたように、そのもの自体の反復乃至再生として我々の前に現れるとみている。彼によれば、概念は、物質的なもの言い換えれば直観や現実の印象を押しつけて、その場所を占領するような、新しいものには変わることはできない。概念の使命と本質は、ものを捕捉する為の器官或いは道具となることにある。但し、それは生の自発性の代わりに努める為の道具としてではなく、生の



自発性を安定したものにする為の道具としてである。また、以前には沈黙して目に見えなかった世界の一部に向かって、我々の内部において開かれた一つの新しい器官としてでもある。理性 (la razón) は生にとって代わろうと望むことはできないし、望んでもならない。そもそも、理性と生を対立したものとするような見方は、それ自体が疑わしいものなのだ。なぜなら、理性は、視覚や触覚と同じ系列に立つ自発的な生の一機能ではないとってよいのである<sup>(29)</sup>。

斯くして、概念にスペクトルの性格を与えるのは、概念がもつ図式的な内容 (el contenido esquemático) なのである。概念は単にものの図式を引き止めるだけである。我々は、図式の中にもものの境界を、言い換えればものの質量が内接するところの限界線を所有するだけである。そして、これらの境界は、技術の如くある物体がその他の物体に対して保つ関係以上のものを意味するわけではない。概念は、観念の場所、つまり一つ一つのものが様々の実在の体系の中で占めている観念上の間隙を表現することにあると帰結し得るといっているのである。

第11番目に、「文化—安定性 (Cultura. — Seguridad)」<sup>(30)</sup>というタイトルで、精神文化について触れている。それによれば、精神的領域の支配と拡大は、我々が依拠するところの、他の精神領域の安定した基本的なものの所有を前提とする。我々自身の足もとが確固であれば、更に複雑なものへ向かって前進することができる。これからして、印象主義の文化 (una cultura impresionista) は、進歩発展的な文化に成り得ないという宿命を負っている。それは、非連続的な文化であり、印象主義の人物や作品は、全てが同じ平面上にひきとめられているのだ。いつでも無の世界を受け継ぐことを繰り返す文化とってよい。

ところで、オルテガの推敲によれば、そうした印象主義は、正に、粗削りの、独創的な、激しい性格のスペイン文化の歴史そのものと同じである。というのは、スペインの偉大な芸術家や活動家は、以前何の文化も存在していなかったように、混沌の世界から出発することを繰り返してきたといえるのである。その点で、この文化は、過去もなく、進歩もなく、安定性もない、アダム的心理をもっているのが特徴なのである。それは、基本的なものと永遠に戦う文化、自分の足下の土地を所有しようと絶えず争っているフロンティア文化である。

例えば、鋭いものだが、安定したものではなく、判然としない生の全体そのものを描くゴヤの絵画の場合、このことを完全に照らしてくれると指摘している。生の自発性を安定にしたものにする為の道具として概念を考察するギリシャの流れを汲むヨーロッパ大陸の人たちの文化と異なるのである。

「命令としての光 (la Luz como imperativo)」と題する第 12 番目の試論は、生の充実を意味する明澄性について、つまり表面即ち印象の明澄性と深層即ち思考の明澄性について踏まえた上で、地中海的変貌とゲルマンから受け継いだ志向性言い換えれば地中海に降りそそぐ太陽の反射光線と魂の内部で視界を多角的に変えてくれる輝きといった祖先伝来の遺産を強力な統合によって全部集めたいという告白で始まる<sup>(31)</sup>。彼の魂は、素姓の明らかな祖先たちから生まれたと想定し、且つ自分の心が惨めなものと感じない為には、遺産の全てを必要とすると吐露しているのである。スペイン人はゲルマンから受け継いだ遺産を忘れ、時代錯誤的に、自分自身とだけ生きようと固執しているとの反省に立ってのことである。そしてその立場から、安定した精神的所有を、言い換えれば様々な心象 (las imágenes) に対する我々の意識の十分な支配を確固なものとする為に、明澄性の秩序体系を要請している。

さて、明澄性は概念によって与えられる。明澄性、安定性、その所有の充実性は、ヨーロッパ大陸の文化的作業から我々に伝来するものであり、スペイン本来の芸術、科学、政治には、一般に欠けているものである。文化的作業というものは、全て生の注解である。生とは永遠のテキストなのである。文化とは、生の解釈であり、生が自分自身の中で屈折しながら光沢と秩序を獲得する、そのような生の態様なのである。それ故、文化作業は、生の奔放な流れを調整する為の明澄性を地上にもたらす使命を帯びている。人間は自己自身の中にその使命を携えているのであり、その使命はその人間という構成物の根元そのものなのである。

ところで、概念とは生の中の明澄性、諸事物の上にはばらまかれた光明そのものである。各々の新しい概念は我々の内部に於いて開かれた新しい器官なのだ。プラトンのいう如く、我々は目でものを見るのではなく、目を通した概念でも

のを見るのである<sup>(32)</sup>。

第13「統合 (Integración)」というタイトルの下では、芸術について思索している<sup>(33)</sup>。オルテガに従えば、芸術作品は光り輝き (luciferina) 言い換えれば精神の解明という使命 (la misión) を帯びている。偉大な芸術様式の中では、生は明澄性に貫通され、打倒克服され、屈折するのである。芸術家は自分自身の上に即ち自分自身の生の自発性の上に立ち上るのだ。我々は彼のリズム、色と線のハーモニーや、彼の知覚や感情を通して、彼の中に、内省と思索の強い能力を発見する。真に、多種多様の形態とはいっても、偉大な様式はいずれも真昼の光輝 (un fulgor de mediodía) を内包している。しかしこのような点こそが、スペイン民族の純正な産物にはいつも欠けていた。彼らがそうした自己の民族の産物に相對するのは、丁度、生そのものに相對するのと同じことである。

ところで、オルテガにいわせれば、スペイン人は、ヨーロッパの精神構造分布図の中で、印象というものの極端な支配力を表している。概念は、嘗て一度も我々の基本的要素であったことはない。とはいえ、彼は、スペイン人の過去に横たわっている印象主義 (impresionismo) の放棄どころか、その強力な肯定を提案するのである。スペイン民族の文化は、思索という鍛錬の中で自己の感覚主義 (sensualismo) を肯定し、組織するのでなければ、精神の為の堅固な土台となることすらできないであろうと内省してのことである。しかも彼は、ここにも、代表的なものとして『ドン・キホーテ』を例示する。彼にとっては、正直に言って、『ドン・キホーテ』は曖昧なものである。しかしこれまで、徴税役人 (el alcaballero) セルバンテスの生涯をめぐっての博識の詮索も、巨大な曖昧性の片隅すらも解明されてこなかった。とはいえ、生の普遍的な意味に対する象徴的な暗示がこれほど強い書物、解釈の為に予測がつかず掴み所がない作品、は他に一つもない。そして、セルバンテスが写実主義の作家と呼ばれるとき、その意味は恐らく、純粋な印象枠内に止まっていることや、一般的、観念的な定言の一切から遠ざかっていることをさし、このことこそが、まるでスペインの秘密を守る人、スペイン文化の曖昧性を看視する人のような、彼の資質ではないのかと自問する。かくして、彼オルテガは、スペインとはいった

い何ものか、無数の民族に囲まれ且つ限りない過去と果てしない未来の間に彷徨うスペイン人とは何ものなのかという問いを抱いて『ドン・キホーテ』に集中するのである。

第 14 は、「比喩 (Parábola)」と題した、イギリス探検家パリー (William E. Parry, 1790-1855) が語った極地旅行についての極めて短い行数から成る経談である<sup>(34)</sup>。即ち、彼は極地旅行したとき、犬橇で一日中北へ向かって驀進し、夜になって経度の測定を行った結果、朝よりも更に南にすることが解った。南に向かう流水の上を走り続けていた、というのである。距離に関する表象と深層の認識問題の提示と思える行りである。

第 15 番目「愛国心としての批評 (La crítica como patriotismo)」という試論では<sup>(35)</sup>、スペイン人乃至スペイン民族が内包している現実的な矛盾に対する感受性を研ぎすますべき重要性を強調している。そして、彼らの思索が、民族的意識の一番奥の層まで浸透し、そこでの組織までも分析すること、スペインに関する仮説の全てを再検討し、ただの一つも迷信的には受け入れないことが必要であると思案しているのである。

さて、オルテガに依れば、それぞれ民族とは、新しい生き方の試み及び感受性の試みであるということをお我々は忘れている。ある民族が独自のエネルギーを十分に展開するとき、世界は計り知れないほど豊饒になる。新しい感受性は、新たな習慣と制度、新しい建築、新しい詩、新しい科学と志向、新しい感情や宗教を呼び起こすのである。反対にある民族が挫折するときは、そのような新しい誕生と増殖の可能性を秘めていたものは全て早産児になってしまうのだ。一つの民族とは、一つの生の様式であり、周囲の資料を組織化して行く単純な、そして他との差別をつけるある種の転調 (cierta modulación) なのである。オルテガによれば、ある民族の様式がその中で発展していくところの、そのような創造的組織化の運動を、その理念の軌道から、様々の外的要因が逸脱乃至挫折させているのがスペインである。それ故、遠近法も秩序体系もない愛国心を邪悪なものともみなす必要がある。伝統の現実こそが、正に、スペインという可能性を段々に抹殺してきたものなのだ。スペイン人は伝統に逆らって進み、伝

統の彼方へ進まねばならない。伝統の廢墟の中から、スペイン民族の初源の実体を救い出すこと、言い換えれば過去の迷信からの解放が急務といえる。それは、歴史の言い伝えを逆に通り抜けて、スペイン民族の心臓が鼓動を打っている場所まで辿り着くことである。そして、オルテガは、これらの本質的な経験の一つ、最大のものとして、セルバンテスを捉えている。しかもその視点に立って、セルバンテスの様式が即ち事物に接近する為の彼の方法が、どんなものであるかを明確に知ることを要請している。それが成就された暁には、スペイン人が新しい生に目覚める為に、彼の思惟様式の輪郭の線を、その他一切の民族的諸問題の上へ延長するだけで十分であろう、新たなスペインの試みを純粹に実行することが可能であろう、と推断している<sup>(36)</sup>。

さて、以上が「予備的省察 (Meditación preliminar)」に収めてある想念のあらましであるが、既述のごとく、この第15の項目の思索終了後、こうした諸想念こそが、オルテガに『ドン・キホーテ』についての試論を書く決心をさせたと結んでいるのである。

### 3 「予備的な省察 (Meditación preliminar)」の内容整理

#### －エピローグにかえて－

これまで、ブレンターノ宛フッサール書簡の一節を座右に備えながら、「予備的な省察」で何が論じられているのかを中心に鳥瞰してきたが、その内容を整理し、その意味するところ、つまり「読者よ…」と本文「第一の省察」との狭間に置かれたこの「予備的な省察」の位置づけ、の把握をもって、エピローグとしたい。この作業こそは、プロローグで既述した如く、本『覚え書き (2)』の目的でもある。

ところで、外見的にみて、「読者よ…」は、既述の如く、オルテガが生きた当時のスペイン社会が抱えている諸問題から同胞を救済する為に、「理解への熱望＝万物を我々と結びつける衝動」を意味する知的愛 (amor intellectualis) をもってスペインの現状を吟味する方法を示すという意図で<sup>(1)</sup>、多くのジャン

ルが無造作に入り組んだ体をなしていた。それに比べて、「予備的な省察」は、遙かによく整理された構成になっているように見える。というのは、前者では、心に浮かんだ多面、多種、多角的着想についての間断なき表明を思わせる論述になっているが、後者では、前者の内容を更によく練り込んだ15項目の想念で構成され、最終的に、それらが彼オルテガに『ドン・キホーテ』に関する試論を書くように決心させたと吐露しているのである。無論、それら想念タイトルの字面だけに着目すれば、体系的な構造を持つ「予備的な省察」とはいえそうもない。しかし、それらのなかで思索されている多種多様な語彙や内容が全体的に密接に連関せしめられた構成になっている。即ち、主体の為す受動的行為・能動的行為或いは主体が有する感覚型の資質・思索型の資質、表層的現実・深層的現実、表層的明澄性・深層的明澄性・ラテン的明澄性とゲルマン的明澄性・思考の明澄性と印象の明澄性、遠近法・諸価値の遠近法・歴史的遠近法、観念主義・現実主義乃至印象主義、概念・省察・生の自発性、等々の言葉や内容が各想念を縦横無尽に行き来した論理内容の体系化が図られているものと見てとれるのである。

では、内面的特徴をみてみると、「予備的な省察」で提示している内容は、科学とは無縁の立場で作成された「読者よ…」と同様<sup>(2)</sup>に、定義、公理、定理或いは系を駆使した論争、論駁から成る論理構成になっている訳ではない。とはいえ、それは、科学としての哲学を意味するわけではないものの、確信に満ちた思索で成っている。整理してみると、第1に、可視性の相対化を採るオルテガの姿を読み取ることが出来よう。我々がなす行為の可視性の総和 (una suma de posibles actos nuestro) 言い換えれば自然や森についての視点の相対化 (つまり可能性) を指摘している件を始め (1)<sup>(3)</sup>、まるで山頭火の歌詞或いは森 於菟の青年への呼びかけの如き、ゲルマンの諺を引き合いに出しながら<sup>(4)</sup>、本質的に多種多様な自己顕現を為す森について述べている一節や (2)、森の性質の寄せ集め行為には重きを置かないスタンスを強調する段落 (3)<sup>(5)</sup>、ものが放つ色彩を例に採り上げ、ある色がさめたりぼやけたりすることは、その色に発生した新たな仮象の性質であり、我々は瞬間的な視覚の中に、対象物の色と

その色の歴史を見いだす。つまり我々の内面において、そのような凋落と衰退の運動を一瞬のうちに見繰り返すという視点(4)、或いは諸文化の素質の差異は、そのような差異が色々な形となって出てきたところの、ある生理学的な差異というものの存在を立証するという箇所(7)、等々が、その証左である。斯くして、それら想念は、総じて、絶対的可視性を排した、相対的視点に重きを置くオルテガの立場が明確にされていると推量し得る。

ところで、第2に、こうした可視性の相対化言い換えれば森といった自然が持つ多種多様な世界について、更に詳細に、森とは本質的に表層(*las superficies*)つまり純粋な印象そのものによって成り立つ顕在的世界と、その下に隠れている深層(*los profundos*)つまり潜在的世界乃至背後世界言い換えれば印象の構造によって成り立つ三次元(*una tercera dimension*)の世界とを持つという表現を用いて縷述している点を特徴として指摘できる(2,9)。我々が見たり触れたりする諸物体にしても、その深さ、奥行きを構成する第三次元があり、それらは、いずれも厚さ、深さ即ち不可視、不可触性を持ち続けるという仕組みになっているとみるのである(2)。これは、それぞれ存在する事物をそれらが所有する意味の完全な充実へと導くという「読者よ...」での課題に通じる視座であるといってもよからう<sup>(6)</sup>。しかも、その潜在的世界は、自己を顕現しようとするれば、どうしても表面というものに変身するように運命づけられているものの(1,3,4)、それらの層は各自の性質を持っており同等に尊重されるべきであるが、これを無視することは、知的愛(*amor intellectualis*)の欠如を意味し、相関関係で結ばれている構造(世界)を矮小なものに、現実を狭隘なものにして、実際にそうあるものから幾つかの断片を想像上で省略してしまうとの注意を促しさえしている(2,9)。適宜触れてきた「読者よ...」でいう知的愛の情念(*afecto*)つまり理解への熱望(*el afán de comprensión*)や隠喩「難破船」さながらの視点がここにも登場している。表象的な独断解釈で妄想を抱くことなく、知的愛を下にした諸問題への総合判断の要請である<sup>(7)</sup>。

そこではまた、第3に、表層と深層という視点から芸術や文化論を展開している点を解し得る。彼の説く教説が真理として読者に受け入れられること

を目論んでいるわけではなく、我々自身のそば近くにある存在する事物を観察する為の方法 (*modi res considerand*) を提供するだけであり、読者にそれら方法を実験してもらいたいという「読者よ ...」で吐露した視点に立つてのことか<sup>(8)</sup>、ここでも定義や証明といった厳格な論理展開で成るものではないゆえ、読解には十分な注意を要するが、それは、ペラーヨがいうところのゲルマン文化とラテン文化であり、ギリシャ芸術やイタリア芸術、及びオルテガでいう地中海人(地中海沿岸の人)の芸術についてである。ゲルマン文化は深層の現実の文化であり、ラテン文化は表層の現実の文化であると捉えている。更に、ギリシャ芸術は具象的な外観の下に、典型的且つ本質的なものを探求する芸術であるという。特に、ギリシャ彫刻は、理念的なものを潜在させていると評する。そこでは、目に見えるものは我々の考えるところに従って統轄修正されているのであり、それは理念的なものの象徴にまで上昇したときに初めて十分な評価を受ける(8)。逆の方向を目指すイタリアの芸術は、幻想的模倣という芸術上の意志の下に、具象的なもの、顕在的なもの、個体的なものを大理石の表面に刻みつけるという特徴を有する。地中海人は、感覺性 (*las sensualidad*)、外観 (*la apariencia*)、現前 (*la presencia*)、現実性 (*la actualidad*)、表層 (*las superficies*)、事物が我々の神経の上に残す束の間の印象 (*las impreciones*)、を永遠に正当化する。彼らは、感覺的なものこそ理念の奴隷という鎖を断ち切り、自己の独立を宣言するものと解する。故にオルテガは、地中海人は感覺器官の単なる支柱にすぎない感覺乃至印象主義者言い換えれば外観主義乃至幻想主義者に他ならないと評している(8)。しかも、我々自身の足もとが確固であれば、更に複雑なものへ向かって前進することができるが、感覺乃至印象主義の文化は進歩発展的な文化に成り得ないという宿命を負っているとみている(11)。というのは、オルテガによれば、それは非連続的な文化であり、そこでの人物や作品は、全てが同じ平面上に引き留められているのだ。従って、先人からはいつでも混沌とした無の世界を受け継ぐことを繰り返すのである。これは正に、粗削りの、独創的な、激しい性格のスペイン文化の歴史そのものと同じである。そしてこの文化は、過去もなく、進歩もなく、安定性もない、アダ



ム的心理をもっているのが特徴なのである(11)。オルテガにあっては、文化的作業というものは全て生の解明乃至解釈である。文化とは生の解釈であり、生が自分自身の中で屈折しながら光沢と秩序を獲得する、そのような生の態様なのである(12)。

さて第4に、そうした視点を採る上でのキーワードとして明澄性 (claridad) というタームが登場する。それは、可視性の相対化を更に補完するような内容といってよい。即ち、それらは、森がオルテガに語る如く、絶対明澄性というものの存在を否定している。その論点に従えば、表層、深層といった文化的差違がヨーロッパ文化全体に認められるも、明澄性の差違などというものは存在しない(6)。それは、我々の生そのもの、諸現実のそれぞれの局面或いは世界がそれ自身の生来の明澄性をもって相関的に関わりをもつ(7, 12, 13)。正に、「読者よ...」で説いている如く、人間は自分を取り巻く環境についての十分な認識を得たとき、その能力の最大限を發揮し得るのであり、それらの環境についての明澄性を通して世界と交わるのである<sup>(9)</sup>。一般に我々が自然とよんでいるのは、あらゆる物質的諸要素が入り込んだ相関関係を持つ最大の構造に他ならない(9)。あるものの三次元は、他の二つの次元と同じ明澄性をもっている(2, 7)といえるのである。当然、その明澄性とは、観念論的立場でいう「永遠な明晰性」とは次元を異にするものと見て取れる。そもそもオルテガのいう明澄性とは、様々な心象に対する我々の意識の十分な支配を、把握した対象に逃げられはしないかという心配の為に、不安におののくようなことがないことを意味する(12)。それは、概念によって我々に賦与される(12)。オルテガは、このような明澄性は、ヨーロッパ大陸の文化作業から伝来するものであり、スペイン本来の芸術、科学や政治には欠けていたものであると強調する(12)。

ところで、第5に、森(対象物)が有する多様性についての視点を逆にすれば、対象物(森)が客観的に、観念的に、普遍的に実在するのではなく、主体の為す多角的働きかけによって対象物の存在が成り立つ(3)。つまり、オルテガは、主体が相関関係の網を張り巡らしながら対象物を捉えるという立場に立っていることになろう(9)。主体が森のざわめきの中で自己にとって際だって響き渡

る音の線や点を把握する如き視座である (3)。主体の行為によってそれぞれに相異なる空間的性質乃至視覚的距離を対象に賦与させることに他ならない。その結果、距離というものは、ある実在する事物の虚像の性質 (una cualidad virtual) であり、主体のなす行為のおかげで、初めてそれらの事物を獲得し得る性質といえる (3, 14)。そこでは、背景の深さ (profundidad de lontananza) にしても、全て主体の協力のおかげで存在するのであり、主体の精神がある感覚と他の感覚との間に設定する諸関係の構造から生じると解し得るのである (3)。また、オルテガは、主体としての人間には思索型 (los meditadores) と感覚型 (los sensuales) との二種類があると想定している (9)。感覚型の人間にとって、世界は光の交錯する表面である。その反対に、思索型の人間は深さ (一時間的深さ即ち過去と空間的深さ即ち遠方一) の次元に住んでいるのである (9)。ここでは、顕在的世界と潜在的世界との対比という方向で深さの本質について思索した次元とは異なり、M.ペラーヨでいうゲルマン的霧とラテン的明るさという対立関係は整理される。更にまた、彼オルテガは、主体が様々な現実を把握する場合、受動的立場で見ると他の能動的に見るという方法を設定している<sup>(10)</sup>。後者は、見ながら解釈し、解釈しながら見ること即ち観察することだ。このような見方は鏡などにはない能動的視覚であり、これがイデアなのである (4)。この視点から、現実性 (la realidad) に対して、観念性 (la idealidad) というものは、ただ我々自身の努力にその身を任せる他ない (8) といえよう。理性についていえば、それは、視覚や触覚と同じ系列に立つ自発的な生の一機能ではないといってよい (10)。オルテガが、わざわざ、理性は生にとってかわろうと望むことはできないというのもその為である (10)。

第6に、ここで注意すべきは、空間的なものであれ時間的なものであれ、或いは視覚的なものであれ聴覚的なものであれ、深さの次元が常に表面的に自己の姿を現すとき、この表面には二つの価値が付随するとのオルテガの見方である。一つは主体がそのまま表面を捉える価値であり、他は主体がこの表面を仮象的な「第二の生命」の中にみる価値である。後者つまり仮象的価値は、表面は表面でありながらも、深さの方向へ拡大して行く。オルテガでいう遠近法で

ある(4)。既に、「読者よ...」で解したように、決定的な存在といえるものは、物質でもなく精神でもなく、何ら特異な事物でもなく、一つのパースペクティヴであるといえる<sup>(11)</sup>。ここでの価値の体系についていえば、最少のものが測定単位となる計量の場合とは異なり、最大の価値が測定単位となる。事物は最も尊敬すべきものと比較することにおいてのみ正当に評価されるのだ。諸価値の遠近法において、真に最高の価値を順次に消して行くに従って、その後続く価値が順次に同じ威厳をもって聳え立つようになるという視座に立つてのことである(5)。「読者よ...」での表現で言い換えれば、高級な諸価値についての直観(*la intuición*)が、我々と些細な事物がもつ価値との接触を豊かなものにし、卑近な事物に対する愛が、我々の胸に、崇高な事物に対する現実性と効果生を与えてくれる故、我々は我々の環境の為に、それがあがままの状態ですら即ちその環境がもっている限界性と特殊性のなかに、我々の環境がこの世界の広大なパースペクティヴにおいて占めている位置を、探求してやらなければならないということだ<sup>(12)</sup>。要するに環境の再撰取である。

さて第7に、この遠近法は、オルテガが抱く省察や概念或いはその概念の使命についての見解にもかわりあうことになる。彼にとっての省察とは、いろいろな事物の表面を放棄し、具体的な支えとなるものが存在しない、一段と繊細なある次元へ向かって投げ出されたように自分自身を感じる、そういう運動に他ならない。現に、省察に当たっては、思考の群れの間に道を切り開いて行き、諸概念を相互に切り離す。そして最も密接に接合している概念の間に残されている微かな間隙をぬって、我々の眼差しを突き通す(6)というのである。しかも、そこで見出される新しい感受性は、新たな習慣と制度、建築、詩、科学と志向、感情や宗教を呼び起こすという結果をもたらす。例えば、こうした視点で民族の生体系について吟味すれば、一つの民族とは、一つの生の様式であり、周囲の資料を組織化して行く単純な、そして他との差別をつけるある種の調音(*cierta modulación*)、言い換えれば、新しい生き方の試み、新しい感受性の試み、なのである(15)。特に、そこでの概念とは、そのものがあるスペクトル性質量(*una materia espectral*)の中に注ぎこまれ、型にはめられたように、そのもの

自体の反復乃至再生として我々の前に現れる (10)。その概念は、あるものが他のものとの相関関係におけるときの全てを内包するものの (9)、物質的なものを押しのけてその場所を占有するようなものにも変わることはできない (10)。概念の使命は、直観や現実の印象を追い出すことではなく、ものを知覚し補足する為の器官或いは道具となることにある。但し、生の自発性の代わりを努める為の道具としてではなく、生の自発性を安定したものにする為の道具としてである (10, 11, 12)。正に、オルテガにとって、生の中の明澄性、諸事物の上にはばらまかれた光明、それが概念なのだ (12)。斯くして、概念にスペクトルの性格を与えるのは、概念がもつ図式的な内容 (el contenido esquemático) なのである。我々は、図式の中にももの境界を、言い換えればもの実質が内接するところの限界線を所有するだけである (9, 10)。それで、彼は、概念は嘗て一度も我々の基本的要素であったことはないと言っていることになる。

ところで、第 8 に、オルテガは、この流れに沿って、スペイン文化を代表するセルバンテスの『ドン・キホーテ』を優れた意味での遠近法的作品と評しながら取り上げている。無論、「読者よ ...」の一節からして、『ドン・キホーテ』という作品の中のドン・キホーテではなく、セルバンテスのドン・キホーテイズム (quijotismo) に着目してのことである<sup>(13)</sup>。そして、スペイン人が新しい生に目覚める為には、セルバンテスが寄って立つ思考様式の輪郭を、その他一切の民族的諸問題の上へ延長するだけで充分であろうと推定している (13, 15)。特に、優れた芸術作品は、生の解明という使命を帯びている、つまり自分自身を解釈する明澄性に貫徹された鍵を内包している、との確信を内に秘めてのことである (13)。オルテガに従えば、我々は芸術家のリズムや色と線のハーモニーや彼の知覚と感情を通して、彼の中に内省と思索の強い能力を発見し得るが、スペインの産物にはいつもこの点が欠けている (13)<sup>(14)</sup>。彼にとってのスペインは、伝統的に見て、新しい誕生と増殖の可能性が貧弱な社会、言い換えれば、ある民族の様式がその中で発展していくところのそのような創造的組織化の運動を、その理念の軌道から様々の外的要因が逸脱させてしまう相貌を示し、その結果、無駄な産物の瘡蓋の中に豊饒を生む本来の思考を埋没さ

せ、抹殺している状況にある(15)。それ故、彼は、生そのものの為に、自発性の為に、私(個)の肉と骨と明澄性が必要である(13)と力説する。我々の思索が歴史の言い伝えを逆に通り返けて民族的意識の一番奥の層まで浸透し、その一番奥の組織までも分析することで、スペインに関する仮説の全の再検討を果たす為であるという(15)。正に、オルテガに従えば、スペインの文化は、思索という鍛錬の中で自己の感覚主義を肯定し、組織するのでなければ、精神の為に堅固な土台となることすら出来ないであろう(13)とあってよい。無気力な伝統を焼き払い、その伝統の廃墟の中から、スペイン民族の初源の実体、スペイン民族の人類学的測定基準表、混沌に相対したときのスペイン民族のわななき、こういうものを救い出すことが務急なのである(15)。そしてここに、オルテガは、解釈の為に予測がつかない、明澄性からはひどくかけ離れた(5)掴み所がない作品、とはいえ、生の普遍的な意味に対する象徴的な暗示がこれほど強い書物は他に一つもない、との評価を与えながら『ドン・キホーテ』を採り上げるのである(13,15)。そして、セルバンテスが写実主義の作家と呼ばれるとき、その意味は恐らく、純粋な印象枠内に止まっていることや、一般的、観念的な定言の一切から遠ざかっていることを指し、このことこそが、彼の資質ではないのかと自問する。かくして、彼は、スペインとはいったい何ものか、無数の民族に囲まれ、限らない過去と果てしない未来の間に彷徨うスペイン人とは、大陸の魂の舳先としてのスペインとは、何ものなのかという問いを抱いて『ドン・キホーテ』解釈への集中を宣言するのである(13)<sup>(15)</sup>。

さて、以上が「予備的な省察」のあらましである。それは、全体的に見て、硬直した伝統的ドグマに熱狂し、各自が自己の判断を停止して生の単純化を図る当時の老衰したスペイン精神文化について危惧し、その現状からの同胞の脱却を「知的愛」をもって目論むという「読者よ...」でのオルテガの熱情が踏襲された内容になっている。それどころか、寧ろ、大まかで漠然とした「読者よ...」での主張を、更に15の項目を設けて豊かな内容につくりかえた論理になっているとあってよい。言い換えれば、「読者よ...」で提示した前景から後景までの多様な相対的パースペクティヴの下に、自然、歴史、芸術、個の生と

環境、価値観、省察、概念についてのオルテガの見解を展開し、スペインの形骸化した伝統を瓦解させ、その廃墟の中から、スペインの再生を希求するというオルテガの叫びが「予備的な省察」全体を覆っていると解し得る。しかも、第15番目の省察を終えた後、これらの省察が、セルバンテスの遠近法的作品『ドン・キホーテ』に関する試論を書く決心をさせたと吐露して、スペイン人の覚醒の指針をセルバンテスのドンキホーテイズムに見いだしたいという宣言でこの「予備的な省察」を閉じている。斯くして、「読者よ …」では判然としないオルテガの姿であったが、「予備的な省察」では彼の目鼻立ちや志向が明確に浮かびあがった形になっている。結果的に、本論「第一の省察」へ向かうオルテガの姿勢並びに本論作成の目的をも暗示した形になっているとよと思える。

## 注

オルテガの文献を読解する為に

José Ortega y Gasset, *Obras Completas I-XII.*, Alianza Editorial, *Revista de Occidente*, Madrid, 1983 (以後 O.C. と略記する). Ortega y Gasset, *Obras de José Ortega y Gasset, 1-32.*, Colección editada por Paulino Garagorri, *Revista de Occidente en Alianza Editorial*, 2003 (以後 Colección と略記する). José Ortega y Gasset, *Obras Completas, I-X*, Santillana Ediciones Generales, S. L. y Fundación José Ortega y Gasset, Juan Pablo Fusi Aizpurúa, Taurus, 2005. (以後 Taurus と略記する) を用いた。O. C., Colección, Taurus といった諸版の使用は本研究ノートに必要なオルテガ文献の入手状況の為である。また読解の為に Ortega y Gasset, *Meditation on Quixote; Marías, Prologue for American Readers*, Translated by Evelyn Rugg and Diego Marín, W. W. Norton & Company, New York, 1960 (以後, Noton と略記する). や『オルテガ著作集』, 白水社, 1977年 (以後, 白水社と略記する) を参考文献とした。

但し、注では特別な場合を除き主要文献とした O. C., Colección 乃至 Taurus の各全集版のオルテガ原文のページ数だけを提示する。

## 1 プロローグ

- (1) 拙著『スピノザ研究の覚え書き (1)』, 国士館大学政治研究, 国士館大学政経学部付属研究所, 平成 22 年。
- (2) 特に, 主要なオルテガ著作集 (オルテガ生誕記念全集 12 巻) の成立事情については, 「覚え書き (1)」168 ページ, 注 I, (16) 182-183 ページを参照せよ。
- (3) Colección 17, p. 25.
- (4) Colección 16, p. 147.
- (5) Colección 16, p. 73.
- (6) 前掲『覚え書き (1)』167-168 ページ。
- (7) 2010 年, ノースウェスタン大学図書館 (Northwestern University Library, IL) で, オルテガ, ハイデッガー, フッサールに関する資料収集の最中に, フッサール書簡集を手にし, その内容に震撼せしめられた。爾来, 常にフッサール書簡の一節を座右に置き, 研究が足踏み状態に陥る度に, 繰り返し目を通して。なお, 本『研究ノート (2)』を作成中, 加藤精司氏が『フッサール』(清水書院 44-46 ページ) で同書簡を提示しているのを目にしたので, 紹介しておく。
- (8) Edmund Husserl, Briefwechsel, Band X., Kluwer Academic Publishers, Dordrecht, 1994., Husserl an Brentano II, 15. X, 1940., S.20.
- (9) Ib. Husserl an Brentano, 3. 1. 1905., S. 25-26.
- (10) "Rethinking" ではなく "Unthinking" という語彙を用いながら, 研究者自身これまで積み立て上げてきた見解や, 先駆者が推考してきた研究結果を振り解く行為を絶えず繰り返す必要性を説いている。前掲『覚え書き (1)』, 170, 171, 179, 184. ページ。Immanuel Wallerstein, Unthinking Social Science, Polity Press, 1995, pp. 1-4.
- (11) 前掲『覚え書き (1)』169, 180, 183. ページ。The Works of Francis Bacon, Novum Organum, Stuttgart-Band, 1963, pp 163-165.
- (12) 前掲『覚え書き (1)』, 169, 180 ページ。拙著『スピノザ思想の原画分析』第四版, 政光プリプラン, 2008 年, 237-172 ページ。

## 2 『ドン・キホーテに関する省察』の前段内容

### 「予備的な省察 (Meditación preliminar)」についての鳥瞰

- (1) Colección 17, pp. 33-34. p. 76. 『覚え書き (1)』178 ページ。
- (2) Colección 17, pp. 34-35.
- (3) Colección 17, p. 34.
- (4) Colección 17, pp. 36-38. 但し, 第三番目の省察 (Colección 17, p 40.) を含む。
- (5) Colección 17, p. 36.
- (6) この日本語訳は, 白水社に倣った。52 ページ。
- (7) Colección 17, p. 40.

- (8) 我々の視力が突き通るほどの薄い層を獲得できたとしても、そのときは最早我々には深層的なものも表面も見えず、ただ無が見えるだけである。Colección 17, p. 37.
- (9) Colección 17, p. 38.
- (10) Colección 17, pp. 38-40. なお、よしきり (oropéndoras) は、ズズメ・ウグイス科のオオヨシキリとコヨシキリの総称である。www.hotpepper.jp/J000200118/(12, 7, 10).
- (11) 従って、単に目と耳だけで実在の一部が提供される顕在的世界の他に、実在性に於いて劣るものではなく、様々の印象の仕組みによって構成される背後世界 (潜在的世界) があることになり、単なる肉眼以上の何ものかを開く行為を実行しなければならない。Colección 17, p. 40.
- (12) Colección 17, pp. 41-42.
- (13) プラトンでいうイデアに相当する観察といってよい。オルテガのいう第三次元は正にこのイデアに他ならない。Colección 17, p. 42.
- (14) この箇所以外は "escorzo" ではなく "perspectiva" という語彙を用いている。
- (15) Colección 17, pp. 43-46.
- (16) Antonio Cánovas del Castillo 1828-97 は、政治家兼文筆家で、1874 年の第二次王政復古 (アルフォンソ 12 世) の立役者と見られる。1897 年アナーキストに暗殺される。彼については、Jose Luis Comellas, Canovas del Castillo, Barcelona, 1997. を参考にせよ。
- (17) Colección 17, pp. 46-51.
- (18) 第 9 想念では、省察はエロスの行為であり、概念とは、愛の儀礼方式であるとしている。即ち、"Platón ve en el eros un ímpetu que lleva a enlazar las cosas entre sí; es -dice- una fuerza unitiva y es la pasión de la síntesis. Por esto, en su opinión, la filosofía, que busca el sentido de las cosas, va inducida por el eros. La meditación es ejercicio erótico, El concepto, rito amoroso." と述べているのである (p. 60.)。
- (19) Menéndez Pelayo (1856-1912) は、スペインの歴史家で、マドリード大教授であった。代表作として、『スペインの科学』(1876)、『スペインの異端史』(1880-82)、『スペインの美的観念の歴史』(1883-84)、『小説の起源』(1905-10) 等がある。Bibliografía de D. Marcelio Menéndez y Pelayo, por A. Bonilla y San Martín, Librería de Juan Roldán, Buenos Aires, 1911. Edición Nacional de las Obras Completas de Menéndez Pelayo, 1940-.
- (20) オルテガは、ここに Houston Chamberlain (1855-1927) 見解に触れながら、我々の血管には悲劇的な生理学的矛盾が流れている、カオス的人種といった表現をしている (遺憾ながら、彼の作品を手に出せず、孫引きして示す)。Colección 17, p. 52.
- (21) Colección 17, pp. 51-53.
- (22) Viajes italianos (25 Octubre, 1786). Colección 17, p. 53. 『ゲーテ全集 11』高木久



- 雄訳, 潮出版社, 1979年, 93ページ。
- (23) Colección 17, pp. 54-57.
- (24) Franz Wickhoff, Werke, III, S. 52-53 を参照している。Colección 17, p. 54.
- (25) ここでは Goethe, Verdad y Poesia, VI. や Cicero, De paradoxa. を提示しながら論述している。Colección 17, p. 56.
- (26) スピノザでいう世界全体の表面 (facies totius mundi). 深さの次元即ち過去と空間の深さ即ち遠方について思索している。
- (27) Colección 17, pp. 58-61.
- (28) Colección 17, pp. 61-63.
- (29) この箇所、突如、理性という言葉が何の断りもなしに登場し、「概念=理性認識」といった視点で論理を展開している。この点については、理性について詳述している『現代の課題 (El tema de nuestro tiempo)』の3.「相対主義と理性主義 (Relativismo y Racionalismo)」の吟味の折りに詳述する予定である。一応、ここでは、そのページ数だけ示しておく (Colección 16. El tema de nuestro tiempo, Relativismo y Racionalismo, pp. 7ff.)
- (30) Colección 17, pp. 64-66.
- (31) Colección 17, pp. 66-69.
- (32) Véase el diálogo, Teetetos p. 68.
- (33) Colección 17, pp. 69-72.
- (34) Colección 17, pp. 72-73. 尚, バリー (William E. Parry, 1790-1855) は, 海軍少将で北極の探検家である。Sara Moss, The frozen ship N. Y., Blue Grudge, 2000. 等で採り上げられている。
- (35) Colección 17, pp. 73-76.
- (36) 但し, M. ベラーヨの如くセルバンテスという人物を一言で要約するような態度に陥らないように, セルバンテスの内面から, 何某かの距離を保つように注意を喚起している。

### 3 「予備的な省察 (Meditación preliminar)」の内容整理

#### —エピソードにかえて—

- (1) 前掲『覚え書き (1)』177ページ。
- (2) 前掲『覚え書き (1)』169, 174ページ。
- (3) この箇所並びに、この後に続く( )内の番号は、想念の項目番号を示す。
- (4) これは、細部に気をとられて全体を見ないという戒めを意味する日本の諺「木を見て森を見ない」(相賀徹夫『故事ことわざ辞典』小学館, 昭和57年306ページ)とは内容を異にする。寧ろ、種田山頭火の「分け入っても分け入っても青い山」という句、或いはまた、森 於菟の「諸君が見ているものは人生ではない。それは諸君の生理であり、知であり、増殖する細胞なのだ...」と呼びかけている一節、に見る如く、視点の相対化を示す諺であるといえる。種田山頭火『山頭火句集』, 村上 護編, 筑摩房書, 2005年, 12, 17ページ。森 於菟『毫碌寸前』,

みすず書房, 2010年, 6ページ。

- (5) 「読者よ...」で博識を単なる事実の蓄積といった立場にたち, "La filosofía es idealmente lo contrario de la noticia, de la erudición."と主張するオルテガの見解をここでも提示しているものとみてとれる。Colección 17, p. 18.
- (6) Colección 17, 12-14. 前掲『覚え書き (1)』173, 184 ページ。
- (7) Colección 17, pp. 11-12., 14-18. 但し . オルテガは「読者よ...」で, スピノザの知的愛という理念を引用しているように述べているが, 「知性による神の愛の認識」を念頭においているスピノザの立場とはニュアンスを異にしているので解釈には注意を要する。前掲『覚え書き (1)』172-174. 184 ページ。前掲『スピノザ思想の原画分析』, 第2章, 6章, 7章。
- (8) Colección 17, pp. 20-23. 本稿, 注Ⅲ (2)。
- (9) Colección 17, p21 前掲『覚え書き (1)』174-175 ページ。
- (10) ここで, 人間を感覚型人間・思索型人間, 受動的立場で見る人間・能動立場で見る人間, といった見解が展開され, 一見して, スピノザという第一種認識様式 (primi generis cognitio) 及び第二種認識様式 (cognitione secundi generis) を連想させる (前掲『スピノザ思想の原画分析』103-139, 237-272 ページ)。しかし, スピノザが吟味している認識様式と全く同じように解するには問題であるように思える。この点については, ここでは, 意識的に詳述しないことにする。
- (11) ここでは, 遠近法により, 前掲から背景までの諸景を幾倍にも増加させ, 且つその一つ一つに対して我々が正確に対応することにより完成されるということがキーポイントとなる。Colección 17, pp. 24-26.
- (12) 我々の個人的生の為に, それらの諸価値の中における適切な地位を獲得してやらなければならない。Colección 17, 24-26.
- (13) Colección 17, 30-32.
- (14) 『覚え書き (1)』で触れた如く, 「読者よ...」では, ピオ・バローハ (Pío Baroja, 1872-1956) とアソリン (Azorín, 1873-1967) の作品を通して, 近代という時代を形成している主要な概念は, 有効性を失った隠微な偽善性に満ちあふれたものである故, 解体すべきであるとの立場, 日常の事物を省察し生命力の根源に目を向けて行く重要性, 過去のなかにスペイン病を読み取る必要性を強調している。前掲『覚え書き (1)』175-176 ページ。Colección 17, 26-30.
- (15) この視点を解すことで, 第5想念での, カノバス (Antonio Canovas del Castillo 1828-97) が活躍した第二次王制復古期についてのオルテガの嘆きの本意が明らかになる。「読者よ...」でいう生の単純化, 硬直化が蔓延した時期への嘆きである (Colección 17, pp.14-18. O.C. II. El Espectador, 1. 2. 『覚え書き (1)』173 ページ)。

# The Governance of London

David Hutchinson

## Introduction

London is the largest city in Europe. It has a population of 7.7 million, which is a million people less than the Ward-area of Tokyo, but the population is growing by 56,000 people every year. Whilst London only accounts for 12% of the population of the United Kingdom, it accounts for 70% of the population growth. 1.1 million people travel to work in central London every day, and 90% do so by public transport<sup>(1)</sup>. The Ward-area of Tokyo is much smaller than London-622 square kilometres compared to London's 1572 square kilometres. This means that the average population density of Tokyo's 23 Wards is nearly three times that of London.

London today is a huge and complicated city that has evolved over 2000 years as a result of individual decisions taken by millions of people. London continues to change with every passing day but, despite this continuing change, the past continues to have a profound influence on the present. Historic buildings and street patterns, some of which go back nearly 2000 years to the Roman period, are obvious but influences of land ownership, administration and tradition are less visible. The City of London, for example, retains its own separate police force.

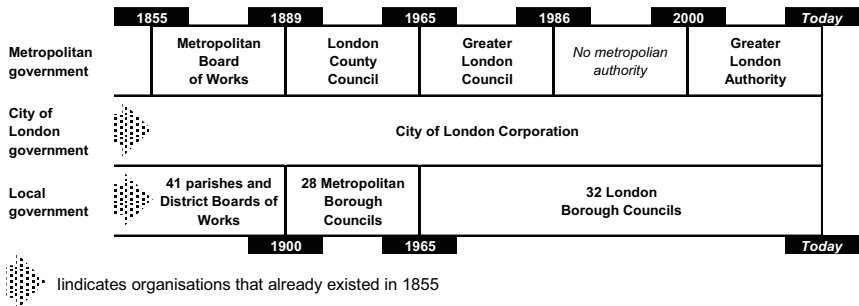
One very important difference between Japan and the UK is that the UK does not have a written constitution. Unlike the Japanese Constitution, there is nothing to define the relationship of the national government to local government. Any government in the UK can enact legislation to increase, reduce, abolish or create local government institutions, increase or reduce their powers and duties, and change their administrative areas. The only

constraint is the need to convince a majority of the Members of Parliament that they should vote in favour of the proposed legislation.

## The evolution of London Government

The development of local government in London is shown diagrammatically in **Figure 1**. The City of London Corporation is London’s oldest institution of government. The first Mayor was appointed in 1192. As most cities have grown, their governments have extended their jurisdictions. This did not happen in the case of London. The City of London Corporation chose to restrict its jurisdiction to the historic “square mile” (actually 1.12 square miles or 2.90 square kilometres). In the remainder of the country, the foundations of modern urban local government were laid down by the Municipal Corporations Act 1835. This established the principle of democratic self-government, but the Act did not apply to London. The result was that it was not until the last decade of the 19th century, with London’s population approaching 6 million, that London had any form of unified and democratic local government.

This is not to say that there were no changes or that the problems created by the growth of London were ignored. A number of new institutions were created. The first of these was the Metropolitan Police, established in 1829, to deal with problems of law and order in an area within a 24-kilometre



**Figure 1** The development of local government in London

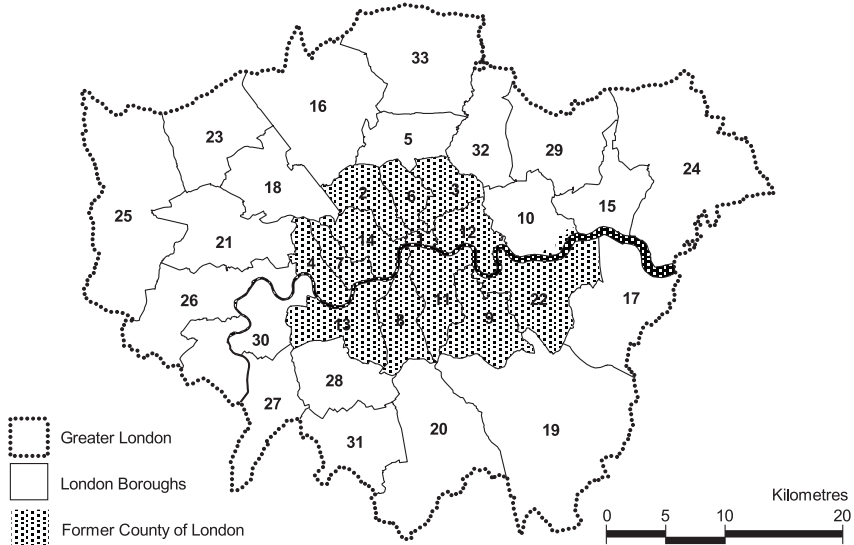
radius of Charing Cross. Charing Cross is the equivalent of Nihombashi, the place from which distances from London are generally measured. The Home Secretary retained direct responsibility for the Metropolitan Police until 2000. The City of London was, however, excluded from the Metropolitan Police district. It remains a separate police authority today.

A second major institution was the Metropolitan Board of Works, established in 1855. It was originally created to improve the drainage system of the rapidly growing metropolis, and to pave, light, and clean the streets<sup>(2)</sup>. Other responsibilities were added later. Perhaps the most important of these was the creation of a Metropolitan Fire Brigade. Some of the other needs were, however, met by the setting-up of special institutions rather than by giving extra responsibilities to the Metropolitan Board of Works. The Metropolitan Asylums Board was created in 1867 to house people who were mentally ill, and the London School Board was set up in 1870.

The first unified system of local government in London was introduced as a result of the Local Government Act 1888. This Act created new County Councils throughout England and Wales, new all-purpose County Borough Councils for the larger towns and cities, and the London County Council for the metropolis. Its area of jurisdiction, which was the same as the Metropolitan Board of Works, became the Administrative County of London and included the whole urban area at that time. It took over the duties of the former institutions such as the Metropolitan Board of Works and the London School Board. It rapidly established itself as a powerful political body, second only to the national government. **Figure 2** shows the relationship of the County of London to the present day area of Greater London.

To begin with there was just one tier of local government in London, the London County Council, which was generally known by its initials - LCC. However in 1899 the London Government Act created 28 Metropolitan Borough Councils to carry out functions subsidiary to the LCC. The City of

## THE GOVERNANCE OF LONDON



**Inner London Boroughs:** 1 City of London, 2 Camden, 3 Hackney, 4 Hammersmith and Fulham, 5 Haringey, 6 Islington, 7 Kensington and Chelsea, 8 Lambeth, 9 Lewisham, 10 Newham, 11 Southwark, 12 Tower Hamlets, 13 Wandsworth, 14 Westminster. **Outer London Boroughs:** 15 Barking and Dagenham, 16 Barnet, 17 Bexley, 18 Brent, 19 Bromley, 20 Croydon, 21 Ealing, 22 Greenwich, 23 Harrow, 24 Havering, 25 Hillingdon, 26 Hounslow, 27 Kingston upon Thames, 28 Merton, 29 Redbridge, 30 Richmond upon Thames, 31 Sutton, 32 Waltham Forest, 33 Enfield.

**Figure 2** Greater London and the London Boroughs

London Corporation was not affected.

As had happened with the Metropolitan Board of Works, over time the duties and powers of the LCC were extended to enable the LCC to provide better services, but not all the new duties were given to the LCC. A number of new institutions were set up outside the local government system. For example, the Metropolitan Water Board was created in 1902, the Port of London Authority in 1908, and the London Passenger Transport Board in 1933. The government maintained its control of the Metropolitan Police. This structure of local government in London survived until 1965.

Between 1918 and 1939 London grew rapidly, doubling the size of the urbanised area and extending far beyond the boundaries of the

Administrative County of London. Although the rate of growth slowed after the end of the Second World War, partly as a result of the designation of the London Green Belt, London was changing in other ways. The rapid growth of road traffic was a major concern. A Royal Commission was appointed in 1957 to consider the future of local government in London, including the division of responsibilities between the different tiers of government, the area to be administered, and the management of the transport system<sup>(3)</sup>. The future of the Metropolitan Police, health services and water supply were excluded.

Once again, a unique system of local government was created for London in 1965 as a result of the London Government Act 1963. The Greater London Council, like its predecessor often referred to as by its initials - GLC, was established as a regional authority for a new administrative area of 1579 square kilometres with a population of 7.7 million. The Act also created 32 London Borough Councils but, once again, the City of London Corporation was unaffected. The Boroughs are shown on Figure 2. The GLC was intended to be a strategic authority, but in many cases the responsibilities given to the GLC paralleled those given to the London Borough Councils. For example the GLC was responsible for managing the major roads whereas the Borough Councils were responsible for local roads. The GLC was responsible for providing public housing to meet strategic housing needs whilst the Borough Councils were to meet local needs. Education in inner London was the responsibility of a new Inner London Education Authority but the responsibility of the London Boroughs in outer London. Responsibility for London Transport was not initially given to the GLC but was later transferred to the GLC under the Transport (London) Act 1969.

Before 1965 the LCC had been the dominant organisation in relation to the Metropolitan Borough Councils. Although the GLC was in many ways the successor organisation to the LCC, the relationship between the GLC and the London Borough Councils was quite different. Whilst the GLC was

a much larger organisation, with a much larger budget than any Borough Council, the Boroughs were much more independent and did not accept the GLC taking a leadership role. Individual Boroughs resisted proposals, for example for new roads, which they did not consider to be in their local interest, even when the GLC argued that they were in London's overall interest.

When the GLC was established, it had responsibility for roads but not for public transport. It therefore began drawing up plans for an extensive system of urban motorways. However, these plans were strongly opposed by many of the London Borough Councils and by the general public because of the huge amount of property that would be demolished in order to allow them to be built. As a result of this opposition, and taking over responsibility for London Underground and bus services under the Transport (London) Act 1969, the focus of GLC transport policy steadily moved away from road construction towards improved management of the existing roads system and improved public transport.

In the early 1980s the GLC, then newly under Labour Party control with Ken Livingston as Leader, adopted a strongly pro-public transport policy. This involved increasing subsidies to London Transport and reducing fares. It was very successful in the sense that the use of public transport rose sharply after many years of decline. However, this policy was in direct opposition to the policy adopted by the government, then under Conservative Party control with Margaret Thatcher as Prime Minister. Her policy was that public transport should be self-financing. This was not the only area of conflict between the government and the GLC but it was the conflict which eventually led to the abolition of the GLC.

The reason given for the abolition of the GLC was that it was an unnecessary tier of administration. The Government argued that the London Borough Councils were perfectly capable of managing all the services in their areas and did not need any intermediate tier of government



between them and the national government. Many Conservative Party Members of Parliament considered that abolition of the GLC was the wrong way in which to resolve a dispute over policy but they were, nevertheless, loyal to their Prime Minister and voted for abolition. Many London Borough Councillors, who were members of the Labour Party, opposed the abolition of the GLC in public. In private, however, they were pleased to see it abolished because it increased their autonomy. The GLC was abolished on 31 March 1986.

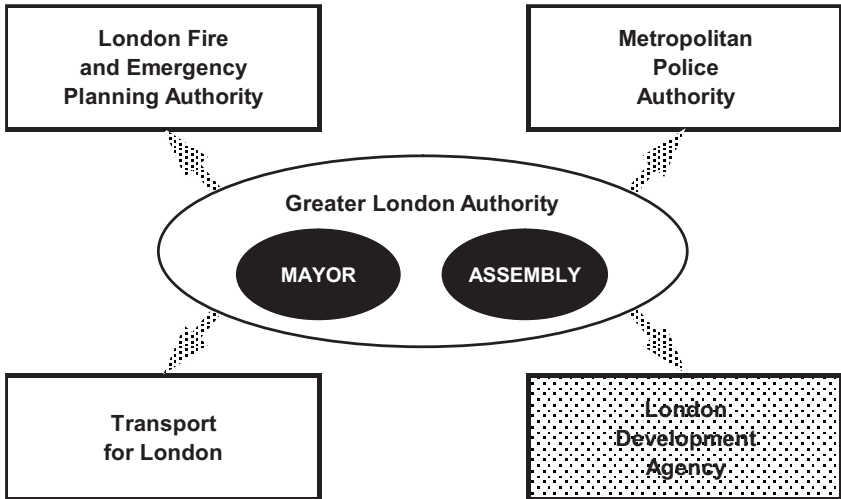
The responsibilities of the GLC were transferred to the London Borough Councils, to central government and to newly created organisations. For example, all housing responsibilities went to the London Borough Councils, whilst central government took over responsibility for many of the major roads. London Transport became a separate authority with directors appointed by the government. New organisations which were set up included the London Fire and Civil Defence Authority, the London Planning Advisory Committee and the London Waste Regulation Authority. Each of these organisations was under the direction of a management committee comprising an elected Councillor from each of the 32 London Borough Councils and the City of London Corporation.

These arrangements worked much better than many people expected. The disasters that some people foretold simply did not happen. Rubbish was not left lying in the streets and the traffic signals did not stop working. The problems are subtler than that. For example, the South East of England was rapidly running out of space for the disposal of urban waste by landfill. The surrounding counties were becoming increasingly reluctant to take waste from London because they need any space which remained for the disposal of their own waste. It was agreed that London needed a new comprehensive waste management plan but there was no organisation to prepare it.

## The Greater London Authority

The Labour Party stated in its Manifesto for the 1997 General Election that it would, if elected, establish a new London wide authority to address these problems. The Labour Party was elected and the new government quickly published a consultation paper entitled *New Leadership for London* setting out its proposals for an elected strategic authority for London. A year later 72% of Londoners voted in favour of the setting up of a new Greater London Authority with a directly elected Mayor and an assembly. The first Mayor was elected in May 2000 together with the 25 Members of the London Assembly

Like the Metropolitan Board of Works, the LCC, and the GLC before, the Government created an institution that was unique in the history of the UK. Until 2000, the powers of a local authority in the UK had always



The Government's Localism Bill proposes the abolition of the London Development Agency and the transfer of its powers to the Greater London Authority

**Figure 3** The Greater London Authority and its four executive agencies

resided in the Council, which includes all the Councillors elected to serve on it. The powers to make decisions on routine matters were delegated to committees comprising a smaller group of Councillors but their decisions were taken on behalf of the full Council. The full council always took major decisions. Council meetings were chaired by the Mayor, or the Chairman of the Council, who adopted a politically neutral position when elected by his or her fellow councillors to serve in this position. The Mayor also represented the Council at official functions but had no executive powers. The proposal to have a directly elected executive Mayor for London was therefore a major change not just for London but for the UK as a whole. The Local Government Act 2000 allowed other local authorities to adopt the directly elected Mayor system of governance provided this was approved in a local referendum<sup>(4)</sup>.

The new Greater London Authority, generally abbreviated to GLA, corresponds to Tokyo Metropolitan Government, but it works in a different way. It also has less power than Tokyo Metropolitan Government. The GLA itself is a small organisation. Its work is mainly done through 4 executive agencies, referred to in the legislation as the “functional bodies”. The establishment of the GLA did not significantly affect the London Boroughs because many of its functions were transferred either from central government or from single purpose authorities such as London Regional Transport. The most radical of these transfers of power was the transfer of responsibility for the Metropolitan Police from the Home Secretary to the new Metropolitan Police Authority. It had been retained under the direct control of central government since it was established 171 years earlier whereas policing was the responsibility of local Police Authorities elsewhere.

The powers and duties of the GLA are set out in the Greater London Authority Acts of 1999 and 2007. These specify that the principle purposes of the GLA are:

- promoting economic development and wealth creation in Greater

London;

- promoting social development in Greater London; and
- promoting the improvement of the environment in Greater London<sup>(5)</sup>.

The Authority has the power to do anything which it considers will further any one or more of its principal objectives but, in doing so, it must have regard to:

- the health of people in Greater London, and
- the achievement of sustainable development.

The Mayor has a duty to set out plans and policies for London covering transport, planning and development, housing, economic development and regeneration, culture, health inequalities, and a range of environmental issues including climate change, biodiversity, ambient noise, waste disposal and air quality. In preparing these plans and policies, the Mayor must consult the London Assembly as well as London Borough Councils and the general public. Once the plans and policies have been adopted, they must be kept under review and updated when necessary

The Mayor sets budgets so that projects can be funded to deliver his vision for improving London. To achieve these aims, the Mayor sets the annual budget for the Greater London Authority as well as for the Metropolitan Police Authority (MPA), Transport for London (TfL), London Development Agency (LDA) and London Fire and Emergency Planning Authority (LFEPA). Each of these authorities has its own management board which is responsible for its operation. However, the Government's Localism Bill now before Parliament proposes the abolition of the LDA and the transfer of its powers to the GLA

The Mayor has a number of other duties relating to culture and tourism, including managing Trafalgar Square and Parliament Square. In line with his commitment to do everything he can to improve London, the Mayor holds a number of executive and non-executive positions in a range of organisations.

With a powerful elected Mayor, it is essential that there is some other

democratically elected body to scrutinise the activities of the Mayor and ensure public accountability. The Government therefore established the London Assembly to:

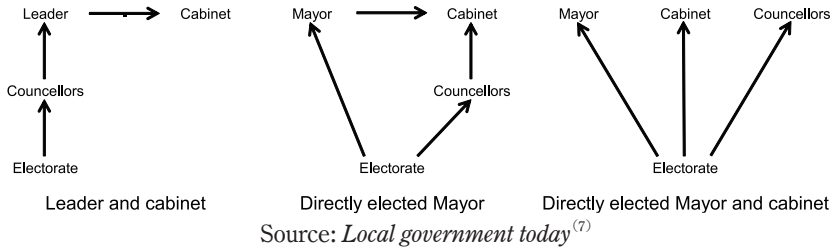
- Scrutinise the Mayor's actions and decisions. The Assembly does this by directly questioning the Mayor and his advisors about his actions, strategies and decisions in key areas such as transport, housing, economic development, environment, health, planning, public services, culture, sport and tourism.
- Vote on the Mayor's budget. The Assembly can amend the Mayor's total budget if two-thirds of the members agree to do so.
- Investigate matters of importance to London. This is done by cross-party committees. External experts may be asked to help the Assembly members in their investigations.
- Hold the functional bodies to account. The Assembly does this by directly questioning the senior officers about the organisation's activities, strategies and decisions.

## London Boroughs

The 32 London Borough Councils were established in 1956, at the same time as the former Greater London Council. They are local authorities in their own right, performing the same functions and operating in accordance with the same legislation as local authorities in the rest of England. Elections are held every 4 years and the political party with the largest number of councillors takes control of the council. The number of councillors varies between councils with the London Borough of Hammersmith & Fulham having just 46 councillors whilst the London Borough of Croydon has 70.

Whereas the Greater London Authority Act 1999 allows only one form of executive governance — a directly elected Mayor — the Local Government Act 2000 permits local authorities in general, including London Borough

## THE GOVERNANCE OF LONDON



**Figure 4** Local authority governance arrangements

Councils, a chose from three possible arrangements<sup>(6)</sup>. These are illustrated in **Figure 4**. The most widely adopted arrangement is for the councillors to elect one of their members as their Leader, who chairs a cabinet formed of councillors who have either been selected by the Leader or by the full council. Under the Local Government Act 2007, the Leader is elected for a four year term in office or for as long as she or he remains an elected councillor. The Leader will, however, depend on the continued support of the council members in order to remain in office, and he or she can be replaced by the council at any time. Therefore if a political party loses overall control of a local authority following an election, the opposition parties are likely to vote to remove the Leader and replace him or her with their own favoured candidate. The size of the cabinet is limited to 10 members including the Leader.

The Local Government Act 2000 allows local authorities to adopt the directly elected Mayor system of governance, but a local referendum must be held before this comes into effect. The referendum can be called either by the local authority itself or through a petition signed by more than 5 per cent of the citizens. Under this arrangement, the Mayor chairs the cabinet selected from amongst the councillors. Only one London Borough Council, Newham, and 10 councils outside London have chosen this system. The Local Government Act 2007 Act introduced a third system under which both the Mayor and the members of the cabinet are directly elected but, so far, no

authority has adopted this arrangement.

Proposals in the Government's Localism Bill now before Parliament will allow local authorities to revert to a system of decision making by committees of councillors, which was referred to earlier in this paper<sup>(8)</sup>. They will no longer be required to adopt the Leader and cabinet or the Mayor and cabinet system, but they will still be able to chose this if they prefer.

The various services which they are responsible for providing are indicated in **Table 1** below. In general these are quite separate from the responsibilities of the GLA and its functional bodies. However, there are some overlaps.

Transport for London (TfL) is responsible for 580 kilometres of the most

**Table 1** Local authority responsibility for major services in London

	City of London	London boroughs	Greater London Authority	Single purpose authorities
Education	√	√		
Highways	√	√	√	
Transport planning	√	√	√	
Passenger transport			√	
Social care	√	√		
Housing	√	√		
Libraries	√	√		
Leisure and recreation	√	√		
Environmental Health	√	√		
Waste collection	√	√		
Waste disposal	√	√		√
Economic development	√	√	√	
Strategic planning	√	√	√	
Planning applications	√	√		
Police			√	
Fire and rescue			√	
Local taxation	√	√		

The single purpose authorities are 4 waste disposal authorities serving a total of 21 Boroughs. The remaining 12 Boroughs are responsible for waste disposal individually

heavily trafficked roads in London known as the Transport for London Road Network (TLRN). Although this network amounts to no more than 4% of London's total road length, it carries over 30% of its traffic. Other roads are managed by the individual London Boroughs. TfL is responsible for bus services operating on both the TLRN and Borough roads. Both TfL and the London Borough councils are therefore responsible for different aspects of transport planning.

The Mayor is responsible for strategic planning in London and must prepare a Spatial Development Strategy for London, known as the London Plan<sup>(9)</sup>. This:

- is the strategic plan that sets out an integrated social, economic and environmental framework for the future development of London, looking forward 15–20 years;
- integrates the physical and geographic dimensions of the Mayor's other strategies, and includes broad locations for change and provides a framework for land use management and development, which is strongly linked to improvements in infrastructure, especially transport;
- provides the London-wide context within which the London Boroughs must set their local planning policies; and
- sets the policy framework for the Mayor's involvement in major planning decisions in London.

Each London Borough Council must prepare a local plan, known as a Local Development Framework, which sets out its proposals for the future development of its area<sup>(10)</sup>. This also provided the basis for making decisions on planning applications. Most of these are decided locally but certain types of major development proposals are referred to the Mayor who can direct approval, refusal of permission, or return the proposal to the local authority to determine<sup>(11)</sup>.

In general local authorities, including London Borough Councils, provide services individually. However, Section 101 of the Local Government Act



1972 allows any two or more local authorities to carry out any function or provide any service jointly if they are required or allowed to do it individually. This provision has been used from time to time. For example, between 1986 and 2000 the London Borough Councils jointly managed the London Research Centre to provide them with coordinate information and research services. In 2000 the London Research Centre was absorbed into the newly formed GLA. There is now a growing interest in the use of Section 101, and related provisions in other Acts of Parliament, in order improve efficiency and reduce costs.

In October 2010 the Leaders of Westminster City Council, Hammersmith and Fulham Council, and Kensington and Chelsea Council (numbered 14, 4 and 7 respectively on Figure 2) announced the proposed merger of the services provided by their three authorities, with firm plans to be agreed by February 2011<sup>(12)</sup>. However, these change will not amount to a full merger of the Councils because each will retain its political sovereignty, continue to set its own rate of council tax, and be able to specify the levels of service to be provided within its Boroughs.

Whilst the London proposal has received the widest publicity, many local authorities are considering combining services with their neighbours, or have done so already, as a consequence of growing financial pressures<sup>(13)</sup>. As part of Government's plan to reduce its budget deficit, it is reducing its funding to London Borough Councils by a total of 19.6% by the fiscal year 2014/15<sup>(14)</sup>. It is obvious that this will have a very significant effect on the range of services provided by London Borough Councils, and how they provide them, but it is too early to say precisely what those effects will be.

(1) Transport for London. *Travel in London: Report 3*. London: Transport for London, 2010. <http://www.tfl.gov.uk/assets/downloads/corporate/travel-in-london-report-3.pdf>

(2) Halliday, Stephen. *The Great Stink of London*. Stroud: Sutton Publishing, 1999, pp. 58-76

THE GOVERNANCE OF LONDON

- ( 3 ) Herbert, Sir Edwin (Chairman). *Royal Commission on local government in Greater London, 1957-60*. (The Herbert Commission). London: HMSO, 1960.
- ( 4 ) Chandler, J A. *Local government today*. Manchester: Manchester University Press, 2009, pp. 87-99.
- ( 5 ) Greater London Authority Act 1999, section 30 <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/1999/29/contents>
- ( 6 ) See reference 3 above.
- ( 7 ) See reference 3 above, Figure 7.7 to 7.3
- ( 8 ) For information on the Localism Bill go to <http://www.communities.gov.uk/news/newsroom/1794971>
- ( 9 ) For more information on the London Plan go to <http://www.london.gov.uk/shaping-london/london-plan/>
- (10) Department for Communities and Local Government. *Planning Policy Statement 12: Local Spatial Planning*. London: TSO, 2008 <http://www.communities.gov.uk/publications/planningandbuilding/pps12lsp>
- (11) Government Office for London. *GOL Circular 1/2008 Strategic planning in London*. London: Government office for London, 2008, pp. 20-30. <http://www.london.gov.uk/sites/default/files/Circular%201-2008.pdf>
- (12) *Joint statement from Westminster Council, Hammersmith and Fulham Council and Kensington and Chelsea*. Westminster City Council press release 22 October 2010 <http://www.westminster.gov.uk/press-releases/2010-10/joint-statement-from-westminster-council-hammersmi/>
- (13) Smulian, Mark. "Joining forces" *Planning*, 6 August 2010, pp. 12-13 <http://www.planningresource.co.uk/news/login/1020310>
- (14) London Councils. *Spending Review 2010*. Briefing 20 October 2010, p. 4 <http://www.londoncouncils.gov.uk/policylobbying/localgovernmentfinance/csr.htm>

## 【講演会講演録】

# 「アメリカとどう付き合うか」前編

斎藤元一

### 目次

- 1 ジョン万次郎と日米関係の始まり
- 2 ペリーの砲艦外交と琉球（沖縄）
- 3 日米和親条約と日米修好通商条約
- 4 「友好の時代」から「対立の時代」へ
- 5 沖縄戦の意味するもの
- 6 沖縄の歴史
- 7 原爆投下をめぐるアメリカの主張と本音

## 1 ジョン万次郎と日米関係の始まり

まず日米関係年表をご覧いただきたいのですが、日本とアメリカの関係と言いますと、教科書ではペリーが来航してから始まったことになっています。年表には1841年に万次郎がアメリカの捕鯨船に救助されたと記してあります。皆様方の中で、NHKの「龍馬伝」（日曜の大河ドラマ）をご覧になっている方は、どのくらいいらっしゃいますか、恐れ入りますが挙手をお願いします。大勢いらっしゃいますね。私も大いに楽しんでおまして、2, 3回前の放送でしたか、ジョン万次郎が出てまいりまして驚きました。ドラマでジョン万次郎を見たのは初めてですが、ああいう顔をしていたのかなと興味深く見ました。坂本龍馬も、あんなに格好よかったのかなーなどと思いつつ見えています。ジョン万次郎については、教科書ではほとんど扱っていないと思いますが、日本とアメリカとの関係を象徴する人物だと思っておりますので、まずこの人物のこと

「アメリカとどう付き合うか」前編（斎藤）

を詳しくご紹介したいと思います。

ジョン万次郎は、龍馬より8年前に同じ土佐に生まれ、14歳の時（今の中学2年生）、初めて漁に出て嵐に見舞われ遭難しました。漂流を7日間して、伊豆諸島の最南端にある無人島の「鳥島」に漂着しました。そこでアホウドリを食べながら生活をして、143日目にアメリカの捕鯨船に救われたのです。一緒にいた漁師仲間4人が万次郎より年上だったこともあって、彼はいち早く英語を覚え、様々な仕事もどんどん手伝い、船長に見込まれました。そしてハワイに着くと、他の4人は船から降ろされたのですが、「アメリカに行く気があったら連れて行くけれど」と船長に聞かれ、彼は「連れて行って下さい」と答えたのです。こうして万次郎は鎖国下の日本からアメリカへ行くことになったのです。そして今のホームステイのような形で船長の家に滞在し、学校にも行かせてもらいました。当時、万次郎は14歳で、船長は36歳でした。英語でジョンと言うのは日本での太郎とか一郎とかいうのと同じ名前ですから、ジョン万次郎と言うのは苗字がなくて名前が2つ続いているのですが、救助されたジョン・ホーランド号という船の名前と、アメリカ人にとって親しみやすい名前ということからジョンという名前を付けられ、いつしかジョン万次郎と呼ばれるようになったのです。

船長は、アメリカ東海岸のマサチューセッツ州に万次郎を連れて帰り、「息子のジョンです」といって紹介して回ったそうです。当時は非常に人種差別が激しかった時代でした。白人である船長が自分の通っていた教会に万次郎を連れて行ったところ、そんな黒人みtainな少年（捕鯨船で真っ黒に日焼けしていました）は2階の席に行けと言われたそうです。船長は憤然として、私の息子にそういう差別をするなら自分はここを止めると言って差別をしない教会に宗旨替えをしたというぐらい万次郎を可愛がってくれました。それでも万次郎は望郷の念が強く、10年間あちらにいた末、ゴールドラッシュの西部カリフォルニアに行って、ゴールドを掘ってお金を作り、アメリカ船に便乗して日本の近海まで来ました。そこから自分の買った小さな船で上陸するという計画を立てていました。そして当時の琉球（今の沖縄県）の海岸に上陸し、漂流してから

## 日米関係年表

1841	万次郎，米国の捕鯨船に救助される
46	米国初の公式使節ビッドル，幕府が拒否
53	ペリーの黒船艦隊，浦賀に来航
54	日米和親条約
58	日米修好通商条約
68	明治維新
94～95	日清戦争
1904～5	日露戦争
	～この頃まで開国期（友好の時代＝師弟関係）～

---

1941年12月	日本軍，ハワイ真珠湾を空襲
45年 4月	米軍，沖縄本島に上陸
6月	沖縄の日本軍全滅
8月	広島，長崎に原爆投下
	日本降伏

---

45年 8月	米軍，日本進駐
51年 5月	マッカーサー解任，「日本人は12歳の少年」
52年 4月	占領終了
	～70年頃まで第二の開国期（師弟関係）～

---

1981年 1月	日米両政府，民間人4人ずつから成る賢人会議を設置 日米関係における交渉戦術について提言 米国の圧力——極力避けるべきである。 日本の沈黙——積極的な発言を行うこと。
----------	---

「アメリカとどう付き合うか」前編（斎藤）

10年ぶりの帰国を果たしたのです。

その2年後に、お手元の年表にあります1853年、ペリーの黒船艦隊がやって来るわけです。ジョン万次郎は、もう日本語を忘れてしまっていて、何を言っているのか分からないくらい、英語と日本語をちゃんぼんでしゃべっていたそうですが、ペリーとの通訳にはもってこいの人でした。事実、江川太郎左衛門という人が、万次郎を通訳として用いたいと申し出ましたが、前の水戸藩主の水戸斉昭の強い反対にあいました。その理由は、万次郎には一命を助けられて20歳になるまで育てられたアメリカに恩義がある。そのアメリカのためにならないことは決してしないだろう。だからそういう人物を起用するのはよくないということでした。こうして幕府は、当時のアメリカの事情に詳しいうえ英語もよくできた万次郎をペリー使節団との通訳には使いませんでした。

ちょっと余談になりますが、2007年、万次郎がお世話になった船長の家が廃屋寸前になり、売りに出されていました。その家を購入して修繕を行った上で日米友好の証として記念館を開設しようという運動がおこりました。そして聖路加国際病院の日野原重明理事長が中心になって寄付を募りました。その結果、1年間で1億1300万円を主に日本で集めたそうです。こうして2009年5月、船長の地元であるマサチューセッツ州フェアヘブンに「ホイットフィールド・万次郎記念館」を寄贈しました。万次郎と船長のそれぞれの子孫は代々、友情関係の火を灯し続け、いま4代目から5代目、6代目が時折、相互訪問したりして友好を温めているそうです。日米関係は、このように親と子または先生と生徒という上下関係にあるときは、上手く行くのです。ジョン万次郎とホイットフィールド船長の関係は、その後の日米関係を象徴するようなものではなかったかと思います。

## 2 ペリーの砲艦外交と琉球（沖縄）

日米関係年表の2つ目「米国初の公式使節ビッドル、幕府が拒否」に移ります。皆様、学校ではペリーが来航する以前の日米関係についてはあまり習って

いらっしやらないと思います。実は正式な使節として、ビッドルという人物がペリーの来る7年前に日本に来ています。そのときは黒船2隻で来ました。日本には小さな船しかなく、日本人は好奇心が旺盛だったので、ビッドルはまず仲良くしようということで日本人を船に乗せて、中を見物させました。仲良くして1週間から10日ほどして、自分はアメリカの代表で、日本と仲良くなるために来たのだと明かしたら、それまで親しく接していた日本人たちが、記録によるとビッドルを突き飛ばし、我々日本は国交を開いてないから駄目だということで拒否したのです。つまり、ビッドルは友好的に国交を開こうとして失敗したわけです。

このことをペリーはよく知っていたものですから、最初からものすごい高姿勢でやって来ました。ペリーは、最後に触れる沖縄とも縁がありまして、浦賀に来る前に「行きがけの駄賃」とばかりに琉球に立ち寄りました。食料、薪、水の供給と貯炭所という石炭を蓄えておく所の設置を認めさせました。そのさい琉球人に対してペリーがとった脅迫的な態度について、随行した宣教師のウィリアムという人が、こういう記録を残しています。非武装の琉球人に対して「これ以上に高圧的な侵略は誰も行ったことはない」と日記に書いています。ペリーは、日本に対しては下手に出ては絶対ダメだ、上からガンとやらなければダメだということで、まず琉球で実践したわけです。ちなみに、琉球は王国で、当時は薩摩藩（今の鹿児島県）の支配下にありました。

ペリーは小笠原諸島にも寄っていますが、それは日本が開国を拒否した場合に備えて太平洋を横断する汽船の寄港地を確保しておくのが目的でした。ペリーが軍艦4隻を率いて来航し、高圧的に開国をせまった姿勢は、英語で“gun-boat diplomacy”「砲艦外交」と言われ、日本語では「威嚇外交」「圧力外交」「恫喝外交」とも言われます。とにかく日本は、いやいや開国させられたことが、この言葉からも分かります。この後、ペリーは大統領の親書の受け渡しにも成功しました。当初、江戸幕府は、そういう話なら長崎に行くように言いました。日本の開国をアメリカと競争したロシアのプチャーチン代表たちは、長崎に行きました。ところが江戸との往復に時間がかかるためアメリカに

「アメリカとどう付き合うか」前編（斎藤）

先を越されるわけです。ペリーは、ここで親書を受け取らないなら江戸湾の奥まで行って江戸城に大砲をぶっ放すと幕府を脅しました。アメリカ大統領からそういう権限は与えられていなかったのですが、ペリーは非常にハッキリが強い人でした。本来アメリカが他国と戦争をする時には、連邦議会の議決が必要ですが、ペリーは幕府を脅かして、実際に測量をしながら江戸湾の奥深く入って行くわけです。それで幕府は、その大統領の親書を渋々、受け取ったのです。ペリーは7月に来ましたが、翌年2月に返事を受け取りに再び来るからと言って立ち去りました。日本では決定までに時間がかかるということが分かっていたのです。ペリーは、また琉球に立ち寄って貯炭所をもっと増やせとか交易することなどを要求し、琉球政府が難色を示すと、200人の兵を上陸させて王室を占領して事態が落ち着くまで占拠を続けるぞと言って脅しました。実際に占拠ということはありませんでしたが、アメリカ人は琉球に強烈な印象を残すことになりました。

### 3 日米和親条約と日米修好通商条約

日米関係年表の1854年の日米和親条約、これは日本が鎖国を止めて開国をすることになった条約です。ざっと内容について触れますと、下田と函館の2つの港を開くこと、そこで必要な食糧や薪、水を提供すること、それから外交官が下田に駐在することなど、アメリカの要求を全て認めました。漂流民を救助するという名目で、こういう要求を認めさせられたわけです。万次郎が救われたのは捕鯨船によってだと申しましたが、実はアメリカ人はクジラを食べません。石油が発見されるまでアメリカはクジラを獲って灯油とか燃料に全部使っていました。ですから肉は食べないで油だけ取るためにクジラを大西洋で獲りつくし、そのあと太平洋に進出してきたというわけです。そのアメリカは19世紀後半に石油を発見するとクジラが不要になり、捕鯨産業は衰えました。そして今では日本がクジラを獲るのは非常に野蛮であり、あんなに頭がいい動物を殺すのはけしからんと非難し、日本の捕鯨に反対する国際社会の先頭に



立っています。そんなにクジラは頭が良くて殺すのは可哀相だと主張するなら、19世紀にアメリカが大西洋と太平洋で大量のクジラを殺したことを謝罪してくださいと言いたくなります。

1858年の日米修好通商条約については皆様ご存じの通り、これによって日本は不平等条約を結ばされたわけです。不平等条約の主な内容として次の2つがあります。1つは領事裁判権の付与です。領事裁判権とは聞き慣れないかもしれませんが、皆様が学校で学ばれたのは治外法権という言葉だと思います。アメリカ人が日本で罪を犯しても一切日本では裁判ができないということです。沖縄では今でも同じようなことがありますね。婦女暴行事件とか、ひき逃げ事件とかがあっても、米軍はなかなか犯人を引き渡しません。マスコミが騒ぎ出すと、ようやく引き渡すというのが現状です。そのうち本国に帰るとか、何とかかんとか言って、うやむやにされる印象が強くなります。もう1つは関税に関することです。海外から安い物がたくさん入ってくると、自国の産業が潰れてしまうので、関税をかけることはどの国でもやっていることですが、日本は独自の関税はかけないという条約を結んだのです。この不平等な日米修好通商条約を改正するには長い年月がかかりました。例えば、領事裁判権は1894年の日米通商航海条約によってようやく廃止することができました。36年かかりました。関税自主権を確立するまでには53年かかりました。このように日本はアメリカとの不平等条約の是正に骨折ったわけです。

#### 4 「友好の時代」から「対立の時代」へ

この日米関係年表で、私のメッセージを分かりやすくお伝えするために1905年までのところで線を引きました。というのは、日本では明治維新を1868年に迎えて、それからわずか27年後に日清戦争で勝ち、その10年後には日露戦争で勝ちました。そこで1853年から1905年までのおよそ半世紀（正確には52年間ですが）、この間を歴史家たちは開国期と呼んでいます。これを別の表現にしますと「友好の時代」ということになります。この時期は、

「アメリカとどう付き合うか」前編（斎藤）

アメリカがさっき申し上げた不平等条約を日本に結ばせ、お前のところは遅れているのだからとにかく先生の言うとおりにしろと言い、日本は大人しく「はい」と聞いていた「師弟時代」ということです。この後も日本とアメリカの関係は、アメリカが先生役をやって、日本が生徒役をやる時期が一番安定していて、上手く行っているのです。これは日本人としてちょっと悲しいことです。とはいえ、我々はすでに1200年以上前の中国に遣唐使を送った時代から、世界で最も進んでいる文明を摂取することにかけては、非常に優れた資質を発揮するという特質を持っていると思います。

1905年の日露戦争に勝つまでアメリカは、「おー、日本は偉いね、アメリカ学校の優等生だ。よしよし」と思っていて、日露戦争でも、ちょっと長引いたところをアメリカのローズベルト大統領が中に入れてくれて、日本の勝ちという格好で終わる事が出来ました。ところが、その2年後になるとアメリカ海軍と日本の軍部がお互いを仮想敵国として、敵視することを始めます。つまり日本が日清戦争、日露戦争に勝って自信を付けると、アメリカ何するものぞという気持ちが出てきました。アメリカは共和制をとっていましたが、日本はヨーロッパの立憲君主国であるドイツやフランス、イギリスから学ぶことが多数ありました。アメリカにとって日本はちょっと生意気な存在になってきたわけです。「教え子のくせに何だよ」という感じをアメリカは持ってきたし、「先生面しているのにたいしたことないじゃないか」と日本は思うようになりました。そこで日露戦争の終わった1905年から太平洋戦争の始まる1941年までを、日米「対立の時代」としてとらえおいて頂きたいと思います。

1941年12月、日本軍がハワイの真珠湾を攻撃して太平洋戦争が始まります。この真珠湾攻撃をした山本五十六は、アメリカに留学した経験があり、日米開戦に強く反対していた人ですが、歴史の皮肉で、真珠湾を攻撃しなければならぬ立場になりました。まあ1年や2年なら暴れて見せませうと言いました。その間に外交交渉で日本の有利なようにまとめてほしいというメッセージでした。そして緒戦のうちは勝利に次ぐ勝利というか、大本営発表で日本中が沸きました。結局はご承知の通りになりました。

## 5 沖縄戦の意味するもの

次にもう1枚の沖縄現代史の年表をご覧ください。ここで現代の沖縄について皆様方の記憶をもう一度思い起こして頂きたいと思います。沖縄現代史の一番上には、太平洋戦争が終わる1945年8月15日の4カ月前の4月1日に米軍が沖縄本島に上陸したと書いてあります。日本の大本営は、沖縄守備軍というのを米軍上陸の1年以上前の44年3月に創設しました。44年10月10日には、那覇などが米軍の大空襲を受けて沖縄上陸が予想されていたにもかかわらず、大本営は守備軍の最精鋭部隊である第九師団を、台湾に移駐しました。守備軍は当初、水際で米軍を迎え討つ作戦だったのですが、一番の精鋭部隊が台湾へ移ってしまってはしょうがないということで、水際で迎え討つことはできなくなり、沖縄本島の南部での持久戦への作戦変更を余儀なくされました。

アメリカ軍は、4月1日にどれだけ上陸したかといいますと、当時の沖縄県民は推定45万人で、中部の西海岸に上陸したアメリカ軍は、それを上回る総兵力54万8千人でした。すごいですね。後方部隊を含むそうですが、沖縄県民を上回る兵隊・兵力を投入したのに対して、守備隊は約12万人に過ぎませんでした。沖縄県民45万人プラス守備隊12万人で沖縄戦が始まったわけです。大本営にとって沖縄戦は、長期戦に持ち込んで米軍を消耗させ、1日でも本土進攻を遅らせることに意義があったということです。ですから、私は1945年の沖縄現代史の年表の3行目に書きましたが、沖縄の人にとって本土の「捨て石」にされたということが強く印象づけられているわけです。囲碁をなされる方をご存知かと思いますが、大きな目標のためにわざと相手に石を取らせることを“捨て石”と言います。

それから次に書いてある「鉄の暴風」というのは、日本が徹底抗戦をやっている時に、米軍が大砲、銃砲で艦砲射撃をするのですが、強い風や雨が来る暴風ではなくて、鉄の暴風が来たということが第2次世界大戦中に言われました。住民をはじめ旧制中学の生徒から成る「鉄血勤皇隊」や「ひめゆり学徒隊」の

## 沖縄現代史

1945. 4. 1 米軍，沖縄本島に上陸  
米，軍政開始を宣言  
・本土の「捨て石」
- 沖縄戦 ・「鉄の暴風」  
・「集団自決」
6. 23 組織的戦闘，終結
8. 15 日本，無条件降伏
- 
51. 9. 8 サンフランシスコ講和条約調印  
沖縄分離統治認める
52. 4. 1 琉球政府，発足
65. 8. 19 佐藤首相，沖縄を初訪問
72. 5. 15 沖縄が本土復帰，沖縄県発足
- 
1995. 9. 4 海兵隊員3人による少女暴行事件  
10. 21 少女暴行事件に抗議し，県民総決起大会
96. 4. 12 日米両政府，米軍普天間基地返還で合意
2000. 7. 21 名護市で九州・沖縄サミット
2001. 9. 11 米同時多発テロ  
10 米英軍アフガニスタン攻撃
03. 3 米英軍イラク攻撃
06. 5 日米両政府，普天間基地の移設先  
名護市辺野古で合意
09. 9 政権交代，鳩山政権発足

従軍看護婦たちが次々に命を失っていきました。集団自決については、教科書の記述をめぐる問題になったことを、ご記憶だと思います。ガマという洞窟などに住民たちが避難していると、そこに日本軍が入ってきて、赤ん坊が泣くと米軍に見つかるから、赤ん坊を連れてお前ら出ていけと言われたこともあったそうです。生まれたばかりの赤ちゃんが泣くのは当たり前ですが、ひどい兵隊は赤ん坊の首を絞めて殺すなどして、住民を守ってくれるはずだった守備隊が実際には地元民を邪魔者扱いし、自分たちだけが助かることを優先していた事例もあったということです。沖縄の人々は、そういう意味でも捨て石にされました。私はこれまでに沖縄に9回ほど行っておりますが、沖縄県の民主党代表が先日テレビニュースで、日本人は沖縄民族をいまだに自分たちと同じ日本民族だとは思っていないのではないか、どこか蔑視しているのではないかと発言しておりました。

琉球王国の時代に薩摩が侵攻したあと明治政府が発足すると、今度は琉球処分といって琉球を日本に組み入れました。その時から日本政府は沖縄のことを蔑視しているのではないか、そういう風に彼らは沖縄戦のときにひしひしと感じたといいます。日本軍は自分たちの命を救ってくれないし、米軍に捕まると何をされるかわからない。女子供は乱暴されるし、殺されるかもしれない。そんなことをされるよりは自分で死んだほうが良いと言って、日本軍が配った手榴弾を使うとか、家族同士で肉親を殺すというような惨事が各地で起こりました。集団自決について日本軍は、一切命じてないと裁判で主張したようですが、日本の文化からすると、たとえ口頭で集団自決せよと命じなくても、そういう状況になれば集団自決を迫られるということは十分考えられると思います。

6月23日に守備軍司令官の牛島満中将(54歳)が自決して組織的な戦闘は終わりました。沖縄方面根拠地隊司令官だった大田実海軍少将(54歳)は、自決する前に大本営に最後の電報を打ち、沖縄県民の献身的な協力や悲惨な状況を記し、この人たちを戦後大事にして欲しいと将来の配慮を求めました。沖縄戦の日本側の死者数は18万8千人以上、米国側1万2,500人、日本側の半数約9万4千人(推計)が住民でした。分かりやすく申し上げますと、沖縄の

「アメリカとどう付き合うか」前編（斎藤）

全人口の4分の1が戦死したのです。現在、癒しを求めて本土の人たちがたくさん沖縄に行き、中には移住する人もいるという沖縄ブームが続いています。癒されに行くのはいいですが、一番癒してほしいのは沖縄の人ではないかと、私は沖縄へ行く度に思います。

## 6 沖縄の歴史

沖縄の歴史を少し振り返りますと、昨年（2009年）、沖縄では薩摩が侵攻して来て400年という節目の年でした。さきほど少し申し上げましたが、1609年に薩摩藩が軍勢3千人を率いて沖縄に侵攻、攻め入りました。独立していた琉球王国は、奄美大島の奄美を割譲しました。そして幕藩体制の下で薩摩の支配下に入りましたが、琉球は以前と同じく中国にも朝貢使節を送り続けました。朝貢とは貢物を持っていくことです。江戸にも使節を送る一方、中国にも敬意を表するというをやっていました。ところが1879年、明治政府による琉球処分（廃藩置県）で琉球王国が潰されました。そして沖縄県と呼ばれるようになりました。これによって尚<sup>しやう</sup>という王様が500年近く支配してきた琉球王国は消滅したのです。

## 7 原爆投下をめぐるアメリカの主張と本音

沖縄のことから少し離れまして日米関係年表に戻って頂きますと、沖縄軍が6月に全滅した後、日本は軍部が最後の一花を咲かせて（そんな花は咲かないのですが）、もう一発相手に打撃を与えてから降伏しようとか、とにかく徹底抗戦、一億玉砕とか勇ましいことを言っていました。そしてポツダム宣言を無視した後、アメリカから原爆を投下されたわけです。

話は現代に飛びますが、アメリカのヴァージニア州に「ニュージウム」というニュース博物館があります。博物館はミュージアムと言いますから、ニュースの博物館で「ニュージウム」というのは何だかダジャレみたいですね。ここ

が1999年に全米の何百人もの学者やジャーナリストに20世紀のニュースについて自由に書いてもらったところ、第1位は原爆投下と第二次世界大戦の終結だったそうです。1999年ですから、20世紀が終わる頃です。原爆投下は、もちろん日本人にとっては大きな出来事ですが、アメリカ人にとってもそれほど大きな事柄であったことがお分かり頂けると思います。

ちなみに第2位はアポロ11号の月面着陸、第3位は日本軍の真珠湾攻撃だったそうです。つまりアメリカ人にとって20世紀の三大ニュースのうち1位と3位が原爆投下と第二次世界大戦の終結、それに真珠湾攻撃だったのです。私が1976年から79年にかけてアメリカの大学に留学していた時にキャンパスでアンケート調査を行い、アメリカ人にとって最も恥ずべきことは何かと質問しました。黒人を奴隷にしたことなどが挙げられましたが、原爆投下と述べた学生は一人もいませんでした。私は相部屋の20代はじめの学生に「何で君たちは、日本に原爆投下したことを恥と思わないのか」と聞いたら、「それはパールハーバーでお前らがやったことのお返しだ」という言い方をしました。パールハーバーと原爆を同列に並べられては困ると思い、それから原爆の開発や製造について研究することになりました。

原爆の製造計画は、マンハッタン計画というニューヨークのありふれた地名が付けられ、極秘で進められました。ローズベルト大統領が亡くなった後、副大統領から大統領に昇格したトルーマンは、以前、連邦議会上院の委員長をしたりしていましたが、大統領になるまでこの原爆開発については全く知らされていませんでした。米軍の最高機密として進められたということが分かると思います。この原爆の製造計画は、そもそもアインシュタインが提案したものでした。皆さんアインシュタインのことはご存知ですね。あの舌をベローンと出したお茶目な写真を覚えている方もいるでしょう。日本にも来たことがあり、ノーベル物理学賞をもらった人類の誇るべき頭脳ともいうべき人です。彼はユダヤ人で、ドイツに残っているとヒトラーに殺されてしまうという恐れが生じ、アメリカに亡命したのです。彼のような優秀なユダヤ人たちが亡命する前にドイツで核分裂が発見されました。核分裂が発見されたことで、いずれは原爆が

「アメリカとどう付き合うか」前編（斎藤）

発明されることが科学者たちには分かりました。もしヒトラーのドイツが先に原爆を開発して、アメリカに落としたり大変だということで、物理学者たちが集まってアメリカが原爆を開発するよう大統領に進言することになりました。けれども無名の人が手紙を出しても説得力がないとして、アインシュタインに署名してもらって原爆開発を勧める手紙を出したのです。

直ちにはありませんでしたが、米国政府は1942年8月に原爆製造計画を始めました。その翌年5月には原爆製造が成功する見通しが立ちました。ドイツが降伏する2年も前のことです。アメリカは、どこに原爆を投下するかを検討するため軍事政策委員会を開きます。ところが、日本人として非常に情けないのですが、その対象としてドイツの“ド”の字も出てこないのです。アメリカでは、日本の外務省と違って、25年とか30年とか経つと当時の会議の記録を公開するのですが、公開された資料を見ますと、その理由というのがふっています。ドイツに投下して万一不発だったらドイツ人はそれを拾ってきて分解し、同じ物を作ってアメリカに投下してくる恐れがあると言うのです。何を言っているのかと思いますが、日本はそういうことが出来ないから日本に投下しようというのです。日本にも原爆開発計画が全く無かったわけではありませんが、日本の科学技術は遅れていると見なされたわけです。人間というのは、政府でも軍でも本音は明らかにしないとします。原爆投下の標的については、最初からドイツではなく日本だったということを記憶に止めて頂きたいと思います。

私の愛読書である司馬遼太郎の「坂の上の雲」の中にこのような一節があります。皆さんの中にもお読みになった方がいらっしゃると思います。「もし日本と同じ条件の国がヨーロッパにあったとして、そして原爆投下がアメリカの戦略にとって必要であったとしてもなお、ヨーロッパの白人国家の都市に落とすことはためられたであろう。国家間における人種問題的課題は、平時ではさほど露出しません」。平時と言うのは普通の時ですね、平和な時には出ないということです。「しかし戦時というぎりぎりの政治心理の場になると、アジアに対してならやってもいいのではないかという、そういう自制力がゆるむということにおいて顔を出している」と司馬遼太郎は述べています。これを裏付け



る事実を2, 3紹介します。

1970年、今から40年前にニューヨークで広島・長崎原爆写真展が開かれましたが、その会場に置かれたノートに次のような書き込みがあったということです。「私達はドイツに原爆を落としたのでしょうか、ロシアを爆撃するのでしょうか」。爆撃ということはやっぱり原爆投下ということですね。「そうでなく日本や中国に対して爆弾をとっておくのではないのでしょうか。西洋に属さない国、われわれが歴史や倫理上の親近感を感じない国に対して、と思うと吐き気がします」。これは一般の大衆で原爆写真展を見た人が述べたことです。それからカナダの元首相マッケンジー・キングは日記に次のように書いています。広島へ原爆が投下された8月6日、「原爆が欧州の白人に対してではなく、日本人に対して使われることになってよかった」と。それから日本文学の英訳で著名なサイデンステッカーという人がいますが、この人も原爆投下について「やはり人種的偏見があったとする意見は多い」と述べています。

アメリカ政府はどう言っているか。トルーマン大統領は、原爆を投下した広島で10万人の命が一瞬にして奪われた16時間後に声明を発表し、冒頭でこういうことを言っています。「日本はパールハーバーによって空から戦争を開始した。彼らは何倍もの報復を被った」と。私がアメリカのキャンパスで学生から聞いたのと同じ理由、「それはパールハーバーのお返し」だと当時の大統領が言っているわけです。しかしアメリカ人たちも、トルーマンも心の奥底では良心の呵責があると見えて、原爆を落とさないで本土上陸作戦を執行していれば、米軍の死傷者数はすごく多かっただろうということを戦後になって盛んに言いました。米軍は沖縄でも1万2500人の死者を出しましたが、そのときの抵抗がものすごく恐怖を覚えたといえます。だから、オレンジ作戦といって九州の南部から上陸し、本土上陸作戦を執行したならば、米軍の死傷者数は非常に多数にのぼるだろうと考えたというわけです。原爆投下を正当化するために、その数字は戦争が終わってからどんどん増えていきました。最終的には戦時中の陸軍長官スティムソン（京都への原爆投下を回避した人ではあるのですが）が、原爆投下を正当化する論文を書きました。「もしも原爆を投下しない

「アメリカとどう付き合うか」前編（斎藤）

で本土に、日本の本土に上陸していたらば、米軍の死傷者は100万人になっていた」と述べています。

原爆が投下されてから50年目の1995年、米国スミソニアン協会の国立航空宇宙博物館は原爆投下50周年を記念して原爆展を開催しようとしていました。企画した人たちは修正主義者といって、今までアメリカ人は飛行機の上からしか原爆のことを議論しなかったけれど、地上の被害がいかに悲惨な状態だったのか、その写真を展示することを企画したわけです。ところが、それに対して退役軍人600万人から成る団体が猛烈に反発し、あれでは自分の孫たちが見に行ったら、まるで爺さんたちは何か悪魔みたいに悪いことをしたみたいではないかと思うと抗議しました。もともと日本人は原爆を落とす前にパールハーバーのような悪いことをしているのだから、そのお返しをただけなのに、(広島へ行かれた方はご存知と思いますが) 真っ黒焦げになった遺体が床に転がっている写真とか、ひしゃげて真っ黒になった弁当箱とか、そういう物まで展示するとはとんでもないということでした。このため主催者は台本を4回も書き換えましたが、それでも退役軍人たちは納得せず、連邦議会でも反対の声が高まり、とうとう原爆を投下したエノラゲイという飛行機の展示だけになってしまったのです。

原爆投下に関する専門家である米国スタンフォード大学のバーンスタイン教授は、公開された当時の政府高官の資料を調べたところ、日本本土に侵攻した場合の最悪の予測でも死者は4万6千人だったことを明らかにしています。このバーンスタイン教授は、投下50周年の原爆展のアドバイザーも務めました。1995年に「原爆投下は何を問いかける」というタイトルで論文を書き、衝撃的なことを述べています。「アメリカ市民とその指導者の多くにとって日本人は黄色い人間以下の存在に思えた」と。yellow subhumans という英語で表現しています。いろいろご紹介しましたが、残念ながら原爆投下には、やはり人種偏見・差別というのがあったし、日本人だけでなくアジア人に対してなら落としてもいい、しかし白人には落とさない、落とせないといったことが多分あったのではないかと思います。このことは日本人が記憶に止めておいたほう

## 【シンポジウム「平等って何だ？」】

# イントロダクション

中 金 聡

疾風怒濤の新自由主義の時代は終焉を迎えたといつてよい。経済活動の自由が無制限に容認され、富の社会的分配が規制のない市場メカニズムにゆだねられた結果は、未曾有の貧富格差であった。企業倒産数と完全失業率は戦後最悪の数値を記録し、参政権はあっても職はなく、住むところすら失った人びと、「二級市民」が大量に生みだされたことはいまだ記憶に新しい。

そこであらためて浮上してきたのが「平等」(equality)とは何かの問題である。もちろん自由主義も平等や公正さの観念を知らないわけではなかった。もし自由が万人に保障されるべきであるとするなら、少なくとも自由を行使するチャンスがすべてのひとに平等に開かれていなければならないはずだからである。この「公正な機会均等」原則すら十分に確立されないまま、すべてのひととを過酷な自由競争のなかに投げ込んだ新自由主義は、荒野のロジックと称されるにふさわしい。だが「チャンスの平等さえ確保されれば」と考えることも、すでに楽観的といわざるをえない状況にある。自由主義を奉じる先進産業諸国がいま直面しているのは、自由への平等な権利を制度的に完備した社会のなかで多くの人びとが将来への展望をもてなくなり、またそれがモラル・ハザードをもたらしているという事態なのである。

政治理論の領域では、「機会の平等」に「結果の平等」の要素を加えることによって、自由主義をより実質的に公正なものにする平等主義的リベラリズムの試みがさまざまに展開されてきた。その嚆矢となったのは、アメリカの政治哲学者ジョン・ロールズが『正義の理論』(*A Theory of Justice*, 1971)で提唱した「公正としての正義」の観念である。人びとのあいだに生来の力の差がある

## イントロダクション (中金)

ことは事実だからしかたがない。だが、この自然がさだめた事物の偶然的な配置から神聖不可侵の所有権を導く思想は、「正義」の名において拒絶しなければならない。市場原理にもとづいて不均等に分配された富は、それが「もっとも恵まれない人びとの最大の利益になるように」再分配されるという「格差原理」のもとでのみ道徳的に許容される。一方、ロールズの正義を行きすぎた平等としてしりぞけるリバータリアニズム（絶対自由主義）陣営も存在する。自由だけでなく、自由の果実も正当にそのひと自身に帰すべきだと主張するかれらにとって、道徳的に許容しうるのは「機会の平等」までとなる。何をもって十分な平等とみなすかにはいまだ合意がないという意味で、平等は「本質的に論争的な概念」(essentially contested concepts)のひとつでありつづけているとあってよい。

自由も平等も道徳的価値であることにはかわりはない。しかし自由主義社会においては、自由こそが人間存在の本質に根ざした所与であり、平等はそこから生じるさまざまなコストを是正するという課題、達成されるべき目標とみなされる。ここに平等がすぐれて政治的な問題となるゆえんがある。ではわれわれは「平等」ということばでいま・何を考えるべきなのだろうか。

政治研究所はシンポジウム「平等って何だ？」(2010年7月7日)を開催し、3人の報告者にそれぞれの専門の観点から問題提起をしていただいた。3報告から明らかになったのは、平等の享受を阻んでいるのも、それを実現する責務をになうのもわれわれ自身であること、そして理念としての平等を実行可能なものにするには、社会的合意にもとづくルールが必要だということである。平等の問題に関心を寄せるすべての人びとの思索の一助となることを期して、以下に当日の報告ペーパーを再掲する。

## 《参考文献》

R・ドゥオーキン、小林公ほか訳『平等とは何か』(木鐸社、2002年)

S・ムルホール／A・スウィフト、谷澤正嗣・飯島昇蔵訳者代表『リベラル・コミュニタリアン論争』(勁草書房、2007年)

R・A・ダール，飯田文雄ほか訳『政治的平等とは何か』（法政大学出版局，2009年）

J・ロールズ，川本隆史ほか訳『正義論・改訂版』（紀伊國屋書店，2010年）



# 報告 I：政治学から見た「平等」とは

的射場 敬一

## 目 次

はじめに

- 1 古代ギリシアと政治的平等
- 2 キリスト教と自然的平等
- 3 近代の社会契約説と自然的平等、そして、政治的平等
- 4 フランス革命と人権宣言

結びに代えて

## はじめに

すべて人間は、能力においても、人種的にも、社会的資源においても、また文化的役割などにおいても多様である。人間の多様性を前提にしながらも、平等がひとつの価値を持つということは、ひとりひとりの人間が自然権の主体であると認識することであった。それは、近代の自然権思想において初めて生まれた。つまり、近代の人権概念としての平等とは、「社会的資源や負担の分配、また褒賞・制度・賠償の決定において、無関係な事情の考慮による差別を排除すること」<sup>(1)</sup>である。とりわけ、人種や性別を理由にした不当かつ不条理な差別をしないということである。これは、人間が生まれながらに自由で平等であるという考え方に根拠をおいている。このような平等概念を、「自然的平等」と呼ぶことにする。

人間の本質的平等性に根拠をおき、差別をしないという意味での平等概念に対して、支配服従関係を克服した対等性としての平等というものがある。対等

報告Ⅰ：政治学から見た「平等」とは（的射場）

であるということは、互いの関係において暴力が排除され、言葉による説得と納得のコミュニケーションが成立しているということである。このような対等性を軸においた平等な関係は、古代ギリシアにおいて初めて成立した。アリストテレスはこれを「政治家的支配」と呼んだ。それは、主人と奴隷関係をモデルにした「主人的支配」<sup>(2)</sup>の対立概念であり、古代ギリシアの民主政で意味されていたものである。このような平等は、契約と法によって人為的に作り出されたものであり、それは都市（ポリス）という政治空間を必要とした<sup>(3)</sup>。政治共同体の平等な成員であることを保障したのが、市民権である。このような平等概念を、「政治的平等」と呼ぶことにする。

セイバインは、「自由や平等は非常に抽象的な言葉であって、文脈を離れると、意味がきわめて曖昧である」<sup>(4)</sup>と述べているが、平等について政治的言説として論じられることの少なかった古代と中世においては、特にそうである。よって、政治概念としての平等について明らかにするために、「自然的平等」と「政治的平等」という鍵概念を設定し、その鍵概念を手がかりに歴史的な文脈の中で、平等がいかに論じられ実現されてきたのかを見てゆくことにする。

## 1 古代ギリシアと政治的平等

国王による支配を打破し、平等な政治空間としての都市国家（ポリス）へと転換させたのは、貴族による集住（シュノイクスモス）<sup>(5)</sup>であった。国王に対抗していた貴族は、国王を倒し、王の拠点であった城砦を破壊した。そしてかれらは集住するにあたり、兄弟の契り（兄弟盟約）<sup>(6)</sup>を結び、戦士共同体としての都市を形成した。契約というまさしく人工的な行為によって、戦士として平等な団体を生み出したのである。それゆえ、それは、「自ら武装し自ら訓練し自ら軍隊を編成しうるだけの防衛能力をもった人々の結合」であり、それはあたかも貴族的「共和政」<sup>(7)</sup>とでもいうべきものであった。

アテネ市民が享受していた平等、すなわち法の下における平等は、イソノミア（isonomia）<sup>(8)</sup>と呼ばれていた。アーレントによれば、イソノミアとは、「市



民が支配者と被支配者に分化せず、無支配関係のもとに集団生活を送っているような政治組織の一形態<sup>(9)</sup>である。つまり、市民が、政治共同体の主体として政治に参加していたということであり、「これらの法によって統治される社会の一員として認められている人はすべて、その法を執行し維持する平等の権利とほとんど平等の義務を持<sup>(10)</sup>っていた。

古典古代において平等は、自然によって与えられるものでもなく、人間の属性でもなかった。自然のままでは人間は不平等なのである。人びとが権利主体として平等になったのは、つまり法制定や執行に参加する権利の平等をもち、また法に服する義務の平等を持ちえたのは、都市国家（ポリス）の一員となることによってであり、人為的な法によってであった。平等は、「人びとが互いに私人としてではなく、市民として会うこの特殊に政治的な領域<sup>(11)</sup>すなわちポリスという都市国家の空間の中にのみ存在したのである。

アテナイ市民は、政治参加の権利の平等を確保することで、支配服従という権力関係を排除し、政治過程から暴力を排除した。市民権を有する市民によって構成されていた公的領域（ポリス）においては、市民は法の下に自由で対等な存在となり、それゆえ言葉だけを武器とする政治の世界を確立したのである<sup>(12)</sup>。

## 2 キリスト教と自然的平等

「人は生まれながらにして自由で平等である」という自然的平等の観念は、キリスト教の「神の前の平等」という観念として現われた。それは、ローマ帝国においてキリスト教の布教に活躍したパウロにおいて初めて見られた。

「ユダヤ人もギリシア人もなく、奴隷も自由人もなく、男も女もない。あなたがたは皆、キリスト・イエスにあって一つだからである」（パウロ「ガラテヤ人への手紙」3：28）<sup>(13)</sup>

パウロは、キリストを信じるものとしては、人種の壁、主人と奴隷の壁、男

報告 I : 政治学から見た「平等」とは (的射場)

女の壁を、打ち破った。ここに初めて、はっきりとした形で、すべての人は神の前にキリスト者として平等であるという観念が、姿を現したのである。

しかしながら続くヨーロッパの中世社会はキリスト教共同体ではあったが、身分制的位階秩序が神与の秩序として正当化されている「不平等な」社会であった。「人は生まれながらに不平等である」という秩序意識が身分倫理として組み込まれていたのである。

このような身分制社会の論理を批判したのが、近代初頭の 16 世紀のドイツの宗教改革者ルターである。身分制の論理を批判して、次のように言っている。

「まず第一番目の城壁を攻撃しましょう。……教皇、司教、司祭、修道士たちは教会の身分と名づけられ、王侯、貴族、手工業者および農民身分は世俗の身分と呼ばれる、ということです。これは実に手の込んだ虚構であり見せかけであります。……すべてのキリスト者は真に教會的身分に属するのであって、おたがいの間には職務上の区別以外に何の差別もないのです。」(ルター「ドイツ国民のキリスト教貴族に与う」)<sup>(44)</sup>

つまり、ルターによれば、身分というようなものは決して生まれによって固定されているようなものではなく、すべて「虚構」であり、人間が作り出したものにすぎない。したがってそれは、人間が変えることのできる社会的環境であり、「職務上の区別以外に何の差別もない」と、批判したのである。

### 3 近代の社会契約説と自然的平等、そして、政治的平等

17 世紀の社会契約論者のホッブズは、封建社会崩壊後の新たな社会に適合的な国家論を樹立するのに、前政治的な自然状態を措定した。そのことで、人間の本質を見出そうとしたのである。ホッブズによれば、自然は、「心身の諸能力において」、人間を「平等に作った」<sup>(45)</sup>のである。心身の諸能力において平等であるということは、それは、これまでの権威であったアリストテレスの学説、つまり、自然的不平等の観念の否定であった。アリストテレスは、人間には理性がある人となない人がいるという前提に立ち、理性を有しない人を「自

然における奴隷」である<sup>みな</sup>看做し、不平等を正当化していたからである。したがってここに、キリスト教の文脈においてではなく、まさしく政治思想史の文脈の中で明確に人間の自然的平等を認める観念が姿を現した。

ホッブズが「発見」した自然における人間の自由と平等を、ピューリタン革命の中で育ち、王政復古期に活躍し、そして『統治論』によって名誉革命を正当化したと言われているロックもまた共有していた。

ロックは、自然状態における平等を次のように描いている。

「そこでは、一切の権力と権限とは相互的であり、何人も他人より以上のものはもたない。同じ種、同じ級の被造物は、生まれながら無差別にすべて同じ自然の利益を享受し、同じ能力を用い得るのであるから、……互いに平等であって、従属や服従があるべきではない……。」(『統治論』(第二編第二章)<sup>(16)</sup>)

ここでも人間の生まれながらの平等、すなわち自然的平等が明確に規定されている。「被造物」という表現が使われていることから明らかなように、ホッブズのように人間の本質とは何かを問うている訳ではなかった。ジョン・ダンによれば、ロックにとって、自然状態とは、「神自身が世界におけるすべての人間をその中に置いた状態」であり、「神の被造物として人間はどのような権利と義務をもっているか」<sup>(17)</sup>が、問われているのである。ロックにとって、人間は、「神の理性的被造物として、基本的な権利において、そしてまた課せられた義務において相互に平等」<sup>(18)</sup>なのである。

ホッブズやロックにおいて「発見」された、自然的平等の観念を、ルソーもまた継承していた。自然状態において、人びとは自分自身の自然的な能力をもって自然に対抗し、他の何物にも依存していない。しかし、その「自然状態とは、わたしたちの自己保存の営みが、他者の自己保存の営み害することのもっとも少ない状態であり」、「ほんらいもっとも平和的で、人類にもっとも適した状態であった。」<sup>(19)</sup>なぜか。そこでは各人は、「自己愛」という自然的な情念によって自己保存を図りながらも、もうひとつの純粋に自然的な情念としての「憐憫」がそのような「自己愛」を中和する働きをしている<sup>(20)</sup>からである。

報告 I : 政治学から見た「平等」とは (的射場)

不平等への第一歩は、人間の完成能力の結果でもある冶金術と農業によって拓かれた。分業と私有財産とが人類にもたらされることで、希少性のもとでの所有物の不平等な分配と、自然というよりは文化の産物である人間の墮落とが結びついたとき、「富める者の横領と貧しい者の略奪」<sup>(21)</sup>が生み出す戦争が始まったのである。ルソーによればホッブズのいう戦争状態とは、この状態のことを指しているのであり、それは自然状態ではもはやないのである。

ルソーは、『社会契約論』において、古典古代の共和政をモデルに、主権者と臣民が分離せず同一であるような政治体制、つまり支配被支配関係を廃棄して市民の政治的平等を確立しうる政治体制を構想した。ルソーにとっての社会契約の課題は、各人の生命と財産を保護しながら、しかもなお自然状態と同じように自由で平等な、自分自身以外の何ものにも服従しないような結合の形式を発見することであった。

この社会契約の本質は、「各構成員は、自己をそのあらゆる権利とともに共同体全体に譲り渡す」<sup>(22)</sup>ことであり、こうして「誰もが自分の身体とあらゆる力を共同にして、一般意志の最高の指揮のもとにおく」<sup>(23)</sup>ことになる。各人はこの契約によって成立した共同体に同等の資格で参加し、主権を構成するのである。つまり、社会契約によって人民は団結し法に服するという意味では臣民になったが、「主権に参加するものとしては市民」<sup>(24)</sup>となったのである。主権者とはまさしく立法組織に結集した人民のことである。こうして、自然的平等を有する人びとは、社会契約によって共和主義的な空間を形成することで、政治的な平等も手に入れたのである。

#### 4 フランス革命と人権宣言

1789年、フランス革命が勃発した。革命家は、封建制度をまず廃棄した。地位と階級と特権の複合体である封建制度に代えて、どの人にも「平等な政治的権利を与え、また平等な政治的義務を課す一様な市民権というものを確立」<sup>(25)</sup>しようとしたのである。

同年に発せられた人権宣言（「人および市民の権利宣言」）は、これまで長い歴史を経て獲得されてきた自然的平等と政治的平等について明確に規定している。

第1条は、まず「人は、自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する。」<sup>(26)</sup>と述べ、自然的平等について規定している。さらに第6条は次のように言う。

「法は、保護を与える場合でも、処罰を加える場合でも、すべての者に同一でなければならない。すべての市民は、法の間からは平等であるから、その能力にしたがい、かつその徳性および才能以外の差別を除いて平等にあらゆる公の位階、地位および職務に就任することができる。」<sup>(27)</sup>

法の適用における平等を規定しているのであるが、逆に言うと、自然的な平等を確実なものにするためには法の整備が必要であるということの宣言でもあった。

同じく第6条で政治的平等についても規定している。

「法は、総意の表明である。すべての市民は、自身でまたはその代表者を通じて、その作成に協力することができる。」

市民が立法者として立法過程に参加することでできることを謳っているのである。

この人権宣言は、これまでの平等をめぐる戦いの一つの里程碑となった。ここに自然的平等を踏まえた政治的平等が、理念として確立したからである。自然的平等と政治的平等が、近代民主主義にとっての最低限の必要条件となったのである。

## 結びに代えて

このフランス人権宣言の規定は、20世紀の各国の憲法においても継承された。それはわが国においても例外ではない。日本国憲法第14条第1項は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と規定している。

それにも関わらず、たとえば女性の就業における差別は厳然として存在しつづけた。昭和60年の男女雇用機会均等法、及び平成9年の改正において、ようやく雇用における男女差別の解消がその端緒についたに過ぎない。これは、差別の解消あるいは撤廃というものが、法の強制力がなければ、ほとんど何の実効性を持たないことを示す典型的一例である。

同じく憲法第24条第1項において、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」と規定している。だが、同等な権利主体として規定されていた夫婦関係は、「民事不介入の原則」のもとに法の保護下におかれなかった。

そこで一体何が起きていたのか。

私たちは、彼我の力の差を認識するときに、つねに力にものを言わせようとする。他者を動かすには、言葉による説得よりも暴力を背後に控えた脅迫・命令の方がずっと簡単だからである。人間関係は、自然のままに放置されるときには、力によって他者を恣意的に支配しコントロールする権力関係に容易に転化するのである。これは、恋愛関係にある男女においても、夫婦においても同様である。原則において平等であるべき関係にいつの間にか暴力が忍び込み、不平等な関係に、もっとあからさまに言えば、暴力を背景においた支配服従関係が成立するのである。

恋愛関係のもつれによる犯罪とか家庭内暴力という形で事件が頻発し事態の深刻さが認識されるようになって初めて、「ストーカー行為等の規制等」に関す

る法律」が制定され、いわゆる DV 法（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」）が制定された。ようやくというべきか、憲法に謳われていた男女関係における男女平等が、法の保護下におかれることになったのである。

上にみた男女関係の例が典型的に示すように、平等というのは何らかの実体なのではなく、人と人との関係性である。互いの関係が平等だというのであれば、そこに自然的な力の差が意味をもつことを阻止するような、つまり、その平等な関係に暴力が入り込み支配服従関係に転化しないような法の保護が必要なのである。つまり、フランス人権宣言が規定しているように、「人は生まれながらに平等だ」としても、それが法によって保護されないかぎり、それは単なる「宣言」にすぎない。

同様に障害者、少数民族、外国人労働者、ゲイやレスビアンなどのマイノリティ（社会的少数者）に対する不当な差別も、それを是正するような法が整備されないかぎり、存続し続けるだろうし、おそらくそもそも差別の存在自体が気づかれないうちに放置されることの方が多いだろう。

不当な差別を撤廃するような法の整備をするためには、人びとが自分の権利を主張したり要求したりすることができる政治的平等が必要なのである。つまり、自然的平等を達成し差別や不当な扱いをなくすには、法の整備が必要なのであり、そのためにはその少数者の発言を届けるような政治的平等が不可欠なのである。

最後に、グローバル化した現代世界で顕在化してきている外国人労働者の問題について言及しておきたい。外国人労働者は、先進諸国のどの国においても、依然として「客人」労働者の位置におかれ、奴隷のような状態に放置されている。「彼らが搾取されあるいは抑圧されている」のは、「市民権が剥奪され」<sup>(28)</sup> ているからである。

この問題に対するアメリカの政治学者マイケル・ウォルツァーの議論は、非常に明快である。

## 報告 I : 政治学から見た「平等」とは (的射場)

「人々は国家の権威に服しているか、服していないかである。もし服しているのなら、その権威が行うことにたいして、発言権が、究極的には平等の発言権が与えられていなければならない。」<sup>(29)</sup>

外国人労働者は、行きずりの観光客ではない。そこで働き、そこに住み、国家の権威と法に服している以上、平等な市民権が付与されるべきである。かれらの置かれている悲惨な状況を変えるには、政治的地位を変えるしかない。「市民として、人として組織的な社会に所属し、公権力に参与すること」ができる市民権なしでは、外国人労働者が当然の権利として自然的平等を享受するための法の整備の要求をすることができない。外国人労働者を無権利の奴隷状態に放置することは、自然的平等を実現しているはずの民主国家の中に専制支配を持ちこむことになるのである。

### 註

- (1) 井上達郎「平等」、廣松渉・三島憲一他編『岩波哲学・思想事典』(岩波書店、1998年)、1341頁。
- (2) アリストテレス『政治学』(山本光雄訳、岩波書店、1961年)、46頁参照。
- (3) Hannah Arendt, *On Revolution* (Harmondsworth: Penguin Books, 1973), p. 30. 『革命について』(志水速雄訳、中央公論社、1975年)、29頁。
- (4) G・セイバイン『民主・自由・平等—政治哲学的考察』(秋元ひろと訳、公論社、1991年)、129頁。
- (5) ウェーバーによれば、この集住というのは、城砦王政から貴族政ポリスへの重要な転換点をなしている。(M・ウェーバー『古代社会経済史』(上原専禄・増田四郎監修、渡辺金一・弓削達訳、東洋経済新報社、1963年)、200頁参照)。
- (6) M・ウェーバー『都市の類型学』(世良晃志郎訳、創文社、1964年)、81頁参照。
- (7) 安藤弘『古代ギリシアの市民戦士』(三省堂、1983年)、293頁。
- (8) 「イソノミア、すなわち、出身によって区別されない、法の前での万人の平等にもとづく、民主制が生まれることになった。」(クロード・モセ『ギリシアの政治思想』(福島保夫訳、白水社、1972年)、18頁)。
- (9) Arendt, *op. cit.*, p. 30. 邦訳、28頁。
- (10) W.G. フォレスト『ギリシア民主政治の出現』(太田秀通訳、平凡社、1971年)、273頁。



- (11) Arendt, *op. cit.*, p. 30. 邦訳, 29 頁。
- (12) Cf. Kenneth Minogue, *Politics: A Very Short Introduction* (Oxford, 1995), p. 10.
- (13) 『聖書 引証つき』(日本聖書協会, 1982 年), 297 頁。
- (14) ルター「ドイツ国民のキリスト教貴族に与う」, 松田智雄編『世界の名著 18 ルター』(成瀬治訳, 中央公論社, 1969 年), 86 頁。
- (15) Thomas Hobbes, *Leviathan*, ed. by Richard Tuck (Cambridge: Cambridge University Press, 1991), pp. 86-87. 『リヴァイアサン』(水田洋訳, 岩波書店, 1954 年, 1992 年改訳), 207 頁。
- (16) John Locke, *Two Treatises of Government*, edited with an introduction and note by Peter Laslett (Cambridge: Cambridge University Press, 1960, Student edition, 1988), p. 269. ロック『市民政府論』(鶴飼信成訳, 岩波文庫, 1968 年), 10 頁
- (17) ジョン・ダン『ジョン・ロックー信仰・哲学・政治』(加藤節訳, 岩波書店, 1987 年), 78～79 頁。
- (18) 前掲書, 80 頁。
- (19) ルソー『人間不平等起源論』(中山元訳, 光文社, 2008 年), 100 頁参照。
- (20) 前掲書, 102 頁, 107 頁参照。
- (21) 前掲書, 149 頁。
- (22) ルソー『社会契約論』(桑原武夫・前川貞次郎訳, 岩波文庫, 1954 年), 29 頁。
- (23) 前掲書, 31 頁。
- (24) 前掲書, 同頁参照。
- (25) セイバイン, 前掲書, 145 頁。
- (26) 「人および市民の権利宣言」, 高木八尺・末延三次・宮沢俊義編『人権宣言集』(岩波書店, 1957 年), 131 頁。
- (27) 前掲書, 同頁。
- (28) マイケル・ウォルツァー『正義の領分ー多元性と平等の擁護』(山口晃訳, 而立書房, 1999 年), 163 頁。
- (29) 前掲書, 165 頁。



## 【シンポジウム】

# 報告Ⅱ：アメリカの平等について —黒人問題を事例として—

佐藤 圭 一

### 目 次

はじめに

- 1 アメリカ黒人の現状について
- 2 アメリカにおける平等とは？（惨憺たる黒人差別の歴史）
- 3 「43名の歴代大統領中、人気No.1を誇る」  
偉大なるリンカーン大統領が考えたこと
- 4 1950年代の差別の状況と「公民権運動」
- 5 「アフーマティブ・アクション」の法制化と行方  
（「結果の平等」の衝撃）
- 6 オバマ大統領の就任は「不平等是正に貢献するか？」

### はじめに

私の専門は「アメリカ政治に内在する宗教的次元に関する研究」です。しかしながら、アメリカの黒人問題はいつも脳裏から離れませんでした。アメリカでの毎年の調査研究のたびに、ニューヨークのハーレムやブロンクス、シカゴではサウス・サイド地区の黒人居住区に足を運びその実態を見て来ました。

私が初めて黒人問題に関心を抱いたのは高校生の時（1970年代）に有吉佐和子の小説『非色』を読んだことからでした。それは大要次のような内容でした。「進駐軍向けのクラブで働く笑子は、黒人兵士のトムと知り合い、恋に落ちる。戦勝国の兵士としての自信に満ちた振る舞いが笑子の恋心を刺激したのだ。やがて笑子は両親や妹の反対を押し切って結婚・出産。帰国したトムを追って渡米する。アメリカでの仕事（掃除夫）をするトムを見て笑子は驚いた。全

報告Ⅱ：アメリカの平等について—黒人問題を事例として—（佐藤）

く輝きを失っていたのだ。あの日本での堂々とした姿は消え去ってしまっていた。周りの目も変化した。最初は日本人として親しく接した人々も、黒人妻と知った途端に視線を下げるのだ。そして、何とトム自身も差別する側に回っていた。ペルトルコ人やユダヤ人を軽蔑するのだった。笑子は悟ったのだ。差別は決して肌の色からだけではないんだ」と。

そこには優越感・劣等感が複雑に絡み合う人間の“性”を感じざるを得ない。まして、「奴隷主と奴隷の子孫」が引き続き1つの国民を形成しているアメリカでは差別・被差別の意識は簡単には払拭されるものではないと感じたのでした。

## 1 アメリカ黒人の現状について

次に、2005年における黒人の現状についてお知らせしたい。そこには驚くべき数字が並んでいるのです。アメリカ全人口の12%、3600万人を数える黒人であるが、子供2人いる家族の40%（白人5%以下）は年収\$15,000以下の貧民層です。更には20才から24才までの失業者は30%（白人10%）。20才～30才での黒人の19%は刑務所暮らし、黒人少年少女の70%は未婚の母から生まれる。といった具合です。

国是として「平等」を掲げるアメリカにおいて、なぜ、こうした不平等な状況が生まれたのか？アメリカにおける「平等って何？」またこうした不平等は克服できるのか？順を追って考えてみたい。まずは、「平等」の根拠規程についてです。

## 2 アメリカにおける平等とは？（惨憺たる黒人差別の歴史）

1776年7月4日。アメリカは「独立宣言」によって、世界に向けて高らかに次のように述べた。「……“すべての人間”は神によって平等に造られ、一定の譲り渡すことのできない権利を与えられており、その権利の中には生命・自

由・幸福の追求が含まれている」と。1770年代前半から始まった本国議会からの課税要求に対し、植民地側は当初は「イギリス人としての当然の権利」で応戦しました。が、本国側は植民地に対する属国扱いを変えようとしなかったのです。業を煮やした植民地側の為政者達が飛びついたのが、ジョン・ロックの『市民政府二論』です。『同書』は上梓（1690年）から86年を経て「独立宣言」で再び日の目を見たのです。だが、それはコペルニクス的大転換をもたらした。すなわち「イギリス人としての権利から人間としての権利」への転換であります。ここにアメリカの正義が創出されたのですが、この「“すべての人間”は神によって平等に造られ」は当時は白人のみを指し、黒人やインディアンは対象外であったのですが、このことは150年余を経た20世紀になって、今度は平等を訴える黒人の主張に正当性を与えるものとなるのです。この当時は、閉ざされていたとはいえ、やがて開けられることになるパンドラの函が用意されていたのでした。

当時、黒人を枠外に置こうとする白人の意思は1788年の「合衆国憲法」にも明示されていました。その「第2条第3項」にはこうあります。「……各州の人口は自由人の総数をとり……これに自由人以外の人数の5分の3を加算したものとす……」。まずは、free persons と all other persons を区別したことです。12年前の「独立宣言」では“すべての人間は神によって平等に造られた”と高らかに謳い上げたはずでした。ところが「合衆国憲法」では“自由でない人”の存在を条文化したのです。既に不平等が公式なものとなっていたのです。次に、“5分の3”についてです。アメリカ連邦議会下院は各州の人口に比例して定数が配分されるため、奴隷を1人としてカウントすることに北部の州が反対したことが原因しています。しかしながら、その背景には黒人奴隷に対する平等な権利付与を認めたくない白人の共通の思いがあったのです。1人の人間を5分の3とカウントすることなど実に不合理極まりないことです。

加えて、黒人に対する連邦最高裁の判断です。1857年の“ドレット・スコット判決”で連邦最高裁は歴史に残る不名誉な判断を下しました。アメリカ連邦最高裁判事9名は特別にJusticeと呼ばれます。（他はJudge）正しく、法治国

家アメリカにおいて“正義”の体現を期待された存在なのです。その連邦最高裁が、人間としての身分保障を求めた黒人奴隷の訴えを退けた。逆に、奴隷主の財産権の不可侵を認めたのです。つまり、黒人は家畜と同じく財産であると認定したのです。こうした連邦最高裁による黒人＝家畜との判断が今日まで解消されることなく続く黒人差別問題の元凶であるように思われます。

### 3 「43名の歴代大統領中、人気 No. 1を誇る」偉大なるリンカーン大統領が考えたこと

黒人奴隷問題は実に根深いものでありました。歴代43人の大統領中、アメリカ国民の間では数十年間に亘って人気 No. 1を誇るリンカーン大統領が賞賛される理由は黒人奴隷を解放したことにあると思われれます。確かにリンカーンは1863年に「奴隷解放宣言」を発しました。だが、ちょっと待って頂きたい。南北戦争が始まったのは1861年。「宣言」の2年前です。南・北軍合わせて62万人もの死者を出した内戦の原因は奴隷問題ではなかったのです。明らかに異なります。では、リンカーンは黒人奴隷問題をどのように考えたのか？

ここに1858年にリンカーンの上院議員選挙中の演説があります。黒人は投票権を持たない。そのため、当然のことながら演説は白人受けするようになっています。ドレット・スコット判決から1年後という状況でもあり、今の目線でリンカーンに対して黒人と白人が平等を期待することなぞ無理なことです。また、仮にそのように思っていたならば、リンカーンは上院議員に選出されることも、まして大統領には決してなれなかったと思われれます。彼に関係した文献を読むとリンカーンは黒人を生まれ故郷のアフリカに帰そうと考えていた。これすらも当時としてはヒューマニズムに溢れる考え方であったのです。ちなみに、アフリカにあるリベリア共和国はリバティ（自由）を語源とし、アメリカから強制的に戻された人々のために作られた国です。首都モンロビアはアメリカ第5代大統領ジェームズ・モンローに由来しています。

話を戻します。1863年の「奴隷解放宣言」は、政治家としてのリンカーン

の周到な狙いがあったのです。1つは当時活発な綿花の輸出入を介して親密な関係にあったイギリスが南部に加担することを阻止することでした。1833年既にイギリスは奴隷貿易を禁止していた。「奴隷解放宣言」はイギリスの加担にためらいの効果をもたらしたのです。2つ目は黒人奴隷たちへの発信です。当時の南部の全人口は900万人、黒人奴隷は400万人を占めていました。「宣言」は苦戦を強いられていた北軍にとって、戦況を一転させる転機となったのです。奴隷たちが北軍に馳せ参じたのでした。

北部の南北戦争勝利によって、合衆国憲法は改められてアメリカから奴隷は消えました。そして“5分の3人規定”も漸く修正された。だが、戦争が「奴隷解放」を目的としていなかったことから黒人は多種多様な問題に直面しました。“奴隷後”については、各州の裁量に委ねられたのです。ほとんどの州では黒人の参政権については、「読み・書き能力」を審査対象とし、「一定の財産の保有」を条件にもしました。そうした条件をクリアする黒人が存在しないことを前提に。黒人の苦悩は続いていったのです。

#### 4 1950年代の差別の状況と「公民権運動」

それから90年程経た1955年に転機は突然に訪れました。その当時1896年の“分離すれども平等”との連邦最高裁判決もあって、「白人と黒人と分離」が至る所で当然のこととして行われていました。水飲み場、劇場、トイレ、列車、バス……。1955年12月1日、1人の黒人女性ローザ・パークスは、バス運転手の指示に従わなかった廉で、すなわち「黒人差別条例（バス座席に関する）」を無視した罪で逮捕されました。これを契機に全米で“バスボイコット運動”が広まりをみせていったのです。その中心となったのがマーティン・ルーター・キング牧師です。彼は徹底的に非暴力を訴えた。もちろん彼は基督教プロテスタント・バプティスト派の牧師であります。非暴力は当然のことだったかもしれない。加えて、彼は「独立宣言」理念に沿って、黒人の主張の正当性を、白人を含む全アメリカ国民に向けて訴えたのでした。

報告Ⅱ：アメリカの平等について—黒人問題を事例として—（佐藤）

「私達の共和国の建国者たちが、合衆国憲法や独立宣言に壮大な文言を書き記した時、彼等はアメリカ人なら誰でも受け取ることのできる約束手形にサインをしたのです。この手形は、すべての人にとって、つまり白人と同じように黒人にも『生命、自由、幸福を追求』する『不可侵の権利』があることを保障するはずの約束でした。……私には夢がある。いつの日か、この国の人達が立ち上がり、真の意味でこの国の信条を実現するという夢が。その信条とは『私達はすべての人々は平等に作られたということをも自明の真理として信じる』ということです。……」（「I have a Dream」演説から。1963年8月28日）

非暴力とアメリカの“バイブル”である「独立宣言」に訴えることの効果の程は劇的でありました。若者が中心となって多くの白人が黒人の運動に共感し、先頭に立って“黒人の平等”実現を訴えたのでした。1964年の「公民権法」の制定はこうしたことの産物であったのです。

## 5 「アファーマティブ・アクション」の法制化と行方（「結果の平等」の衝撃）

「公民権法」の制定が法律に基づく“機会の平等”であるとすれば、これからお話する「アファーマティブ・アクション（積極的差別是正措置）」は建国の理念の大転換。すなわち政治判断に基づく“結果の平等”を意味します。この衝撃は強烈なものでした。一例を挙げてみよう。市町村の人口構成に比例しての雇用を義務づける同法においては、警察官、消防士などの公務員には一定の黒人枠が設定されることになります。また、民間会社についても枠を設けない会社については、公共施設への納品や入札は拒否されます。「アファーマティブ・アクション」は大学にも適用されました。黒人などのマイノリティには予めポイントが加算され、例え“SAT”などの統一試験で白人より低い得点であっても、総合点では合格できることになりました。同法の導入に尽力したジョンソン大統領はそれを「黒人に対する白人による歴史の償い」と表現したのでした。



しかし、白人の側、特に白人の低所得層からすれば、「アフーマティブ・アクション」の適用は許容限度を遙かに超えたものでありました。早速、アメリカの正義が問題とされたのでした。1978年にはバッキ事件判決がありました。UCLA デービス医学校では得点の低かった黒人が合格、高かった白人が不合格となりましたが、連邦最高裁の判断は人種別得点の配置を憲法違反とし、黒人の合格を無効とするものでした。黒人に対するこうした得点の操作は 憲法に明記された“法の下での平等”(=機会の平等)からすれば、違憲と判断せざるを得なかったのです。10年後の1988年にはタックスマン事件がありました。財政難から白人だけが解雇されたことに対して、白人高校教師がニュージャージー州を訴えたのでした。注目すべきは本件では、白人が1964年に黒人が獲得した「公民権法」違反を理由に訴訟を起こしたことです。異例の事態はまた起こります。黒人の権利を守るために設立された公民権擁護団体が「アフーマティブ・アクション」の違法性を認める判決が下されることを恐れ31万ドルの和解金を原告の白人教師側に払ったのです。

更には、驚くことに黒人の側からも「アフーマティブ・アクション」への批判が相次いだのです。曰く「公民権運動から既に30年が過ぎた。黒人は遠い過去である奴隷制度を引き合いに出し、甘んじているのではなく、与えられた環境でベストを尽くさなければならない。白人やアジア系の中にも同じような環境で生活している人達はある。人種や肌の色により優遇措置を与えるのは差別だ。それを取り除くことにより、初めてアメリカは1つになれる」(フォード・コナリー：コンサルティング会社経営)。ちなみに、1995年のカリフォルニア州を皮切りに、コロラド州、ワイオミング州など10州で「アフーマティブ・アクション」は撤廃されています。

## 6 オバマ大統領の就任は「不平等是正に貢献するか？」

2008年11月、実に黒人の95%の支持を受けてオバマは当選しました。ハーバード大学ロースクールを卒業した「エリート黒人」としては珍しく積極的に

黒人の貧民街で活動（弁護士）を行ったオバマ大統領は不平等の是正に貢献できるだろうか？ 私はそれには相当な困難を伴うと予想します。

国民皆保険制度導入を巡る混乱でも証明されているように、白人を中心とした多くの国民は連邦政府の増税を伴うこれ以上の介入に警戒感と嫌悪感を抱いています。今年に入ってからのお知らせ選挙や連邦議会補欠選挙での民主党の敗北はこうした拡大する連邦政府への拒否反応であるといえます。11月に中間選挙を控え、また自身が2年後の二期目を目指すには、やはりオバマ大統領はリベラルだったとのレッテルが貼られるのを回避する方策を求めざるを得ないのではないのでしょうか。そこには、マイノリティである黒人だからこそ、逆にリベラル色を打ち出せないジレンマがあるように思われるのです。このことから「アフーマティブ・アクション」への積極的擁護発言は慎むことにならざるを得ないと考えます。

但し、大統領には制度上の特権があります。それが連邦最高裁判事の指名です。アメリカ連邦最高裁判事は終身です。弾劾を除き、裁判官は辞任以外では死ぬまで勤められる。最高齢90才のスティーブンス判事は1975年に就任していますから今年で実に45年最高裁判事を勤めたこととなります。そのスティーブンス判事が引退表明したことから、オバマ大統領は自身がシカゴ大学で法律学教授を務めて時に同僚であったエレナ・ケガン女史を指名しました。同じくオバマ大統領は昨年10月に就任した初のヒスパニック系判事ソニア・ソトマイヨールを指名した。ニューヨークのサウス・ブロンクス生まれの彼女こそ「アフーマティブ・アクション」の申し子なのです。オバマ大統領が仮に二期目の大統領選挙に勝利し、あと6年半大統領職に留まるならば、「アフーマティブ・アクション」について、現在の連邦最高裁判事9名の傾向が、支持4名・消極的2名・不支持3名であることから、交代によって「支持」を大きく増やすことも考えられます。

最後に例え話を1つ紹介します。白人・アジア系黄色人・黒人の3人の自動車会社に勤めるセールスマンがいるとします。3人とも販売業績が良くない。白人とアジア系黄色人は共通して考える「自分には自動車売る才能がないの

だ！」だが黒人は違った。「差別されているから売れないのだ！」

繰り返すまでもなく、人種を問わず全ての国民に“機会の平等”を保障するのが現在のアメリカの国是です。“結果の平等”である「アファーマティブ・アクション」は無いにこしたことはありません。しかしながら、現在の状況で「同法」を廃止したらどうなるのでしょうか？ 例えば南アフリカと異なり、白人に対して黒人が占める人口比率は圧倒的に低いのです。そのため、オバマ氏が大統領になったという特殊事情はあっても、黒人が政治的マジョリティーになることは考え難い。「アファーマティブ・アクション」が廃止されると、政治的黒人居住区からは医者や弁護士はいなくなります。職場では稀にしか黒人を見かけなくなります。不平等と所得格差は益々拡大して行くことでしょう。“政治的平等”を促す「アファーマティブ・アクション」は必要悪とも思われますが、現在の黒人が置かれた状況や歴史的経緯からすれば廃止するには至っていないと考えます。

### 《参考文献》

- 本田創造著『アメリカ黒人の歴史』（岩波新書，1991年）  
 上坂昇著『増補・アメリカ黒人のジレンマ―「逆差別」という新しい人種関係』（明石書店，1992年）  
 ジョン・ホープ・フランクリン著，本田創造訳『人種と歴史―黒人歴史家のみたアメリカ社会』（岩波書店，1993年）  
 ベンジャミン・クォールズ著，明石紀雄ほか訳『アメリカ黒人の歴史』（明石書店，1994年）  
 上坂昇著『キング牧師とマルコム X―アメリカの光と影を生きたふたりの黒人指導者』（講談社現代新書，1994年）  
 脇浜義明著『アメリカの差別問題―PC(政治的正義)論争をふまえて』（明石書店，1995年）  
 パップ・ンディアイ著，明石紀雄監修『アメリカ黒人の歴史―自由と平和への長い道のり』（創元社，2010年）



## 【シンポジウム】

# 報告Ⅲ：行政学・公共政策論にとって 「平等って何だ」

平 石 正 美

## 目 次

はじめに

- 1 行政学は何を研究してきたのか
  - 2 行政学・公共政策論における「平等」の扱い
  - 3 行政学や公共政策論は何を重視するのか
- おわりに

## はじめに

政治研究所の公開シンポジウム「平等って何だ」は、政治学科の3コースに合わせて統一テーマを学問分野別に話し合おうという企画のシンポジウムであった。

政治学にとって「平等」とは、もともと縁の深いテーマであり、いかに実現するか、どのように平等な社会をつくっていくかは常に重要な論点であった。しかし、行政学や公共政策の立場にとって「平等」は、理念的に語ったとしても具体的に論じることがあまりなかったテーマである。それはなぜなのかを、改めてこのシンポジウムを機会に検討してみることにする。

## 1 行政学は何を研究してきたのか

一般的に現代行政学は、1887年のウッドロー・ウィルソンの「行政の研究」

### 報告Ⅲ：行政学・公共政策論にとって「平等って何だ」（平石）

が出发点であるとされる。ウィルソンは、「行政の領域は、経営（ビジネス）の領域である。それは、政治の喧噪と抗争からは隔離されている」そして、「行政は、会計事務の方法が社会生活の一部であり、また機械装置が工場生産の一部である」という意味でしか政治学の世界で重要ではないと述べていた。このウィルソンの論理は、政治と行政を明確に分離することで、行政の政治腐敗を廃し、行政の能率性を高める「政治行政分離論」として行政学に論理的支柱を与えるきっかけとなった。

しかし、120年余り経た現在、このウィルソンの論理構図は、実態と相当な違いがあることは明らかとなっている。具体的などころでいえば、政権を奪取した民主党は、国家や政治が弱体化してきたのは官僚制にあるとして、政治主導の政権運営を図るとした。翻って言えば、官僚制が政治的な役割の多くを担ってきており、政治が本来の機能を果たせなかった事が問題であるとしたのである。民主党の判断が正しいかどうかは、異論があったとしても、官僚を中心とした行政システムが、政策形成において大きな役割を果たし、政治体制の中で巨大な組織構造を持ちながらも、自己保身的で国民のために行動していないという批判は、多くの人が首肯できるであろう。これは、行政学でいうところの「官僚制の弊害」や「官僚制の逆機能」の問題であり、50年代から70年代に多く研究された官僚制や行政統制論の研究課題であった。一方で、公共政策論の先駆となる H.D. ラスウェルや Y. ドロアらによる政策科学の研究が始まったのもこの時代である。

80年代から90年代は、政策論の高まりを受けて、公共政策の研究や実証的な研究が増えていった。大学においても、公共政策学部や総合政策学部といった学部の新設も相次いでいった。その後、行政改革論や地方分権論などの実践的研究や個別の政策研究が展開され、その一方でガバナンス論のような伝統的政治行政体制への批判理論が数多く展開されるようになった。

行政学の研究者は、一般理論もしくは中範囲の理論を研究する一方で、学問的性格として社会現実への処方箋を提示しなければならない宿命を持ち、具体的な政策分析や公共政策研究に携わることが多い。したがって、理論というよ

りはプラグマティックな研究性向を持ちがちとなる。

## 2 行政学・公共政策論における「平等」の扱い

このシンポジウムを機会に「平等」を行政学でどのように扱っているのかを、改めて調べてみた。すると、意外にも行政や公共政策の立場からは「平等」という概念がほとんど語られていない。なぜなのかを、検討してみることにする。

### 1) 行政学教科書における「平等」概念の扱い

下表のように大学で一般的に使われている行政学と公共政策論の教科書10点から、「平等」概念が目次で取り扱われているか、または索引で示されているかを調べてみた。行政学の教科書7点においては、主要なテーマとして目次で扱っているものはなく、索引においてもなかった(2点は索引がついてない)。

また、公共政策論の教科書においても目次で取り扱っているものはなく、索引レベルでは1冊が該当した。その足立幸男の『公共政策学入門』では、「国民が判断するような価値がいくつか存在する。たとえば、……自由, 平等, 平和, 経済的繁栄, 環境保全などが、そうであろう」といった政治的価値を述べる時に用いたものの、「平等」自体を取り上げ、説明している項目はない。

表1 行政学・公共政策における「平等」の扱い

著者	書名	発行年	目次における「平等」	索引における「平等」
西尾勝	行政学	1993	なし	なし
今村都南雄 他	ホーンブック 行政学	1996	なし	なし
森田朗編	行政学の基礎	1998	なし	索引なし
土岐・平石・外山・石見	現代行政のフロンティア	2007	なし	なし
藤井浩司・縣公一郎編	コレク行政学	2007	なし	なし
風間規男編	行政学の基礎	2007	なし	索引なし
真淵勝	行政学	2009	なし	なし
宮川公男	政策科学の基礎	1994	なし	なし
足立幸男	公共政策学入門	1994	なし	あり
宮本憲一	公共政策のすすめ	1998	なし	なし

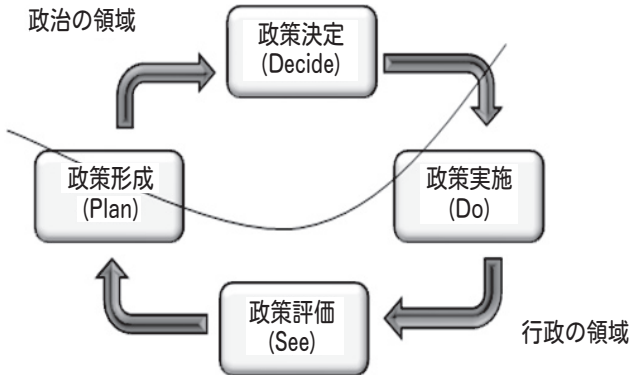


図1 政策過程における政治と行政

つまり、「平等」概念は、政治学における基本理念ではあるが、行政学や公共政策論における主要テーマになっていないことが明らかとなった。これは、ある程度予期していたものの、なぜなのかをきちんと説明をすべきであることを実感することとなった。

## 2) 政治と行政の役割分担と関心の違い

行政学は、政治学系の一分野であり、政治と行政の関係をどうするべきかという規範論は、違ったアプローチを採りつつも時のテーマとなり続けている。

また、行政学が政治行政分離論から始まり、政治行政融合論へと推移していった流れは、政治と行政の望ましい関係の探求が行政学の根幹であることを示している。その後、80年代以降に民営化論や行政改革論が出てくるが、これも時代状況や環境の変化に合わせて、政治と行政を厳格に分離したり、連携協力を高めたりすべきであるといった関係規範論の変形であるともいえる。

伝統的に、行政学がひたすら研究の骨格にしてきたのは、組織論や管理論を取り入れた組織有効性や管理の効率性であった。ここでは、組織管理論、人事管理論、財務管理論など政府機構を管理していくための行政管理論として体系化されていった。

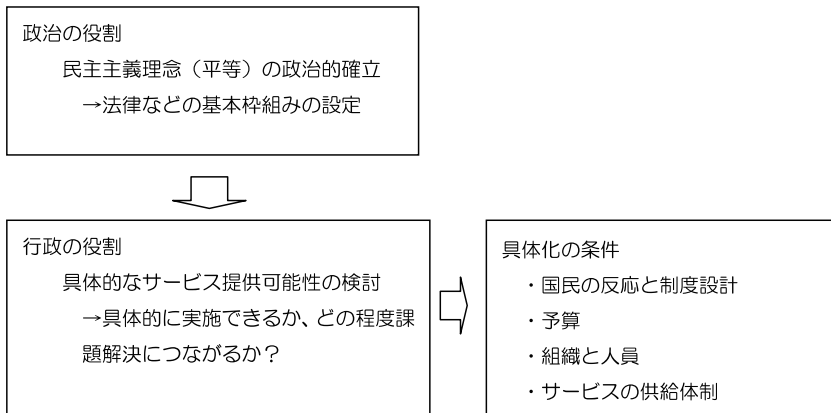
しかし、現実の社会課題を解決する処方箋を提示するという行政学の使命は、



一方で政策科学や公共政策論の導入や展開を示し、それらを行政学の中に取り込み、よりプラグマティックで処方箋的な政策立案や政策開発を進めていくこととなる。

政策科学を提唱した H.D. ラスウェルは、『政策科学序説』(A Preview of Policy Sciences, 1971) において政策科学の役割を「公共のおよび市民的秩序の意思決定プロセスについての (of)、およびそのプロセスにおける (in) 知識に関わるもの」と定義している。「of の知識」とは、決定され実施される政策についての体系的・経験的研究を意味し、「in の知識」とは、現実の意思決定において利用可能な知識のストックのことである。つまり、民主主義システムを発展させるような政策過程の改善と、現実に役立つ政策分析及び政策開発を発展させることが、政策科学の目的であると位置づけたのであった。そのため、政策科学や公共政策論においては、より具体的でプラグマティックな政策開発や研究が求められるようになったのである。

行政学は、これらの研究傾向や政策科学等の影響を受け、より具体的な制度化と公共サービスの有効性というプラグマティックな側面への研究関心を深めていくことになる。それを概略的に示せば、**図 2** のような関係性を描くことが



**図 2** 政治と行政の基本的役割と具体化条件

できよう。つまり、政治の役割は、平等などの民主主義理念を、現代の環境の中で実現していく基本枠組みを設定し、行政はその枠組みの中で実行可能なサービスや事業へと展開していく。しかし、具体化するには、予算、組織、人員といった資源を有効に使って、効果を高めていく必要があり、換言すれば有限性のある資源を元に目的や目標の達成度を描き、それを実施しなければならないのである。そのため、行政学の研究方向は目標設定や達成度といった側面に向けられることになり、「平等」という理念を理解していても、政策を実施することで高められる効果は何か、どの程度解決につながるかに関心を強く持つため、より計量化しやすい概念に着目するようになったのである。

### 3 行政学や公共政策論は何を重視するのか

#### 1) 政策における価値の対立と手続的公正

行政学や公共政策論は、具体的な政策の有効性を最大化するために、制度と政策との関係、政策に関する環境要因、政策自体の費用効果や費用便益などに焦点を合わせた研究を進めようとする。しかし、政策が形成される過程において、利用可能な資源の有限性、政策への多様な代替案、さらに様々なアクター（企業・利益集団・既得権益者）からの圧力などの影響を受ける。

公共政策は、無限大の資源を投入できるわけではなく、限られた予算などの資源を配分するものであるため、特定分野の政策が実施されることは他の分野や集団への政策予算が削減されたり、転換されたりすることとなる。つまり、現代国家で公共サービスを提供することは予算などの財の移転を意味し、ある集団にとっては賛成でも、他の集団にとっては反対となり、価値観や意見の対立を生みやすくなる。

政策の現場にたつ人間は、政策を具体化すればするほど、対立が生じやすいことを理解している。さらに、行政の立場においては法の目的や基本理念を重視しつつも、少なくとも手続は公平で、公正であろうとする。そのため、政策形成・立案・実施の政策過程においても、手続きを公正かつ公平に行うことを

重視する手続民主主義 (Procedural Democracy) や適正手続 (Due Process) が重要であると考ええる。

しかし、政策に関係する官僚や研究者は、予想される政策効果や有効性の評価を通して、政策目的や理念に直接・間接的に関わっている。つまり、政治的な決定で「平等」という理念の枠組みが制定されれば、何らかの形でそれらの問題に関わらざるを得ない。しかし、「決定は政治の役割」、「実施は行政の役割」という規範論が、直接的な参加を抑制することになる。そのため、行政学や公共政策論の立場では、行政の枠内にとどまりつつ、公共政策に展開可能な政策有効性の尺度を限定的に用意することになる。

## 2) 公共政策に求められる尺度

公共政策が望ましいものであるか、実施すべき基準に合致しているかを判断する際、伝統的に行政学や公共政策論の世界では、経済性 (economy)、効率性 (efficiency)、有効性 (effectiveness) という判断基準を設けてきた。①経済性とは、同じ成果を最も安い経費で達成するべきとする基準であり、②効率性とは、同じ経費で最も高い成果を上げるべきとする基準、③有効性とは、所期の目的 (行政の枠内で設定された目的) を十分に達成しているかという規準であり、この3つを3Eとしている。これに対して、近年は4つめの尺度として④公平性 (equity) も加えて、4Eにすべきだという考え方が広まってきた。

前者の3Eは、政策において「ムリ、ムラ、ムダをできるだけ少なく」すべきだという経済的合理性を追求する基準であり、後者の4Eはそれに社会的合理性である公平性 (公平・公正・社会的正義) を加えるものである。つまり、3Eの段階では行政資源である予算や人員をいかに節約して、有効に使うかが求められるものであり、そこでは政治的価値からの分離が可能であった。しかし、4Eの段階になれば、納税者である国民に対していかに公平で公正であるのか、いかに社会的な正義を達成できるのかという政治的価値の領域への踏み込みを必然のものとしてざるを得ない。これらの尺度が利用されるのは、近年、多くの地方政府や中央政府で実施されてきた行政評価や政策評価である。これ

報告Ⅲ：行政学・公共政策論にとって「平等って何だ」（平石）

は、政策形成・政策決定・政策実施・政策評価という各政策段階を連携循環させることを前提とした手法であり、この手法の有効性を高めていくことは必然的に政治の領域への介入を意味することになる。

## おわりに

行政学や公共政策論は、アクターの規範的抑制を意識的もしくは無意識に理解し、その領域内の研究に専心する傾向があった。これは、クライアントが行政であることが多く、プラグマティックな傾向を持つ学問的性格にも起因している。しかし、政治と行政のあるべき関係は、形を変えつついつの時代にも重要な研究テーマであり、避けて通ることができない本質的なテーマであることは過去の研究の歴史が物語っている。さらに、公共政策の有効性や効果を深く追求することは、結果的に政治的価値の領域に足を踏み入れることになることも指摘した。

行政学や公共政策論にとって「平等」などの政治的価値は、数量化しにくく、政策の目標化がしにくい概念であったため、別な尺度に置き換えることで研究を精緻化してきたが、政策の有効性を深く探究し、あらたな社会参加の時代に対応していくためには、政治的価値と国民の反応などをより分かりやすくするとともに、計量化できる研究手法の開発に挑戦していく必要がある。

しかし、行政学や公共政策論が単純に政治的価値の領域に介入するわけではなく、蓄積してきた研究を元に、政策代替案の目的価値の達成度に関する多元的評価や新たな有効性尺度の開発などからその問題に踏み込んでいかなければならない。現実の社会では、ボランティアやNPOが多くの社会的役割を果たすようになった結果、公共政策への参加アクターの拡大や官民融合の深化などが見られるので、こうした課題対応も含めた本質的な研究が求められているのである。

### 《比較した行政学・公共政策の文献》

1. 西尾勝『行政学』（有斐閣，1993年）
2. 今村都南雄他『ホーンブック 行政学』（北樹出版，1996年）
3. 森田朗編『行政学の基礎』（岩波書店，1998年）
4. 土岐・平石・外山・石見『現代行政のフロンティア』（北樹出版，2007年）
5. 藤井浩司・縣公一郎編『コレーク行政学』（成文堂，2007年）
6. 風間規男編『行政学の基礎』（一藝社，2007年）
7. 真淵勝『行政学』（有斐閣，2009年）
8. 宮川公男『政策科学の基礎』（東洋経済，1994年）
9. 足立幸男『公共政策学入門』（有斐閣，1994年）
10. 宮本憲一『公共政策のすすめ』（有斐閣，1998年）

### 《参考文献》

- D・ワルドー『行政国家』（九州大学出版会，1986年）  
辻清明編『行政学講座1』（東京大学出版会，1976年）  
H・サイモン「行政理論と行政制度の変動」，I・デ・ソラ・プール編『現代行政学の思想と方法』（劉草書房，1970年）  
西尾勝『行政学の基礎概念』（東京大学出版会，1990年）  
日本行政学会編『年報行政研究17 行政学の現状と課題』（ぎょうせい，1983年）  
橋本信之『サイモン理論と日本の行政』（関西学院大学出版会，2005年）  
Naomi B. Lynn and Aaron Wildavsky eds., *Public Administration: The State of the Discipline* (Chatham House Publishers, 1990).  
H. George Frederickson, *The Spirit of Public Administration* (Jossey-Bass Publishers, 1997).  
Barry Bozeman, *Public Management* (Jossey-Bass Publishers, 1993).  
Wayne Parsons, *Public Policy* (Edward Elgar, 1995).  
Woodrow Wilson, "The Study of Administration", *Political Science Quarterly*, June 1887, in J. M. Shafritz & A. C. Hyde, *Classics of Public Administration* (Wadsworth Pub Co., 2008)



# 政治研究所規程

(設 置)

第1条 国士舘大学学則第39条第2項に基づき、政経学部に付属の政治研究所（以下本研究所と称する）を置く。

(目 的)

第2条 本研究所は、政治に関する専門的研究および調査を行ない、本学の教育研究活動の発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本研究所は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1) 研究・調査および報告
- 2) 研究誌・機関紙の発行
- 3) 研究会・講演会の開催
- 4) 専門的教育者・研究者の養成
- 5) その他必要と認められる事業

(構成員)

第4条 本研究所は、以下の者をもって構成する。

- 1) 所長
- 2) 研究員
- 3) 特別研究員
- 4) 事務職員

(所 長)

第5条 所長は本研究所を代表し、その運営を統括する。

2. 所長は政経学部学部長の推薦により、学長が委嘱する。
3. 任期は2年とし、再任を妨げない。

(研究員)

第6条 研究員は政経学部政治学科および入会申し込みのあった経済学科ならびに経営学科の専任教員をもって充てる。

(特別研究員)

第7条 特別研究員は、研究において必要と認められた学内外の研究者をもって充てる。

2. 特別研究員は、前条に定める研究員の推薦に基づき運営委員会の議を経て所長が委嘱する。所長はその委嘱について至近の研究員総会で報告をしなければならない。

(事務職員)

第8条 本研究所の事務は、政経学部の事務員が兼務する。

(研究員総会)

第9条 本研究所は、第6条の研究員からなる研究員総会を定期不定期に開催し、次の事項を審議し決議する。

- 1) 所長の選任
  - 2) 所長により指名された運営委員の承認
  - 3) 予算、決算および事業計画の承認
  - 4) 本規則の改廃
2. 研究員総会は委任状を含む研究員総数の過半数の出席をもって成立し、その議決は単純多数決による。
  3. 本研究所の議決は、至近の政経学部教授会において報告することを要する。

(運営委員会)

第10条 第3条の事業を円滑に実施するために、本研究所に所長と運営委員からなる運営委員会を置く。

2. 所長は、その任期はじめに数名の運営委員を指名しなければならない。
3. 運営委員会は運営委員の過半数の出席で成立し、議決は過半数による。

(経費、予算、決算および会計年度)

第11条 本研究所の経費は校費・研究補助金およびその他をもって充てる。

2. 会計年度は、4月1日から翌年の3月末日までとし、所長は適切な時期に翌年度の予算案と前年度の収支決算書を研究員総会に提出し承認



を得なければならない。

(本規則の改廃)

第 12 条 この規程は、研究員総会の審議を経て理事会が決定する。

(付則)

本規則は、平成 21 年 10 月 1 日より施行する。

## 執筆者紹介

石 見 豊 政治研究所所員  
川 島 耕 司 政治研究所所員  
齋 藤 元 一 政治研究所所員  
佐 藤 圭 一 政治研究所所員  
菅 原 安 彦 政治研究所所員  
中 金 聡 政治研究所所員  
David Hutchinson 元グレーター・ロンドン環境政策部長  
平 石 正 美 政治研究所所員  
的射場 敬 一 政治研究所所員  
三 浦 信 行 政治研究所所員  
藤 本 吉 藏 政治研究所所員

## 政経学部附属政治研究所役員

所 長 三浦 信行  
所長代行 齋藤 元一  
運営委員 石見 豊 川島 耕司 菅原 安彦 中金 聡  
的射場 敬一 安永 勲 藤本 吉藏

## 国 士 館 大 学 政 治 研 究 第 2 号

平成 23 年 3 月 25 日 印刷

平成 23 年 3 月 31 日 発行

編 集 者 © 国士館大学政経学部附属政治研究所

発 行 者 国士館大学政経学部附属政治研究所

東 京 都 世 田 谷 区 世 田 谷 4-28-1

電 話 03-5481-3151(代)

印 刷 株式会社 小 薬 印 刷 所

東 京 都 中 央 区 入 船 2 - 7 - 4

電 話 03-3551-1222







# **Kokushikan University**

# **Political Studies**

No. 2 March 2011

---

## CONTENTS

### Articles

- The Present Situation and Problems of the Reforms of  
the Decentralization by the Democratic Party of Japan ..... Yutaka Iwami ( 1)
- The Catholic Community and Religious Nationalism  
in Sri Lanka ..... Koji Kawashima ( 29)
- Why do we eat:  
To survive, to be healthy or to be pleased? ..... Yasuhiko Sugawara ( 51)
- The Return of Epicurus: On Gassendi's  
Art of Philosophical Writing.....Satoshi Nakagane ( 71)
- The Roman Republic and Cicero ..... Keiichi Matoiba (107)
- In Commemoration of the 50<sup>th</sup> Anniversary of the Revision  
of the Japan-U. S. Security Treaty: Focusing on the Public  
Hearing of the Special Committee during the 34<sup>th</sup> National  
Diet Session of the House of Representatives .....Nobuyuki Miura (137)

### Note

- Notes: A Study of Ortega (2) .....Kichizo Fujimoto (193)

### Lecture

- The Governance of London ..... David Hutchinson (223)
- How to Get Along with the United States of America? ..... Genichi Saitoh (239)

### Symposium on Equality

- Introduction .....Satoshi Nakagane (255)
- Equality in the Perspective of Political Science..... Keiichi Matoiba (259)
- On Equality in America – History of Intolerance and  
Discrimination against Black American – ..... Keiichi Satoh (271)
- What is Equality for Public Administration and  
Public Policy? .....Masami Hiraishi (281)

---

**Institute of Political Studies**

**TOKYO JAPAN**